

公益財団法人
日本高等教育評価機構
10周年誌



2004-2014

10th
Anniversary



理事長挨拶

創立10周年を迎えて

日本高等教育評価機構は、今年創立10周年を迎えました。創設から今日に至るまで、当機構の運営・認証評価事業に格別のご支援とご協力をいただきました多くの関係者の皆様方に厚く御礼申上げます。

当機構の設立に当たっては、平成12(2000)年から日本私立大学協会常務理事の故原野幸康氏と日本私立大学協会附置私学高等教育研究所初代主幹の故喜多村和之氏を中心に第三者評価について調査・研究が進められ、平成16(2004)年に日本私立大学協会の寄附を受け私立大学などに対して第三者評価を実施する財団法人として発足しました。その後、平成17(2005)年に大学機関別認証評価機関、平成21(2009)年に短期大学機関別認証評価機関、平成22(2010)年にファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関としてそれぞれ文部科学大臣から認証を受け、これまでに延べ328大学、1短期大学、1ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価を実施し、公表してきました。また、平成24(2012)年4月には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けて「公益財団法人日本高等教育評価機構」として新たに出発しました。

大学等の機関別認証評価制度は、平成22(2010)年度に第1期を終えて、第2期に入りました。第1期時の認証評価は、「認証評価のための自己点検・評価」と言われ、評価疲れが問題視されていましたが、経験を踏まえて、各大学の自主的な質保証のための本来の自己点検・評価の実施状況を検証し、各大学の個性・

特色を伸張することを新たな目的として、認証評価事業に取組んでおります。更に、次期の第3期に向けた「認証評価の在り方」の検討に着手しました。

今後の認証評価は、大学が国によって定められた一定基準に適合しているとして認可されていることから、その基準が守られているかの検証は当然のことですが、より多様化、重層化が進展する大学活動を踏まえ、各大学が目指す大学教育の質的保証や個性化・特色を発展させるお手伝いをすることがピア・レビューの基本精神であると考えています。そのためには、当機構としても評価の在り方の研究に力を注ぎ、グローバル化や地域活性化の主役たる大学の果たす役割が多様化している時代の大学評価の在り方を示し、大学活動がより一層活性化することへの手助けができればと思います。更に、評価文化が醸成され、誰からも信頼される機関となることを願っています。

最後になりましたが、当機構の設立に当たり、当機構の母体である日本私立大学協会の大沼淳会長をはじめ、当機構の佐藤登志郎初代理事長、高倉翔初代副理事長及び原野幸康初代専務理事各位のご尽力、お力添えがあったからこそ、この10周年という記念すべき節目を迎えたことに、改めて心より感謝申上げます。

これからも、我が国の高等教育の発展に寄与できる第三者評価機関となるよう、努力して参る所存です。今後とも皆様のご指導とご支援を賜りますようお願い申上げます。



公益財団法人

日本高等教育評価機構 理事長

黒田 壽二

公益財団法人 日本高等教育評価機構10周年誌 目次

	002 理事長挨拶 創立10周年を迎えて 公益財団法人日本高等教育評価機構 理事長 黒田 勲二
第1章 発刊に寄せて	006 評価を通した大学の発展を願って 日本私立大学協会会長 大沼 淳 財團法人日本高等教育評価機構 設立発起人代表 007 創立10周年誌発刊を祝して 日本私立大学協会 常務理事 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 所長 中原 爽 008 認証評価 -『これまで』と『これから』- 公益財団法人日本高等教育評価機構 顧問・前副理事長 高倉 翔 010 〈寄稿〉評価機構と私 前人の熱意と努力を引き継ぎ、より良い評価を 日本大学文理学部 教授 羽田 積男 011 評価員を経験して 学校法人鶴学園 広島工業大学 常務理事・副総長 坂本 孝徳 大学の改革・改善に役立つ効果あり! 神戸芸術工科大学 デザイン学部長 見寺 貞子 012 大学教育という文化の共有 愛知産業大学経営学部 教授 吉田 修 大学の理想実現に評価機構の役割は大きい 広島経済大学興動館 課長補佐 石田 真英 013 成長と感謝の1年 学校法人谷岡学園法人本部総務課 チーフ 永藤 裕子 評価機構で得た二つの財産 桜美林大学キャリア開発センター 錦織 徹 014 コラム1 歴代執行役員
第2章 10年の軌跡	016 これまでのあゆみ 018 評価機構の前史・本史 022 公益財団法人への移行 024 コラム2 私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨(素案) 026 コラム3 評価機構設立の関係者
第3章 JIHEEを支える力	028 会員校 030 評議員会・理事会 032 各種委員会・会議体 036 評価員 040 コラム4 ロゴ・認定マーク
第4章 事業内容	042 評価事業の概要 054 調査研究 069 広報
第5章 明日に向けて	072 座談会「認証評価とJIHEEの10年後のために」 080 JIHEE10周年に想う 公益財団法人日本高等教育評価機構 副理事長 相良憲昭
第6章 資料編	082 評価機構の概要・組織図 084 設立趣意書／認定書・認証書 086 定款 090 年表 092 役職員等名簿 098 評議員会・理事会 開催実績 106 各種委員会・会議体 開催実績・名簿 129 会員校一覧 135 実施大綱 150 評価基準 161 年度別認証評価結果 164 セミナー等開催実績

第1章

発刊に寄せて

- 006 評価を通した大学の発展を願って
- 007 創立10周年誌発刊を祝して
- 008 認証評価 -『これまで』と『これから』-
- 010 〈寄稿〉評価機構と私
- 014 コラム1 歴代執行役員

評価を通した大学の発展を願って



日本私立大学協会
会長

大沼 淳
財団法人 日本高等教育評価機構
設立発起人代表

21世紀の初頭に「知識基盤社会の時代」と呼ばれ、人材育成や学術研究を担う大学には、国際的競争力の強化や国際普遍性の向上等が強く求められることになった。

平成14(2002)年8月には、中央教育審議会が「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を答申し、改革案が提言された。

そして、平成14(2002)年11月には、学校教育法の改正により、全ての大学に第三者評価が義務付けられ、大学は教育研究、組織運営等の状況を自己点検評価するとともに、文部科学大臣に認証された認証評価機関による第三者評価を受けることになり、平成16(2004)年4月から施行されることになった。

日本私立大学協会は、それに先立ち、平成12(2000)年に附置私学高等教育研究所を設置し、平成3(1991)年の「大学設置基準の大綱化・簡素化」の改正に伴う「大学評価の在り方」などについて調査・研究を進め、「私学の適性に配慮した評価」を主眼とする第三者評価機関の在り方を精力的に研究し、本協会会長を発起人代表として独自の評価機関を創ることにした。

その結果、平成16(2004)年には「日本高等教育評価機構」を創設することになり、翌平成17(2005)年には文部科学大

臣の認証を受けた。

社会構造が激変する今日、私立大学は多くの課題を抱えているが、各大学が伝統ある建学の精神に則って、教育の理念・目標を明確にし、それぞれに個性ある大学を目指さなければならない。学内の改革に取組むとともに、社会への説明責任も果たさなければならない。そのためにも、義務化された第三者評価を有効に機能させたいものである。したがって、評価機関は評価を通して受審大学への改革の助言をするなどし、受審大学を励ますことを主眼とするべきであり、単に評価基準によって評価すればいいというものではない。

一方、大学としても認証評価を受審することが目的ではなく、今後の大学発展のための改善の手段と考えなければならない。そして評価を通して大学の発展につなげてこそ真の意味がある。

さて、今年で日本高等教育評価機構が生まれて早くも10年が過ぎる。発起人代表をつとめた私にとっては、誠に感無量なものがある。創設に向けた調査・研究・海外視察などにご尽力いただいた多くの関係者の皆さん、特に今は亡き喜多村和之氏(附置私学高等教育研究所元主幹)、また、原野幸康氏(日本私立大学協会元常務理事・日本高等教育評価機構元専務理事)のお二人に対して、改めて感謝を申し上げたい。

創立10周年誌発刊を祝して



日本私立大学協会 常務理事
日本私立大学協会附置
私学高等教育研究所 所長
中原 爽

公益財団法人日本高等教育評価機構理事長黒田壽二先生から、日本高等教育評価機構創立10周年記念誌作成にかかる原稿執筆のご依頼がございました。

執筆にあたり、故原野幸康日本私立大学協会常務理事・事務局長の事柄に触れた内容でまとめてみますとお答えをいたしました。もちろん、当時の原野幸康氏は、財団法人日本高等教育評価機構専務理事・事務局長を兼ねておられました。

そして、評価機構設立母体である日本私立大学協会の業務として「私学の特性に配慮した評価システムのあり方」のプロジェクトチームを結成され、基本策を取りまとめられた経緯でした。当時、その評価の目的は「受身的な評価ではなく、建学の精神を踏まえた建設的な自己研究・診断・改革を基礎とした基準により、可能な限り定性的評価を行うことである」と述べられています。その後の経過では、平成16(2004)年11月文京学院大学(仁愛ホール)で、評価機構設立の概要と評価基準の説明会が実施されましたが、この講演が私が原野幸康事務局長と一緒に行った評価機構にかかる最後の仕事でした。

今後の10年間も、引き続き公益財団法人としての評価機構の事業を変わりなく進めなければなりませんが、評価機構自体も、また評価を受ける大学も社会情勢と内部ガバ

ナンスのあり方などの影響を受けても、原野幸康氏が述べられた「評価の目的」を忘れることなく、その都度の時代変化に対する適応が必要であると考えます。

私ごとですが、私は昭和47(1972)年4月から、所属大学の教務部長として日本私立大学協会教務委員会に加わった時点から、現在まで42年が経過しましたが、この経過の中で初代の矢次事務局長から、現小出秀文事務局長の歴代の事務局長のご厚誼を受けてまいりました。現在は、日本私立大学協会附置私学高等教育研究所所長を任命されています。原野幸康氏は平成12(2000)年に喜多村和之博士を迎えてこの研究所を設立され、私も研究所規定の作成などをお手伝いしたことを思い出します。

喜多村和之博士は平成25(2013)年12月、ご逝去され平成26(2014)年1月開催の私大協会理事会で黙祷の儀を捧げたところであります。また、原野幸康氏のご葬儀におけるご子息のご挨拶では、ご遺言はなく、父は退院後も更に財団・評価機構の仕事に取組むつもりであったとのご挨拶でした。引き続き財團の新たな法制化に即した対応を考えておられたのです。

以上ですが、過日、評価機構の設立にかかわった者として、公益財団法人日本高等教育評価機構の今後益々のご隆盛を心から祈念申し上げて、愚見の取りまとめといたします。

認証評価 —『これまで』と『これから』—



公益財団法人 日本高等教育評価機構
顧問・前副理事長

高倉 翔

認
証

証評価制度は、平成 16 (2004) 年度から始まって、今年で 10 年目を迎えていました。この評価には、7 年以内ごとの機関別と 5 年以内ごとの専門分野別の二つありますが、日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、平成 16 (2004) 年度にまず財團として設立され、平成 17 (2005) 年度から主に機関別の評価を中心に行ってきました。私は、「評価機構」の設立母体である日本私立大学協会の大学評価問題検討委員会の委員長として法人設立に関わり、設立後は、副理事長として運営に携わってきました。また、平成 3 (1991) 年以降の自己点検・評価から認証評価の導入まで深く関わってきた者として、まず『これまで』を振り返ってみたいと思います。

平成 3 (1991) 年の大学設置基準の大綱化に伴い自己点検・評価が努力義務化された直後に、私は、筑波大学から派遣され、アメリカの大学や評価機関を調査しました。マサチューセッツのハーバード大学や MIT、ナッシュビルにある南のハーバードと呼ばれるバーンダービルト大学などの 9 大学を訪問調査しました。ワシントン D.C. では、複数あるアcreditation 機関を取りまとめる包括的団体であり、現在の CHEA (Council for Higher Education Accreditation) の前身である COPA (Council on Postsecondary Accreditation) を訪問しました。その玄関には「自発的なアcreditation による教育の質保証」(Quality Assurance in Education through Voluntary Accreditation) というプレートが掲げられていたことが強く印象に残っています。

その翌年、私は、アメリカのオハイオ州立大学の上席客員教授 (DVP) として大

学院で教鞭をとっていました。ちょうどその時期に、大学は専門分野別アcreditation を受け、私も実際に自己点検・評価の作業等に従事しました。この評価を受けた後に「アcreditation 台風」というタイトルで論説を書いたぐらい衝撃的で、実地調査終了後は、まさに台風一過のようでした。また、NCATE (National Council for Accreditation of Teachers Education) という教員養成の専門分野別アcreditation 団体の評議員の一員としてもサイト・ビジットに参加しました。このように、「評価を受ける立場」と「評価をする立場」の両方を幸いにもアメリカで経験することができました。

平

成 14 (2002) 年に中央教育審議会が「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」を出しました。私は、この時の審議会委員として、更に、大学分科会の将来構想部会の副部会長として、実質的な責任者として答申の取りまとめに大きく関わりました。答申後は、審議が不十分で急ぎすぎていたのではないか、実施することが目的であって、質の改善は重要視していないのではないか、などの批判がありました。また、認証評価の定義があいまいで、「評価」するのか「認証」するのか、などの質問も多くありました。

認証評価が始まった当時は、「やっと間に合った認証評価」「大丈夫か 700」などと言われていました。既に評価を実施していた欧米諸国などの先進国にやっと追いついたということと、同時に 700 校ある日本の大学を本当に評価できるのかという懸念でした。

認証評価

評価のもととなる自己点検・評価は、古くは臨時教育審議会当時から議論されておりましたが、実際には平成3(1991)年の大学設置基準の大綱化の時に設置基準で自己点検・評価が努力義務化され、平成11(1999)年には実施義務化されました。ところが、当時は通称「電話帳」と呼ばれた分厚く、読むことも困難な報告書が多く作られていました。その後、平成14(2002)年に答申が出され、設置基準(省令)から学校教育法(法律)に格上げされた形で自己点検・評価が義務付けられるとともに認証評価が導入されました。

小泉内閣の時に規制緩和が打ち出され、内閣府の総合規制改革会議(当時)などいろいろと議論されてきましたが、事前規制である設置基準を緩和し、その代わりに事後規制方式で大学は認証評価を受けることが義務付けられました。

このように、認証評価は、「評価の時代」とか「質の時代」とか言っていたなかで、法令に基づいた形でスタートしました。まさに、日本型の認証評価は公的に「作られた制度」です。アメリカもアクレディテーション団体を政府が認可しているので同じように見えますが、アメリカ型はまず大学が集まって自発的に質保証を行い、それを後から連邦教育省が認めるようになった、いわば「産まれた制度」であり、日本とは本質的に違います。

アメリカの評価では「ピア・レビュー」が重要だと言われています。「お互いに評価し合う」ということが重要だということです。評価文化を定着させるということは、「評価される」という考えを「お互いに評価し合う」という方向にいかに移行させるかということです。

評議

評価機構の立ち上げにあたっては、様々な議論を経て現在に至っています。当初は名称を「日本私立大学評価機構」と決めておりましたが、私立大学に評価対象を限定しない方向で、名称も変更してほしいという文部科学省からの要請もあり、最終的に現在の「日本高等教育評価機構」になりました。英語名のJIHEE (Japan Institution for Higher Education Evaluation) を決めるときも、“Evaluation”と“Accreditation”的どちらに重点を置くのかを議論しました。

やっと走りはじめた認証評価ですが、今後は初期の問題点を見直し、充実させていく作業の段階に入ります。『これから』は「内部質保証」という方向で、大学の自主的・自律的な評価による質保証が求められ、その意味では「自己点検・評価の実質化」が重要となります。自己点検・評価を基本として、認証評価ではその結果を検証しアドバイスすることによって大学の目標達成をサポートすることが求められています。

私

私は、教育行政学を専門としておりますが、原点は、学生の頃(昭和20年代)に読んだ一冊の本に書かれていた“School administration does not exist for itself; it is only a means, not an end”(教育行政はそれ自体のために存在するものではない。それは手段であって目的ではない。)にあります。これと同様に、「内部質保証」に至るまでの道筋として“NINSHO HYOKA is only a means, not an end”(認証評価はあくまでも手段であって目的ではない)と確信しております。

前述の日本型「作られた制度」とアメリカ型「産まれた制度」は、その後の発

展のプロセスの中で相互に接近するようになってきておりますが、それをできるかぎり早く近づける努力をし、認証評価が大学の「質保証」に資する意義あるものに発展するよう願っております。

(この論稿は、高倉顧問・前副理事長の談話をもとに事務局の伊藤敏弘・井原裕子が整理したものです)

参考文献

①高倉 翔 「第二期の認証評価－自己点検・評価の実質化を－」
IDE 現代の高等教育 No.568
平成23(2011)年2-3月号

②高倉 翔 「大学評価－昨日・今日・明日－」
筑波大学教育学系論集 第36巻
平成24(2012)年3月

〈寄稿〉評価機構と私

●委員・評価員



日本大学文理学部 教授
羽田積男

評価員養成検討委員会委員長（平成19（2007）年～現在）、評価システム改善検討委員会副委員長（平成18（2006）～現在）。当機構設立に当たり大学評価基準の策定に貢献、設立後は評価員として9大学（うち団長8回）、試行評価2大学の評価に携わる。

前人の熱意と努力を引継ぎ、より良い評価を

大学院の学生の頃、大学史研究会という有力な研究会に参加させていただいた時、喜多村和之先生に呼び止められたことが、私と評価機構とのそもそもの起点となった。アメリカと日本の大学の史的研究を続けてきたが、私の世代では大学や高等教育の研究を志す人はまだ少なかった。後に大学研究室の書棚のなかにニューヨーク大学のセルフスタディの書物を発見し、その分厚い書物をパラパラとめくってみて、日本にもやがてこのような研究が必要になるだろうと直感したのである。そこで私が旗を振り、「私立大学における教育・研究に関する総合的評価－日本大学を中心として－」を完成させた。平成元年のことであった。

日本私立大学協会のなかに喜多村先生を主幹とする私学高等教育研究所が誕生し、私も研究员の末席に連なることになった。先生からまた声がかかったからである。「大学評価システムの研究」の部会に入れていただき、その研究をすすめる間に、私大協の常務理事であった原野幸康さんと知り合いになった。

平成15年になると、原野さんを中心とする評価機構設立の準備のなかで、その準備の出発点となるべき評価基準の原案作りが始まったのである。残念ながら喜多村先生は重い病を得て準備

に加われなかつたが、私高研の研究员であった桜美林大学の馬越徹先生が参加して下さり、私大協の職員であった伊藤敏弘さんと私の4人が何回もの討議を重ね、評価基準の原案作りを進めたのである。それにしても会議のたびに原野さんに教えていただいた膨大で詳細な私学情報は、私学に特化した評価基準を構想する際に本当に役立った。

このようにして、草創期から今日まで日本高等教育評価機構と私との関係は途切れることなく続いている。海外の評価機関や大学に出向きその評価法や自己評価のあり方を学び、大学評価員の一員に加わり、評価システム改善検討委員会や評価員養成検討委員会などにも参加するようになった。

大学評価研究のための大きな指導者であった喜多村先生、馬越先生そして原野さんはすでに帰らぬ人になってしまった。残されたのは私である。

しかし、私には決意がある。先に逝ってしまった先生方の熱意と努力を想いつつ、引き継ぎより良い大学評価ができるよう日本高等教育評価機構を支援していきたいと思っている。それゆえ、三つ子の魂である最初の評価基準を今でも読み返すのである。

●委員・評価員

評価員を経験して



学校法人鶴学園 広島工業大学
常務理事・副総長

坂本孝徳

評価システム改善検討委員会
委員(平成18(2006)～現在)。大学機関別認証評価の
評価員として9大学(うち団長7回)、試行評価2大学の
評価に携わる。

日本高等教育評価機構が創立10周年を迎えたことをお慶び申し上げます。私は機構設立の翌年、平成17年の試行評価から評価員を仰せ付かり、認証評価活動に従事させていただくとともに、評価システム改善検討委員会委員として新評価システム導入やその改善に向けた検討の場を与えられております。

これらの経験から振り返れば私学は、独自の特色ある「建学の精神」などの教育理念に基づく教育研究と所与の経営条件による管理運営を行っており、それぞれに特長が見られました。つまり、私学は、実に千差万別なシステムにより

管理運営が行われています。そのため、受審大学の評価実施に当たっては、実地調査により、自己点検評価書(旧、自己評価報告書)やエビデンス集などからだけでは得られない、大学固有の教学・管理運営マネジメントの実態が把握できると考えます。その意味で、私学におけるマネジメントの多様性の存在を踏まえた評価活動の重要性と必要性を強く感じております。

ボランタリー精神とピア評価に基づく、評価員としての認証評価活動が受審大学の教育研究の活性化と管理運営の改善の一助になれば幸いです。

●委員・評価員

大学の改革・改善に役立つ効果あり！



神戸芸術工科大学
デザイン学部長

見寺貞子

ファッショング・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会
委員(平成22(2010)～現在)。専門職大学院検討委員会において評価基準を策定。
その後、評価員を担当。

平成22年度、私は初めてファッショング・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価員として実務に携わりました。評価員とはどのようなことをするのか。先ずチーム編成がなされ、分野別の様々な評価基準や評価の視点・方法について学びます。その後、評価される大学に対し実地調査と面談を行い、基準項目別と総合的な観点から評価を行います。

私は、他校を評価する中で、おのずと評価校と本学を比較検証していました。そして自身の考えが何と利己的で傲慢であったかと気づかされました。大学の質を保証するためには広い視野を持って大学を観ることが重要なことです。建学

の精神・大学の理念及び使命・目的、教育研究組織、教育課程、学生、教員、職員、管理運営、財務、教育研究環境、社会連携、そして最も大切なのは、大学の社会的責務の基準を明確にし、総合的な仕組みや考え方の必要性を教職員が共有しなければ、質の保証が保持できないと今更ながら解りました。

現在、この時に体験したことを教職員と共有し合い、自律心を持って、本学の改革・改善に取り組んでいます。認証評価の目的を実現するために、より多くの先生方に評価員として関わって頂くことを望みます。

〈寄稿〉評価機構と私

●委員・評価員



愛知産業大学経営学部
教授

吉田 修

評価員養成検討委員会委員(平成19(2007)～現在)、短期大学評価判定委員会委員(平成21(2009)～現在)。8大学(団長4回)と1短大(団長)、1大学の試行評価の評価員を担当。

大学教育という文化の共有

10周年、おめでとうございます。早いもので、平成18(2006)年に初めて評価員として大学機関別評価に参加させていただき、第2サイクルの試行評価も含め、昨年度で9大学目の大学機関別評価と初めての短期大学機関別認証評価に参加させていただきました。こんなに多くの時間を共有させていただき、心から感謝申し上げます。

さて、評価員として受審大学を訪問するたびに、先ず大学関係者の方々に感謝するとともに、私たちの評価活動が少しでも大学のお役にたてればと心に念じながら評価活動を行っています。

そして、高等教育に携わる者同士として、評価活動の中で徐々に大学教育という文化を共有できるようになってきたと感じています。この「文化の共有」こそが、評価機構がこの10年で築き上げた高等教育に対する最も重要な貢献の一つであると思います。

平成25年度からは、短期大学の機関別評価も開始されました。次の20周年に向け、日本高等教育評価機構の更なる発展を心から祈念申し上げます。

●出向者・研修員



広島経済大学興動館
課長補佐

石田真英

出向者として平成20(2008)年4月から平成22(2010)年3月まで当機構に在籍。評価事業部にて評価の実務に携わるほか、「大学評価セミナー」の運営、評価結果の記者発表などの業務に従事。

大学の理想実現に評価機構の役割は大きい

公益財団法人日本高等教育評価機構10周年、おめでとうございます。

今から8年前になるでしょうか、当時日本私立大学協会に出向していた私は、私大協から評価機構へ異動(?)するとは露とも思わず、市ヶ谷の居酒屋で評価事業部部長の伊藤さんや桜美林大学から出向中だった錦織君などと、認証評価について話をすることがありました。認証評価の趣旨や目的もろくすっぽ知らず「“私”立大学の評価を“国”が義務付けるとはなにごとか」とお酒の勢いを借りていきり立つ私に、伊藤さんや錦織君は冷静に認証評価の必要性や重要性を話してくれました。

おそらくではありますが、その当時の私立大学関係者の中には、同じような感情を抱いておら

れる方多かったのではないかでしょうか。

しかし、現在では認証評価の必要性、重要性が理解されていることはもちろん「大学の改善・発展のために」というポジティブな印象に変わっていると感じます。これもひとえに評価機構の職員をはじめ、お忙しいなか評価員を引き受けおられる先生方が、受審大学と信頼関係を築きながら真摯に評価業務に取り組んでこられたからこそだと思います。

大学改革が叫ばれて久しいですが、教育の質保証、各大学の特色を生かした取組みや機能分化など、各大学が目指す理想を実現するために、評価機構が果たす役割は非常に重要になっていると思います。我が国の高等教育の発展のために、今後の益々の発展を祈念いたします。

●出向者・研修員



学校法人谷岡学園
法人本部総務課 チーフ

永藤 裕子

出向者として平成22(2010)年4月から平成23(2011)年3月まで当機構に在籍。評価事業部にて評価の実務に携わるほか、機関誌の編集業務などに従事。

成長と感謝の1年

設立10周年おめでとうございます。私は平成22(2010)年度に、谷岡学園から出向し、認証評価業務に携わりました。大学機関別認証評価の第1期最終年度で、受審校が多く、出向者も多かったため、評価機構の事務所がとても賑やかだったことを覚えています。

出向するまでは「評価=審査される」という、どちらかというとネガティブなイメージを持っていました。しかし、評価業務に携わり、評価の基準やそれに伴う各種法令の知識、行政指導の基礎にある法的な含意を理解する中で、認証評価の本質についても知ることができました。それは、認証評価は、あくまでも大学の自律的な発展を支援するためのものであり、大学自身の主体的な自己評価と改善努力を促すきっかけとするものだと

ということです。これは、出向したからこそ感じられたことだと思います。

この1年間は、評価機構や他大学の出向者の皆さん、評価員の先生方等、多くの方との新しい出会いがあり、私自身の視野や考え方を広げることができました。人と人とのつながりの大切さや温かさを感じ、たくさんの発見や成長のあった経験に、感謝の気持ちでいっぱいです。この経験を、これからも大学現場で活かしていきたいと思います。

今後も、評価システムの更なる成熟・発展を願うとともに、評価機構には、大学現場の意見に寄り添っていただき、大学の自律的な成長を後押ししていただくような存在であっていただけると嬉しいです。

●出向者・研修員



桜美林大学
キャリア開発センター
錦織 徹

出向者として平成19(2007)年3月から平成23(2011)年3月まで当機構に在籍。評価事業部にて評価の実務に携わるほか、評価実施大学や評価員へのアンケート調査、評価申請受付などの業務に従事。

評価機構で得た二つの財産

私は平成19年3月1日から平成23年3月31日までの4年1か月の間、評価事業部に出向としてお世話になりました。

出向者としては非常に長期な部類であったと思いますが、大変貴重な経験をさせて頂きました。その中で大きく二つの財産を頂戴したと感じています。

一つ目は、評価事業を中心とした大学に関する知識や経験です。評価機構における認証評価の知識、私立学校法・大学設置基準・学校教育法など大学を取り巻く法規、財務に関する知識、各大学の先進的な取組みなどを、担当させていただいた34大学の事例を通して学ぶことができました。

二つ目は、他の出向者を含む評価機構の事務局職員の皆様、役員の先生方、評価員の先生方、受審大学の皆様などとの出会いです。皆様には大変よくしていただきました。

上記の二つのことを通して、様々な角度から大学を見る視点というものに気づかされました。様々な大学があり、様々な大学人がいるということを認識できました。色々な側面で大学に対して興味を持てたことが何よりの財産と思っております。

最後となります、日本高等教育評価機構の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。10周年おめでとうございます。

財団法人 第1期～第4期

平成16（2004）年11月25日～平成24（2012）年3月31日



理事長
佐藤 登志郎



副理事長
高倉 翔



専務理事・事務局長
原野 幸康
平成20（2008）年
12月13日退任

公益財団法人 第1期

平成24（2012）年4月1日～



理事長
黒田 壽二



副理事長
高倉 翔
平成25（2013）年
6月27日退任



副理事長
相良 憲昭
平成25（2013）年
7月1日就任



常務理事・事務局長
石井 正彦
平成24（2012）年
4月16日就任

第2章

10年の軌跡

- 016 これまでのあゆみ
- 018 評価機構の前史・本史
- 022 公益財団法人への移行
- 024 コラム2 私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨(素案)
- 026 コラム3 評価機構設立の関係者

これまでのあゆみ

当機構の設立構想は平成10(1998)年の大学審議会答申を受けて、検討が始まりました。評価システムの調査・研究は平成12(2000)年に設置された日本私立大学協会附置私学高等教育研究所を中心に、また、大学評価システム等の具体的な検討は同協会に設置された「大学基準問題検討委員会」等を中心に行われました。

平成16(2004)年11月の財団設立後、大学、短期大学、専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣からそれぞれ認証され、評価を開始しました。

平成24(2012)年公益財団法人への移行を経て、平成26(2014)年11月、10周年を迎えることとなりました。



平成16(2004)年9月
設立準備室を千代田区九段北へ移転



平成17(2005)年7月12日
大学機関別認証評価 認証書受理の様子



平成17(2005)年7月25日
「財団法人日本高等教育評価機構」設立披露会の様子
(於:東京・市ヶ谷「アルカディア市ヶ谷(私学会館)」)



平成24(2012)年1月19日
新評価システム説明会の様子
(於:東京・市ヶ谷「アルカディア市ヶ谷(私学会館)」)

評価機構前史

年表中は日本私立大学協会=私大協、私学高等教育研究所=私高研と表記

年	私大協、私高研	教育界のできごと
平成3 (1991)		2月 大学審議会答申 「大学教育の改善について」 7月 学校教育法、 大学設置基準等改正
平成10 (1998)		10月 大学審議会答申 「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境のなかで個性が輝く大学—」
平成12 (2000)	3月28日 私大協第112回総会にて附置「私学高等教育研究所」の設立を決議 4月 私高研設立（所長：大沼淳、主幹：喜多村和之） 7月 私高研にて「大学評価システム」の研究開始	
平成14 (2002)	10月25日 私大協第117回総会にて私高研「私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨(素案)」報告、第三者評価機関設立を決議 11月18日 私大協「大学基準問題検討委員会」第1回委員会(担当理事：中原爽、委員長：高倉翔) 12月 第三者評価機関設立準備室を東京都千代田区九段南に設置	8月 中央教育審議会答申 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」 11月 学校教育法一部改正の法案可決 (第155回国会) (第三者評価義務付け)
平成16 (2004)	1月～2月 私大協「大学評価セミナー」にて評価システム(中間まとめ)発表 6月17日 私大協「大学評価問題検討委員会」第1回委員会(「大学基準問題検討委員会」から改称) (担当理事：中原爽、委員長：高倉翔) 9月 第三者評価機関設立準備室を東京都千代田区九段北の第2星光ビルに移転 10月8日 「財団法人日本高等教育評価機構」設立発起人会開催	

評価機構本史

年	日本高等教育評価機構	教育界のできごと	評価に関連する答申等の主な内容
平成16 (2004)	<p>11月25日 財団法人日本高等教育評価機構設立許可 佐藤登志郎理事長就任 (高倉翔副理事長、原野幸康専務理事就任) 11月26日 第1回理事会、評議員会開催</p>	<p>4月 第三者評価制度の導入施行 (学校教育法一部改正)</p>	<p>大学審答申「大学教育の改善について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学設置基準等の大綱化・簡素化と自己点検・評価システムの導入等を提言 ⇒学校教育法、大学設置基準等改正(平成3(1991)年7月施行) ・自己評価が努力義務化された
平成17 (2005)	<p>7月12日 文部科学大臣より大学認証評価機関の認証 7月25日 「財団法人日本高等教育評価機構」設立披露会開催</p>	<p>1月 中央教育審議会答申 「我が国の高等教育の将来像」</p>	<p>大学審答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学改革の四つの基本理念と具体的な改革方策を提言。「多元的な評価システムの確立」として、自己点検・評価の実施と結果公表の義務化、第三者評価努力義務化、評価システムの導入等について提言。 ⇒学校教育法施行規則改正(平成11(1999)年3月施行) <p>大学設置基準を改正(平成11(1999)年3月及び9月施行)</p> <p>学校教育法、国立学校設置法等を改正(平成12(2000)年4月施行)</p>
平成20 (2008)		<p>12月 中央教育審議会答申 「学士課程教育の構築に向けて」</p>	<p>中教審答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価制度の導入始まる。国の事前規制である設置認可制度見直し、国の関与は謙抑的としつつ官民のシステム全体で大学の質を保証—「事前規制から事後チェックへ」
平成21 (2009)	<p>9月4日 文部科学大臣より短期大学認証評価機関の認証</p>	<p>8月 大学分科会第二次報告 「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」</p>	<p>学校教育法一部改正の法案可決(第155回国会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価義務付け
平成22 (2010)	<p>3月31日 文部科学大臣よりファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関の認証</p>		<p>中教審答申「我が国の高等教育の将来像」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の質の保証、高等教育機関の個性・特色の明確化(機能分化)ほか、重点施策「12の提言」など
平成24 (2012)	<p>1月 「新評価システム説明会」開催(4地区) 4月1日 公益財団法人日本高等教育評価機構へ移行 黒田壽二理事長就任 (高倉翔副理事長、石井正彦常務理事就任) 大学機関別認証評価の新評価システム施行 (自己点検評価の自律性と有効性を高める仕組みへ転換、基準の数を11から4へ)</p>	<p>8月 中央教育審議会答申 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」</p>	<p>中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的及び自主的な質保証の仕組みの強化、グローバル化等の基本方針、学士課程教育における方針の明確化など。質保証については、第三者評価制度の定着と確立を図りつつ、第2期に向けた改善・見直し、分野別質保証の枠組みづくりなどの課題について言及 <p>大学分科会第二次報告「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的な質保証システムの再検討とし、設置基準、設置認可審査、認証評価の3要素についての役割と相互の関係の検証、制度の課題整理と改善提起など
平成25 (2013)	<p>7月1日 高倉翔副理事長退任に伴い、相良憲昭副理事長就任</p>		<p>中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国が目指すべき社会像を描く知的構想力」が求められている今、知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学に、未来を形作り社会をリードすることが求められていると言及。具体的には、学士課程教育の質的転換の必要性、教育課程の体系化、高校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性など。評価機関等が行うべき具体的な改革方策についても言及
平成26 (2014)	<p>4月 「企画運営会議」を設置 11月25日 創立記念日(10周年)</p>		

評価機構の前史・本史

日本高等教育評価機構は、日本私立大学協会を母体として設立され、評価システムは同協会附置機関の私学高等教育研究所の研究成果が基本的な考え方となっています。現在は、大学、短期大学、ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価を行う認証評価機関として文部科学大臣から認証され評価を実施しています。

以下、本文では日本私立大学協会を「私大協」、私学高等教育研究所を「私高研」と表記しています。

第三者評価義務付けまでの経緯

(平成3(1991)年～平成16(2004)年)

自己点検・評価システムの導入は、平成3(1991)年2月の大学審議会答申「大学教育の改善について」において大学設置基準等の大綱化・簡素化とともに提言され、これを受け、同年7月施行の大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されました。

平成10(1998)年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、大学改革の四つの基本理念と具体的な改革方策がうたわれ、その一つとして「多元的な評価システムの確立」が提言され、自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化するとともに、学外者によるその結果の検証が努力義務化されました。

平成14(2002)年8月の中央教育審議会の答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」では、我が国高等教育の向上と国際競争力の強化を目指すための質の保証や第三者評価制度の導入が提言されました。同年11月、第155回臨時国会において学校教育法が改正され、国公私を問わず全ての大学、短期大学及

び高等専門学校並びに専門職大学院に対し第三者評価機関による評価を義務付ける制度が定められました。

これにより大学は、教育研究、組織運営及び施設設備の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することに加えて、政令で定める期間(7年以内、専門職大学院は5年以内)に文部科学大臣の認証を受けた「認証評価機関」による評価を受けることが定められ、この施行日は平成16年(2004)4月1日となりました。

私大協による“私学の特性に配慮した”

第三者評価機関設立構想

(平成12(2000)年～平成14(2002)年)

当機構の設立母体である私大協(大沼淳会長)は、平成10(1998)年の大学審議会答申を踏まえて、平成12(2000)年4月に学校法人とその設置する私立大学を中心とする我が国の高等教育のあり方、社会的役割等について調査・研究を行うとともに、私大協の政策立案及び我が国の高等教育の発展に寄与することを主たる目的に、附置の私高研(大沼淳所長、喜多村和之主幹)を設置しました。

私大協に附置された私高研は、およそ我が国高等教育のあり方、特にその大層を担う私立大学の振興方策の基本課題(時局課題をはじめ中・長期課題を含む。)を研究するとともに、私学高等教育研究者の結集を図り、今後の私学政策の研究促進を目的に設立されました。当時の喫緊の課題は、大学の設置とその水準維持方策を巡り「事前規制から事後チェックへ」の改革基調のもとでの「自己点検・評価の充実」と「第三者評価システムの導入」問題がありました。

私大協の度重なる理事会でも、この問題は協議・審議が繰返されました。私立大学の特性に配慮するとともに、私学の個性・特色



私高研 喜多村和之 前主幹



平成13年(2001)年5月
私高研 公開研究会で講演する喜多村主幹

(建学の精神、目的・目標)を重視し、その取組みを鼓舞激励する形での多元的な新しい評価制度の創設、つまり、私立大学の多様性、そのダイナミズムを正しく評価し激励する「評価システムの形成」とこれを核とした「第三者評価機関の設立」により、新たな評価文化の創造を目指す始動でありました。

平成12(2000)年7月、私大協は私高研に「私学の特性に配慮した評価システムのあり方」についての調査・研究を委託し、私高研はこれを受けて直ちに「私立大学の第三者評価システムのあり方に関する比較研究」を行う大学評価研究プロジェクトチームを立上げ、喜多村主幹を中心に研究が進められました。同年8月には第三者評価をテーマとした公開研究会を開催し、平成13(2001)年には海外の第三者評価の手法や基準などを研究すべく、韓国やヨーロッパの評価機関や関係学会、大学などへの訪問調査を行いました。平成14(2002)年の米国大学評価調査は、喜多村主幹のほか、私高研の羽田積男研究員、鋤柄光明研究員、伊藤敏弘主任が参加し実施されました。この調査団は米国最古の評価団体であるニューイングランド基準協会の実地調査にオブザーバーとして参加し、実際の評価を体験しました。この調査・研究は、後の評価システムの基本的考え方となっています。

更に、海外から評価の専門家を招へいして講演会を行うなど研究を重ね、私高研がこれまでの研究成果を「私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨(素案)」としてまとめ、私大協総会(同年10月)へ提案しました。

この要旨には、次のような内容が盛込まれており、現在の当機構の評価システムの原点となっています(24,25ページに同要旨の全文を掲載)。

- ①受身的な評定から建設的な自己研究・自己診断への転換
 - ②私学の特性に適合した固有の評価システムの必要性
 - ③大学による「自己研究・診断」+新設の第三者機関による評価との組合せによる大学と社会の信頼性の獲得
 - ④評価者的人材を養成し、可能な限り定性的評価を重視する
 - ⑤評価基準等については中央規制型から自己開発型を求める
 - ⑥各大学が重視する機能に応じた評価モデルを通じて評価する
 - ⑦学習者の意見を反映した自己研究・診断を実施する
 - ⑧新設の第三者評価機関の性格の骨子
- 私大協は、この提案を受け、私立大学の特性に配慮した認証評価機関が必要であるとの結論に達しました。

私大協「大学基準問題検討委員会」による 第三者評価機関設立に関する検討開始

(平成15(2003)年～平成16(2004)年)

私大協では、私高研が提案し総会で承認された「基本的な考え方の要旨」を受け、第三者評価機関の設立に向けた具体的な検討を行うため、平成15(2003)年に大学基準問題検討委員会(中原爽担当理事、高倉翔委員長、名簿は26ページ参照)を設置して準備が進められました。

その結果、平成15(2003)年10月開催の私大協総会において「私学に特化した第三者評価機関の設立へ向けて(中間まとめ)」及び「財団法人 日本私立大学評価機構寄附行為(試案)」が中原担当理事、高倉委員長、原野幸康私大協常務理事から提案され、承認されました。

同中間まとめでは、私学関係者主体による評価(ピア・レビュー)



平成14年(2002)年3月 米国調査団集合写真(サンフランシスコ)



平成15年(2003)年3月 大学基準問題検討委員会の様子

評価機構の前史・本史

や地域性に配慮した評価、評価機関と大学間とのコミュニケーションを重視することなどの特徴が示されています。

平成16(2004)年度からは「大学基準問題検討委員会」を「大学評価問題検討委員会」(名簿は26ページ参照)と改称して、寄附行為ほか組織体制、評価システム等について継続して審議を行うとともに、同委員会では私高研の馬越徹研究員(桜美林大学教授)及び羽田積男研究員(日本大学教授)の協力のもと作成された実施大綱(案)及び評価基準(案)等を中心に協議が行われました。

なお、私高研では、喜多村主幹の後任として、平成16(2004)年10月、瀧澤博三氏(帝京科学大学顧問)が主幹に就任しました。

設立準備室設置から財団法人発足までのあゆみ

(平成15(2003)年～平成16(2004)年)

第三者評価機関設立準備室が、私高研と同じ東京都千代田区九段南のビル内に設置され、設立申請のための準備を鋭意進め、平成16(2004)年3月の総会において財団の寄附行為、事業計画、予算等が決定をされました。5月からの文部科学省との折衝のなかで財団名の変更の要請があり、同年9月の私大協理事会で財団の名称が「日本高等教育評価機構」と最終的に決まり、直ちに10月8日に財団法人日本高等教育評価機構設立発起人会を開催しました(設立発起人名簿は26ページ参照)。

平成16(2004)年9月には、設立準備室を私高研とともに千代田区九段北の第2星光ビルに移し、評価事業に対応しうる事務所を整備しました。

同年10月19日に文部科学大臣へ財団設立の申請を行い、11月25日に設立許可を受け、正式に「財団法人日本高等教育評価機

構」が発足、佐藤登志郎理事長、高倉翔副理事長、原野幸康専務理事の執行体制のもと法人の運営がスタートしました。

評価システムの構築と 「認証評価機関」認証までの道のり

(平成17(2005)年～)

平成17(2005)年1月、事務局には、私大協の職員3人が転籍し、新たな体制のもと、大学等の評価を行う認証評価機関を目指して準備を進めました。同年1月から2月にかけて、私大協の七つの地区において「大学評価セミナー」を開催しました。これは、施行されて間もない認証評価制度について説明し、大学関係者の認識を深めるとともに、情報を共有し理解を得ることが目的でした。平成17(2005)年4月からは、大学を構成員とする会員制度が発足し、募集を開始したところ、同年度内に約240校の大学が会員となりました。

更に、文部科学省の調査研究委託事業の一環として、平成17(2005)年2月には金沢工業大学と文化女子大学の協力を得て試行評価の実地調査を実施し、評価システム案の実行可能性について検証するとともに、その結果に基づき必要な修正を行いました。同年2月から3月にかけては米国大学評価調査団を派遣し、評価員養成に関わる諸事項及び判定基準等を中心に調査研究を行いました。

これらの試行評価等の検証結果を生かして評価システムを最終的に調整し、平成17(2005)年4月に文部科学大臣へ認証評価機関としての申請を行い、その結果、同年7月12日付けで大学評価を行う認証評価機関としての認証を受け、学校教育法に基づく認証評価を実施することになりました。



平成16年(2004)年12月1日付 教育学術新聞(日本私立大学協会発行)



平成18年(2006)年3月31日
記者会見で評価結果の概要を説明する原野専務理事

短期大学、専門職大学院の認証と評価システムの大幅な見直し

(平成21(2009)年～平成24(2012)年)

当機構の会員大学のうち、約6割の大学が法人内に短期大学(部)を設置しており、これらの大学からは、大学・短期大学について同一の評価機関により同時に評価を受けたいとの要望が出てきました。当機構では、これを受けて、新たに短期大学認証評価検討委員会を設置して検討を重ね、平成21(2009)年4月に文部科学大臣に認証を申請し、同年9月4日付で短期大学機関別認証評価機関として認証されました。

更に、専門職大学院を持つ大学院大学から、ファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価を受けたいとの要望があり、専門職大学院認証評価検討委員会を設置して検討を重ね、平成21(2009)年10月に文部科学大臣に認証を申請し、平成22(2010)年3月31日付でファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関として認証されました。

平成16(2004)年度から始まった機関別認証評価は、平成22(2010)年度をもって最初の7年サイクルが終わりました。これを機に、平成23(2011)年度にこれまでの経験を踏まえて、大学の自主的な質保証機能を高めることを目的に実施大綱及び評価基準の大幅な見直しを行いました。この新システムでは、単に認証評価のための自己点検・評価ではなく、大学の自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置付けるとともに、評価基準を基本的・共通的な事項に限定し、大学自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加えるように求めています。この評価システムは、平成24(2012)年度から実施しています。



平成21年(2009)年9月4日
短期大学機関別認証評価 認証書受理の様子

公益法人への移行と新体制での新たなスタート

(平成21(2009)年～平成26(2014)年)

平成20(2008)年12月、公益法人制度改革に関する法律が施行され、従来の公益法人(特例民法法人)は、5年以内に新公益(認定)法人又は一般法人へ移行することが義務付けられました。当機構の行う認証評価事業は公正かつ的確性が求められ、社会の信頼の上に成立つ極めて公益性の強い事業であり、公益法人に移行することにより社会的信頼性が向上し、評価対象校の発展・向上にも寄与するものと考え、平成21(2009)年12月、当機構理事会において公益財団法人への移行を決定しました。

更に、移行のために必要な組織変更、定款、諸規定の整備等の要件を整え、平成23(2011)年10月に内閣総理大臣に公益財団法人への移行認定を申請し、翌年3月22日付で公益財団法人として移行認定されました。

平成24(2012)年4月1日付で公益財団法人移行登記、財団法人解散登記を行い、黒田壽二理事長、高倉翔副理事長、石井正彦常務理事の新体制のもと、「公益財団法人日本高等教育評価機構」がスタートしました。なお、平成25(2013)年7月、高倉副理事長の退任に伴い、相良憲昭が副理事長に就任しました。

平成16(2004)年11月に財団を設立し、平成17(2005)年7月認証評価機関の認証を得て認証評価事業を開始し、平成24(2012)年4月には公益財団法人として認証されるなどの経緯を経て、平成26(2014)年11月、10周年を迎えることとなりました。10周年を機に、同年4月、当機構理事会のとともに「企画運営会議」を設置し、今後の当機構のあり方と役割等について審議することとしています。



公益財団法人移行後の事務局のエントランス

公益財団法人への移行

日本高等教育評価機構は、認証評価事業の社会的信頼性が向上するものと考え、組織、規定等の整備を図り、平成24(2012)年4月1日付けて公益財団法人へ移行しました。

移行への経緯

平成20(2008)年12月1日から施行された公益法人制度改革三法により、従来の財団(社団)法人は一般財団(社団)法人又は公益財団(社団)法人への移行が義務付けられました。公益財団法人には、一般財団法人の認可要件や遵守事項等に加え、認定基準、財政的基盤、行政庁の監督など多くの規制等が求められ(表1)、社会的信頼性や事業の公共性を有することが認定

表1 一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の比較

比較事項	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
成立・認定の要件	設立の登記。	公益法人認定法第5条の認定基準に適合すること。公益法人認定法第6条の欠格要件に該当しないこと。
実施できる事業	適法であれば制限なし。	適法であれば制限なし。ただし、公益目的事業を費用で計って50%以上の比率で実施する必要あり。
遵守事項	一般社団・財団法人法の規律のみ。	一般社団・財団法人法の規律に加え、収支相償、公益目的事業比率50%以上、遊休財産規制、一定の財産の公益目的事業への使用・処分、理事等の報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き・閲覧・行政庁への提出等。
監督	業務・運営全体についての一一律の監督なし。	行政庁(委員会)による報告徵収、立入検査、勧告・命令、認定の取消しあり。
税制	一部の一般社団・財団法人について収益事業のみに課税するなどの措置が定められている。	すべての公益社団・財団法人が特定公益増進法人となり、公益法人認定法上の公益目的事業は法人税法上の収益事業から除外され非課税となるなどの措置が定められている。

内閣府公益認定等委員会「新しい公益法人制度に係る質問への回答(FAQ)」より

の条件とされています。

このようなことから、認証評価事業は、公正かつ的確性が求められ、社会の信頼の上に成立つ極めて公益性の強い業務であり、公益財団法人へ移行することにより、当機構の行う認証評価事業の社会的信頼性がより一層向上するものと考え、平成21(2009)年7月に「公益財団法人移行検討委員会」を設置し、公益目的事業実施上の諸問題への対応や定款作成方針等について審議し、「公益財団法人への移行スケジュール」(表2)のとおり必要な手続きを経て、平成24(2012)年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

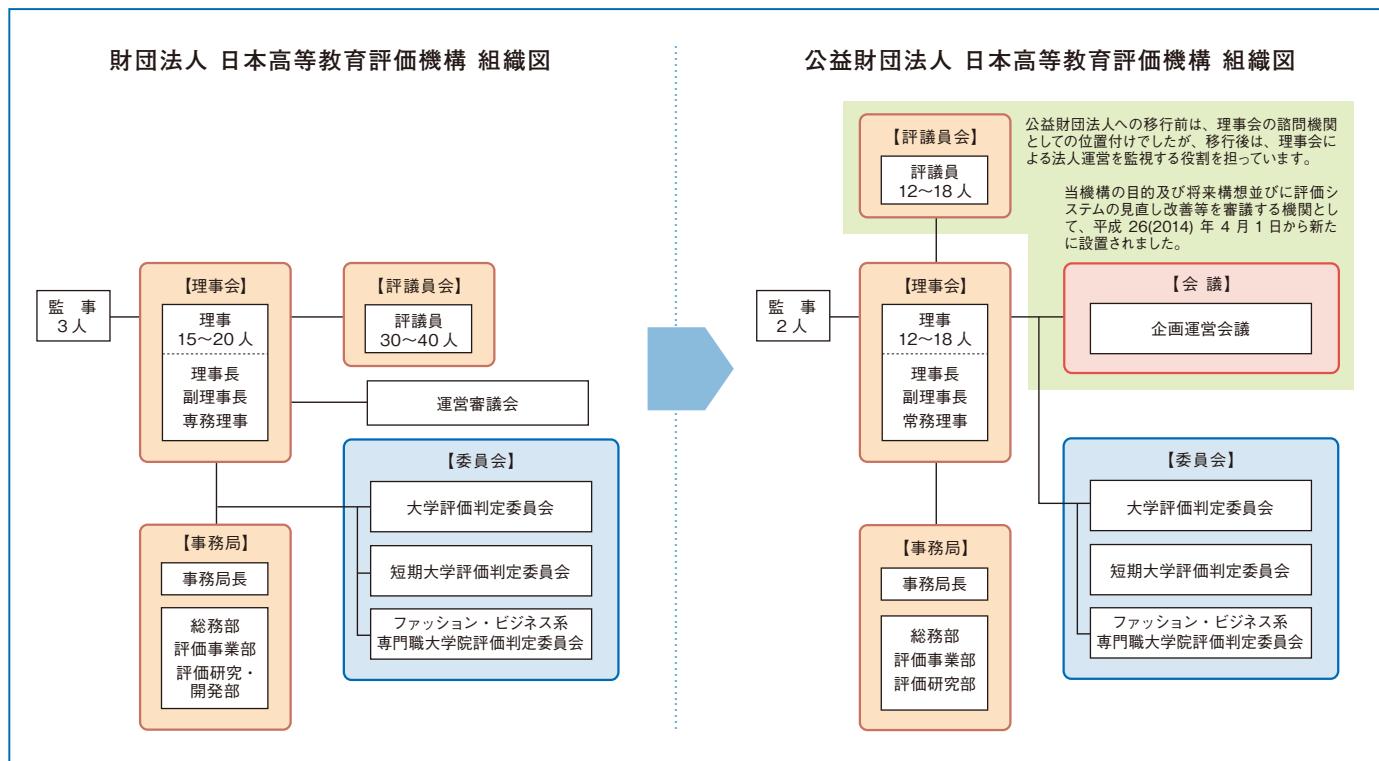
表2 公益財団法人への移行スケジュール

年月	内容	議決・承認等機関
21.7.3	1. 新定款(草案) 2. 当機構に関する問題等	公益財団法人移行検討委員会
21.9.16	1. 定款草案	公益財団法人移行検討委員会
21.12.11	1. 公益財団法人移行及びスケジュールの承認 2. 最初の評議員の選任方法案の承認	理事会・評議員会
22.2.2	文部科学省へ最初の評議員選任方法について認可申請	
22.3.15	文部科学省より同上の認可を取得	
22.6.28	1. 評議員、理事、監事の新定数の決定 2. 最初の評議員選定委員の選任	理事会・評議員会
22.11.12	1. 最初の評議員の候補者の選出 2. 新理事及び新監事の選任 3. 代表理事の選定	理事会・評議員会
22.12.3	認可の方法による最初の評議員の選任	最初の評議員選定委員会
23.1.19	1. 最初の評議員決定報告 2. 新定款案の審議	理事会・評議員会
23.2.15	新定款案の承認	理事会・評議員会
23.6.29	移行認定申請書・関係書類の承認	理事会・評議員会
23.10.3	内閣府へ移行認定申請書提出	
24.3.22	内閣府より移行認定通知	
24.3.26	諸規則案の承認	
24.4.1	公益財団法人への移行登記(特別法人解散、公益財団法人設立)	

移行に伴う組織の整備

公益財団法人へ移行したことにより、評議員会の位置付けが大きく変わりました。これまで理事会の諮問機関であり、任意の機関として設置されていた評議員会は、いわゆる公益法人制度改革三法では公益財団法人に必置の機関と定められています。

組織図



公益法人制度改革とは

「民間非営利部門の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応すること」を目的とし、明治以来 100 年以上続いた公益法人に関する法制度を抜本的に改めたものです。

平成 18(2006) 年 5 月に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公益法人制度改革三法が成立し、平成 20(2008) 年 12 月 1 日から施行されました。



コラム2 私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨(素案)

私高研「大学評価研究プロジェクトチーム」(研究代表者 喜多村和之氏)が平成14(2002)年10月、私大協第117回総会で発表した「私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨(素案)」の全文(原文)を掲載します。

1 評価の観念の転換—受身的な評定から建設的な自己研究・自己診断へ

大学の質の維持・向上は、第一義的に大学自身の責任である。大学評価とは組織や機能の価値の評定や格付けを一方的に受けるべきものではない。本来の設置目的を達成するために自律的・自主的な自己研究・診断を通じて、質の向上・改善を実現するための自律的で建設的な手段である。同時に大学はその質の信用を公正な第三者機関によって保証されることを通じて、社会的責任に応える重要な責務がある。評価は目的ではなく手段であり、受身的な評定から、建設的かつ自己開発的な営みへと、従来の評価の観念を転換する必要がある。

2 私学の特性に適合した固有の評価システムの必要性

規模および機能において日本の高等教育の圧倒的な部分を占める私学部門の質的向上のために、私学固有の特性に適合した評価システムを形成する必要がある。一元的な評価システムや国公私共通の評価基準となっている既存の評価機関の基準および方法等では、極度に多様化した多彩な私学の実態にはかならずしも適合しない。私学の全体的な質の底上げがはかられることなくしては、日本の高等教育全体の質の向上はあり得ず、私学高等教育の質の充実・改善を実施すべき第一義的な責任は、外部社会の支持のもとで、まず私学高等教育機関の主体的努力なくして達成することは不可能である。そのためには私学の特性に適合した固有の評価システムが不可欠である。

3 大学による「自己研究・診断」+新設の第三者機関による評価との組み合わせ

まず、大学の自発的・自律的な「自己研究・診断」を基本とし、学校の個性、特色、重点方針、ユニークな目的、建学の精神等、私学の自由を可能なかぎり生かした自己研究・診断を実施する。その結果にもとづいて第三者機関が実地訪問調査のうえ、共通の項目に対して、独自の基準にもとづいて、第三者機関としての評価をおこない、社会にその質の水準を保証する。このように、大学による自律的自己診断と第三者機関による社会的評価との組み合わせによって、大学と社会の双方の信頼性を獲得することを目指す。

4 可能なかぎり定性的評価を重視する

私学の個性や特色を評価の対象とする以上、可能な限り質的な側面の評価を判定でき、しかも内外から信頼されるに足る評価体制の充実が不可欠である。評価者には質の評価を適切に行える能力が要求される。それゆえ評価者はたんに教育・研究・経営に通じた大学関係者のみならず、評価の経験者、評価の専門家や実務者等の専門的判断を必要とし、そのためには大学関係者の有志をはじめ多彩な人材を養成する必要がある。また評価にかかる者(自己研究・診断に従事する大学関係者や第三

者評価に関与する者もふくむ)は、予め評価の専門知識や実務に関する研修を受ける必要がある。

5 中央規制型基準から自己開発型基準へ

万人のための高等教育システムへと移行しつつある21世紀の極度に多様化したユニバーサル型高等教育の時代には、評価基準は全国一律に規定されている法令や既存の諸基準等の規範に求めるよりは、私学の自由にもとづく学校の個性、特色、建学の精神など内のミッションや教育目的に求めるべきである。そのための評価項目や基準、ガイドラインは、可能なかぎり大学の自由な発想や革新を奨励するために、大学の自由な発想を妨げないよう、簡素かつ大綱的なものにとどめる必要がある。ただし、自己研究・診断のための評価項目は第三者評価機関の定める評価項目をカバーするものでなければならない。

6 重視する機能に応じた評価モデルを通じて評価する

大学は教育(知の伝達)、研究(知の創造・発見)、社会サービス(知の応用)等の基本的機能を営む複合的な組織体である。そのすべての機能を同時かつ一律に統合的な評価をする場合もあり得るが、大学の個性や特徴に、各大学が重視しあるいは希望する機能ごとに固有の項目や基準にもとづいて評価する方法も考えられる。たとえば教育評価と研究評価とは分離しておこなうことができるようにする方が、大学の個性や重点方針を評価するには適当な場合がある。本評価システムでは、各大学がいざれかの機能を重点とした評価を希望するかによって異なる評価基準や方法を選んだり、両者を組み合わせたりすることができる。

たとえば以下のような選択肢が考えられる。

- (a) 統合機能型評価モデル——教育、研究、サービスの統合的機関としての大学
- (b) 教育機能型評価モデル——教育機関としての大学
- (c) 研究機能型評価モデル——研究機関としての大学
- (d) 社会サービス型評価モデル——社会との連携・応用・サービス機関としての大学

7 学習者の意見を反映した自己研究・診断を実施する

大学の自己研究・診断を実施するにあたって、大学の目的に応じて、その主たる対象の学習者やステークホルダーからのフィードバックを反映することが必要である。たとえば、教育機能型評価モデルを中心とした大学の機関評価を行う場合には、教育の提供者の自己研究・診断のなかに、その教育を受容ないし活用している学習者やその他の利害関係者の意見や満足度等の評価情報をもりこんだ上でおこなわれる必要がある。教育とは教員と学生との相互作用(教授・学習過程)を通じて形成されるもので、その質を実質的に決めるのは両者だからである。両者の評価結果が統合されてはじめて自己研究・診断の作

業は完結する。

8 新設の第三者評価機関の性格の骨子

以上に述べてきた理由から、各大学の自己研究・診断の結果にもとづいて、その成果や達成度を客観的に評価する第三者機関として、新たな組織を設立する必要がある。設立の是非、内容、方法等については、これを設置しようとする設立母体によって審議・決定されることになるが、現時点での新組織の基本的性格としては以下のような点を提示できる。

- ①新しい第三者機関は、高等教育の質の向上をはかるための、任意の、自律的で、独立した、非営利の、法人格をもつ組織であることがのぞましい。仮にこれを「高等教育水準向上協会」(向上協)と呼ぶ。第三者機関の自律性と独立性を維持するためには、社会に信頼されるような情報公開と説明責任の履行が不可欠の要件である。
- ②第三者機関としての公正性・実質性を担保するため、この新機関は設立母体とは別個の組織とする。また評価事業の方針や判定にあたる委員会等の構成者には、当該大学の関係者は含まれないことは当然であるが、他大学の関係者に加えて、高等教育界以外からの第三者として、有識者や団体からの参加・協力を得るものとする。
- ③この新設される第三者機関が、国の認証を得る「認証評価機関」として申請するか否かは、その基本的性格を決める重要な点であるので、設立母体の慎重な審議を通じて決定されるものとする。
- ④第三者機関は高等教育の質の向上をはかるために、評価事業を通じて各学校の向上改善の努力を奨励し支援するとともに、社会に申請を受けた学校がその基準に適合していることを保証する責任をもつ。ただしその評価の判定は申請校の質の段階的評定をおこなうのか、基準を満たしているか否かの適否の認定とするのか、あるいは両者を組み合わせた評価にするのか、第三者機関の基本的性格にかかわる重要な問題であり、今後慎重な審議によって決定される必要がある。
- ⑤第三者機関は、その評価の項目、基準、手続き等を決定し、これにしたがって評価を実施する。
- ⑥第三者評価事業は、内外の経験や研究の見地から最短5年、最長10年の間の時期ごとに実施されることが適当と考えられる。
- ⑦第三者評価を受けるための申請は、各学校の自発意志による。原則として設置認可を受け、完成年度を経た高等教育機関とするが、学校法人やその他の機関の申請を受けることも可能とすることが望ましい。
- ⑧第三者機関の評価結果は公表するものとするが、どのよう

な形でどこまで発表されるべきかは、今後審議・検討される必要がある。

- ⑨第三者機関の評価結果に対する異議申し立ての機会を設定し、その手続きや扱いについて定めておく必要がある。
- ⑩第三者機関は定期的にその評価システム自体の自己研究・診断をおこなうとともに、適切な他者評価を受け、評価事業およびシステムの改善・改革をおこなうものとする。
- ⑪第三者機関は、第三者評価の実施にともなう諸事業をおこなうとともに、評価の調査研究、評価専門職の育成、評価者の研修などを実施する。
- ⑫信頼性の高い評価を実現することはきわめて困難な事業であり、完璧な評価システムは存在しない。しかしよりよい評価を求めて、不断の研究調査と実験による試行錯誤や改善を通じて、拙速を避け、慎重かつ漸進的なシステムの形成に努めることが必要である。国内外の評価の経験や知識は、評価システムの形成には慎重な制度設計と試行錯誤による実験と長期の努力が不可欠であることを教えている。

評価の対象項目案（参考例）

- ①目的・理念・建学の精神（特に教育の理念・目的・目標、自校の個性、特色）
- ②組織・制度（学部・学科・大学院・短大その他の付属学校等の教育組織）
- ③教育課程・教育方法（目標・内容・学習量・教育評価・学位等）
- ④学生（入学・学生サービス・学生の要望の受け入れ体制・卒業・進路指導等）
- ⑤教員（教育・研究・サービス）
- ⑥管理経営関係（法人・設置者・管理者・職員・人事関係）
- ⑦財務（経理の公開、収入・支出のバランス、経営に要する財源確保等）
- ⑧教育・学習環境（施設設備・情報サービス・IT・情報公開等）
- ⑨学校の誠実性および信用

大学評価研究プロジェクトチーム

研究代表者・喜多村和之

2002年9月27日（日本私立大学協会理事会へ報告）

2002年10月25日（日本私立大学協会総会へ報告、一部字句修正）

凡例

- ①本素案は、2000年7月に、日本私立大学協会より受けた「私学の特性に配慮した評価システムのあり方」についての研究調査委託に対して、私学高等教育研究所・大学評価研究プロジェクトチームがその基本的考え方の骨子（要旨素案）を報告するものである。したがって本案は今後同協会によって審議されるたたき台となるもので、同協会によって承認されたものではない。またここで触れられていない諸側面や部分の詳細は、別途検討される。
- ②本素案ではまず高等教育機関の組織全体を対象とする「機関評価」のみを扱っており、「専門分野別評価」については、別途に検討される必要がある。また「機関評価」と「専門分野別評価」との関係や連携についても、別途検討される必要がある。
- ③本素案骨子のもとなる本文は、別途に発表する予定である。
- ④本素案の骨子および本文は、今後、ひろく意見を伺って、改訂されるべき試案である。

コラム3 評価機構設立の関係者

Column

所属・役職は就任当時のものです。

財団法人 日本高等教育評価機構 設立発起人名簿

大沼 淳	文化女子大学理事長・学長
森本 正夫	北海学園大学理事長
工藤 寛	前東北工業大学理事長
佐藤 登志郎	北里大学名誉学長・学園相談役
廣川 利男	東京電機大学学園長
中原 爽	参議院議員、日本歯科大学理事
黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
小出 忠孝	愛知学院大学学院長・学長
森田 嘉一	京都外国語大学理事長・総長
石田 恒夫	広島経済大学理事長・学長
西村 駿一	別府大学理事長

(11人)

日本私立大学協会に設置された第三者評価機関設立のための委員会

大学基準問題検討委員会 委員名簿

担当理事	中原 爽	日本歯科大学
委員長	高倉 翔	明海大学
委員	森本 正夫	北海学園大学
委員	工藤 寛	東北工業大学
委員	佐藤 東洋士	桜美林大学
委員	佐藤 登志郎	北里大学
委員	清水 司	東京家政大学
委員	廣川 利男	東京電機大学
委員	齋藤 誠淳	武蔵野大学
委員	黒田 壽二	金沢工業大学
委員	小出 忠孝	愛知学院大学
委員	小林 素文	愛知淑徳大学
委員	森田 嘉一	京都外国語大学
委員	高木 英明	京都光華女子大学
委員	中井 真孝	佛教大学
委員	佐川 寛典	大阪歯科大学
委員	石田 恒夫	広島経済大学
委員	中村 量一	中村学園大学
委員	原野 幸康	日本私立大学協会

(19人)

大学評価問題検討委員会 委員名簿

担当理事	中原 爽	日本歯科大学
委員長	高倉 翔	明海大学
委員	森本 正夫	北海学園大学
委員	香川 達雄	女子栄養大学
委員	佐野 博敏	大妻女子大学
委員	佐藤 東洋士	桜美林大学
委員	佐藤 登志郎	北里大学
委員	吉田 泰輔	国立音楽大学
委員	大橋 秀雄	工学院大学
委員	清水 司	東京家政大学
委員	廣川 利男	東京電機大学
委員	齋藤 誠淳	武蔵野大学
委員	黒田 壽二	金沢工業大学
委員	小出 忠孝	愛知学院大学
委員	小林 素文	愛知淑徳大学
委員	後藤 淳	愛知工業大学
委員	森田 嘉一	京都外国語大学
委員	高木 英明	京都光華女子大学
委員	中井 真孝	佛教大学
委員	佐川 寛典	大阪歯科大学
委員	石田 恒夫	広島経済大学
委員	中村 量一	中村学園大学
委員	西村 駿一	別府大学
委員	原野 幸康	日本私立大学協会

(24人)

第3章

JIHEEを支える力

- 028 会員校
- 030 評議員会・理事会
- 032 各種委員会・会議体
- 036 評価員
- 040 コラム4 ロゴ・認定マーク

会員校

日本高等教育評価機構では、平成17(2005)年度より大学を構成員とする会員制度が発足しました。平成23(2011)年からは短期大学も対象にしています。

大学間相互の協力体制のもと、大学等の質の保証、質の向上を図るために認証評価を実施することを目的としています。会員校には、アンケート調査をはじめ、各種イベントでの意見交換などを通じて当機構の運営等についての意見・要望をいただくなど、多大なご協力を得ています。当機構は会員校に対し、評価充実協議会をはじめとする評価に関わる各種イベントの案内、各種刊行物の送付、メールマガジンの配信などを行っています。

会員校数 平成26(2014)年6月現在

- 大学・独立大学院大学 324校
- 短期大学 7校(分布図中★印)

会費

種別	会費(年額)	
大学	1学部	25万円
	2学部	35万円
	3学部以上	45万円
独立大学院大学	1大学	10万円
短期大学	1短期大学	10万円

近畿

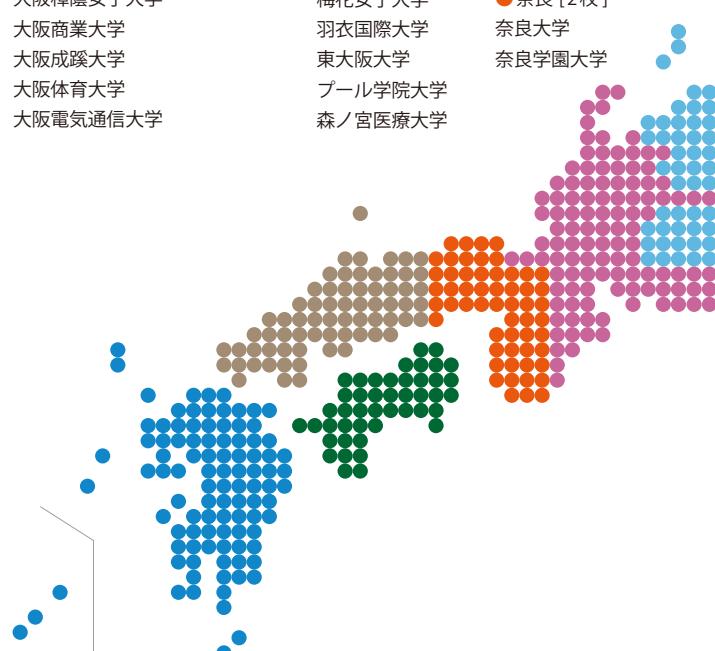
●滋賀 [5校]	●大阪 [34校]	●兵庫 [12校]
成安造形大学	大阪青山大学	大阪人間科学大学
聖泉大学	大阪大谷大学	大阪保健医療大学
びわこ学院大学	大阪音楽大学	関西医療大学
びわこ学院大学短期大学部★	大阪音楽大学短期大学部★	関西外国语大学
びわこ成蹊スポーツ大学	大阪河崎リハビリテーション大学	関西福祉科学大学
●京都 [11校]	大阪観光大学	四條畷学園大学
京都医療科学大学	大阪経済大学	四天王寺大学
京都外国语大学	大阪経済法科大学	摂南大学
京都学園大学	大阪芸術大学	千里金蘭大学
京都嵯峨芸術大学	大阪工業大学	太成学院大学
京都情報大学院大学	大阪国際大学	帝塚山学院大学
京都造形芸術大学	大阪歯科大学	常磐会学園大学
種智院大学	大阪樟蔭女子大学	梅花女子大学
花園大学	大阪商業大学	羽衣国際大学
佛教大学	大阪成蹊大学	東大阪大学
平安女学院大学	大阪体育大学	プール学院大学
明治国際医療大学	大阪電気通信大学	森ノ宮医療大学

九州・沖縄

●福岡 [14校]	●長崎 [4校]	●宮崎 [3校]
九州栄養福祉大学	長崎ウエスレヤン大学	南九州大学
九州共立大学	長崎外国语大学	宮崎国際大学
九州国際大学	長崎国際大学	宮崎産業経営大学
九州情報大学	長崎総合科学大学	●鹿児島 [3校]
久留米工業大学	九州看護福祉大学	鹿児島純心女子大学
西南女学院大学	熊本保健科学大学	志學館大学
聖マリア学院大学	尚絅大学	第一工業大学
筑紫女学園大学	中村学園大学短期大学部★	●沖縄 [3校]
中村学園大学短期大学部★	崇城大学	沖縄キリスト教学院大学
西日本工業大学	平成音楽大学	沖縄国際大学
福岡工業大学	●大分 [2校]	名桜大学
福岡国際大学	日本文理大学	
福岡歯科大学	別府大学	
保健医療経営大学		
●佐賀 [1校]		
西九州大学		

中国・四国

●岡山 [10校]	●広島 [10校]	●山口 [6校]	●徳島 [1校]
岡山学院大学	エリザベト音楽大学	宇部フロンティア大学	徳島文理大学
岡山商科大学	比治山大学	至誠館大学	●香川 [2校]
岡山理科大学	広島経済大学	東亜大学	四国学院大学
環太平洋大学	広島工業大学	徳山大学	高松大学
倉敷芸術科学大学	広島国際大学	梅光学院大学	●愛媛 [1校]
くらしき作陽大学	広島国際学院大学	山口東京理科大学	松山東雲女子大学
作陽音楽短期大学★	広島文化学園大学		
山陽学園大学	広島文教女子大学		
中国学園大学	福山平成大学		
美作大学	安田女子大学		



[会員校分布図]



東北

- 青森 [5校] ● 宮城 [6校] ● 山形 [2校]
 青森中央学院大学 尚絅学院大学 東北芸術工科大学
 東北女子大学 仙台大学 東北公益文科大学
 八戸学院大学 東北工業大学 ● 福島 [3校]
 八戸工業大学 東北生活文化大学 郡山女子大学
 弘前医療福祉大学 東北文化学園大学 東日本国際大学
 ● 岩手 [2校] 東北薬科大学 福島学院大学
 富士大学 ● 秋田 [2校]
 盛岡大学 秋田看護福祉大学 ノースアジア大学

関東

- | | | | | |
|------------|------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| ● 茨城 [1校] | ● 埼玉 [18校] | ● 千葉 [15校] | ● 東京 [39校] | ● 神奈川 [15校] |
| 筑波学院大学 | 浦和大学 愛国学園大学 上野学園大学 東京女子体育大学 | 愛國学園大学 植草学園大学 桜美林大学 東京聖栄大学 | 上野学園大学 大妻女子大学 嘉悦大学 東京成徳大学 | 神奈川工科大学 鎌倉女子大学 鎌倉女子大学短期大学部★ |
| ● 栃木 [3校] | 共栄大学 埼玉医科大学 江戸川大学 嘉悦大学 | 植草学園大学 川村学園女子大学 国立音楽大学 東京造形大学 | 大妻女子大学 国立音楽大学 国士館大学 東京未来大学 | 産業能率大学 |
| 足利工業大学 | 埼玉医科大学 十文字学園女子大学 神田外語大学 昭和大学 | 江戸川大学 川村学園女子大学 国立音楽大学 東京富士大学 | 東京成徳大学 国士館大学 東京未来大学 東京理科大学 | 松蔭大学 |
| 国際医療福祉大学 | 埼玉学園大学 尚美学園大学 女子栄養大学 秀明大学 | 川村学園女子大学 三育学院大学 国士館大学 東京造形大学 | 嘉悦大学 国士館大学 東京未来大学 東京理科大学 | 昭和音楽大学 |
| 作新学院大学 | 十文字学園女子大学 尚美学園大学 女子栄養大学 秀明大学 | 神田外語大学 三育学院大学 国士館大学 東京造形大学 | 昭和大学 東京富士大学 国士館大学 東京未来大学 | 星槎大学 |
| ● 群馬 [7校] | 尚美学園大学 女子栄養大学 秀明大学 こども教育宝仙大学 | 秀明大学 聖徳大学 聖徳大学 昭和大学 | 東京富士大学 国士館大学 東京未来大学 東京理科大学 | 洗足学園音楽大学 |
| 関東学園大学 | 女子栄養大学 秀明大学 聖徳大学 昭和大学 | 秀明大学 聖徳大学 聖徳大学 昭和大学 | 東京造形大学 国士館大学 東京未来大学 東京理科大学 | 田園調布学園大学 |
| 共愛学園前橋国際大学 | 駿河台大学 西武文理大学 清和大学 杉野服飾大学 | 聖徳大学 清和大学 杉野服飾大学 日本医科大学 | 昭和大学 東京富士大学 東京造形大学 東京未来大学 | 日本映画大学 |
| 桐生大学 | 西武文理大学 東邦音楽大学 千葉科学大学 高千穂大学 | 清和大学 千葉科学大学 高千穂大学 日本歯科大学 | 桐朋学園大学 東京富士大学 東京造形大学 東京未来大学 | 八洲学園大学 |
| 群馬医療福祉大学 | 東邦音楽大学 日本医療科学大学 千葉経済大学 多摩大学 | 千葉科学大学 千葉経済大学 多摩大学 日本獣医生命科学大学 | 日本医科大学 東京富士大学 東京造形大学 東京未来大学 | 横浜商科大学 |
| 群馬バース大学 | 日本医療科学大学 日本工業大学 千葉工業大学 帝京大学 | 千葉経済大学 日本工業大学 帝京大学 日本女子体育大学 | 日本歯科大学 東京富士大学 東京造形大学 東京未来大学 | 横浜創英大学 |
| 高崎商科大学 | 日本工業大学 日本薬科大学 千葉商科大学 帝京科学大学 | 千葉工業大学 千葉商科大学 帝京大学 日本体育大学 | 帝京大学 東京富士大学 東京造形大学 東京未来大学 | 横浜薬科大学 |
| 東京福祉大学 | 日本薬科大学 人間総合科学大学 平成国際大学 麗澤大学 | 千葉商科大学 人間総合科学大学 平成国際大学 麗澤大学 | 帝京科学大学 帝京平成大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 | SBI 大学院大学 |
| | 人間総合科学大学 平成国際大学 麗澤大学 | 千葉商科大学 人間総合科学大学 平成国際大学 麗澤大学 | 帝京平成大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 ハリウッド学院大学 | ● 新潟 [5校] |
| | 平成国際大学 武蔵野学院大学 明海大学 ものつくり大学 | 日本橋学館大学 麗澤大学 東京音楽大学 東京家政学院大学 | 日本文化大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 文化学園大学 | 長岡大学 |
| | 武蔵野学院大学 明海大学 ものつくり大学 | 日本橋学館大学 麗澤大学 東京音楽大学 東京家政学院大学 | 日本文化大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 文化学園大学 | 新潟医療福祉大学 |
| | 明海大学 ものつくり大学 | 日本橋学館大学 麗澤大学 東京音楽大学 東京家政学院大学 | 日本文化大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 文化学園大学 | 新潟経営大学 |
| | ものつくり大学 | 日本橋学館大学 麗澤大学 東京音楽大学 東京家政学院大学 | 日本文化大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 文化学園大学 | 新潟国際情報大学 |
| | | 日本橋学館大学 麗澤大学 東京音楽大学 東京家政学院大学 | 日本文化大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 文化学園大学 | 新潟青陵大学 |
| | | 日本橋学館大学 麗澤大学 東京音楽大学 東京家政学院大学 | 日本文化大学 東京有明医療大学 東京音楽大学 文化学園大学 | ● 山梨 [3校] |

中部

- | | | | |
|--------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| ● 富山 [3校] | ● 長野 [5校] | ● 愛知 [31校] | ● 三重 [4校] |
| 高岡法科大学 | 佐久大学 愛知学院大学 同朋大学 鈴鹿医療科学大学 | 愛知学院大学 愛知学泉大学 豊橋創造大学 鈴鹿国際大学 | 鈴鹿医療科学大学 鈴鹿国際大学 四日市大学 |
| 桐朋学園大学 | 諏訪東京理科大学 愛知工科大学 名古屋音楽大学 | 諏訪東京理科大学 愛知工科大学 名古屋音楽大学 | 四日市大学 |
| 富山国際大学 | 長野大学 愛知工業大学 名古屋外国语大学 | 長野大学 愛知工業大学 名古屋外国语大学 | 四日市市看護医療大学 |
| ● 石川 [7校] | 松本大学 愛知産業大学 名古屋芸術大学 | 松本大学 愛知産業大学 名古屋芸術大学 | |
| 金沢学院大学 | 松本歯科大学 愛知産業大学 | 松本歯科大学 愛知産業大学 | |
| 金沢工業大学 | ● 岐阜 [5校] | 愛知淑徳大学 名古屋経済大学 | |
| 金沢星稜大学 | 朝日大学 愛知東邦大学 | 朝日大学 愛知東邦大学 | |
| 金城大学 | 岐阜経済大学 愛知みずほ大学 | 岐阜経済大学 愛知みずほ大学 | |
| 北陸大学 | 岐阜女子大学 桜花学園大学 | 岐阜女子大学 桜花学園大学 | |
| 北陸学院大学 | 中京学院大学 金城学院大学 | 中京学院大学 金城学院大学 | |
| 北陸学院大学短期大学部★ | 東海学院大学 修文大学 | 東海学院大学 修文大学 | |
| ● 福井 [2校] | ● 静岡 [4校] | 星城大学 名古屋文理大学 | |
| 仁愛大学 | 静岡英和学院大学 星城大学 | 静岡英和学院大学 星城大学 | |
| 福井工業大学 | 静岡産業大学 大同大学 | 静岡産業大学 大同大学 | |
| | 静岡福祉大学 中部大学 | 静岡福祉大学 中部大学 | |
| | 静岡理工科大学 東海学園大学 | 静岡理工科大学 東海学園大学 | |

北海道

- 北海道 [15校]
- | | |
|----------|---------|
| 旭川大学 | 北海学園大学 |
| 札幌大谷大学 | 北海商科大学 |
| 札幌国際大学 | 北海道医療大学 |
| 千歳科学技術大学 | 北海道科学大学 |
| 道都大学 | 北海道情報大学 |
| 函館大学 | 北海道薬科大学 |
| 北翔大学 | 酪農学園大学 |
| 北星学園大学 | |

評議員会・理事会

財団法人での評議員会は、従来、理事会の諮問機関として位置付けられていましたが、公益法人制度改革により、公益財団法人では必置の最高議決機関として位置付けられています。また、当機構の法人の業務執行を決定するのは理事会です。

それぞれの職務、権限等は当機構の定款及び規則で定められています。なお、監事は理事の職務の執行を監査する役割を持つ必置の機関です。

評議員会

評議員 18 人

評議員会は、公益財団法人の最高議決機関であり、法人の業務執行体制や業務運営方針を決定し、理事会による法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。

当機構では毎年度 6 月に定時評議員会を開催するほか、必要に応じ臨時評議員会を開催しています。評議員会の主な決議事項は以下のとおりです。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(五十音順・敬称略)



石田 恒夫



岡本 輝代志



香川 達雄



北村 憲司



小出 忠孝



諫訪 文彦



豊田 寛三



野原 明



濱 健男



濱田 勝宏



福井 直敬



藤田 成隆



森田 嘉一



森本 正夫



山下 興垂



吉井 定信



吉本 成香



六鹿 正治



評議員会会議風景



評議員会会議風景

理事会

理事18人、監事2人

公益財団法人では理事、理事会及び監事は必置の機関です。理事会は当該法人の業務執行の決定のほか、理事の職務執行の監督をします。監事は理事の職務の執行を監査します。

当機構では毎年度3回の通常理事会（6月、12月、3月）のほか、必要に応じ臨時理事会を開催しています。また、業務執行の機動性を保つため、代表理事（理事長）、業務執行理事（副理事長、常務理事）を選定しています。理事会の主な権限は以下のとおりです。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 評議員候補者の推薦
- (6) 規程の制定、改正及び廃止
- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (10) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (11) 事業報告及び計算書類等の承認
- (12) 委員会の設置・運営に必要な事項の決定

（五十音順・敬称略）



理事長 黒田 壽二



副理事長 相良 憲昭



常務理事 石井 正彦



青木 二郎



大沼 淳



木村 正裕



熊岡 洋一



小出 秀文



後藤 淳



佐藤 東洋士



白澤 宏規*



高柳 元明



戸田 安士



中村 量一



西川 博史



野田 起一郎



堀川 徹志



渡邊 和親



監事 斎藤 力夫



監事 遠山 耕平

*平成26(2014)年3月31日辞任



理事会会議風景



理事会会議風景

各種委員会・会議体

当機構には現在、九つの委員会・会議体があり、延べ65人の委員が就任しています。委員は大学・短期大学の責任者などの関係者が中心ですが、委員会開催の都度、当機構事務局や周辺施設にお集まりいただき、審議を行っています。

当機構の役割や運営方針、各評価の判定、評価システムの改定など重要事項について審議を行い、当機構の活動を支えています。

委員数は平成 26(2014)年度のものです。任期終了につき平成 26(2014)年度から委員の変更があった委員会は、前任期の委員長・副委員長を掲載しています。

企画運営会議

設置年度:平成 26(2014)

委員数:9

主査:相良 憲昭

公益財団法人日本高等教育
評価機構 副理事長

副主査:谷岡 一郎

学校法人谷岡学園 理事長、大阪商業大学 学長



主査:
相良 憲昭



副主査:
谷岡 一郎

平成 26(2014)年 4月に設置された、当機構の意思決定の核となる会議体です。当機構の目的や将来構想、評価システムの見直し改善や今後の方向性等について審議しています。

国公私立大学や関係機関のトップの方々に参画いただいており、今後、年2、3回の開催が予定されています。



企画運営会議

大学評価判定委員会

設置年度:平成 17(2005)

委員数:14

委員長:佐藤 東洋士



学校法人桜美林学園 理事長、
桜美林大学 総長



委員長:
佐藤 東洋士

副委員長:
安井 利一

副委員長:安井 利一

学校法人明海大学 理事、明海大学 学長

大学機関別認証評価の判定と評価システム等の審議を行います。現在の委員は 14 人で、国公私立大学・経済界のリーダーや学校法人会計の専門家など幅広い有識者で構成されています。

委員会は年間4回程度開かれます。判定に関わる審議を行う際は、委員はその年に評価が行われている全ての大学の評価報告書案や意見申立ての内容とその審査結果についての資料を事前に目を通して審議に臨みます。

同委員会が出す判定結果は理事会の審議を経て「評価報告書」として公表されます。また、その指摘内容は当該年度の「判断例」としてホームページで公表されるなど、次年度の認証評価にも大きな影響を与えます。そのため、必要に応じて評価チーム団長や基準を担当した評価員から説明を受けるなどして、各校の審議は極めて慎重に行われます。評価校数が多い年度には終日の審議が2日にわたって行われることもあります。

更に、当該年度に評価を担当する評価員の選任、評価報告書の改善検討委員会から提出された改善報告等審査会の審査結果



大学評価判定委員会



重要案件について審議を行っています。

評価員養成検討委員会

設置年度:平成19(2007)

委員数:6

委員長:羽田 積男

日本大学文理学部 教授

副委員長:篠田 道夫

桜美林大学 教授、学校法人日本福祉大学 学園参与



委員長:
羽田 積男

副委員長:
篠田 道夫

委員長:瀧澤 博三

日本私立大学協会附置

私学高等教育研究所 主幹

副委員長:羽田 積男

日本大学文理学部 教授



委員長:
瀧澤 博三



副委員長:
羽田 積男

大学評価判定委員会のもとに設置されている小委員会です。実際に書面調査と実地調査を行う評価員の研修システムや「評価のてびき」の内容などについて、具体的な検討を行っています。委員会は当機構の評価員としても豊富な経験を有している方々で構成されています。

委員会では、主に「評価員セミナー」のプログラムの策定とそこでテキストとしても使用する「評価のてびき」の改訂を検討します。前年度の「評価員セミナー」の参加者アンケートと「評価員アンケート」の分析結果、委員自身の評価員経験をもとに議論を進め、「团长セミナー」などの新しい企画も実施してきました。

「評価員セミナー」では委員が講師として解説やパネルディスカッションを行うこともあります。

評価システム改善検討委員会

設置年度:平成18(2006)

委員数:7



評価員養成検討委員会

意見申立て審査会

設置年度:平成19(2007)

委員数:4

主査:小田 一幸

学校法人桑沢学園 理事長

副主査:水戸 英則

学校法人二松学舎 理事長



主査:
小田 一幸



副主査:
水戸 英則



評価システム改善検討委員会

各種委員会・会議体

大学評価判定委員会のもとに設置されており、大学評価判定委員会の作成した「評価報告書案」に対する大学の意見申立てについて審査を行う小委員会です。

審査会は毎年2月頃開催されます。大学から提出された意見申立ての内容を、エビデンスと照らし合わせながら1件ずつ丁寧に審議し、評価結果や報告書案の変更の有無と変更内容を審査結果として大学評価判定委員会に提出します。

なお、再評価の「再評価報告書案」に対する意見申立てについても、同様に審議を行います。

改善報告等審査会

設置年度:平成22(2010)

委員数:5

委員長:高橋 宏

東京国際大学 副学長、
言語コミュニケーション学部
教授

副委員長:徳田 守

学校法人金沢工業大学 常任理事・法人本部財務部長

※第2期(平成24(2012)年4月～平成26(2014)年3月)の委員長・
副委員長



委員長:
高橋 宏

副委員長:
徳田 守

いづれかの審査結果案と、その総評を大学評価判定委員会に提出します。

通常8月に行われる第1回審査会では、委員は事前に送付された改善報告書や関連資料の内容確認と審査結果案作成について審議をします。各委員は、担当分の審査結果案を作成して当機構事務局に提出し、9月の第2回審査会で審査結果案の調整を行います。必要に応じて各委員が担当分の修正を行ったうえで当機構事務局が取りまとめ、12月の大学評価判定委員会に提出します。

平成24(2012)年度から実施されている第2サイクルの評価システムでは、「改善を要する点」と指摘された事柄について改善報告を求めるに仕組みが変更されたため、審査件数の増加が予定されています。



短期大学評価判定委員会

設置年度:平成21(2009)

委員数:9

委員長:瀧澤 博三

日本私立大学協会附置

私学高等教育研究所 主幹

副委員長:田中 義郎

委員長:
瀧澤 博三

副委員長:
田中 義郎

桜美林大学 総長補佐・教授

短期大学機関別認証評価の判定と評価システムの改定を行います。大学・短期大学の双方で経験が豊富な方や、短期大学の責任者などが委員に就いています。



意見申立て審査会



短期大学評価判定委員会

当機構の短期大学の認証評価は、短期大学が比較的小規模であることや地域と関わりが深いことなどの特色を考慮して行われます。ただし、同一法人内の大学との「同時受審」も想定しており、受審準備の負担軽減や評価員の業務効率化を目的として評価システムは大学機関別認証評価とほぼ同じものになっています。平成24(2012)年度の評価システム改定に当たっては、この前提を保ちながら短期大学の個性・特色を尊重した評価を実現するという、難しい課題の解決に向けて文章表現など細かい点まで含めた議論を重ねました。

平成25(2013)年度に初めて1短大の評価を大学との同時受審で行った際には、短期大学をどのような判定基準で評価するのかに注目が集まりました。平成26(2014)年度は3短大の認証評価が予定されています。

短期大学意見申立て審査会

設置年度:平成25(2013)

委員数:3

主査:小田一幸

学校法人桑沢学園 理事長

副本主査:水戸英則

学校法人二松学舎 理事長



主査:

小田一幸

副主査:

水戸英則

短期大学評価判定委員会のもとに設置されている小委員会です。

短期大学認証評価は平成25(2013)年度に1短大で行いましたが、意見申立てはありませんでした。



短期大学意見申立て審査会

ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会

設置年度:平成22(2010)

委員数:8

委員長:白澤宏規



学校法人桑沢学園 常務理事



副委員長:中村賢二郎

学校法人杉野学園 理事長、

杉野服飾大学 学長

委員長:
白澤 宏規

副委員長:
中村 賢二郎

※第2期(平成24(2012)年4月～平成26(2014)年3月)の委員長・副委員長

当機構で唯一の分野別評価であるファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の判定と評価システムの改定などを行います。

ファッション・ビジネス系の専門職大学院は現在1研究科で専攻が設置されており、平成22(2010)年度に認証評価を実施しその判定を行いました。次回は平成27(2015)年度の評価が予定されています。

専門職大学院の評価という高い専門性と実務経験が求められる分野のため、委員は服飾やデザイン分野の研究者、ファッション・アパレル関連団体のトップ、認証評価の研究者などが就任しています。

また、小委員会を持たないため、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価におけるさまざまな意思決定を担っています。平成25(2013)年の評価システムの改定においては、実施大綱や評価基準の内容、文章表現、法的解釈を含めて同委員会が詳細な審議を行いました。



ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会

評価員

当機構は評価を行う際の基本方針の一つとして「Peer Review」（同僚による評価）を掲げています。この方針に従い、実際の評価活動を行う「評価員」は、大学の教職員等の方々に委嘱しています。当機構の目指す質の高い認証評価のために、毎年、多くの評価員の力を必要としています。

評価員とは

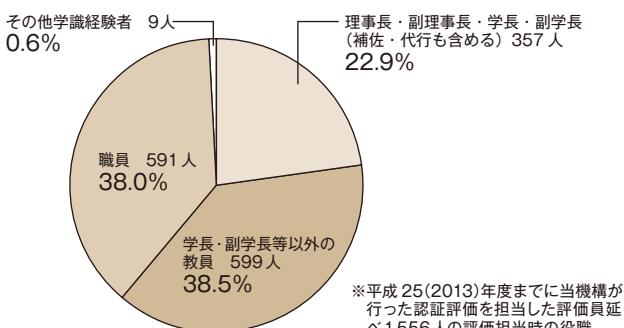
評価チームの一員として、実際の評価活動を行う人を当機構では評価員と呼んでいます。当機構には平成 26(2014)年 4月現在で 512人の評価員候補者が大学等から推薦され、登録されています。

当機構は、評価を行う際の基本方針の一つとして「Peer Review」（ピア・レビュー=同僚による評価）を掲げています。これは、大学の教職員等が他の大学等の評価を行うことを指しています。大学等の複雑な教育研究活動などを最も適切に評価できる体制であるとの考え方からです。

当機構では、日本私立大学協会加盟校や当機構会員校、関係機関などに依頼し、所属の教職員の方々を評価員候補者として推薦していただいている。厳密な推薦基準は設けていませんが、目安として「大学等での経験が10年以上の方」としています。

評価を行うに当たって、判定委員会が評価対象校の分野、所在地、規模などを考慮して評価員候補者の中から評価員を選任し、評価チームを編制します。

表 1 評価員の役職内訳



評価チームの人数は、評価対象校の規模により変動しますが、大学機関別認証評価とファッショ・ビジネス系専門職大学院認証評価では 5人程度、短期大学機関別認証評価では 4人程度です。

5人チームの場合、原則として1人はチームを取りまとめる団長、2人は教員、2人は職員となります。チーム全員で全ての評価基準、基準項目の調査を行いますが、教員の評価員は主に教育内容や教員の配置に関する項目、職員の評価員は主に経営に関する諸事項や財務を担当します。

平成 17(2005)年度から平成 25(2013)年度の 9 年間で、大学機関別、短期大学機関別、ファッショ・ビジネス系専門職大学院の認証評価の評価員を委嘱した方は、延べ 1,556 人、実数では 672 人になりました。所属機関での役職は、理事長や学長などが 22.9%、それ以外の教員と職員がそれぞれ約 38% です。大学等には所属しないその他の学識経験者も若干名います(表 1)。

経験数では 1 回の方が最も多く 279 人、6 人の方が 9 年連続して担当しています(表 2)。

評価員の任務

評価員に委嘱されると、6月の研修から始まり翌年 3 月に評価結果が確定するまで、さまざまな任務があります。評価員は、日常の学務をこなしながらこれらの業務を行っています。

評価員が担当するのは原則として 1 人 1 校ですが、大学機関別と短期大学機関別の同時受審の場合、各評価チーム内の一部

表 2 評価経験数

評価経験数	人数	全体に対する割合
1 回	279	41.5%
2 回	151	22.5%
3 回	107	15.9%
4 回	82	12.2%
5 回	23	3.4%
6 回	14	2.1%
7 回	7	1.0%
8 回	3	0.4%
9 回	6	0.9%
計	672	100.0%

※評価員経験者の実数 672 人の
平成 25(2013)年度までの経験回数

の評価員は大学と短大のどちらの評価も担当することができます。再評価の評価員は認証評価時の評価チームの中から選ぶことが原則となっています。

評価員の年間スケジュールは次のようになっています。

「評価員セミナー」の受講(6月)

評価員に委嘱されるとまず「評価員セミナー」を受講します。内容については、次項「『評価員セミナー』について」をご参照ください。

書面調査の実施(7月上旬～9月中旬)

対象校の「自己点検評価書」と関連資料を7月上旬に当機構担当者から評価員に送付します。評価員は、「評価のてびき」に基づき、「自己点検評価書」の記述内容について、「エビデンス集(データ編)」「エビデンス集(資料編)」に照らし合わせて分析を行います。この一連の活動を「書面調査」といいます。

評価員は、全ての「基準項目」に対し「基準項目ごとのコメント」を作成します。これが最終的に判定委員会に提出する「調査報告案」の原案になります。

第1回評価員会議への出席(7月下旬～9月上旬)

会議は当機構事務局内の会議室かその周辺施設で、原則として午後1時半～5時の時間設定で行われます。評価チームのメンバー全員と、当機構の担当者が出席します。

各評価員の「基準項目ごとのコメント」に対する意見交換を行い、疑問点や更に調査すべき点などを全員で確認していきます。また、それぞれの評価員が主に担当する「基準」や「基準項目」を決定します。実地調査で行う面談の対象者や視察場所などの希望についても協議します。また、調査スケジュールや実地調査での

集合場所などの確認も行います。

「書面質問と依頼事項」の作成

第1回評価員会議後に、決められた担当の「基準項目」について「書面質問及び依頼事項」を作成し、当機構担当者を経由して対象校へ提出します。対象校からの回答が到着した後は、その内容を踏まえて「書面調査のまとめ」を作成します。

実地調査の実施(9月下旬～12月中旬)

評価チームのメンバー全員と当機構担当者数名が、原則として2泊3日の日程で対象校を訪問し、実地調査を行います。評価員は、「自己点検評価書」の内容について最終的な確認をするため、対象校の関係者との顔合わせ、学長など責任者との面談、「基準」ごとの面談、在学生との面談、キャンパスや講義の視察、現地でのみ閲覧可能な資料の点検などを行います。実地調査中に第2回、第3回、第4回評価員会議を行い、実地調査前に作成した「書面調査のまとめ」をもとに協議します。

実地調査の内容は、「第4章 事業内容 評価事業の概要」に詳しく掲載しています。

調査報告書案の作成

書面調査と実地調査で確認した事項を踏まえて、担当する「基準項目」の「調査報告書案」を作成します。

第5回評価員会議への出席(10月下旬～12月下旬)

第2回～第4回評価員会議は実施調査中に行いますが、第5回評価員会議は当機構事務局内の会議室かその周辺で行います。評価チームメンバー全員と当機構担当者が出席します。時間は原則として午後1時半～5時です。各評価員から提出された「調査報告書案」の内容について検討・調整を行い、まとめます。



評価員会議の様子



実地調査で実習施設の説明を受ける評価チーム

調査報告書案の修正

第5回評価員会議の内容を踏まえ、必要に応じて担当の「基準項目」について「調査報告書案」を修正します。

「意見申立て」への対応(1月)

「調査報告書案」に対する対象校からの意見申立てがあった場合は、その対応案を作成します。この対応案は、判定委員会での審議資料となります。判定委員長の要請により、評価員が判定委員会に出席して経緯を説明することもあります。

その他(～3月)

3月の理事会で評価結果が確定すると、当機構担当者から評価結果の報告を受けます。その後、「評価結果報告書」(冊子)と「評価員証明書」を郵送にて受取り、評価員としての活動は終了になります。

このほか、評価システムを改善するため、アンケート調査への協力をお願いしています。また、情報管理のため、3月末には評価関連資料の返却や評価に関わるメールの削除などを当機構から依頼しています。

「評価員セミナー」について

評価員が当機構の評価システムを共通して理解し、公正、適切かつ円滑に評価活動を遂行するために、当機構は評価員への研修に力を入れています。これが「評価員セミナー」です。例年、1日かけてさまざまな内容の研修を行います。大学機関別認証評価では、評価員数が多い年度は、東京に加えて他の地区で開催することもあります。



平成22(2010)年度 認証評価担当評価員 団長セミナーでのグループ別座談会の様子

研修内容は、大学機関別認証評価は「評価員養成検討委員会」で検討し決定します。過去の研修会や評価終了後に評価員にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて内容を見直します。年度によって評価対象校数が大きく増減することや、評価員の経験年数の違いもあるため、講義形式のものだけでなく、経験者からのアドバイスやチーム内での顔合わせを取り入れるなど、状況に合わせた取組みを行っています。

短期大学機関別認証評価とファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、各判定委員会が研修内容を検討して実施しています。

以下は、大学機関別認証評価の「評価員セミナー」の内容です。過去の実施日やプログラムなどは「第6章 資料編 セミナー等開催実績」に掲載しています。

評価基準などの解説

評価基準や作業プロセスの解説は、研修の核となる重要な項目です。当機構職員がスライドや評価員用のマニュアル「評価のてびき」を用いて説明しています。

認証評価の意義や評価員の守秘義務、当機構の評価の方針など、評価を行う際に前提となる重要事項のほか、評価の流れや時期の目安、「判断例」など、評価員としての業務がイメージしやすいよう、できる限り具体的に解説しています。

一方通行の解説にならないよう、近年は、配付資料を事前に送付し、確認いただいたうえで意見や質問を受け、解説内容に盛込んでいます。また、年度によっては、評価員を初めて経験



平成25(2013)年度 大学機関別認証評価 評価員セミナーでの大学ごとの情報共有の様子

する方だけを対象にした解説の時間を設けることもあります。

評価員による経験談

平成18(2006)年度と平成19(2007)年度は評価員経験者を講師とした講演を行いました。平成20(2008)年度からはこれを発展させてパネルディスカッション形式に変更し、当機構職員が進行役としてパネリストの経験を聞いたり、会場の評価員から質問を募ったりしました。講師やパネリストは主に評価員養成検討委員会の委員にお願いしました。これは平成23(2011)年度まで実施しました。

評価員としての心構え、評価活動の具体的な流れや作業上の留意点など、実際に評価を経験した評価員の話は、特に初めて評価員を担当する参加者からは好評でした。

評価員経験者による講演・パネルディスカッションは、平成24(2012)年度からの新しい評価システムで大幅に評価基準が変更されたことに伴い、現在は実施しておりませんが、今後の実施に向けて検討しています。

団長セミナー、座談会（団長対象）

評価チームをとりまとめる団長の役割の重要性を鑑み、ほかのチームメンバーとは異なる視点の研修が必要との議論から、団長を対象とする研修を行いました。平成19(2007)年度は東京・大阪で開催した「評価員セミナー」のプログラム中に会場を分けて行い、平成22(2010)年度、平成23(2011)年度は「認証評価

担当評価員 団長セミナー」として別日程で実施しました。

団長同士の活発な意見交換を目的に、座談会を取りました。進行役は、評価システム改善検討委員会や評価員養成検討委員会の委員などにお願いしました。

テーマは、平成19(2007)年度は団長を初めて経験する方が多かったことから、実地調査や評価員会議の進行、評価過程における団長の役割や求められる能力などでした。

平成22(2010)年度と平成23(2011)年度は、団長経験者が多かったため、実地調査で対象校に対して気を付けたことや評価チームをまとめる上で苦労したことなど、団長の経験を共有することを目的としました。また、平成23(2011)年度は、これまでのアンケートで希望が多かった事例研究を取り入れ、経験の共有化を図りました。

大学ごとの情報共有

本格的に評価活動が始まる前に評価チームが顔合わせをすることで、書面調査に入る際の心理的な負担を減らすことを目的に、平成24(2012)年度からプログラムに組入れています。評価チームごとに分かれ、チームメンバーと当機構担当者の紹介やスケジュールの確認の後、評価員としての経験や感想など自由に情報共有します。進行は、主に団長や当機構担当者が務めています。

これにより、早い段階で評価チーム内のコミュニケーションが図られ、第1回評価員会議の進行がスムーズになるなどの効果が出ています。

平成25(2013)年度からの評価員制度の変更について

当機構では、大学・短期大学やその他関係機関の長に推薦され、当機構に登録した方を「評価員候補者」、その年度の評価を委嘱した方を「評価員」と呼んでいます。「評価員候補者」の登録期間は3年、「評価員」の任期は委嘱を受けた日から評価結果が確定するまでです。これは、平成25(2013)年度からの制度です。

平成24(2012)年度までは、推薦された人を「評価員候補者」、評価員候補者のための研修会を受講した評価員候補者を「評価員」、実際の評価を行う評価員を「担当評価員」と呼んでいました。「評価員候補

者」の登録期限はなく、「評価員」の委嘱の任期は3年でした。この制度では、「評価員」として委嘱された後、一度も評価を経験せずに任期満了を迎える例や、評価員候補者用の研修が何らかの理由で何年も受けられず「評価員候補者」のままの登録が長期間継続している例などがありました。

実際に評価を担当する年度に「評価員」を委嘱するよう変更したことにより、「評価員」の役割や任期が一層明確になり、また、評価員が研修を受ける回数が減ったことで、評価員の負担を減らすことにつながりました。

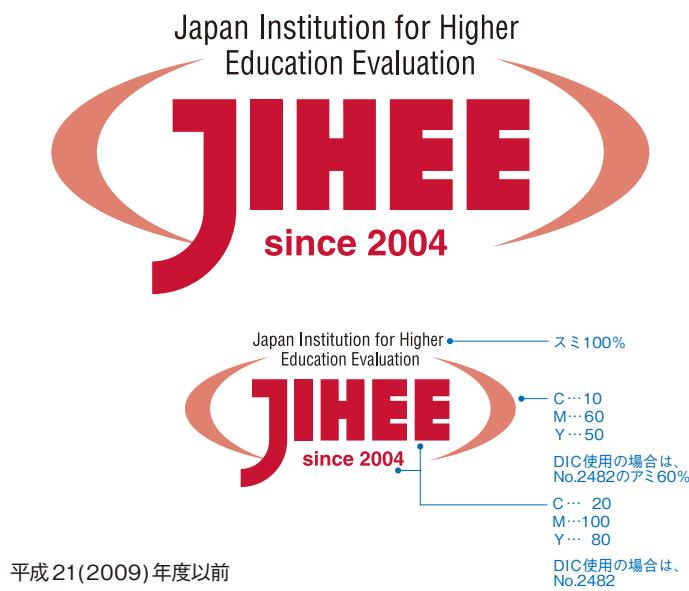
ロゴマーク

左右に配置された流線は〈地球〉と、両手で作る〈輪〉をイメージしています。大学と社会を結ぶ機関でありたいとの想いを込めました。カラーは赤で、高等教育発展にかける情熱を表しました。現在は、当機構事務所のエントランスにある社名プレートや名刺、冊子類などに使用しています。



認定マーク

適合判定を受けた機関に対して交付しています。ロゴマークをベースに制作しているもので、評価の種別や受審年度によって異なります。平成24(2012)年度からは、評価受審年度と当機構での通算の適合(認定)回数がローマ数字で表示されるようになりました。交付を受けた機関ではホームページに掲載する、教職員の名刺等に印刷するなどの活用例があります。



平成21(2009)年度以前



平成22(2010)年度、平成23(2011)年度



平成24(2012)年度以降



認証評価継続受審マーク

当機構で2回目以降の認証評価を継続して受審する場合において、大学からの依頼に応じて交付しています。使用できる期間は、継続受審年度の範囲です。



各種マークの取扱いについては、「公益財団法人日本高等教育評価機構認定マーク取扱要領」「公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価継続受審マーク取扱要領」に記載しています。

第4章

事業内容

042 評価事業の概要

054 調査研究

069 広報

評価事業の概要

当機構は、大学機関別、短期大学機関別、ファッショ
ン・ビジネス系専門職大学院の認証評価を実施して
います。認証評価は、基本的な方針及び評価の実施に
に関する内容を記載した実施大綱、実施大綱に則り定め
られた評価基準に基づいて実施します。また、啓もう
活動として各種セミナーを開催しています。

評価システムの開発と改定

実施大綱と評価基準を主として、調査や各種手続きの方法、スケ
ジュールなど当機構が実施する認証評価の仕組みを評価システム
と呼んでいます。評価システムは、評価を実施する上で当機構の核
となるものです。委員会での審議、国内外の関係者へのアンケート
やヒアリングとその結果の分析、時勢に応じた調査研究など、評
価システムの開発と改定には大きな力を注いでいます。

大学機関別認証評価

第1サイクル 平成17(2005)年～平成23(2011)年

設立時の評価システムは、平成14(2002)年から日本私立大学協
会の「大学基準問題検討委員会」(担当理事：中原爽 日本歯科大
学前理事長、委員長：高倉翔 明海大学学長)にて、同協会附置私

学高等教育研究所が報告した「私学評価システムに関する基本的
な考え方の要旨(素案)」に基づき、検討が始まりました。その後、
同委員会は「大学評価問題検討委員会」と改称し、同研究所の協
力のもと、大学機関別認証評価の実施大綱と評価基準を作成しま
した。平成17(2005)年度に認証評価機関として認証されました。

実施大綱は、評価の目的や方針、実施方法などについて記載し
たものです。評価の目的として、各大学の教育研究活動などの質を
保証すること、評価のプロセスや評価結果の活用を通じて各大学
の教育研究活動の改革・改善に役立てることなどを明記しました。
また、教育活動を中心に大学の総合的な状況を評価すること、ピ
ア・レビューを中心とした評価を行うこと、コミュニケーションを
重視した評価を行うことなどの9項目の方針を定めました。

評価基準は、各大学の個性、特色を重視し教育研究活動など機
関全体を判断するため、「基準1. 建学の精神・大学の基本理念及
び使命・目的」「基準2. 教育研究組織」などの11の基準を設定し
ました。私立大学を主な対象とする評価機関として「建学の精神」
を基準に盛込んだこと、また、「職員」「社会的責務」などを重視し
たことが大きな特色でした。更に、11の基準以外の取組みを自由
に記述できるよう「特記事項」を設けました。

評価員は、私大協加盟校や当機構会員校(会員制度は平成17
(2005)年から開始)などから推薦を受け、研修会を受講した評価員
の中から年度ごとの評価員を選びます。平成25(2013)年度からは
評価員制度を変更し、推薦を受けた評価員候補者の中から選んで

表1 大学機関別認証評価の評価システム 主な改定の推移

	年度	項目	主な内容
第1サイクル	19	自己評価報告書の記述方法 特記事項の取扱い方法	「事実の説明(現状)」は、「基準項目」ごとに記述する 評価基準の枠に關係なく自由に記述できる 評価基準に關係する場合は、評価の対象にする
	20	評価の基本スケジュール 申請校用マニュアルの名称	資料の提出期限を7月末から6月末へ／実地調査期間を9月末～11月中旬から9月末～12月中旬へ 「自己評価報告書作成ガイド」等から「受審のてびき」とする
	21	評価基準	基準項目3-3「教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること」を追加 評価の視点3-3-①「学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等 に定められ、かつ公表されているか」を追加
	23	評価基準	基準11の趣旨に「社会に対する説明責任や行動の誠実性が求められます」を追加
第2サイクル	24	評価基準 自己評価のあり方 判定の用語 提出書類の名称 改善報告の仕組み	基準数を11から4へ 「エビデンスの例示」を表示 使命・目的に基づく大学独自の基準の設定を求める 自己判定を行う 「認定」「保留」「不認定」から「適合」「保留」「不適合」へ 「自己評価報告書」から「自己点検評価書」へ 「改善を要する点」に対して改善報告書の公表・提出
	25	基本スケジュール	評価申請を9月から7月へ

います。1大学に対し原則5人程度で評価チームを構成し、全員で書面調査と実地調査を行います。教育課程や学生に関する基準については教育系の評価員が、管理運営や財務については事務系の職員の評価員が主に担当することで、専門的な内容を確認できる実質的な評価体制で実施しています。また、1大学に対し当機構職員1人が担当となり、実地調査に同行することも特徴です。

平成16(2004)年度に、金沢工業大学と文化女子大学の協力を得て、試行評価を実施し最終調整を行い、平成17(2005)年度に初めて4大学の認証評価を実施しました。

翌平成18(2006)年には、「大学評価判定委員会」の小委員会の一つとして「評価システム改善検討委員会」(委員長：瀧澤博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹)を設置しました。この委員会では評価基準や評価の手順、スケジュールなどを検討しています。「特記事項」の取扱いの変更、法令改正などに対応した基準項目の追加など、第1サイクルの間は毎年のように改定を行いました(表1)。

第2サイクル 平成24(2012)年～平成30(2018)年

第1サイクルの経験を踏まえて、大学の自己点検・評価及び認証評価のあり方や役割を再検討し、平成24(2012)年度から新しい評価システムがスタートしました。

このシステム改定のために、「評価システム改善検討委員会」は平成20(2008)年度から検討を始めました。平成20(2008)年度に4回、平成21(2009)年度に4回、平成22(2010)年度に8回、平成23(2011)年度に8回開催して議論を重ねました。

第1サイクルの評価を実施して挙げられた問題点として、大学が「自己評価報告書」を作成する際、現状をいかにうまく説明するかに力を注ぎがちで、大学教育の改善向上のために作成し活用するとい

う考え方が浸透しなかったことなどが挙げられました。第2サイクルの評価システムは、これらの問題を踏まえて作られました。実施大綱に、「本大綱の改訂について」として、改定の方針を「認証評価受審時の自己点検・評価であっても、単に認証評価のためのものではなく、自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置付けたこと」「評価機構が設定する『評価基準』は基本的・共通的な事項に限定し、大学はこれに自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加えるようにしたこと」と定めました。大学の自己点検・評価の内容を検証することによって、大学の自主的な質保証機能を高めることを特に重視したのです。具体的には、評価基準を11基準から4基準に変更しました(表2-1、表3)。これは、基準間の重複を解消し、評価の効率化と簡素化を図るためです。更に、「自己点検評価書」において、大学自身が自己判定を行い、エビデンスに基づいて、その理由を簡潔に記述することを求めました。そして、当機構の評価基準に「適合」しているか否かを判断するという意味で判定の用語を「認定」「保留」「不認定」から「適合」「保留」「不適合」に変更しました。併せて、認定期間の設定をなくし、当該年度の評価結果としました。

第1サイクルでは、「認定」に「条件」が付けられた場合、その「条件」に対し改善報告書等の提出を求めていましたが、第2サイクルでは、評価結果が適合の大学のうち指摘された全ての「改善を要する点」に対し改善報告書の公表と提出を求めることにしました。

なお、新しい評価システムにおいて提出書類の名称を「自己評価報告書」から「自己点検評価書」に変更したのは、大学が認証評価以外に独自に自己点検・評価を行い、報告書を作成することを想定したものです。

平成23(2011)年度には「新評価システム説明会」を東京、名古屋、



評価の目的や方針・調査方法などを記載した実施大綱

評価事業の概要

福岡、札幌で開催し周知に努めました。同年度に、桜美林大学、金沢工業大学、神田外語大学、文化学園大学の試行評価及び評価システムの調整を行い、平成 24(2012)年度から実施しています。

評価システムの見直しは絶えず行っており、平成 31(2019)年度からの第 3 サイクルに向け、既に検討を始めています。

短期大学機関別認証評価

当機構の会員校からの、大学の認証評価と同時に短期大学の評価も受けたいという要請を受けて作られたのが短期大学機関別認証評価の評価システムです。

平成 19(2007)年度に「短期大学認証評価検討委員会」(委員長：瀧澤博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所所長)を立上げ、実施体制・実施方法・評価基準などについて審議しました。平成 19(2007)年度に 1 回、平成 20(2008)年度に 6 回の審議を経て、平成 21(2009)年度に、大学の評価基準とほぼ同様の 11 の評価基準を持つ評価システムが完成し、短期大学機関別認証評価の評価機関として認証されました。

評価プロセスも大学と同様ですが、短期大学は比較的小規模であること、地域に密着した短期大学が多いこと、職業と直結した学科が多いことなどを考慮して評価を行います。

平成 22(2010)年度からの 3 年間に短期大学からの評価申請がなく、実績はありませんでしたが、平成 24(2012)年度に大学機関別認証評価に合わせて、「短期大学評価判定委員会」が評価システムの

改定を行いました(表 2-2、表 3)。

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

平成 20(2008)年度に「専門職大学院認証評価検討委員会」を立上げ、平成 22(2010)年にファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価機関として認証されました。

評価基準は、大学機関別認証評価・短期大学機関別認証評価とは異なり、カリキュラム内容を中心とした評価になっています。例えば、「ファッション・クリエイションに関する科目」など指定の領域の科目が教育課程に組込まれているかを基準項目の評価の視点に設定しています。

認証を受けてからは、「ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会」において、評価システムの見直しを行っています。平成 26(2014)年 1 月に行った改定では、大学機関別認証評価の評価システムに合わせて文言を調整したほか、変化の激しいファッション・ビジネスの現状を踏まえ、基準項目 1-3 「使命・目的及び教育目的の有効性」を追加するなどしました(表 2-3、表 3)。

当機構が行う評価の判定方法について

大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価ともに判定方法は同様になっています。

表2-1 大学評価基準

基準	平成 17(2005)～平成 23(2011)年度	平成 24(2012)年度～
1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	使命・目的等	
2 教育研究組織	学修と教授	
3 教育課程	経営・管理と財務	
4 学生	自己点検・評価	
5 教員	-	
6 職員	-	
7 管理運営	-	
8 財務	-	
9 教育研究環境	-	
10 社会連携	-	
11 社会的責務	-	
基準外	特記事項	使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価

表2-2 短期大学評価基準

基準	平成 21(2009)～平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度～
1 建学の精神・短期大学の基本理念及び使命・目的	使命・目的等	
2 教育研究組織	学修と教授	
3 教育課程	経営・管理と財務	
4 学生	自己点検・評価	
5 教員	-	
6 職員	-	
7 管理運営	-	
8 財務	-	
9 教育研究環境	-	
10 社会連携	-	
11 社会的責務	-	
基準外	特記事項	使命・目的に基づく短期大学独自の基準設定と自己点検・評価

まず、「基準項目」ごとに「満たしている」もしくは「満たしていない」の判断をします。「基準項目」の「改善を要する点」を踏まえた評価結果を勘案して「基準」の評価が決まります。「基準」全てを「満たしている」又は「概ね満たしている」場合は「適合」と判定されます。「適合」であっても「改善を要する点」の指摘がある基準は、「概ね満たしている」と評価されます。その指摘内容については、指定の期限内での改善報告書の公表及び提出を求めています。「満たしていない」基準がある場合、判定はその内容によって異なり、原則1年内に改善が可能であると判定委員会が判断した場合は「保留」、不可能であるなどと判断された場合は「不適合」の判定となります(図1)。「保留」とされた場合は、翌年度4月1日から原則1年内に再評価を申請していただきます。

なお、大学、短期大学機関別認証評価において、対象校が使命・

図1 判定までの流れ

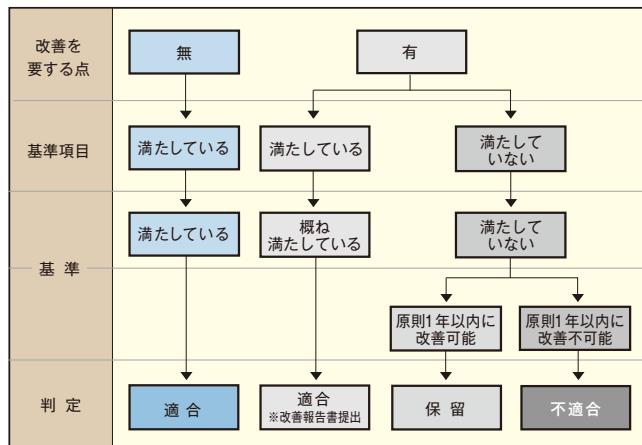


表2-3 ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準

基準	平成21(2009)～平成25(2013)年度	平成26(2014)年度～
1 使命・目的、教育目標	使命・目的等	
2 教育課程	教育課程	
3 学生	学生	
4 教員	教員	
5 教育研究環境	教育研究環境	
6 教育の質の保証	自己点検・評価	
基準外	-	-

目的に基づいて独自に設定し自己点検・評価をした基準に関しては、「概評」を記述しています。

認証評価事業の実施

設立してから10年の間に、300校以上の認証評価を実施してきました(表4)。各種委員会委員や評価員の多大な協力のもと、より信頼性の高い評価を目指して認証評価と関連事業に取組んでいます。

これまでの実績

大学機関別認証評価は、平成17(2005)年度から平成25(2013)年度までに延べ328(私立325、株式会社立3)校の評価を実施しました。私立大学の約半数が当機構で評価を受けており、大学機関別認証評価は、当機構の主たる事業となっています。なお、再評価は、認証評価の結果が「保留」と判定された大学からの申請を受けて行われるもので、平成25(2013)年度までに、19校が受けています。

平成17(2005)年～平成23(2011)年の第1サイクルの評価システムで設けられていた「条件」付き認定大学は、58校です。平成25(2013)年度まで計28校から提出を受け、審査後、大学へ審査結果を通知しました。平成24(2012)年度からの新しい評価システムでは「改善を要する点」を指摘した大学に報告書の公表と提出を求めていきます。

短期大学機関別認証評価は、平成25(2013)年度に1校の評価を実施しました。同一法人の大学も評価を受け、初めての「同時受審」

表3 当機構が行う認証評価の種別と概要

評価の種別	大学機関別認証評価	短期大学機関別認証評価	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
認証年度	平成17(2005)	平成21(2009)	平成21(2009)
対象	完成年度を経た大学	完成年度を経た短期大学	完成年度を経たファッション・ビジネス系専門職大学院
評価基準の数	4基準+大学独自の基準	4基準+短期大学独自の基準	6基準

評価事業の概要

になりました。

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、平成 22(2010)年度に 1 研究科の評価を実施しました。当機構で行う分野別評価としては、唯一の領域です。

なお、平成 26(2014)年度は、大学機関別認証評価は 63 校、再評価は 1 校、短期大学機関別認証評価は 3 校(いずれも「同時受審」)が実施中で、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価については、平成 27(2015)年度に 1 研究科の実施が見込まれています。

1年間の流れ

大学、短期大学、ファッション・ビジネス系専門職大学院とともに評価プロセスは同様です。7月に大学等からの申請を受理し、翌年 6 月末に「自己点検評価書」を受取り、評価員に送付します。評価員は、書面調査、実地調査を行い、12 月末までに「調査報告書案」を作成します。その後、大学等からの意見申立てとその審議を経て、評価結果は、判定委員会での審議を経て理事会で承認されます。3 月に評価結果を確定し、文部科学大臣へ報告するとともに公表します。

①事前相談（任意）

評価実施年度の 4 月以降から実地調査を受けるまでの間に、対象校が当機構と対面で行う相談を事前相談といいます。「自己点検評価書」の作成方法、実地調査のスケジュール調整や準備などについて対象校から相談を受けます。当機構で行う場合と、対象

校に当機構担当者が訪問して行う場合があります。平成 25(2013)年度は、30 大学 1 短期大学のうち 19 校が利用しました。

②「自己点検評価書」の受理、評価員へ送付

対象校から「自己点検評価書」と関連資料を受取り次第、直ちに当機構担当者が確認し、評価員へ送付して書面調査を依頼します。

③第 1 回～第 5 回評価員会議

評価チーム全員と当機構担当者が出席する評価員会議は計 5 回行います。実地調査前に 1 回、実地調査中に 3 回、実地調査後に 1 回行い、最終的に「調査報告書案」をまとめます。

④実地調査

評価チームが対象校に訪問し、責任者との面談、基準ごとの面談、教育環境の視察、学生との面談、資料の点検などを行います(表 5)。当機構担当者も同行します。

調査内容（大学機関別認証評価の例）

i 大学責任者との面談

理事長、学長などの責任者を対象とした面談です。書面調査での分析状況を踏まえて、基準 1(使命・目的等)を含む対象校全体に対する総括的な質問(教育研究活動、経営方針、中期計画など)を中心に質疑応答を行います。原則として評価チーム全員が出席します。

ii 教育環境の視察

実際の講義・実習・演習の状況や、図書館・教育研究施設などの機能性、特色などの状況を調査し、学修生活環

表 4 評価校数(再評価を含めず)

年度	大学	短期大学	ファッション・ビジネス系専門職大学院
平成 17(2005)	4	—	—
平成 18(2006)	16	—	—
平成 19(2007)	38	—	—
平成 20(2008)	58	—	—
平成 21(2009)	71	—	—
平成 22(2010)	85	0	1
平成 23(2011)	13	0	0
平成 24(2012)	13	0	0
平成 25(2013)	30	1	0
平成 26(2014) (実施中)	63	3	0



実地調査の様子（大学責任者との面談）

境の実状を把握します。原則として、独立した学部があるキャンパスは全て視察します。

iii 大学関係者と基準ごとの面談（教職員等）

「基準」ごとに行う面談です。対象校側の教職員とその「基準」を主に担当する評価員が、「自己点検評価書」の内容を中心に質疑応答を行います。

iv 学生との面談

在学生との面談です。教育研究活動の状況について、意見や感想を伺います。面談を行う学生は、第1回評議会議で出された評価員の要望に基づき、対象校側で選出します。

⑤「調査報告書案」「評価報告書案」に対する意見申立ての受理

当機構では、対象校とのコミュニケーションを重視しているため、対象校から2度にわたる意見の申立ての機会を設けています。

1度目の意見申立ては、評価チームが作成する「調査報告書案」に対して行われます。意見があった場合は、評価チームが対応案を作成し、判定委員会において審議されます。対応案や審議の経過は対象校へは通知しません。

2度目は、1度目の意見申立てとその対応案を踏まえて判定委員会が作成した「評価報告書案」に対するものです。「評価報告書案」へ意見があった場合は、判定委員会の委員以外で構成する「意見申立て審査会」が審議します。同審査会の審議結果を踏まえて判定委員会が再審議し、「評価報告書」を確定します。

⑥判定委員会による評価結果の確定

当機構には、規定に基づき、「大学評価判定委員会」「短期大



実地調査の様子（教育環境の視察）

学評価判定委員会」「ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会」が設置されています。判定委員会は、評価基準に基づき判定を行い、評価結果を確定します。

⑦評価結果の公表

理事会で承認された「評価報告書」は対象校に通知するとともに、文部科学大臣への報告と記者発表を行います。また、評価種別にその年度の全ての対象校の評価結果をまとめた「評価結果報告書」を刊行して対象校をはじめ関係機関に配付するとともに、当機構ホームページに掲載し、広く社会に公表します。評価報告書に記載する指摘の概要は表7のとおりです。

なお、対象校にはホームページ上に「自己点検評価書」を掲載することを依頼しています。対象校のホームページと当機構のホームページをリンクさせることで、当機構ホームページから各対象校の「自己点検評価書」が閲覧できます。

表5 大学機関別認証評価の実地調査基本スケジュール
(2泊3日で行う場合)

移動日	第1日		第2日	
	項目	進行	項目	進行
9:00	移動		移動	
10:00	第2回評議会議	—	資料・データの点検 自己評価担当者と機構職員との打合せ	—
11:00	資料・データの点検 自己評価担当者と機構職員との打合せ		大学関係者と基準ごとの面談（教職員等）	評価チーム
12:00	顔合わせ	大学	iv 学生との面談	評価チーム
13:00	昼食	—	昼食	—
14:00	i 大学責任者との面談	評価チーム	追加面談等	
15:00	ii 教育環境の視察	大学	第4回評議会議	—
16:00	資料・データの点検	—	16:00 終了・解散	
17:00	iii 大学関係者と基準ごとの面談（教職員等）	評価チーム		
18:00	移動	—		
19:00	評価チームの移動 前泊		第3回評議会議	—

評価事業の概要

表6 年間スケジュール(平成25(2013)年度の場合)

時期	認証評価事業	認証評価に関するその他の事業 ※各種委員会、調査研究は通年で実施
4月	評価員の依頼 事前相談(任意)	意向調査の実施 前年度評価を担当した評価員から回収した資料の廃棄 「大学・短期大学評価セミナー」の開催
5月	判定委員会での評価員の選任 評価員の委嘱	「評価のてびき」の作成
6月	「評価員セミナー」の開催 「自己点検評価書」の受理、評価員へ送付	
7月	評価員による書面調査(「自己点検評価書」の検討・分析) 次年度の評価申請受付	「改善報告書」等の受理 「評価充実協議会」の開催
8月	評価員による「書面質問及び依頼事項」の作成	「受審のてびき」の作成
9月	自己評価担当者等への説明会の実施 (次年度の「自己評価担当者説明会」と「認証評価大学・短期大学責任者説明会」)	評価員候補者の推薦依頼
10月		
11月		
12月		
1月	「調査報告書案」への意見申立てを受付 評価チームによる「調査報告書案」を判定委員会に提出 判定委員会による「評価報告書案」の取りまとめ	判定委員会による「改善報告書」等の審査結果の承認
2月	「評価報告書案」への意見申立てを受付 意見申立て審査会の開催 判定委員会による評価結果の確定	評価員へアンケートの実施
3月	理事会による評価結果の承認 文部科学大臣へ報告 評価結果の公表	対象校へアンケートの実施 認定マーク・認定証の交付 評価員から資料を回収 必要に応じて評価システムの改定を文部科学省へ届出



適合校に交付する認定証のフォルダー



当該年度の全ての対象校の評価報告書をまとめた
評価結果報告書 (大学機関別認証評価)

認証評価に関するその他の事業

認証評価実施に関連し、当機構が行っている事業です。再評価の実施、改善報告書などの公表と提出を求めるなどにより、大学等の改革・改善に資する評価を目指しています。

①再評価の実施

再評価とは、評価基準に適合しているか否かの判断を「保留」と判定された対象校に実施する評価です。認証評価実施後、原則1年（第1サイクルでの評価システムでは3年）以内に対象校の申請に応じて実施します。現在、大学機関別認証評価でのみ実施の実績があります。

再評価の実施方法や担当する評価員については、判定委員会において決定します。平成17（2005）年度～平成23（2011）年度の第1サイクルでの評価システムで「保留」と判定された大学の再評価は、「満たしていない」と判定された基準の改善状況について調査をしました。実地調査は、1泊2日で実施しました。再評価の結果が「認定」となった場合、認証評価を受けた年度に遡って認定期間が設定されます。

平成24（2012）年以降の第2サイクルでの新しい評価システムでは、基準の小項目である「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の判定をするため、再評価も「基準項目」ごとに行います。なお、実地調査は実施せず、対象校担当者へのヒアリングを行います。

評価結果は、「再評価報告書」としてまとめ、対象校へ通知す

るとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページなどを通じて広く社会に公表します。

②「改善報告書」等の審査

「適合」の判定を受けた対象校のうち、評価報告書で「改善を要する点」として指摘があった場合は、改善報告書などの公表と提出を求めます。対象校は、当機構が指定する期間（原則3年）内にエビデンスを含む改善報告書などを対象校ホームページに公表し、当機構に提出します。提出された改善報告書は「改善報告等審査会」での審議を踏まえ、判定委員会が「改善が認められた」「概ね改善が認められた」「改善が認められないで、継続的な改善が求められる」の審査結果を決定します。審査結果は対象校に通知します。なお、平成23（2011）年度までの第1サイクルでは、「条件」付き認定大学に対して「改善報告書」の提出を求めていました。

③認定マーク・認定証の作成と交付

評価結果が「適合」と判定された対象校には認定マークと認定証を送付します。認定マークは、当機構のロゴマークをもとに作成しており、現在のものは評価の種別、受けた年度、当機構で受けた認定・適合回数を記載しています。認定証は、対象校名と評価を受けた年度などが記されています。日本語と併せて英文でも表記しています。

なお、当機構にて2回目以降継続して認証評価を受ける際、希望に応じて「認証評価継続受審マーク」を送付しています。

表7 評価報告書の指摘事項の概要

評価報告書には、基準項目ごとの「評価結果」と「理由」に加え、制度・システムの整備・機能状況が下表の内容に該当する場合、「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」として、指摘します。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"> ●使命・目的などに照らして、「優れている」と判断した事項 ●他大学の模範となるような先進的な取組みであり、かつ十分に成果を上げている場合
改善を要する点	<ul style="list-style-type: none"> ●使命・目的などに照らして、必ず「改善を要する」と判断した事項 ●整備が不十分であるなど、ほとんど機能していない場合（整備はされているが、あまり機能していない場合は、不十分の度合いに応じて指摘する） ●日本高等教育評価機構の大学評価基準を明らかに満たしていない場合 ●大学設置基準などに抵触する恐れがあり、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）
参考意見	<ul style="list-style-type: none"> ●問題点などや使命・目的などを十分に達成するために必要と考えられる意見などがある場合 ●整備はされているが、あまり機能していない場合 ●改善が望ましいが、大学に判断を委ねる場合 ●軽微な問題点

評価事業の概要

④「判断例」の作成と公表

「判断例」とは、評価結果の平準化を目的に、指摘の際の判断基準として判定委員会が定めているものです。関係法令の改正や認証評価の状況を踏まえ年度ごとに見直しを行っています。評価員は「調査報告書案」を作成する際、参考にします。

大学機関別認証評価では、前年度の判断例を当機構ホームページにて公表していますので、自己点検・評価の際に、過去にどのような指摘がされていたかを確認できます。

⑤アンケート調査の実施

年度末に評価対象校と評価員にアンケート調査を実施しています。評価システムの改定のための調査の一環であり、今後も継続して行う予定です。詳細は「第4章 事業内容 調査研究」をご覧ください。

⑥てびき・マニュアル類の作成

「受審のてびき」

認証評価の申請をした対象校に受理通知とともに送付しているマニュアルです。当初は、大学機関別認証評価において「自己評価報告書作成ガイド」や「実地調査マニュアル（大学用）」など複数の書類を配付していましたが、平成 20（2008）年度から、それらをまとめて「大学機関別認証評価 受審のてびき」とし、基準項目ごとの記述のポイント、提出物の様式、写真や図表による解説を盛込みました。対象校の利便性を考え、この 1 冊で当機構の認証評価が理解できるように留意しています。大学、評価員、当機構職員の意見を参考に毎年見直しており、平成20（2008）

年度に67ページだったものが、平成 26（2014）年度は 166 ページになっています。平成 25（2013）年度に、初めて「短期大学機関別認証評価 受審のてびき」を作成し公表しました。ファッション・ビジネス系専門職大学院は、平成 26（2014）年度に最新版を作成します。

「評価のてびき」

評価員に配付しているマニュアルです。平成 20（2008）年度に初めて大学機関別認証評価用を作成しました。

評価員の研修会である「評価員セミナー」の資料としても使用し、「主なチェックリスト」や「調査報告書案」のサンプルを掲載するなど、初めての評価員でもわかるよう工夫を凝らしています。

また、近年は「調査報告書案」を作成する際の漢字・送り仮名などの注意事項を記載した当機構の「表記の基準」、付録として「評価に関わる用語集」なども掲載しています。

このてびきの内容は、アンケートによる評価員からの意見を参考に、毎年「評価員養成検討委員会」で検討し見直しています。

なお、平成 25（2013）年度に短期大学機関別認証評価用を作成しました。ファッション・ビジネス系専門職大学院版の最新版は、平成 27（2015）年度に作成する予定です。

「再評価受審のてびき」

大学機関別認証評価を受けて「保留」と判定され、再評価を申請した大学に受理通知とともに送付しているマニュアルです。再評価の費用、提出物、実施体制、スケジュールなど認証評価を受ける場合と異なる点を中心に説明しています。当機構ホームページで公表しています。



対象校がマニュアルとして利用する「受審のてびき」



評価員がマニュアルとして利用する「評価のてびき」

「再評価 評価のてびき」

大学機関別認証評価で判定が「保留」となった大学の再評価の評価員のために作成するマニュアルです。「保留」となった年度の「評価のてびき」と併せて使用します。

再評価の評価方法や書面調査の流れなどを説明しています。また、「再調査報告書案」を掲載し、認証評価との違いをイメージしやすいようにしています。なお、最新版は、平成 27（2015）年に作成する予定です。

「改善報告書作成のてびき 平成 17 年度～23 年度受審大学用」

平成 17（2005）年度～平成 23（2011）年度の第 1 サイクルに大学機関別認証評価を受け、改善報告書の提出が求められた大学に配付したマニュアルです。改善報告書の作成方法、作成例、審査体制などを掲載しています。当機構ホームページで公表しています。

なお、平成 24（2012）年度以降のものは毎年度の「受審のてびき」に掲載しています。

⑦ 資料の管理

認証評価終了後、各評価員に配付した「自己点検評価書」などの書類は回収し、適切な方法により廃棄しています。認証評価の過程で得た対象校の情報及び個人情報については、当機構の業務の遂行上必要な事項に限り利用し、関係法令の定めに則り、情報の保護と管理を継続的に実施します。ただし、対象校の基本情報として、「自己点検評価書」「エビデンス集（データ編）」「エビデンス集（資料編）」各 1 部は当機構が保管しています。

セミナー等啓もう事業

当機構は、設立当初より啓もう事業として多くのセミナーを開催しています。大学関係者などを対象に当機構の概要を説明するもの、評価申請校を対象とした説明会などを毎年行うほか、評価システムを変更した場合など、必要に応じて開催しています。開催日や演題などの詳細は、「第 6 章 資料編 セミナー等開催実績」をご参照ください。

大学関係者・一般対象

評価充実協議会（「会員協議会（評価充実セミナー）」を改称）

当機構の会員サービスの一つとして開催しています。認証評価を中心とした環境に関する共通認識を深めるとともに、大学相互の連携にも資することが目的です。平成 18（2006）年度から 1 年に 1 回、東京で開催し、当機構会員校の理事長、学長、事務局長及び関係機関役職員など毎年 200～250 人程度が参加しています。講師を招いて高等教育の動向や課題など、教育に関する講演を行い、当機構からは認証評価機関としての現在の活動や研究成果などの報告を行っています。会議後は、交流の場として意見交換会を行い、盛況を呈しています。

大学・短期大学評価セミナー

認証評価と大学・短期大学が行う自主的な自己点検・評価の関連性について理解を深めることを目的とし、平成 16（2004）年度



平成 25（2013）年度 評価充実協議会（意見交換会の様子）

評価事業の概要

から全国各地の会場で毎年4月頃に開催しています。このセミナーでは、認証評価の目的や評価の基本的な方針を含めた認証評価システム、評価基準の概要とその背景にある法令などを「実施大綱」をもとに解説しています。当機構が行う説明会の中では規模が大きく、会員校以外の大学などの教職員や他の認証評価機関の関係者なども含め、多くの方が参加しています。

大学評価国際セミナー

大学機関別認証評価の重要性を周知することを主な目的とし、文部科学省からの調査研究委託事業の一環として、平成17(2005)年8月10日に東京、8月12日に京都で開催し、計207人が参加しました。このプログラムには、米国から講師を招き、対象大学の実施体制、自己評価担当者(リエゾンオフィサー)の役割等についての解説、鋤柄光明氏(大阪商業大学教授)と森利枝氏(大学評価・学位授与機構助教授)による日米の評価制度の違いについての解説などを盛込みました。

3 認証評価機関・日本学術会議共催シンポジウム

時代の大きな変化を見据えつつ、大学教育の質保証のあり方について、幅広く関係者が認識を共有することを目的とし、大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構及び日本学術会議の共催で、平成22(2010)年に東京で2回、京都で1回の計3回のシンポジウムを開催し、計1,261人が参加しました。この年は、認証評価が法的な制度として導入されて7年目で、「7年以内ごとに受ける」という認証評価制度の「2巡目」を控えた重要な年でした。



新評価システム説明会

「これから大学教育の質保証のあり方—大学と評価機関の役割—」を統一テーマに、第1回は、認証評価機関と日本学術会議から問題提起を含む意見の表明を行い、第2回・第3回では、大学関係者自らが議論を行いました。

また、共同声明を発表するとともに講演記録を報告書として作成し、当機構ホームページなどで公開しています。

新評価システム説明会(兼評価員候補者セミナー)

平成24(2012)年度以降の第2サイクルの評価システムの周知を図ることを目的とし、全国4か所で平成24(2012)年1月に開催しました。「実施大綱」に基づき、大学及び短期大学の認証評価の基本方針、評価基準をはじめ、提出書類の作成方法などについて解説しました。関係者の関心は高く、大学などから530人が参加しました。また、この説明会は「評価員候補者セミナー」を兼ねており、評価員候補者77人が出席しました。

評価申請校対象

自己評価担当者説明会

当該年度に認証評価の申請を行った大学・短期大学の自己評価担当者及び準備に携わる方を対象に説明を行っています。大学機関別認証評価は平成17(2005)年度から、平成25(2013)年度からは短期大学機関別認証評価を大学と合同で開催しています。平成22(2010)年度には、「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価自己評価担当者説明会」を開催しました。

これまででは、12月～1月に開催していましたが、対象校から



平成26(2014)年度 大学・短期大学評価セミナー(受付の様子)

の開催時期を早めてほしいという要望に応え、平成 25(2013)年からは 9 月に開催しています。

「自己点検評価書」の作成方法、「エビデンス集(資料編)」のまとめ方や送付の際の注意事項、また、会議室の設営などの実地調査に関する諸準備について、「受審のてびき」をもとに解説するほか、評価を受けた大学の自己評価担当者によるパネルディスカッションを実施したこともありました。近年では、希望に応じて当機構職員との個別相談を行っています。

認証評価大学・短期大学責任者説明会

申請校の責任者(理事長、学長、事務局長など)を対象に、学識経験者や評価を受けた経験者による講演と、評価基準など当機構が実施する認証評価についての解説を行っています。自己評価担当者説明会が評価の流れなど実務的な内容の説明を中心であるのに対し、この説明会は、認証評価における責任者の役割を重視した講演や解説を行っています。責任者が認証評価でリーダーシップを発揮するためには、責任者に特化した説明会が必要ではないかとの声から生まれた説明会です。

平成 25(2013)年 9 月に初めて開催し、理事長・学長 34 人、事務局長 29 人など関係者計 141 人が参加しました。

評価員対象

評価員セミナー

当該年度の機関別認証評価を担当する評価員を対象に、評価基準や書面調査及び実地調査における留意点、「調査報告書案」

のまとめ方などについて解説をしています。

大学機関別認証評価は、平成 18(2006)年度から毎年 6 月頃開催しています。評価を受ける校数が最も多かった平成 22(2010)年度には 351 人の評価員が参加しました。

より充実したセミナーにするため、年度によって評価員経験者のパネルディスカッションを行ったり、団長の意見交換の場を設けたり、経験者と未経験者で時間帯を分けたりするなどの工夫をしています。

毎年、セミナーに参加した評価員にアンケートを実施し、その内容を「評価員養成検討委員会」や「評価システム改善検討委員会」などで議論し、次年度以降のセミナーや評価システムの見直しなどに生かしています。

なお、平成 22(2010)年度にはファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価、平成 25(2013)年度に短期大学機関別認証評価の評価員セミナーを開催しました。

評価員セミナー(評価員候補者対象)、評価員候補者セミナー

評価員の養成事業の一環として、平成 17(2005)年度から平成 20(2008)年度に開催しました。また、平成 23(2011)年度の新評価システム説明会と、平成 24(2012)年度の大学・短期大学評価セミナーは、評価員候補者セミナーを兼ねての開催となりました。

当機構において試行評価の段階から評価に携わっている講師による講演や、大学機関別認証評価の評価システムの内容、評価のスケジュール等について説明を行い、評価員の役割や任務を理解することを目的としています。平成 25(2013)年度の評価員制度の変更により、現在は実施していません。



平成 21(2009)年度 自己評価担当者説明会
(パネルディスカッションの様子)



平成 22(2010)年度 認証評価担当評価員セミナー

調査研究

当機構がこれまで行ってきた調査研究（法人設立前に当機構の設立母体である日本私立大学協会が実施した調査研究を含む。）をまとめました。年度ごとにテーマを定めて行った調査研究と、毎年度の認証評価の検証のための調査研究の2種類があります。いずれも、当機構の評価システムの策定又は改善のために実施したものであります。

当機構は調査研究の積重ねによって、認証評価機関として日々前進しています。

テーマを定めて行った調査研究

記載の機関名、調査員・随行者・委員の所属・役職は当時のものです。調査研究のうち、セミナーについての詳細は、「第6章 資料編 セミナー等開催実績」をご参照ください。

平成15(2003)年度

この年の調査研究はいずれも文部科学省の委託研究として当機構の設立母体である日本私立大学協会が実施したものであります。この結果をもとに、評価基準や調査方法など評価システムの開発が進められました。

私学の特性に配慮した評価方法、組織、評価員の養成セミナーなどの運営方法に関する調査

日本私立大学協会附置私学高等教育研究所の研究員を中心に、私立大学の新設が急速に進んでいるマレーシアの第三者評価機関

である国家アクレディテーション機構(LAN)を訪問し、高等教育の質を保証するプロセスや評価基準、方法などについてインタビューを行いました。

また、評価を受けた大学も訪問し、大学設立の経緯や特徴、評価の様子などについて話を伺いました。

「私学の特性に配慮した評価方法、組織、評価員の養成セミナーなどの運営方法に関する調査」訪問調査概要

実施期間	平成16(2004)年2月29日(日)～3月4日(木)
訪問先 (1評価機関・2大学)	国家アクレディテーション機構(LAN) テナガ大学 マルチメディア大学
調査員	大佐古紀雄(早稲田大学助手) 鋤柄光明(大阪商業大学教授) 羽田積男(日本大学教授)
事務局随行者	吉村猛(日本私立大学協会事務局主幹) 伊藤敏弘(日本私立大学協会事務局主任)

評価員養成に係るプログラム構築のための調査

日本私立大学協会附置私学高等教育研究所研究員2人をアメリカの第三者評価機関に派遣しました。アメリカは大学評価の歴史が長いことから、評価機関を訪問し、評価員の選任方法や研修の内容、日数などについてインタビューを行いました。

また、ジョージ・ワシントン大学では、実地調査の様子や対応について話を伺いました。



平成15(2003)年度海外調査 マレーシアの国家アクレディテーション機構(LAN)でのインタビューの様子

「評価員養成に係るプログラム構築のための調査」

訪問調査概要

実施期間	平成16(2004)年2月21日(土)~3月1日(月)
訪問先 (3評価機関・1大学)	西部地区基準協会(WASC) センター・フォー・クオリティ・アシュアランス・イン・ インターナショナル・エデュケーション(CQA) 南部地区基準協会(SACS) ジョージ・ワシントン大学
調査員	田中義郎(玉川大学教授) 船戸高樹(桜美林大学新宿キャンパス長)

第三者評価機関の評価システムについて加盟校を対象とした啓もう活動

大学関係者を対象にした「大学評価セミナー」を全国7か所で開催しました。認証評価制度と中央教育審議会の審議動向について解説し、第三者評価機関の設立構想や大学評価基準案を説明しました。

平成16(2004)年度

財団法人日本高等教育評価機構が発足した年です。平成17(2005)年度からの認証評価実施に向け、より良い評価システムの完成を目指して調査研究を行いました。このうち試行評価や海外の先進事例のインタビューは文部科学省の委託研究であり、この結果をまとめた報告書「認証評価に関する調査研究」を公表しました。



平成16(2004)年度試行評価 金沢工業大学での面談の様子

望ましい評価基準・評価方法・評価の実施体制などに関する調査研究

金沢工業大学と文化女子大学の協力を得て、試行評価を実施しました。実際の評価のプロセスの中で評価員や大学から意見を聞き、評価実施に関わるマニュアルの書き方、実地調査の日数や評価員の数などの最終調整を行いました。

試行評価実施大学と実地調査日程

金沢工業大学	平成17(2005)年2月7日(月)~2月9日(水)
文化女子大学	平成17(2005)年2月16日(水)~2月18日(金)

各大学に評価員7人、当機構事務局からは金沢工業大学へ5人、文化女子大学へ9人が随行。

海外における評価機関の役割や方法など大学評価の実態に関する調査研究

試行評価に携わった評価員を中心に、アメリカの第三者評価機関と評価を受けた大学を訪問しました。評価機関では、評価を受ける大学対象のワークショップや実地調査の流れ、評価員の登録状況や研修方法などについて話を伺いました。

また、大学では、学内の評価体制や自己評価報告書作成における留意点などについてインタビューを行いました。

評価基準、マニュアルなどの大学評価システムの設定及び改訂並びに調査研究

評価基準、実施要綱、自己評価報告書作成ガイドについて、



平成16(2004)年度試行評価 文化女子大学での視察の様子

引き続き、馬越徹氏（桜美林大学教授）と羽田積男氏（日本大学教授）を中心に、事務局と共同で検討しました。

「海外における評価機関の役割や方法など大学評価の実態に関する調査研究」訪問調査概要

実施期間	平成17(2005)年2月27日(日)～3月10日(木)
訪問先 (2 評価機関・3 大学)	ニューアングランド地区基準協会(NEASC) 北西部地区基準協会(NWCCU) サザンニューハンプシャー大学 タフツ大学 ワシントン大学
調査員	大沼 聰（文化女子大学理事） 小田一幸（東京造形大学理事長） 久保猛志（金沢工業大学教授・教育点検評価部長） 篠田道夫（学校法人日本福祉大学常任理事） 鋤柄光明（大阪商業大学経済学部教授） 高山裕司（㈱進研アド執行役員・マーケティング本部長・桜美林大学大学院非常勤講師） 船戸高樹（桜美林大学大学院教授）
事務局随行者	原野幸康（専務理事・事務局長） 小林功英（日本私立大学協会）

平成17(2005)年度

大学を評価する認証評価機関として認証され、初めて評価を実施しました。調査研究はより実践的なものへシフトし、自己評価の方法や評価員候補者を対象とした講演会や研修会を行いました。この年の調査研究はいずれも文部科学省の委託研究であり、この結果は「認証評価に関する調査研究」として

まとめ、公表しました。

被評価大学の自己評価の実施体制や自己評価担当者(リエゾンオフィサー)の役割などに関する調査研究

大学関係者を対象にした「大学評価国際セミナー」を8月10日に東京で、8月12日に京都で開催しました。「米国のアcreditationに学ぶ」をテーマに掲げ、タフツ大学で自己評価担当者を務めたダウ・ジェロニモ・タークラ氏と、マサチューセッツ大学ボストン校からデイビッド・タークラ氏を講師として招き、大学のIR(Institutional Research)、自己評価体制、留意点、事例などをご講演いただきました。

また、鋤柄光明氏（大阪商業大学教授）と森利枝氏（大学評価・学位授与機構助教授）に日米の大学評価についてご講演いただきました。

評価手法に関する研究交流会として、評価員に対する望ましい研修のあり方についての実践的研究

大学から推薦された評価員候補者に対する研修会「評価員セミナー」を全国7か所で開催しました。評価システムや大学評価基準、評価の流れの説明と、評価の留意点について試行評価の評価員経験者にご講演いただきました。研修後、アンケートを行い、研修の内容や評価システムについて意見を集め、充実を図りました。

講師は、篠田道夫氏（学校法人日本福祉大学常任理事）、鋤柄光明氏（大阪商業大学教授）、羽田積男氏（日本大学教授）、船戸高樹氏（桜美林大学大学院教授）にお願いしました。



平成16(2004)年度海外調査
(サザンニューハンプシャー大学(アメリカ)にて)



平成17(2005)年に開催した「大学評価国際セミナー」での佐藤登志郎理事長による挨拶の様子

平成18(2006)年度

大学機関別認証評価の実施が2年目となり、前年度の経験を踏まえて当機構の評価システムの見直しを行いました。また、専門職大学院のプログラム評価のうち、ファッショング分野の実態調査に着手しました。

この年の調査研究はいずれも文部科学省の委託研究として実施し、「認証評価に関する調査研究」とする報告書をまとめました。

大学機関別認証評価システムの見直し及び改善について

評価基準やマニュアル、実施体制などを恒常的に見直すため、評価システム改善検討委員会を立上げました。平成18(2006)年度は3回開催され、前年度の評価実施の経験を踏まえて評価システム見直しの審議がなされました。その結果、評価対象校が作成する「自己評価報告書」の記述方法、「特記事項」の位置付け、大学評価基準の重複部分の整理などを中心に評価システム改定案を作成し、大学評価判定委員会に提出しました。

評価システムの改善検討委員会 第一期委員(5人)

坂本孝徳 学校法人鶴学園副総長、広島工業大学教授

篠田道夫 学校法人日本福祉大学常任理事

◎瀧澤博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹

千葉吉明 高千穂大学大学事務局長

○羽田積男 日本大学教授

◎は委員長、○は副委員長(以下同じ)

評価員に対する望ましい研修のあり方及び評価の手法などについての実践的研究

前年度に引き続き、評価員候補者に対する研修会「評価員セミナー」を全国5か所で開催しました。昨年の評価活動の経験を踏まえ、実施大綱や評価の流れを解説し、評価の留意点について評価員経験者にご講演いただきました。

講師は、篠田道夫氏(学校法人日本福祉大学常任理事)、羽田積男氏(日本大学教授)、船戸高樹氏(桜美林大学大学院教授)にお願いしました。

また、引き続き評価員の養成について検討するため、平成19(2007)年度に評価員養成検討委員会を立上げることが決まりました。

海外におけるファッショング系高等教育機関に係る評価機関及び被評価機関(大学院等)のアカレディテーションの実態に関する調査研究

専門職大学院のうち、ファッショング分野には認証評価を実施する機関がなく、評価基準も存在しないことから、認証評価機関としての使命等を勘案し、同分野の認証評価システムの構築を目指すことになりました。

評価基準、評価方法、調査方法などの実態や課題をアメリカの評価機関への視察を通じて調査しました。併せて、ファッショング系高等教育の拠点とされるイギリス・ベルギー・アメリカの高等教育機関を訪問し、カリキュラムや質保証の仕組みについてインタビューを行いました。



平成17(2005)年度に評価員候補者を対象に開催した「評価員セミナー」の様子

「海外におけるファッション系高等教育機関に係る評価機関及び被評価機関(大学院等)のアcreditationの実態に関する調査研究」
訪問調査概要

実施期間	平成19(2007)年2月27日(火)~3月10日(土)
訪問先 (1評価機関・7大学等)	<p><イギリス> 高等教育アカデミー ロンドン芸術大学</p> <p><ベルギー> アントワープ王立芸術アカデミー</p> <p><アメリカ> ナショナル・アソシエーション・オブ・スクールズ・ オブ・アート・アンド・デザイン (NASAD) / カ ウンシル・オブ・アーツ・アクレディティング・ アソシエーションズ (CAA) スクール・オブ・ビジュアル・アーツ ニューヨーク州立ファッション工科大学 バーソンズ美術大学(施設見学) プラット・インスティチュート</p>
調査員	<p>小田一幸(東京造形大学理事長) 佐藤東洋士(桜美林大学理事長・学長) 申恩泳(文化ファッション大学院大学助教授) 見寺貞子(神戸芸術工科大学教授)</p>
事務局随行者	高山裕司(研究開発部長)

平成19(2007)年度

大学機関別認証評価が3年目を迎え、新たに短期大学の機関別認証評価機関となるべく、評価システムの検討を始めました。また、平成20(2008)年度以降に評価を受ける大学数が増えることから、評価員の実務に関わる調査研究を行いました。



平成18(2006)年度海外調査
ロンドン芸術大学での視察の様子

短期大学機関別認証評価 評価システムの検討を開始

短期大学を設置している会員校の関係者から、短期大学認証評価の実施に対する要望が高まったため、短期大学認証評価検討委員会を立ち上げ、検討を始めました。委員長には、当機構の大学評価基準の策定に貢献し、評価システム改善検討委員会委員長でもある私高研主幹の瀧澤博三氏が就任しました。委員会は年度内に1回開催され、スケジュール設定や意見交換などが行われました。

短期大学認証評価検討委員会 委員(6人)

木内秀俊 学校法人東京成徳学園理事長、東京成徳短期大学学長
小出龍郎 愛知学院大学短期大学部副学長
○瀧澤博三 日本私立大学協会附属私学高等教育研究所主幹
○田中義郎 桜美林大学教授
早田幸政 金沢大学大学教育開発・支援センター副センター長・教授
吉田 修 愛知産業大学教授・通信教育部長

評価員実務研究会の開催

評価活動をより効率的に行うため、平成19(2007)年度の認証評価で評価チームの団長を務めていただいた評価員に意見を伺いました。

これは「平成19年度 団長経験者意見交換会」として、平成20(2008)年3月6日に9人の団長が参加して行われました。事前に行ったアンケートの結果に基づき、評価員会議や実地調査の運営上の課題、調査報告書案のまとめ方などをテーマに、活発



平成18(2006)年度海外調査
スクール・オブ・ビジュアル・アーツ(アメリカ)での集合写真

な意見交換が行われました。

平成20(2008)年度

評価システム改善検討委員会を中心に、平成24(2012)年度からの評価システムの検討を始めました。その一環として、国内の大学機関別認証評価機関の評価基準や大学をフォローアップする体制について調査研究を行いました。

また平成18(2006)年度に行った調査研究を生かし、ファッション分野の専門職大学院認証評価機関となるべく、検討を始めました。

評価の効率性と大学改革への有効性を高めるための大学評価基準の比較研究

評価システムの比較研究を行うため、認証評価機関である財団法人大学基準協会と独立行政法人大学評価・学位授与機構を訪問し、インタビューを行いました。評価する視点や教育プログラムの評価方法、会員制度の考え方などの違いがあるものの、当機構を含めたいずれの機関も同じ問題意識と方向性を持っていました。

また、大学評価・学位授与機構で評価を受けた2国立大学、大学基準協会で評価を受けた2私立大学、当機構で評価を受けた2私立大学へも訪問し、自己点検・評価と認証評価の実施体制や評価機関に対する見解などについて話を伺いました。国立大学では評価結果が経営に及ぼす影響が大きく評価体制は私立大学とはかなり差があること、また、評価基準のあり方や評価員の養成に課題があることがわかりました。

「評価の効率性と大学改革への有効性を高めるための大学評価基準の比較研究」訪問調査概要

〈大学機関別認証評価機関〉

実施期間	平成21(2009)年3月3日(火)・4日(水)
訪問先 (2機関)	財団法人大学基準協会 独立行政法人大学評価・学位授与機構
調査員	瀧澤博三(日本私立大学協会附置 私学高等教育研究所主幹)
事務局随行者	朴澤憲治(研究開発部) 吉野由紀(研究開発部)

〈大学〉

実施期間	平成21(2009)年3月11日(火)～23日(月)
訪問先 (6大学)	岡山大学(①) 関西学院大学(②) 熊本学園大学(②) 中部大学(③) 東京工業大学(①) 武蔵野大学(③)
調査員	坂本孝徳(広島工業大学教授) 篠田道夫(学校法人日本福祉大学常任理事) 白川優治(千葉大学助教) 船戸高樹(桜美林大学大学院教授)
事務局随行者	永井良政(研究開発部) 吉野由紀(研究開発部)

①は大学評価・学位授与機構、②は大学基準協会、③は当機構で評価を受けた大学を表しています。



平成20(2008)年度国内調査
中部大学でのインタビューの様子



平成20(2008)年度国内調査
武蔵野大学でのインタビューの様子

調査研究

大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究

評価機関が大学をフォローアップする仕組みや体制、その効果について調査するため、韓国とアメリカの評価機関、それぞれの評価機関で評価を受けた大学を訪問し、聞き取り調査を行いました。

韓国では、評価結果に対する改善は各大学で行われており、評価機関では大学からの要請があれば改善に向けた支援を行う体制を整備していることがわかりました。

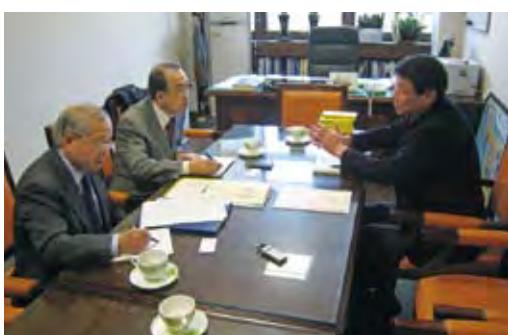
また、アメリカの評価機関は、全会員校に年次レポートや評価結果に基づいて改善実施報告書の提出を求めるなど、個別のフォローアップを行っていることがわかりました。

「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究」訪問調査概要

（韓国）

実施期間	平成21(2009)年2月25日(水)～3月4日(水)
訪問先 (3機関・6大学)	韓国教育科学技術部 韓国大学教育協議会 教育機関評価研究センター 亞州大学／淑明女子大学 弘益大学／中央大学 高麗大学／東國大学
調査員	馬越徹(桜美林大学高等教育研究所所長・大学院教授) 羽田積男(日本大学教授)
事務局随行者	高山裕司(研究開発部長)

韓国教育科学技術部、教育機関評価研究センター、弘益大学、高麗大学は馬越氏のみで調査が行われました。



平成20(2008)年度海外調査
中央大学(韓国)でのインタビューの様子

（アメリカ（ボストン・シアトル班））

実施期間	平成21(2009)年3月15日(日)～22日(日)
訪問先 (2機関・6大学)	ニューイングランド地区基準協会(NEASC) 北西部地区基準協会(NWCCU) ウースター工科大学 エバーグリーン州立大学 シティ・ユニバーシティ・オブ・シアトル ノースイースタン大学 ピュージェットサウンド大学 ボストンカレッジ
調査員	田中義郎(桜美林大学総合研究機構長・大学院教授) 森利枝(大学評価・学位授与機構准教授)
事務局随行者	伊藤敏弘(評価事業部長) 陸鐘旻(評価事業部課長)

（アメリカ（フィラデルフィア・サンフランシスコ班））

実施期間	平成21(2009)年3月15日(日)～22日(日)
訪問先 (2機関・8大学)	西部地区基準協会(WASC) ミドル・ステイツ・コミッション・オン・ハイマー・エデュケーション(MSA-CHE) ヴィラノバ大学 コグスウェル・ポリテクニカル・カレッジ サンタクララ大学 サンフランシスコ州立大学 ザ・ユニバーシティ・オブ・ザ・アーツ テンブル大学 ドレクセル大学 フィラデルフィア大学
調査員	高橋宏(東京国際大学副学長) 羽田積男(日本大学教授)
事務局随行者	高山裕司(研究開発部長) 守屋秀之(研究開発部課長)



平成20(2008)年度海外調査
ピュージェットサウンド大学(アメリカ)でのインタビューの様子

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 評価システムの検討を開始

専門職大学院認証評価検討委員会を立上げ、ファッション・ビジネス系の専門職大学院の評価システムについて検討を始めました。また、授業科目の内容や教育課程の体系性について更に検討するため、基準策定分科会も設置しました。年度内に委員会は7回、分科会は1回開催しました。

専門職大学院認証評価検討委員会 委員(7人)

- 小杉早苗 文化ファッション大学院大学ファッションビジネス研究科長
○白澤宏規 学校法人桑沢学園理事・東京造形大学教授
○瀧澤博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹
前田早苗 千葉大学普遍教育センター教授
見寺貞子 神戸芸術工科大学デザイン学部ファッションデザイン学科教授
山越勲司 財団法人日本ファッション教育振興協会常務理事・事務局長
山崎賢二 有限責任中間法人日本ファッション・ウイーク推進機構事務局長

専門職大学院認証評価検討委員会 基準策定分科会 委員(5人)

- 小杉早苗 文化ファッション大学院大学ファッションビジネス研究科長
○白澤宏規 学校法人桑沢学園理事・東京造形大学教授
菅原正博 宝塚造形芸術大学デザイン研究科長
高見俊一 名古屋学芸大学大学院メディア造形研究科教授
前田早苗 千葉大学普遍教育センター教授

短期大学機関別認証評価 評価システムの策定

短期大学の個性・独自性を重視する評価システムの策定を目指し、平成20(2008)年度は6回の委員会を開催しました。また、委員会に評価基準小委員会と実施大綱小委員会を設け、

検討を重ねました。11月には短期大学機関別認証評価の実施大綱及び評価基準案が理事会で承認され、意見募集を行い、評価システムが完成しました。

短期大学認証評価検討委員会実施大綱小委員会委員(3人)

- 田中義郎 桜美林大学教授
早田幸政 大阪大学大学教育実践センター教授
吉田修 愛知産業大学教授・通信教育部長

短期大学認証評価検討委員会評価基準小委員会委員(3人)

- 木内秀俊 学校法人東京成徳学園理事長・東京成徳短期大学学長
小出龍郎 愛知学院大学短期大学部副学長
瀧澤博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹

平成21(2009)年度

短期大学機関別認証評価機関として、文部科学大臣から認証されました。また、ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価も評価システムが完成しました。

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 評価システムの策定

平成21(2009)年度は2回の委員会を開催し、評価基準や実施体制などを検討しました。6月にはファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の実施大綱案が理事会で承認され、意見募集を行い、平成22(2010)年3月31日に文部科学大臣から認証されました。

平成 22(2010)年度

大学機関別認証評価では、平成24(2012)年度以降の第2サイクルでの評価システムの試行評価を翌年度に控え、評価システム改善検討委員会において評価システムの検討が更に進められました。実施大綱と大学評価基準の原案がほぼ固められました。

平成 23(2011)年度

平成22(2010)年度までに当機構で評価を受けた大学の評価結果に関する調査研究を行いました。また、平成20(2008)年度から検討を重ねてきた平成24(2012)年度以降の評価システムの原案を検証するため、海外調査を実施し、その結果を踏まえて評価システム案をまとめ、試行評価を行いました。

本調査結果は「平成23年度 認証評価に関する調査研究」としてまとめ、公表しました。

過年度受審大学に対する調査研究

平成17(2005)年度から平成22(2010)年度に当機構が認証評価を行った272大学と再評価5大学の評価内容について、指摘事項の分析を行いました。その結果、「優れた点」の指摘が最も多かったのは基準10(社会連携)で、一方、「改善を要する点」は基準7(管理運営)での指摘が最も多く、中でも私立学校法に基づいた指摘が多かったことがわかりました。

また、この272大学に対して、評価後の改善状況や自己点検・

評価の実施体制などについてアンケート調査を行いました。「認証評価の結果をステークホルダーなどに説明しましたか」という質問に対して、ほとんどの大学が理事会や教授会で説明し、一部の大学では在学生や保護者、地域住民といったステークホルダーにも説明をしていることがわかりました(表1)。

このアンケートにより、先進的な取組みを行っていることがわかった大学へ事務局職員が調査員として訪問し、インタビューを行いました。6大学にご協力いただき、大学での自己点検・評価の考え方や具体的な方法、認証評価の結果の公表・活用状況などを伺いました。

「過年度受審大学に対する調査研究」**指摘事項分析概要**

方法	平成17(2005)年度から平成22(2010)年度まで(第1サイクル)の大学機関別認証評価と再評価結果のうち、公表された「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」を抽出し、内容について分析
対象大学数	277校(うち、認証評価272大学、再評価5大学)

アンケート調査概要

実施期間	平成23(2011)年10月11日(火)～11月18日(金)
方法	認証評価担当者にメールにて送信 インターネットによる回答
対象大学数	272校(うち、回答校数258校、回答率94.9%)

表1 「過年度受審大学に対する調査研究」アンケート調査

認証評価の結果をステークホルダーなどに説明しましたか(複数回答)

項目	回答数	割合
1. 説明していない	1	0.4%
2. 理事会等で役員に説明した	209	81.0%
3. 教授会等で教職員に説明した	243	94.2%
4. オリエンテーション等で在学生に説明した	34	13.2%
5. 保護者会等で在学生の保護者に説明した	64	24.8%
6. 入試説明会等で入学志望者に説明した	28	10.9%
7. 説明会や高校訪問等で高校教員に説明した	50	19.4%
無回答	16	6.2%

訪問調査概要

実施期間	平成24(2012)年3月13日(火)~4月11日(水)
訪問先 (6大学)	愛知工業大学／大阪商業大学 関西国際大学／千葉工業大学 帝京大学／麗澤大学
事務局調査員	伊藤敏弘(評価事業部長) 陸鐘旻(評価事業部次長) 永井良政(評価事業部評価研究課長) 天津憲治(評価事業部評価研究課) 吉野由紀(評価事業部評価研究課) 板垣智香(評価事業部評価事業課)

米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究

平成24(2012)年度からの新しい評価システムのモデルであるアメリカの南部地区基準協会と同協会所属大学を訪問し、評価の根拠となるエビデンスの事例や判定などに関するインタビューを行いました。

試行評価の実施

平成24(2012)年度以降の大学機関別認証評価実施大綱案に基づき、桜美林大学、金沢工業大学、神田外語大学、文化学園大学の4大学の協力を得て試行評価を行いました。評価員や大学からの意見を聞き、評価基準や評価体制などの最終調整を行いました。

大学、評価員とも、書面質問の回答提出時、実地調査終了時、

評価終了時の3回にわたってアンケートを実施し、スケジュールや調査プロセスの適切性、提出物などに関する意見を収集しました。また、大学ごとに自己評価担当者や評価員を交えて意見交換会も行いました。実施大綱や評価基準、マニュアル類、語句の意味などについて、それぞれの立場から多くの意見が出されました。4大学の評価結果は、平成24(2012)年度の認証評価として切替えられ、その結果は6月の理事会で承認されました。

「米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究」訪問調査概要

実施期間	平成23(2011)年7月10日(日)~16日(土)
訪問先 (1機関・3大学)	南部地区基準協会(SACS) アグネススコット大学 エモリー大学 ジョージア工科大学
調査員	高橋宏(東京国際大学副学長・教授) 羽田積男(日本大学教授)
事務局随行者	伊藤敏弘(評価事業部長) 陸鐘旻(評価事業部次長)

試行評価実施大学と実地調査日程

桜美林大学	平成23(2011)年11月23日(水)~25日(金)
金沢工業大学	平成23(2011)年12月5日(月)~12月7日(水)
神田外語大学	平成23(2011)年11月27日(日)~11月29日(火)
文化学園大学	平成23(2011)年11月30日(水)~12月2日(金)

各大学に評価員5人、オブザーバー1人、当機構事務局から3人が随行。



平成23(2011)年度海外調査
ジョージア工科大学(アメリカ)でのインタビューの様子



平成23(2011)年度試行評価 神田外語大学での面談の様子

国際会議への参加

IAUP Triennial Conference 2011

世界大学総長協会 (IAUP:International Association of University Presidents) は、昭和39(1964)年イギリスのオックスフォードで設立されました。世界の高等教育界のリーダーで組織された教育団体です。当機構は平成23(2011)年度に正会員として入会しました。

平成23(2011)年6月17日(金)から20日(月)にかけてアメリカのニューヨークで開催された総会に伊藤敏弘(評価事業部長)が出席しました。

INQAAHE Conference 2011

高等教育質保証機関国際ネットワーク (INQAAHE:International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) は、平成3(1991)年に設立され、高等教育の質の評価、改善及び維持に関する理論や実践について、情報収集及び情報提供を行うことを目的として活動しています。当機構は平成23(2011)年度に正会員として入会しました。

平成23(2011)年4月4日(月)から7日(木)にかけてスペインのマドリードで開催された総会には世界70か国から約300人の参加者が集い、「質保証：今後の基盤づくり」をテーマに全体会議や分科会が行われました。当機構からは伊藤敏弘(評価事業部長)と陸鐘旻(評価事業部次長)が出席しました。



IAUP Triennial Conference 2011 (アメリカ) 会場の様子

平成24(2012)年度

中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が出されました。これを受け、当機構は学修成果(ラーニング・アウトカムズ)に対する評価のあり方について検討を始めました。

学修成果に対する評価のあり方についての調査研究を開始

評価システム改善検討委員会において、大学が示す学修成果に対してどのように評価をすればよいかについて検討を始めました。大学では学修成果をどう定めているかを会員校へのアンケートにより確認することや、アメリカの評価機関を訪問し評価方法を聞くことなどが決定しました。

新しい専門職大学院認証評価に関する調査研究

当機構は平成21(2009)年度にファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の認証評価機関として認証を受けましたが、これ以外の分野の専門職大学院の認証評価も検討することになりました。

この年は、どのような分野の専攻がどれくらいあるか、それにに対する認証評価機関の有無などを調査しました。この調査研究は、平成25(2013)年以降の専門職大学院認証評価の検討に引継がれています。



INQAAHE Conference 2011 (スペイン) 会場の様子

平成25(2013)年度

平成24(2012)年度に決定した方法により、学修成果の評価のあり方についての調査研究が実施されました。

学修成果に対する評価のあり方についての調査研究

評価システム改善検討委員会は、会員大学317校を対象に学修成果に関するアンケート調査を行い、268校から回答を得ました。その結果、学修成果を「大学全体で定めている」が97校、「学部ごとで定めている」が54校(複数回答)となりました(表2)。

「大学全体で定めている」と回答した大学においては、学修成果を点検・評価する方法として、「単位の修得」「卒業・学位授与」に続き、「授業アンケート」「GPA制度」などを挙げました(表3)。

アンケート結果により、ポートフォリオやループリックを活用するなど先進的な取組みを行っていることがわかった7大学を訪問し、その具体的な内容について調査をしました。

また、アメリカの評価機関と評価を受けた大学を訪問し、学修成果の定義や評価方法などについてインタビューを行いました。

表2「学修成果に対する評価のあり方についての調査研究」
アンケート調査

学修成果の内容を定めていますか(複数回答)

項目	回答数	割合
1. 大学全体で定めている	97	36.2%
2. 学部ごとで定めている	54	20.1%
3. 定めていない	98	36.6%
4. その他	52	19.4%
無回答	4	1.5%

「学修成果に対する評価のあり方についての調査研究」
アンケート調査概要

実施期間	平成25(2013)年7月8日(火)～8月8日(金)
方法	認証評価担当者にEメールで送信 回答はインターネット、FAXまたはEメールのいずれか
対象大学数	317校(うち、回答校数268校、回答率84.5%)

訪問調査概要
(海外の評価機関と大学)

実施期間	平成25(2013)年11月10日(日)～11月18日(月)
訪問先 (3機関・3大学)	西部地区基準協会(WASC) 全米カレッジ大学協会(AAC&U) 北中地区基準協会(NCAHLC) カリフォルニア大学マーセド校 ノースウェスタン大学 ハロルドワシントン大学
調査員	白川優治(千葉大学普遍教育センター准教授) 羽田積男(日本大学文理学部教授)
事務局随行者	伊藤敏弘(評価事業部長兼評価研究部長) 陸鐘晏(評価事業部次長)

表3「学修成果に対する評価のあり方についての調査研究」
アンケート調査

「学修成果を大学全体で定めている」と回答した大学のうち、学修成果を点検・評価する方法をお選びください(複数回答)

項目	回答数	割合
1. 単位の修得	86	88.7%
2. 卒業・学位授与	83	85.6%
3. 学生との面接	41	42.3%
4. GPA制度	56	57.7%
5. 国家試験の合格率	34	35.1%
6. 就職率	48	49.5%
7. 授業アンケート	64	66.0%
8. 外部資格試験等の合格率	28	28.9%
9. 教育目的等の達成度	23	23.7%
10. ループリック	5	5.2%
11. ポートフォリオ	29	29.9%
12. 学生カルテ	21	21.6%
13. 学内共通テスト	13	13.4%
14. その他	11	11.3%
無回答	0	0.0%

調査研究

〈国内の大学〉

実施期間	平成25(2013)年12月16日(月)～ 平成26(2014)年3月31日(月)～
訪問先 (7 大学)	愛知工科大学／大阪経済法科大学 金沢工業大学／関西国際大学 聖徳大学／徳山大学 名古屋商科大学
調査員	金子和弘(千葉工業大学事務局長) 坂本孝徳(学校法人鶴学園常務理事・副総長) 篠田道夫(桜美林大学教授・学校法人日本福祉大学学園参与) 白川優治(千葉大学普遍教育センター准教授) 羽田積男(日本大学文理学部教授) 早田幸政(大阪大学評価・情報分析室教授)
事務局随行者	陸鐘旻(評価事業部次長) 江成一敏(評価研究部評価研究課) 吉野由紀(評価研究部評価研究課) 齋藤光紗(評価研究部評価研究課)

候補者の推薦募集を一層効果的に行うため、日本私立大学協会加盟校と当機構会員大学を対象にアンケートによる意識調査を行いました。

「評価員候補者の推薦に関する調査研究」アンケート調査概要

実施期間	平成25(2013)年9月13日(金)～10月15日(火)
方法	文書にて依頼。回答はFAXまたはEメール
対象大学数	429校(うち、回答校数244校、回答率56.9%)

国際会議への参加

APQN 2013 Conference and Annual General Meeting

アジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク(APQN:Asia-Pacific Quality Network)は、平成15(2003)年に設立され、質保証機関の質の向上及び質保証機関間の協力を通してアジア及び太平洋地域の高等教育の質を向上させることを目的として活動しています。

平成25(2013)年4月7日(日)と8日(月)に台湾の台北で開催された年次大会に陸鐘旻(評価事業部次長)が出席しました。

INQAAHE Conference 2013

平成25(2013)年4月9日(火)から11日(木)にかけて台湾の台北で開催された総会に陸鐘旻(評価事業部次長)が出席しました。

新しい専門職大学院認証評価に関する調査研究

ファッション・ビジネス系専門職大学院以外の分野について、前年度に引き続き、評価の対象分野を絞り、新しい評価基準の検討委員会を発足する準備を行いました。

評価員候補者の推薦に関する調査研究

評価員候補者の確保は、当機構が質の高い評価を行うために重要な課題になっています。評価申請校の増加を見越し、評価



平成25(2013)年度海外調査
全米カレッジ大学協会でのインタビューの様子



これまでに刊行した報告書

テーマを定めて行った調査研究 これまでの実績

年度	名称	内容	備考
平成15(2003)	私学の特性に配慮した評価方法、組織、評価員の養成セミナーなどの運営方法に関する調査	海外機関への訪問	文部科学省委託事業 (日本私立大学協会)
	評価員養成に係るプログラム構築のための調査	海外機関への訪問	
	第三者評価機関の評価システムについて加盟校を対象とした啓もう活動	セミナーの開催	
平成16(2004)	望ましい評価基準・評価方法・評価の実施体制などに関する調査研究	試行評価の実施	文部科学省委託事業
	海外における評価機関の役割や方法など大学評価の実態に関する調査研究	海外機関への訪問	
	評価基準、マニュアルなどの大学評価システムの設定及び改訂並びに調査研究	委員会などの検討	
平成17(2005)	被評価大学の自己評価の実施体制や自己評価担当者（リエゾンオフィサー）の役割などに関する調査研究	セミナーの開催	文部科学省委託事業
	評価手法に関する研究交流会として、評価員に対する望ましい研修のあり方についての実践的研究	セミナーの開催	
平成18(2006)	大学機関別認証評価システムの見直し及び改善について	委員会などの検討	文部科学省委託事業
	評価員に対する望ましい研修のあり方及び評価の手法などについての実践的研究	セミナーの開催	
	海外におけるファッショ系高等教育機関に係る評価機関及び被評価機関（大学院等）のアクレディテーションの実態に関する調査研究	海外機関への訪問	
平成19(2007)	短期大学機関別認証評価 評価システムの検討を開始	委員会などの検討	
	評価員実務研究会の開催	意見交換会の開催	
平成20(2008)	評価の効率性と大学改革への有効性を高めるための大学評価基準の比較研究	国内機関への訪問	文部科学省委託事業
	大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究	海外機関への訪問	
	ファッショ・ビジネス系専門職大学院認証評価 評価システムの検討を開始	委員会などの検討	
	短期大学機関別認証評価 評価システムの策定	委員会などの検討	
平成21(2009)	ファッショ・ビジネス系専門職大学院認証評価 評価システムの策定	委員会などの検討	
平成22(2010)	第2サイクルの評価システムの検討	委員会などの検討	
平成23(2011)	過年度受審大学に対する調査研究	事務局による評価結果の分析、アンケート及び国内機関への訪問	
	米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究	海外機関への訪問	
	試行評価の実施		
	国際会議への参加		
平成24(2012)	学修成果に対する評価のあり方についての調査研究を開始	委員会などの検討	
	新しい専門職大学院認証評価に関する調査研究	委員会などの検討	
平成25(2013)	学修成果に対する評価のあり方についての調査研究	アンケート及び国内・海外機関への訪問	
	新しい専門職大学院認証評価に関する調査研究	委員会などの検討	
	評価員候補者の推薦に関する調査研究	事務局によるアンケートと結果分析	
	国際会議への参加		

調査研究

毎年度の認証評価の検証のための調査研究

評価システム改善検討委員会における調査研究

評価システム改善検討委員会は平成18(2006)年度に発足し、評価基準、評価マニュアル、評価体制などを恒常的に見直しています。

現在、委員は第5期となり、年間4、5回程度の委員会を開催しています。

評価員養成検討委員会における調査研究

評価員養成検討委員会は平成19(2007)年度に発足し、評価員に対する望ましい研修のあり方について検討しています。

現在、委員は第4期となり、年間4、5回程度の委員会を開催しています。

評価を受けた大学等へのアンケート

評価活動が終了する3月中旬から4月中旬にかけて、評価を受けた大学・短期大学を対象にアンケート調査を行っています。

自己点検評価書の作成でわかりづらかった点、書面質問や意見申立ての方法や気づいた点などについて、質問項目を設けています。アンケート結果は、主に、評価システム改善検討委員会が

実施大綱、評価基準などを見直すための参考資料としています。

この結果は評価システムの随所に反映しています。例えば、自己評価担当者説明会の開催時期について、平成24(2012)年度以前の評価システムでは評価を実施する年の1月に開催していましたが、「もっと早くしてほしい」との意見が多くみられました。そのため、平成25(2013)年度からは評価を実施する前年の9月の開催に変更しています。

評価員へのアンケート

例年1月中旬から2月にかけて、評価を担当した評価員を対象にアンケート調査を行っています。

評価基準や自己点検評価書・エビデンス集に対する意見、書面調査や実地調査の方法や気づいた点などについて質問項目を設けています。

アンケート結果は、主に、評価員養成検討委員会が評価員の研修会(「評価員セミナー」)のプログラムや、評価員のためのマニュアル(「評価のてびき」)を作成するために活用しています。例えば、「評価のてびき」の冒頭に平成21(2009)年度から「評価の目的」を記載、「評価員セミナー」の配付資料をセミナー開催前に送付するなどは、このアンケートによる評価員の意見を反映したものです。

また、第2サイクルの評価システムにも取り入れられ、「大学関係者との基準ごとの面談」時間は第1サイクルでの評価システムの150分間から180分間に、「顔合わせ」の時間を60分から30分に変更しています。



評価システム改善検討委員会



評価員養成検討委員会

広報

認証評価制度や当機構について多くの方々に知っていただこうと、当機構はさまざまな媒体を通じて積極的に情報発信に取組んでいます。また、節目にはオリジナルグッズを企画・制作して関係者に贈呈しています。これらの主なものを紹介します。



■機関誌「PeeR」(ピア)

平成18(2006)年から毎年発行している機関誌です。会員校をはじめ関係機関等に配付しています。「PeeR」という名称には、当機構の基本精神である「ピア・レビュー」と、「PR」(public relations:広報)の二つの意味があります。事務局内で編集しており、前年度の認証評価結果に関する報告、関係者へのインタビュー、評価システムに関する解説、会員校一覧などを掲載しています。



■パンフレット

当初は、爽やかな青を基調としたデザインでしたが、現在はロゴマークのカラーである赤を使ったデザインに定着しました。当機構の概要や沿革、評価基準、評価料などを掲載しています。創立10周年を機に大幅なリニューアルを予定しています。



■調査・研究報告書

当機構は認証評価に関する調査・研究に力を注いでおり、それらの成果は報告書として発行しています。ホームページにも全文を掲載しています。



■評価結果報告書

その年度に実施した全ての認証評価結果を、学校種別に報告書として3月に発行し公表しています。評価結果以外に、認証評価の調査スケジュール、判定委員会委員や評価員の名簿なども掲載しています。評価対象校のほか関係機関等に配付しています。

広報



■ホームページ (<http://www.jihee.or.jp/>)

当機構の概要、これまでの認証評価結果、各種セミナーの開催報告や配付資料などを掲載しています。また、英文ページも作成して、国内のみならず国外にも情報発信を行っています。会員校には、専用ページで登録情報の変更、セミナーの参加申込みができるようにしています。現在は、評価員専用のページを設け、認証評価活動に必要な資料を共有するなど、評価員の活動を効率化する仕組みを検討しています。



■オリジナルグッズ

①ボールペン

当機構が初めて制作したオリジナルグッズです。平成20(2008)年度の評価充実協議会参加者などに配付しました。

②テープのり

平成21(2009)年度に制作したものです。当機構のロゴマークを印字して、オリジナリティーを出しました。

③バッグハンガー

平成22(2010)年度に制作したものです。男性・女性問わず使用してもらえるデザインにしました。実地調査時に使用した評価員もいました。

第5章

明日に向けて

072 座談会「認証評価とJIHEEの10年後のために」

080 JIHEE10周年に想う

座談会「認証評価とJIHEEの10年後のために」

日本高等教育評価機構の設立から10年。当機構が行う認証評価は既に第2サイクルに入り、新たなステージにあります。10周年を記念して当機構と関わりの深い方々にお集まりいただき、座談会を開催しました。この内容は、日本の認証評価の歴史証言であり、少子化・国際化を見据えた次の10年への提言でもあります。

平成26(2014)年2月17日(月)、アルカディア市ヶ谷(私学会館)「妙高」にて開催しました。

内田伸子氏

学校法人十文字学園理事・十文字学園女子大学特任教授、お茶の水女子大学名誉教授

佐藤東洋士氏

学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長

瀧澤博三氏

日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹

福井直敬氏

学校法人武蔵野音楽学園理事長、武蔵野音楽大学学長

相良憲昭 ※司会

公益財団法人日本高等教育評価機構副理事長、桐蔭横浜大学法学部特任教授



写真上：左から、相良憲昭(司会)、内田伸子氏、佐藤東洋士氏、瀧澤博三氏、福井直敬氏

■10年を振り返って

「私学としての特色を示したいと、評価機構の名称については時間をかけて議論しました」(佐藤)

相良 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。まずは、自己紹介を兼ねて、これまで日本高等教育評価機構や認証評価にどう関わっていらっしゃったかについてお聞かせください。

内田 私は、平成17年に認証評価機関としてこちらの機構が認証された当時、いくつかの国立大学の評価委員を務めておりました。また、その時当機構の副理事長だった高倉先生のお嬢様の指導教官だったこともあります。大学評価判定委員会の委員になってほしいと高倉先生からご連絡をいただきまして、お受けした次第でございます。それ以来、私立大学の運営について調査をされる先生方の的確、適切、そして綿密、緻密な素晴らしい評価ぶりを拝見して勉強させていただきました。

佐藤 日本私立大学協会に私学高等教育研究所ができて、評価制度について議論するという時期からいろいろな形で関わりがありました。また、当時の私大協事務局長の原野さんと話をさせていただき、評価機構の名称をどうするかというような議論にも関わらせていただきました。それ以前にも、私大協の「米国大学経営戦略調査団」なるものに喜多村和之先生と一緒いたしました。評価そのものについては、平成16年の試行評価に参加いたしました。

瀧澤 私の関わりという前に、私高研がどのように評価問題に関わったかをお話しさせる必要があると思います。私高研は本来、私学高等教育の政策に関する研究

調査という幅広い目的を持っておりますが、認証評価制度の研究は、私大協として認証評価機関を立上げるに当たって、特別な委託事項だったんですね。私学の特性に配慮した評価機関を作ることについて必要な調査研究をすること。私高研はそもそもそういうミッションを持って出発したのではないかと思っています。

この研究は、高等教育の研究では優れた実績をお持ちの初代主幹の喜多村先生が中心になって進められました。その後を継いだ私は六つの研究プロジェクトの一つとして認証評価のプロジェクトを設け、評価機関と一緒に研究を進めてきました。しかし、評価機関には研究部門があるわけですから、いずれは私高研のこの仕事は廃止し、評価機関において一体的におやりになるものと思っております。

福井 私は最初から私大協の方でお世話になっていたものですから、平成17年に評価機関として認証されたということで、大沼会長と当時評価機関の設立に奔走しておられた原野常務から手伝うよう言われて現在に至っております。その間、喜多村先生や後任の瀧澤先生からお話を伺ったり、佐藤先生にもお世話になったりしています。

相良 佐藤先生、当機構の設立に当たり私大協で評価基準の検討委員会委員としてご尽力いただいたお立場として、その頃の印象深い点はなんでしょうか。

佐藤 当時は、大学基準協会が加盟判定として評価をしていましたが、これは相互評価だったんですね。大学基準協会だけで全大学の認証評価をするのは大変ですから、文科省としては大学評価・学位授与機構に評価部門を付けるような形で

国立大学中心の評価をして、私学と公立大学に関しては新たにもう一つ機関がほしい、という議論があったのだと思います。私大協に評価機関を作れないかという相談があって、喜多村先生などとお話をさせていただき、やはり私大協が母体となるのですから、最初は「日本私立大学評価協会」ですか「日本私立大学評価機構」という名称をつけて対話型の評価をしていきたいということになりました。つまり、評価をするものと受けるものとの間でコミュニケーションが図られるような形で、私学としての特色を踏まえて評価をしたいという思いがあって、時間をかけて議論がなされたと思います。

しかし、「日本私立大学評価機構」では評価の対象を私立大学に限定することにならないかと、文科省の方から法的な制約も含めて指摘があり、「日本高等教育評価機構」という名前に落着きました。また、日本横断的に三つの評価団体が違った評価をするのはどうなのかという議論がありまして、私大協は支部組織があるのですが、支部ごとの事情をきちんと踏まえながら評価ができるか、ということを考えたと理解しています。

相良 瀧澤先生、この10年の間に4年制大学だけでなく、短大とファッション・ビジネス系専門職大学院の評価システムも先生が中心になって立てていただきました。その辺についてお聞かせください。

瀧澤 認証評価の発足に当たっては機構全体として随分ご苦労が当ったと思います。整然と形が固まったわけではなくて、認証評価が始まったからには走りながらでもやるんだと、よく関係者がおっしゃっていました。問題を残していることはよく認識しつつも、考えながら走っていくという覚悟

座談会「認証評価とJIHEEの10年後のために」



内田伸子氏

でやりましょうという感じでした。これは外からの要求と言いますか、日本の第三者評価制度は国際的にはかなり遅れをとっていましたから、とにかく大学評価を急いでやり、更には短大も専門職大学院もともかくやろうと。短大と大学の違いをどう理解するのかという大問題を議論していく間もありませんでした。専門職大学院の評価基準を作るといっても、分野別の評価を今後どうするのかの見通しも立っていないかったわけですよ。このような状態で突き進むだけでは結果的に間違った方向にいく恐れもあるかと思います。制度は始まりましたが、これから的问题がたくさん残されているというのが一番の印象ですね。

■認証評価の現状について

「音楽や体育など特定的分野では非常勤教員の数が多くなり、同じ評価基準での評価は難しい」(福井)

相良 この10年の間に、第1サイクルの7年間が終わりました。その段階で当機構では瀧澤先生にご指摘いただいた点も含めて、さまざまな問題点を解決すべく評価基準を改定しました。自己評価が評価機関への説明のためにあるというような印象があつたこと、あるいは社会に対して本当に説明責任、アカウンタビリティを果たしているの

かという点も意識して改定したつもりです。内田先生は国立大学の認証評価とこの辺りの関係をどうお考えでしょうか。

内田 かつては、国立大学では経営という視点は全くなかったわけですが、10年前に法人化しました。私はそれから2年たったところで、お茶の水女子大学の総務人事担当の理事・副学長を務め、その後、研究と国際交流、社会貢献の産学連携担当理事・副学長を2年務めました。その経験から、国立大学は経営的に危ないのでと思ったわけですね。ステークホルダーに対する説明責任や、社会貢献の部分をきちんと盛込まなければいけないと感じていました。

こちらの委員を引受けさせていただいて思いましたのは、私立大学はそれぞれが建学の精神をお持ちで、それを実現する体制を作って運営されているところが違うなど。自前で運営し生抜いていくために、社会貢献とか地域との連携について早くから認識されているという点が、国立大学法人との一番大きな違いだということを実感しました。

相良 福井先生の大学は音楽大学ということで、1年生から非常に専門性の高い特定の教育をされるわけですが、認証評価について何かお気づきの点、お考えの点ございますか。

福井 平成17年の中教審の将来像答申で、大学の七つの機能の5番目に特定の専門的分野として、芸術、体育等の教育研究とありました。これらは他の分野と全く別の特定の分野だと書かれているのですね。

音楽大学として一例を挙げれば、教員採用で難しい点があります。専任教員が採れないのです。学生が専攻する楽器と合わせる必要がありますが、楽器によっては教員の持ち時間が1週間に2時間と

か3時間しかないので、専任としては採れません。例えば一流オーケストラのメンバーや合唱団を持っておられる方は、学生から見れば習いたい先生になるわけです。また、優秀な技術を持っているなど、どうしてもあの先生に習いたいということが出でます。ですから非常勤の教員の数が多くなり、専兼任率を問う今の評価基準で評価されると戸惑います。したがって、当然主要科目を教授や准教授が担当することが不可能な場合も起ります。教員は若い頃自分の音楽を究める活動をしていて、教員になる時期はそれが円熟し、それほど外部で演奏などの活動をしなくなつてからという傾向が強い。一方で、若い先生をあまり早く専任として採用してしまうと、自分の技能向上に必要な演奏活動がしづらくなります。そういう中で優秀な方を確保して、将来的にだんだんと教育に重点を置いてもらうようにしないといけないということになりますね。そういう矛盾があるんですね。ほかにも実技試験の採点などいろいろありますが、体育もそういうところがあるのではないかと想像しています。

「自己点検・評価を基本としつつ、外からの評価という危険性を内包して始まったのが認証評価」(瀧澤)

瀧澤 自己点検・評価の見方というのは、かなりグラグラ揺れてきているんですね。



佐藤東洋士氏

もともと自己点検・評価が大学評価の基本であると中教審でも言ってきたわけですが、それが変わってきたのは、国立大学の法人化のショックもあり、監視的・規制的なニュアンスが強くなってきているんですね。中教審の答申ですら、自己点検・評価は客観性のうえで問題があると懐疑的な見方を打出してきたりして、そこでもう少し規制的な第三者評価を作る必要があるとなったり。自分で自分を評価する方式には限界があるという見方も答申にまで書かれているんですね。ただ、方向として間違ってはいけないのは、評価が文化として大学の社会に定着するためには、大学の自主性が基本であるというのは疑いのないこととして国際的に受け入れられていること。そこで日本だけが評価の形を変えていくわけにはいかない。

もう一つ挙げれば、非常に不幸であったのは、認証評価の議論が始まった頃は規制改革が政治の本流になった時期なんですね。規制改革の基本は市場主義であって、競争がなければ良くはならない。事業への参入は自由にできるようにしておく、それを受けける側が自由に選択できる市場が必要ということなんですね。それで、事前の規制はいけないと。事前の規制は要するに既得権の保護になるということで、事前の規制はやめて事後のチェックでいくことを大原則にしたんですね。で、設置審査ではなく全部事後のチェックでやる。事後のチェックですから設置後の運営全般への行政的な監視装置になりかねない。そうした危険性を内部に抱えながら始まったのが認証評価だと思うんですね。このことを十分に認識して、間違った方向にいかないように気を付けています。

佐藤 国立大学の法人評価と認証評価とい

うのは別なんですよね。国立大学の法人評価というのは、あくまでも中期目標を立てそれを達成しているかどうかで、それに対して運営費交付金がどのようについてくるかということだと思います。つまり、効率化を念頭に置きながら評価をしていく。一方、認証評価は、中教審の大学分科会にかけて、その機関が評価機関として適当であるかということの審査を受けてから始めるわけですね。これも含めて、認証評価は設置基準が下敷きになっていて、上から与えられたものなんですね。一方、諸外国を見ると基本的にはピア・レビューですから、お互いにこのレベルでいきましょうと決めしていくのであって、国が基準の一つひとつについて審査しない。

そういう意味では、大学基準協会もうちも会員制をとっているわけですから、会員の声をもう少し取入れるべきかなと思います。最近よく議論になりますが、小さな大学を一定規模の大学に要求されているような基準と同じような基準で評価できるのかということ。それが上から与えられた、役所が認めた評価基準に従っていくとそうせざるを得ないのですが、これについてはもう少し方法を考えないといけないと思っています。

■第2サイクルに入って

「新システムの一番変わった点は、大学が自分の責任で判定して世の中に出すということです」(瀧澤)

相良 当新システムの改定に瀧澤先生は深く関わっていましたが、第2サイクルの評価のあり方については、どうお考えですか。

瀧澤 私が一番変わったと思いますのは、

今まで本当の自己点検・評価にはなってなかったわけですよ。要するに、基準を満たしているかという判定自体は自己評価の段階ではない。ただ問題があるという段階で終わっているわけです。最終的な判定は評価機関にお任せするということで、最終的な判定の責任を大学が負うことはなかった。だから、自己点検・評価が本来の役割を果たさなかったのだと思うんですね。変わった一番の点は、最終的に基準に合っているかどうか、大学が自分の責任で判定して世の中に出すということだと思います。

福井 第1サイクルの評価というのは簡単にいえばQ&Aだったと思うんですね。評価機構が出した細かい基準がたくさんあり、それに対していい答案を出したら結果はいいと判定してください。したがって、自己点検・評価やPDCAの進行には、あまり効果的ではなかった。評価をしてくださる側も、どちらかというと、評価をするんだという上から目線の雰囲気があったような気がするんですね。その点に関しては佐藤先生がおっしゃったように、年を追うごとにピア・レビューの方向になってきているように思います。審査というのではなくて、ピア・レビューの趣旨からすると、できるだけ協力するような形で評価できるといいと思うんです。更に、サポートするような機能が相当あってもいいという気がします。

そうはいいながら、評価を受ける大学としてはその準備を、それも特に小さな大学では、教職員が総出でやらなければいけなかつたものですから、学内の連絡が悪かったのをお互いに認識し、お互いの苦労もわかつて、副次的に教職協働などのいい成果がたくさんあったことも事実です。ですから、決して無駄ではなかったわけです。

座談会「認証評価とJIHEEの10年後のために」

内田 判定委員会に佐藤委員長のもと委員として参加していますが、大学をサポートするという姿勢がとても感じられます。

小中学校では学びの履歴、ポートフォリオをきちんと作って、教員も自分がどういう教育をしてどんな成果を出せたかを見るとともに、子ども自身もそれを振り返り、自分の学びの足りなかったところに気づいて、さらに努力をして向上していくような仕組みができていますが、大学にはそれがなかつたわけですね。それで、7年以内に1度にしろ受けなければいけないということで評価が始まった。第2サイクルを迎えて私立大学の評価も国立大学法人の評価もプラスアップされてきています。そこで受けねばならぬではなくて、受けることをきっかけにして次なる飛躍につなげるというプラスの機会に捉えて、自分の大学を良くするために評価を活用するということが広がっていけば、日本の評価文化が成熟するのではないかかなと思いました。

■評価機関の連携と分野別評価

「全ての分野で評価機関を作るより、評価機関がない場合に判断できるシステムを作る方が具体性がある」（福井）

相良 私は評議員として大学基準協会と当機構の双方で経験がありますが、制度設計としては当機構もよくできていると感じています。

大学評価ではもう一つ大学評価・学位授与機構もありますが、この3機関のあるべき関係、役割分担はどうしていくべきでしょうか。同じ認証評価を行う機関としての共通部分と、個性を示していく部分があると思います。三つの機関の今後について、佐藤先生どうお考えでしょうか。



瀧澤博三氏

佐藤 大学基準協会とこの関係については、お互いに情報交換することが重要です。アメリカではニューイングランドから西海岸まで、それぞれの地域に認証評価団体があります。日本でも地域ブロックごとに見ていくのが一番望ましいと、実は個人的には思っていたんですね。そんな簡単なことではないと分かっていますが、お互いに何をしているかというコミュニケーションが必要だということです。

その中で、今まで認証評価を受ける側が7年のうちこの年に受けたいというのを選べるので、評価の件数の時期的な平準化ができない。ある程度この時期に受けませんかということを評議団体側が言えるようにならないと、ある年はものすごく増えて、ある年はものすごく減るという状況がいつまでたっても解決しないと思います。三つの機関がお互いに連絡するという機能もあるようですから、その中でこういうことも議論をするのがいいのではないでしょうか。

あともう一つ言えば、専門職大学院の評価ですよね。うちはファッション・ビジネス系専門職大学院の評価をしていますが、1大学でも新しい分野ができたら評価機関を作らなければいけない。教育の内容は多様化していますから、それにどう対応していくのかは共通の課題だと思いますね。

瀧澤 分野別の評価は、そのための新しい評価機関を作るという対応だけではとても大変なことで、その分野の専門家集団がある程度責任を持つという形でないといけないと思うんですね。専門家集団がその評価について関心を持ってどのような評価が必要かというのを全然検討していないというのは問題なんです。

ファッション系でも我々が期待できるような専門家集団を持つのは極めて難しいですよね。分野別の評価をするのかしないのかはその辺りの体制ができるかどうか、もうちょっと分野別の専門家集団が、その分野の教育の質の維持・向上に責任を持っていただくということが進まないと、ちゃんとしたことはできないと思いますね。

福井 分野といっても、その大学の建学の精神なり教育の方針と分野を重ねるということは、もっと難しくなるのではないかと思います。また全ての分野別で作れるわけではない。ですから、評価機関がないときはどこかでこういう組織を作つて判断するのだというような、そのシステムを作る方が具体性があるんじゃないですかね。

瀧澤 日本学術会議でやろうとしていることを見ても、全分野に網を張れるかというとちょっと考えられないですね。分野別にどういう教育をやるのか、学修成果を誰がどう定めるのかというのは、日本では各大学が勝手に決める。自分の大学のことだからということにしかなっていない。学修成果というのは教育の目標になるわけですから基準みたいなものですよね。

ヨーロッパの各国で進んでいるのは、各大学が自分の大学のことだけ考えて適当に作るのではなくて、社会とのつながりの中で学修成果を決めるということで、「チューニング」という言葉で表しているように、

ある程度全体的な調整が行われる仕組みでやっているんですね。大学を飛越えた、もうちょっと広い枠の中で専門分野別のあり方の基準を考え、仕組みを作らないとどうにもならない。学術会議に全部任せて済むとはとても思えない。

「論文の数などの量ではなく、特色を質として評価しなければダメージを受ける学問分野もある」(内田)

内田 量の評価というのは非常に簡単ですよね。論文はいくつ出たか、とか。でも、福井先生も先ほどお出しくださっていますけれども、問題は質の評価ですよね。パフォーマンス、ファッション、演劇、それから音楽や体育スポーツ系、こういう評価は一体どうしていくのか。もう6年も発掘し続けてきたが化石が出てこないので論文が書けない、というような、人文社会系で長く時間がかかるような分野だと、その評価は非常に難しいわけですよね。でも、実際にその研究に携わっているわけですからそのプロセスをちゃんと評価した方がいいのではないか。単なる論文の数だけじゃ駄目だということで、分野別の特色をうまく評価する公平な基準、適応的な基準が作れないと、学問分野においてはダメージを受けてしまうのではないかと。国立大学が法人化して中間評価というのを文科省がやったんですけども、やっぱり研究が非

常に小作りになっています。

私は学術会議で心理学分野の評価基準を考えているんですけども、心理学分野は論文を比較的書きやすい領域ですが、こと教育委員会と連携すると、単行本を6年かけて書く方が論文を何本も書くよりもずっといいんだっていうような議論があってなかなかまとまらない状況なんですね。どこかの教育や研究領域にダメージを与えるような形での基準は作らず、それぞれの分野の専門家集団がその立場から評価していく基準を出しながら調整していくことが必要なのかなと思いました。

佐藤 かつては、例えば経済学を教えるのであれば、必修科目がこれで、主要な科目は専任教員がないといけないとか、全部こと細かに決まっていました。申請するほうはそれを満たしていればいいので、ある意味で極めて便利なものがあったんですね。今はありませんから、分野の教育内容について、あるいはカリキュラム内容について評価する物差しはどこも持っていないのかもしれませんね。すると今のところ私どもを含めて、カリキュラムの内容の評価までできていない。シラバスの内容が適当かどうかまで全然議論の対象ではない。ですから、分野別評価をどうするかが今後の課題となるところでしょうね。

■認証評価のこれから

「建学の精神を生かす運営体制か、一定の質の教育を提供しているかをしっかり見ないといけない」(内田)

相良 大学ポートレート事業との関連、ガバナンスの強化、学修成果を重視した評価など、次のサイクルではさまざまな課題を解決していかなければなりません。さらに

当機構は、評価を大学改革・改善に生かす体制、評価結果の社会への浸透、評価体制の強化、専門分野別評価への対応なども重要課題と捉えています。今後の評価のあり方について、内田先生、お話しいただけますか。

内田 一番の基本は佐藤先生が先ほどおっしゃったことを踏まえて、それぞれの大学の個性とか建学の精神を生かす運営体制であるか、そしてそれがステークホルダーである学生たちに一定の質の教育を十分に提供しているのかをしっかりと見ていかないといけないだろうと。評価する側の姿勢としては、対話型の評価をしていきたい。それで私学としての特性を踏まえたそれが良い教育を社会に向かって提供していくように、それを監視するというかまた評価する。そして評価を受ける側の大学が、これまでの自分たちの運営が建学の精神やミッションにかなうものであるのかを振返り、欠陥がある場合にそこを補って更に成長していくような、そういうきっかけに評価がなることが基本ではないかと。

分野別の評価は非常に難しく、試行錯誤の段階かもしれないですが、学生に本当に良い教育ができているのかどうかという観点で見ていく、評価というより振り返りの記録を提出していただくような形ではどうかと思います。

佐藤 最近の中教審の答申を読むと、アクウンタビリティとかコンプライアンスとかガバナンスとか、いずれも社会に対する説明責任ということから出てきているんだと思いますが、国が決めるんではなくて、大学人が社会に対してどう説明していくのかということが問われているということでしてね。運営している当事者が問われている問題で、あり方ではないと思います。そ



福井直敬氏

座談会「認証評価とJIHEEの10年後のために」

いうところをきちんと受止められる評価をできればいいなと思っています。

評価が基本的に何のためにあるのかといたら、大学が教育機関としていい仕事をしているかを問うわけですよね。その上で考えれば、今年来年、出生の数は100万人を切るだろうと言われています。ついこの間ですよ、205万人と言われたのは。半分以下でしょ。これからまだまだ下がっていって85万人くらいまで下がる中で、従来と同じ物差しだけでは評価できなくなると思うんですね。評価の物差しを多様にしていかないと評価しきれなくなるかなと。先ほどからの分野別評価とか、いろいろなことに繋がってくるのではないかと思います。

瀧澤 抽象的な言い方になりますが申上げます。まず、大学は自主性が大事だと言われますが、大事なのは大学団体として大学の集団としての自主性というのをどう維持し発揮していくかということ。この訓練が足りないんですよね。それが大学の世界で欠けていたもので、非常に抽象的ですが大事なところだと思います。

認証評価は発足以来、非常に多くの経験を積んだというわけではないです。最初に基本的な議論が行われていないので、変な要素が入っているんですね。そんな状態で、発足してから逐次問題点を検討して手直しするというプロセスをたどっているんですが、この方法では段々と細かくなっていくんですよね。今大事なのは、細かくすることではなくて、少し大ざっぱにすることではないかと。評価の体制には限界があり、なんでもできるわけではない。評価を効率化することがかなり重視されてきていると思いますが、効率化というのは細かくきちょうめんにするのではなくて、大ざっぱにするほうがうまくいくのではないか、

肝心なところが捉えられるのではないかと。そういう方向で認証評価を考えていかなければいけない。

それから、評価機構の大きな仕事は評価することと、評価基準を作ることです。それなりの組織じゃないとできない。規制改革の理屈では株式会社にも評価をやらせろといいますが、株式会社が大学の基準を作るという正当性はないと思うんですね。だからつまらない議論が起これ得るので、大学の評価基準を作るというのは誰にでもできる仕事ではないということを世間にもよく認識してもらわないといけないと思います。

福井 規模の大きな大学と小さな大学を比較してみると、同じ基準が必要なんだろうかと思うことがあります。また負担の点もあります。負担は大きな大学と小さな大学では全然違いますから。それが一つですね。

それと評価ではどうしてもガバナンスや説明責任などが話題になりますが、学生がどう生活をしているのかという評価があまりない。大学時代は勉強する子は勉強する、あるいは鍛えていればいいんだと言われればそれまでかもしれません。成長していく段階で学生生活はどうあるべきか、人間形成はどうあるべきかは、あまり言われないんですね。ですから、将来の成長なり、社会の要求に対して応えられるかどうかわかりませんが、それはそれで致し方ないのかということがあります。

もう一つは、とにかく今の世の中の動きがあまりにも早いから、2年経つと全く違うことが起こってくるんですね。ですから、7年以内に1度と言しながら、もう少し細かく4、5年くらいにしたほうがいいのか、また、重点的に必要な部分の評価をするのか、そ

ういうことも将来的には考えられると思います。1回1回の負担が軽くなる場合もあるだろうし、特定の年だけ評価校数が多くなることも減るかもしれません。

■10年後の日本高等教育評価機構

「国際化が進む中で、きちんと評価できる評価者の育成は評価機構にとっての課題です」(佐藤)

相良 福井先生が冒頭で中教審の平成17年の将来像答申に触れられましたが、ちょうどその頃私は京都のミッション系の女子大学の責任者をしていました。うちの大学はどれに該当するかなと考えたところ、総合的教養教育というカテゴリーがありました。幸いにも私がいるうちは財政的にも苦勞しなかったんですが、いまは段々難しくなっている。大学の評価を考えるときに、私立大学というのは、先生方がおっしゃった建学の精神、赤字になろうが学生が来なかろうが独自の大学の精神を守らないわけにはいかない、そういう気持ちで運営している大学が随分たくさんあると思うし、これからどんどん増えていくのではないかと思います。

10年後、すなわち当機構の設立20周年にあたる平成36(2024)年は、認証評価制度第3期の最終年です。最後に視点を変えて質問をさせていただきますが、10年後の当機構は、どんなふうに存在することを予想されているか、期待されているか、をお聞かせください。

内田 基本を大事にしながら対話型の評価に、そして評価基準を多様化し、それぞれの大学の自律性、自主性を尊重する形でプラスアップしていかなければ、第3サイクルまで存続するだろうと思います。それはこの評価を受けること自体がそれ



その大学にとって飛躍の機会にすることができるかという条件が付きますけれども。そのためにこちらの機構でもより良い評価、より適切で、何よりも温かい評価ですよね、対話型の評価を続けてほしいと願っております。

佐藤 2021年は私の学校ができて100年なんですね。人口が減っていくことも考えて、国際化を一層促進しなければいけない。長期目標として、2021年に学生の25%は外国人にするとしています。この時期そういう意味では学校そのものも変わってくると思っております。その中で国際化された日本の教育状況の中できちんと評価できる評価者の育成は機構にとっての課題もあると思っております。

瀧澤 チャーター方式とアクレディテーション方式というのがあり、日本では何が信頼されやすいかというとチャーター方式なんですね。政府の設置基準という法令があり、それに従う。そういうのが日本人は好きなんだと思うんですね。自動的に相互に評価をしましょうと言ってもなじんできない。そもそも難しかったんだと思いますが、その難しいものにあえて挑戦したのだから、その方向はもう揺らがない方がいいと思います。認証評価を生かしていくう

えで一番大事なのは、大学コミュニティーとしての自主性をどう確立し機能させるかということを真剣に考えていくこと。アカレディテーション方式を根付かせるというのは歴史も何もないわけですね。大学の自主性というのは、大学の勝手ではなくて努力のいるものだという自覚を持つことが一番大事だと感じております。

福井 一つは人口動態。また、10年後オリエンピックが終わった後の日本の経済状態で随分変わってくるんじゃないかなということと、これから急激に人口が減っていく中で大学がどうなるかということだと思います。少なくとも、評価にかける気持ちはあっても、手間とか負担というのを第一に考えないと評価は続かないと思いますね。国際化と、それから建学の精神や個性によって日本で生まれた大学だということの矛盾がないようにしないと、どちらかの橋が壊れていくこともあります。あまり一度に全てというのではなく、ある意味でもう少しこまめな評価を、細かく分けて、大学が内容なり基準なりを選択する、あるいは、評価機構が前回を参考に基準を指定するなどの形が一番良いのではないかと思います。

相良 今日は長時間、どうもありがとうございました。

出席者プロフィール

内田伸子（うちだ のぶこ）氏

学校法人十文字学園理事・十文字学園女子大学特任教授、お茶の水女子大学名誉教授。当機構では、大学評価判定委員会委員（平成17（2005）～現在）。ほかに、国立大学、私立大学の外部評価員として評価に携わる。

佐藤東洋士（さとう とよし）氏

学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長。当機構では、大学評価判定委員会委員（平成17（2005）から副委員長、平成23（2011）から委員長）、企画運営会議委員（平成26（2014）設置）、評価チーム団長（6回）、理事（平成16（2004）～現在）。ほかに、大学基準協会理事・副会長、大学評価・学位授与・機構 認証評価委員会副委員長、日本私立大学協会副会長。

瀧澤博三（たきざわ ひろみつ）氏

日本私立大学協会附置私学高等教育研究所主幹。当機構では、大学評価判定委員会委員（平成17（2005）～現在）、評価システム改善検討委員会委員長（平成18（2006）～現在）、短期大学評価判定委員会委員長（平成21（2009）～現在）、ファンション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会委員長（平成22（2010）～平成24（2012））など。評価チーム団長（6回）、評議員（平成16（2004）～平成24（2012））。

福井直敬（ふくい なおたか）氏

学校法人武蔵野音楽学園理事長、武蔵野音楽大学学長。当機構では、大学評価判定委員会委員（平成17（2005）～現在）、評価チーム団長（3回）、評議員（平成16（2004）～現在）。ほかに、大学基準協会評議員、日本私立大学協会副会長。

相良憲昭（さがら のりあき）※司会

公益財団法人日本高等教育評価機構副理事長、企画運営会議主査（平成26（2014）設置）、ファンション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会委員（平成26（2014）就任）、評価チーム団長（6回）。桐蔭横浜大学法学部特任教授、前京都ノートルダム女子大学学長。

JIHEE10周年に想う



公益財団法人 日本高等教育評価機構
副理事長

相良 憲昭

日本高等教育評価機構の設立10周年にあたり、感謝の念を込めて、ひとこと雑感を申し述べます。評価機構が活動を開始した当時、私も評価員のお誘いを頂戴したのですが、その頃ある私立女子大学の責任者として右往左往していたために、せっかくのお誘いをお断りせざるを得ませんでした。とはいえ、評価機構の設立やその後の発展に尽くされた何人かの方々には、忘れないご厚誼を頂戴しています。5年前に鬼籍に入られた原野幸康前専務理事には、私が国連大学に関わっていたころ、IAUP(世界大学総長協会)を通じてご面晤を得ましたし、瀧澤博三先生や故・喜多村和之先生は、国立教育政策研究所で一緒にさせていただきました。そして、去年(2013年)の7月に畏れ多くも評価機構の副理事長の職を継がせていただいた高倉翔先生には、文字通り何十年にもわたってご懇意に願ってきました。

私が評価機構の活動に携わるようになつたのは7年ほど前のことですが、その際、二つのことにきわめて新鮮な驚きを感じました。第一は、評価員として大学の教員だけでなく、事務職員も加わっておられたことです。認証評価は大学の教育研究活動にとどまらず、管理運営や財務等も含めてすべての事案に及ぶものであり、そのためにはそれらの分野の専門家としての事務職員が評価に関わるのは当然であって、それこそが眞の「ピア・レビュー」にほかならないと思う次第です。

そして第二には、評価のプロセスの全期間にわたって、評価機構の職員がきめ細かくアシストしてくれたことです。評価員としてこれまで一緒にした諸大学の教職員の方々の大半は、認証評価の意義やプロセスに対して十分な理解をもっておられましたが、それでも評価員としての経験の差や、所属大学・学部などの文化の違い等によって、評価員会議や調査報告書の執筆などに関する意思の疎通が必ずしも円滑にいかない場合もありました。そのような際の「時の氏神」が評価機構の担当職員で、皆さんは学校教育法、大学設置基準、私立学校法等の関係法令はもとより、評価機構が編集・出版した認証評価の『てびき』『実施大綱』『チェックリスト』などに精通しており、私が携わった何件かの認証評価においても、評価機構の担当職員のサポートがなければ、收拾がつかなくなってしまったのではないかと思わせるような場合がありました。

評価機構の来し方の10年を顧みるとき、質・量とともに順調に発展してきたことは明々白々で、そのことを虚心に喜びたいと思いますが、行く末のさらなる10年に思いを馳せれば、わが国の教育、とりわけ大学教育を取り巻く諸環境には不明確なことが多く、私たちの評価機構が、地図なき旅路あるいは海図なき航海を余儀なくされることは大いに予想されるところです。しかしそこにこそ、評価機構のさらなる発展と充実が約束されていると、私は強く確信しているのであります。

第6章

資料編

- 082 評価機構の概要・組織図
- 084 設立趣意書／認定書・認証書
- 086 定款
- 090 年表
- 092 役職員等名簿
- 098 評議員会・理事会 開催実績
- 106 各種委員会・会議体 開催実績・名簿
- 129 会員校一覧
- 135 實施大綱
- 150 評価基準
- 161 年度別認証評価結果
- 164 セミナー等開催実績

評価機構の概要・組織図

平成 26(2014) 年 5 月現在のデータをもとに作成しています。

概要

名称等

名称：公益財団法人 日本高等教育評価機構
 住所：〒102-0073 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 11 号
 第 2 星光ビル 2 階
 電話：03-5211-5131(総務部)、03-5211-5181(評価事業部)
 03-5211-5182(評価研究部)
 FAX : 03-5211-5132
 HP : <http://www.jihee.or.jp/>
 代表者：理事長 黒田 壽二

設立・認証等

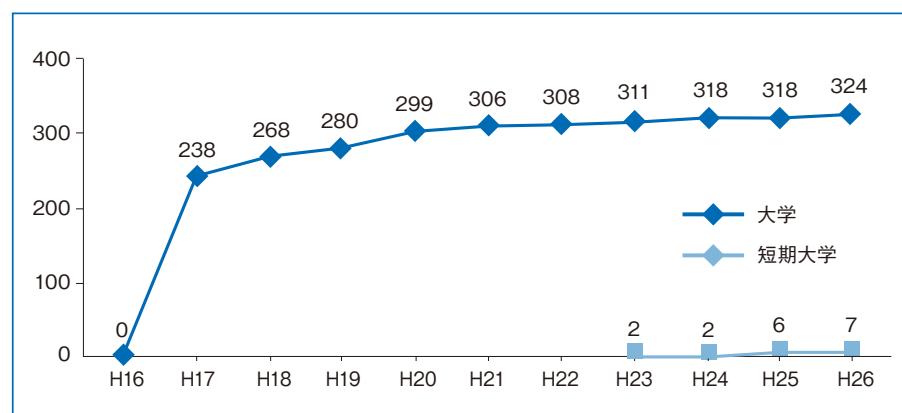
財団法人 設立許可年月日：平成 16(2004) 年 11 月 25 日
 公益財団法人 移行登記年月日：平成 24(2012) 年 4 月 1 日
 評価機関 認証年月日：
 ●大学機関別認証評価：平成 17(2005) 年 7 月 12 日
 ●短期大学機関別認証評価：平成 21(2009) 年 9 月 4 日
 ●ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価：
 平成 22(2010) 年 3 月 31 日
 JIHEE ロゴマーク 商標登録年月日：平成 25(2013) 年 5 月 31 日

表 1 会員校の地域別内訳

	大学 [324 校]	短期大学 [7 校]
北海道	15	0
東北	20	0
関東	104	2
中部	60	1
近畿	62	2
中国・四国	29	1
九州・沖縄	34	1

※詳細は、第 3 章 会員校(p.28)、第 6 章 会員校一覧(p.129)を参照

表 2 会員校数の推移



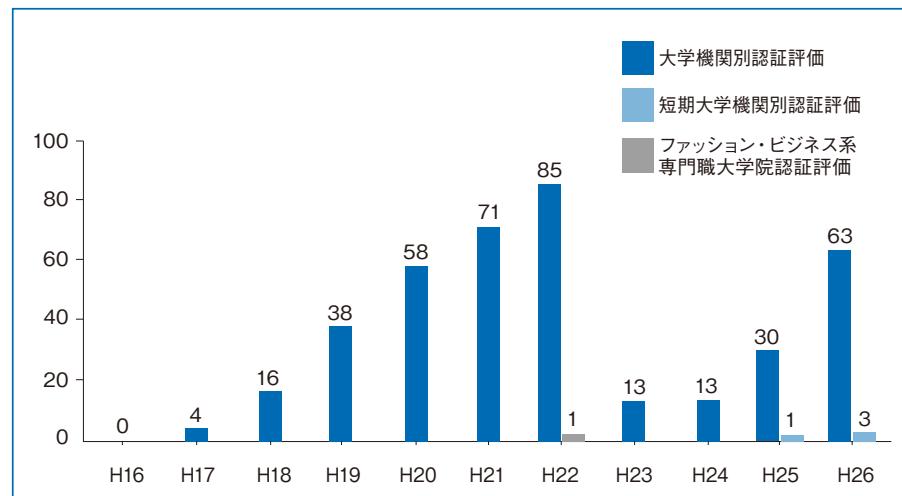
評価員(平成 26(2014) 年度)

評価員候補者登録数：512 人
 大学機関別認証評価：300 人
 短期大学機関別認証評価：12 人

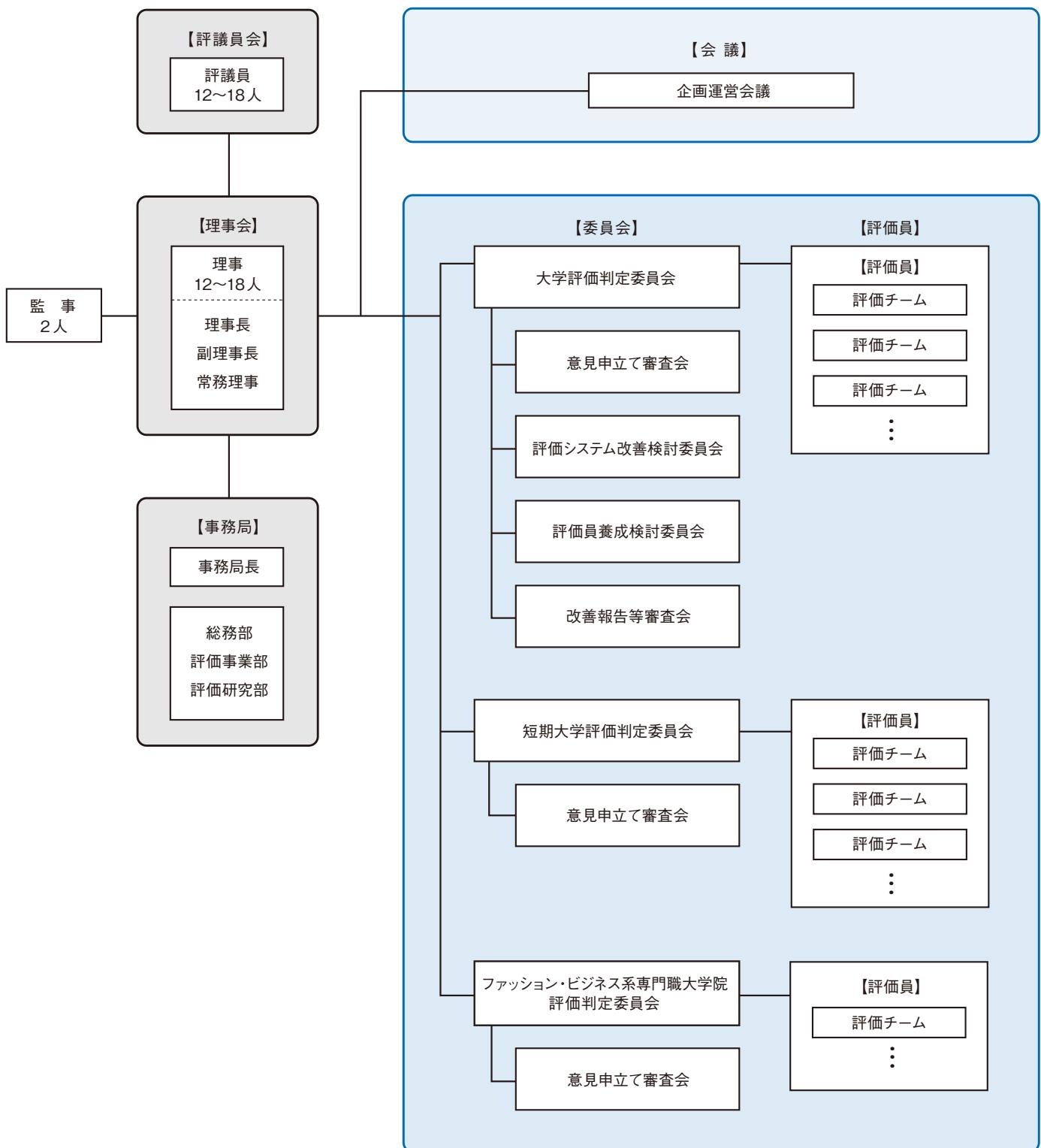
職員

専任職員数：男 9 人、女 8 人、計 17 人
 研修員数：男 2 人、女 3 人、計 5 人
 研究員数：男 1 人、女 0 人、計 1 人

表 3 評価校数の推移(再評価を除く)



組織図



設立趣意書／認定書・認証書

財団法人日本高等教育評価機構設立趣意書

「知識基盤社会の時代」といわれる21世紀において、我が国が引き続きリーダーシップを發揮していくためには、優れた人材の育成、先端的・独創的研究の推進がますます重要となっております。この人材育成や学術研究の担い手である大学は、国際的通用性の向上、国際競争力の強化等を目指し、さらなる大学改革に取り組み、教育研究水準の維持向上に努めることが社会から強く求められており、大学が果たすべき責務であるとされています。

平成14年8月中央教育審議会から「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」の答申を行い、我が国の高等教育の国際的通用性、共通性の向上と国際競争力の強化を目指すための改革案が示されました。内容は、大学の設置認可制度の弾力化のもと第三者評価制度の導入を柱とする大学の質の保証に係る新たなシステムの構築であり、「事前規制から事後チェック」へと従来の文教政策を大きく転換するものであります。

この中央教育審議会の提言は、平成14年11月第155回国会における学校教育法の改正により制度化され、すべての大学に対し第三者による評価を義務づける制度が新たに導入されました。その内容は、「大学は当該大学の教育研究、組織運営及び施設設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、一定期間内に文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という)による評価を受ける。」というものであり、第三者評価制度関係の法律の規定の施行は平成16年4月1日とされ、また、政令により大学が認証評価機関の評価を受ける「一定の期間」は7年以内と定められました。

日本私立大学協会は、平成12年4月から附置機関である私学高等教育研究所を設置して、主として私立大学の立場から今後必要となる「大学評価システム」の具体的在り方に関して研究を行ってきました。その結果、(1)設置運営形態の異なる国公私立大学に対して、それぞれの形態に適応できる多元的な評価システムの構築が必要、(2)私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的評価システムが必要との今後の評価の在り方について基本的認識を得たところであります。さらに平成16年4月から発足する新たな第三者評価制度については、私立大学が圧倒的多数を占める我が国の大学の特有の状況の下、私立大学の特性に対応した評価を実施する認証評価機関が必要不可欠であるとの結論に達しました。

日本私立大学協会は、ここに加盟校の総意をもって、私立大学の特性に対応した評価システムをもつ第三者評価機関を自ら設立し、認証評価機関をめざすこととしました。この新しい第三者評価機関の実施する評価事業は、公正かつ的確性が求められ、社会の信頼の上に成り立つ極めて公益性の強い業務であること

から、設立する団体は日本私立大学協会の拠出金による財団法人組織といたします。財団法人設立後は、評価を行うために本財団が独自に定めた「大学評価システム」によって、文部科学大臣が認証する認証評価機関となるための申請を行うことといたします。本財団が定める「大学評価システム」においては、私立大学等から教育研究活動等の状況についての評価の申請を受理し、各大学が構想し、設定した目的、目標及び計画並びにその実施状況、成果等について、教育研究の質の向上を図る観点からの評価を実施するものといたします。高等教育の質的保証及び向上が強く求められる状況下、本財団は、評価等を通じ各大学の改革・改善を支援することとし、もって私立大学等の発展・充実に寄与しようとするものであります。

認定書・認証書

財団法人

 16諸文科高236号
財団法人日本高等教育評価機構 設立代表者 大沼淳
平成16年10月19日付けで申請のあった財団法人日本高等教育評価機構の設立を、民法第34条の規定によって許可します。
平成16年11月25日 文部科学大臣 中山成樹 

公益財団法人

府益坦第4252号
平成24年3月22日

財團法人日本高等教育評価機構
佐藤登志郎 殿

内閣総理大臣
野田佳彦

認定書

平成23年10月3日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のとおりの公益財團法人として認定する。

短期大学機関別認証評価

21文科高第6445号

認証書

団体名 財團法人日本高等教育評価機構
代表者 佐藤登志郎

平成21年4月6日付けで申請のあった財團法人日本高等教育評価機構について、短期大学の認証評価を行う認証評価機関として、学校教育法第110条の規定によって認証します。

平成21年9月4日

文部科学大臣 塩谷立

大学機関別認証評価

17文科高第271号

団体名 財團法人日本高等教育評価機構
代表者 佐藤登志郎 殿

平成17年4月28日付けで申請のあった財團法人日本高等教育評価機構について、大学の評価を行う認証評価機関として、学校教育法第69条の4の規定によって認証します。

平成17年7月12日

文部科学大臣 中山成彬

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

21文科高第918号

認証書

団体名 財團法人日本高等教育評価機構
代表者 佐藤登志郎

平成21年10月23日付けで申請のあった財團法人日本高等教育評価機構について、専門職大学院のうちファッション・ビジネス分野の認証評価を行う認証評価機関として、学校教育法第110条の規定により認証します。

平成22年3月31日

文部科学大臣 川端達夫

定款

| 第1章 総則

名称

第1条 この法人は、公益財団法人日本高等教育評価機構と称する。

事務所

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

| 第2章 目的及び事業

目的

第3条 この法人は、大学の教育研究活動の状況について評価を行い、あわせて大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的とする。

事業

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 教育研究水準の向上に資するために行う大学の教育研究活動等の状況の評価の実施に関する事業
2. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

| 第3章 資産及び会計

基本財産

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定める財産管理運用規程により、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

事業年度

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

事業計画及び収支予算

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

事業報告及び決算

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告

2. 事業報告の附属明細書

3. 貸借対照表

4. 損益計算書(正味財産増減計算書)

5. 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

6. 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告

2. 理事及び監事並びに評議員の名簿

3. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

公益目的取得財産残額の算定

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

| 第4章 評議員

評議員の定数

第10条 この法人に評議員12名以上18名以内を置く。

評議員の選任及び解任

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

1. 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用者
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受けける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

2. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政

法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

評議員の任期

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

評議員の報酬等

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

| 第5章 評議員会

構成

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

権限

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- 1. 理事及び監事の選任又は解任
 - 2. 理事及び監事の報酬等の額
 - 3. 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 4. 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認並びにこれらの附属明細書の承認
 - 5. 定款の変更
 - 6. 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - 7. 基本財産の処分又は除外の承認
 - 8. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

開催

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

招集

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

決議

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1. 監事の解任
- 2. 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 3. 定款の変更
- 4. 基本財産の処分又は除外の承認
- 5. その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

議事録

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した議長及び当該評議員会において選任された出席者の代表2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

評議員会運営規則

- 第20条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

| 第6章 役員等

役員の設置

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 1. 理事 12名以上18名以内
- 2. 監事 2名以内
- 2 理事のうち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名を置く。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

役員の選任等

- 第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 前条第2項に定める理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
 - 3 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

役員の構成

- 第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

定款

理事の職務及び権限

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

監事の職務及び権限

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

役員の任期

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

役員の解任

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

役員の報酬等

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

顧問

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

1. 理事長の相談に応じること
2. 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
4. 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

| 第7章 理事会

構成

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

権限

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

招集

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

決議

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

議事録

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

理事会運営規則

第35条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

| 第8章 定款の変更及び解散

定款の変更

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

解散

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

公益認定の取消し等に伴う贈与

第38条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

残余財産の帰属

第39条 この法人が、清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

公告の方法

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第10章 委員会等

委員会等

第41条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会等を設置することができる。

2 委員会等の委員は、理事会において選任する。

3 委員会等の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

事務局

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第12章 利益の供与の禁止

利益の供与の禁止

第43条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員又はこれらの者の親族等(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等)に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第13章 会員

会員

第44条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする大学を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規則によるものとする。

第14章 個人情報の保護

個人情報の保護

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15章 雜則

委任

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この定款による変更前の特例民法法人日本高等教育評価機構寄附行為第17条の規定により選任された理事の任期が、第1項に定める施行日以降も存続する場合には、当該理事の任期は、同寄附行為第20条の規定にかかわらず、公益法人の設立の登記をした前日までとする。

4 この法人の移行後最初の理事長は、黒田 壽二とする。

5 この法人の移行後最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石田 恒夫	岡本 輝代志	香川 達雄
北村 憲司	小出 忠孝	諏訪 文彦
豊田 寛三	野原 明	濱 健男
濱田 勝宏	福井 直敬	藤田 成隆
森田 嘉一	森本 正夫	山下 興亜
吉井 定信	吉本 成香	六鹿 正治

6 この法人の移行後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 青木 二郎	大沼 淳	木村 正裕
熊岡 洋一	黒田 壽二	小出 秀文
後藤 淳	佐藤 東洋士	白澤 宏規
高倉 翔	高柳 元明	戸田 安士
中村 量一	西川 博史	野崎 弘
野田 起一郎	堀川 徹志	渡邊 和親

監事 斎藤 力夫	遠山 耕平
----------	-------

別表

基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)

第5条関係

財産種別	場所・物量等
基本財産引当資産(定期預金)	100,000,000 円

年表

年表中は日本私立大学協会=私大協、私学高等教育研究所=私高研と表記しています。

年	月日	行事及びできごと
前史		
平成12(2000)	3月28日	私大協第112回総会にて附置「私学高等教育研究所」の設立を決議
	4月	私高研設立（所長：大沼淳、主幹：喜多村和之）
	7月	私高研にて「大学評価システム」の研究開始
	8月2日	私高研「第1回公開研究会」にて「最近の高等教育政策と私学—私学の立場からみた“独立行政法人化”と“第三者評価機関”」と題した講演
平成13(2001)	3月18日～22日 (5日間)	私高研が韓国へ調査団を派遣し、調査を実施。現地にて日韓共同セミナー実施 (訪問先：韓国の大学及び韓国大学教育協議会 (KCUE) 他)
	9月6日～21日 (16日間)	私高研がヨーロッパへ大学評価の調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：イギリス、オランダ、フランス、ドイツの大学他)
平成14(2002)	3月10日～23日 (14日間)	私高研が米国へ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：サンフランシスコ、ボストン近郊の大学及び評価機関)
	7月12日	私大協「教育学術充実協議会」にて私高研喜多村主幹が評価システムの基本的骨格について解説
	10月25日	私大協第117回総会にて私高研「私学評価システムに関する基本的な考え方の要旨（素案）」報告、第三者評価機関設立を決議
	11月18日	私大協「大学基準問題検討委員会」第1回委員会にて評価基準等の検討開始 (担当理事：中原爽、委員長：高倉翔)
	12月	第三者評価機関設立準備室を東京都千代田区九段南に設置
平成15(2003)	3月26日	私大協第118回総会にて第三者評価機関設立へ向けての年次計画案、準備進捗状況説明
	4月	平成15(2003)年度 文部科学省委託研究を日本私立大学協会が受託（「評価に関する調査研究」調査研究テーマ3件）
	10月24日	私大協第119回総会にて「私学に特化した第三者評価機関の設立へ向けて（中間まとめ）」及び認証評価制度解説
平成16(2004)	1月～2月	私大協「大学評価セミナー」にて評価システム中間まとめ発表（全国7支部・連絡協議会で実施）
	2月21日～3月1日 (10日間)	私大協が米国へ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：西部地区基準協会 (WASC)、ジョージ・ワシントン大学他)
	2月29日～3月4日 (5日間)	私大協がマレーシアへ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：国家アカレディテーション機構 (LAN)、テナガ大学他)
	3月29日	私大協第120回総会にて第三者評価機関設立の推進方策決議 (設立趣意書、寄附行為案、事業概要案、認証評価機関の申請)
	4月	平成16(2004)年度 文部科学省委託研究を受託（「認証評価に関する調査研究」調査研究テーマ2件）
	6月17日	私大協「大学評価問題検討委員会」（「大学基準問題検討委員会」から改称）第1回委員会開催 (担当理事：中原爽、委員長：高倉翔)
	9月	第三者評価機関設立準備室を東京都千代田区九段北の第2星光ビルに移転
	9月24日	私大協第548回理事会にて財団の名称を「日本高等教育評価機構」と決定（10月22日私大協第121回総会にて報告）
	10月8日	「財団法人日本高等教育評価機構」設立発起人会を開催
	10月19日	文部科学大臣へ財団法人日本高等教育評価機構の設立許可の申請
本史		
平成16(2004)	11月25日	文部科学大臣より財団法人日本高等教育評価機構の設立許可 (平成16(2004)年11月25日付 文部科学大臣許可 11月26日付登記) 佐藤登志郎理事長就任（高倉翔副理事長、原野幸康専務理事 就任）
	11月26日	第1回理事会・評議員会開催
	11月～	試行評価を実施（金沢工業大学、文化女子大学）（実地調査は平成17(2005)年2月実施）
平成17(2005)	1月	ホームページ開設
	1月～2月	「大学評価セミナー」を開催（以降、毎年開催）
	2月27日～3月10日 (12日間)	米国へ調査団を派遣し、調査・研究を実施 (訪問先：ニューエングランド地区基準協会 (NEASC)、北西部地区基準協会 (NWCCU)、タフツ大学他)
	4月	会員制度発足（大学）
	5月	平成17(2005)年度 文部科学省委託研究を受託（「認証評価に関する調査研究」調査研究テーマ2件）
	7月12日	文部科学大臣より大学認証評価機関の認証（申請日：4月28日）

年	月日	行事及びできごと
平成17(2005)	7月	平成17年度認証評価申請受理（4大学）
	7月15日	「自己評価担当者説明会」を開催（以降、毎年開催）
	7月25日	「財団法人日本高等教育評価機構」設立披露会を開催
	8月10日、12日	「大学評価国際セミナー」を開催（東京、京都）
	8月～9月	「評価員セミナー」を開催（以降、毎年開催）
平成18(2006)	3月31日	認証評価の結果に関する記者会見（以降、毎年実施）
	4月	JIHEEロゴマーク制定
		平成18（2006）年度 文部科学省委託研究を受託（「認証評価に関する調査研究」調査研究テーマ3件）
	6月30日	機関誌第1号『日本高等教育評価機構』創刊（以降『Peer』（ピア）と改称し毎年発行） 「第1回会員協議会（評価充実セミナー）」を開催（以降「評価充実協議会」と改称し毎年開催）
平成19(2007)	2月27日～3月10日（12日間）	イギリス、ベルギー、アメリカへ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：ファッショニ系の大学及び大学院並びに評価機関)
平成20(2008)	3月11日	「短期大学認証評価検討委員会」第1回委員会にて短期大学認証評価の検討を開始
	6月6日	「専門職大学院認証評価検討委員会」第1回委員会にてファッショニ・ビジネス系専門職大学院認証評価の検討を開始
	8月	平成20（2008）年度 文部科学省委託研究を受託（「大学評価研究委託事業」調査研究テーマ2件）
	12月13日	原野幸康専務理事逝去（平成21（2009）年2月27日原野幸康氏を偲ぶ会）
平成21(2009)	2月25日～3月4日（8日間）	韓国へ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：韓国大学教育協議会（KCUE）、高麗大学他)
	3月15日～3月22日（8日間）	米国へ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：ニューアングランド地区基準協会（NEASC）、サンタクララ大学他)
	9月4日	文部科学大臣より短期大学認証評価機関の認証（申請日：4月6日）
	12月11日	第16回理事会にて公益財団法人への移行を決議
平成22(2010)	3月31日	文部科学大臣よりファッショニ・ビジネス系専門職大学院認証評価機関の認証（申請日：平成21（2009）年10月23日）
	4月～5月	「3認証評価機関・日本学術会議共催シンポジウム」（3地区）
平成23(2011)	4月	会員制度発足（短期大学） INQAAHE（高等教育質保証機関国際ネットワーク）及びIAUP（世界大学総長協会）正会員入会
	4月～	試行評価を実施（桜美林大学、金沢工業大学、神田外語大学、文化学園大学）
	7月10日～16日（7日間）	米国へ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：南部地区基準協会（SACS）及び近郊の大学)
平成24(2012)	1月	「新評価システム説明会」開催（4地区）
	4月1日	公益財団法人へ移行（平成23（2011）年3月22日付 内閣総理大臣より移行認定（申請日：平成23（2011）年10月3日）） 旧法人の解散登記及び新法人の設立登記
		黒田壽二理事長（代表理事）就任 (高倉翔副理事長、石井正彦常務理事（16日付）就任)
		大学機関別認証評価の新評価システム施行
	5月31日	JIHEEロゴマーク商標登録（出願日：平成24（2012）年11月22日）
平成25(2013)	7月1日	高倉翔副理事長退任（6月27日付）に伴い、相良憲昭副理事長 就任
	11月10日～18日（9日間）	米国へ調査団を派遣し、調査を実施 (訪問先：ワシントン、シカゴ、サンフランシスコの大学及び評価機関)
	3月13日	佐藤登志郎顧問（初代理事長）逝去
平成26(2014)	4月	「企画運営会議」を設置 APQN（アジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク）正会員入会
	11月25日	創立記念日（10周年） (10周年誌刊行、「評価充実協議会」開催予定（7月8日）、「10周年記念シンポジウム」開催予定（平成27（2015）年2月25日）

役職員等名簿

役員・評議員は五十音順、所属・役職は就任時のものです。職員の所属・役職は平成 26(2014)年 4月 1日現在のものです。

役員(理事・監事)

財団法人

第1期

平成 16(2004)年 11月 25日～平成 18(2006)年 3月 31日

●理事長

佐藤 登志郎 北里大学 名誉学長・相談役

●副理事長

高倉 翔 明海大学 学長

●専務理事

原野 幸康 日本私立大学協会 常務理事

●理事

石田 恒夫 学校法人石田学園 理事長、

広島経済大学 学長

大沼 淳 学校法人文化学園 理事長、

文化女子大学 学長、日本私立大学協会 会長

北島 義俊 大日本印刷株式会社 代表取締役社長

工藤 寛 学校法人東北工業大学 前理事長

黒田 壽二 学校法人金沢工業大学 学園長・総長

小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長、

愛知学院大学 学長

後藤 淳 学校法人名古屋電気学園 理事長・総長

佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園 理事長、

桜美林大学 学長

中村 量一 学校法人中村学園 理事長

西村 駿一 学校法人別府大学 理事長

野崎 弘 独立行政法人国立博物館 理事長、

元文部事務次官

野田 起一郎 学校法人近畿大学 理事、近畿大学 名誉学長

廣川 利男 学校法人東京電機大学 学園長

森田 嘉一 学校法人京都外国語大学 理事長・総長

森本 正夫 学校法人北海学園 理事長

●監事

齋藤 力夫 齋藤公認会計士事務所 代表、公認会計士

塚本 邦彦 学校法人塚本学院 理事長・学院長

中原 爽 参議院議員、学校法人日本歯科大学 理事

第2期

平成 18(2006)年 4月 1日～平成 20(2008)年 3月 31日

●理事長

佐藤 登志郎 学校法人北里学園 顧問、北里大学 名誉教授

●副理事長

高倉 翔 明海大学 学事顧問

●専務理事

原野 幸康 日本私立大学協会 参与

●理事

石田 恒夫 学校法人石田学園 理事長

大沼 淳 学校法人文化学園 理事長、

文化女子大学 学長、日本私立大学協会 会長

北島 義俊 大日本印刷株式会社 代表取締役社長

黒田 壽二 学校法人金沢工業大学 学園長・総長

小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長、

愛知学院大学 学長

後藤 淳 学校法人名古屋電気学園 理事長・総長

佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園 理事長、

桜美林大学 学長

高柳 元明 学校法人東北薬科大学 理事長、

東北薬科大学 学長

中村 量一 学校法人中村学園 理事長・学園長

西村 駿一 学校法人別府大学 理事長

野崎 弘 財団法人教職員生涯福祉財団 理事長、

元文部事務次官

野田 起一郎 学校法人近畿大学 理事、近畿大学 名誉教授

廣川 利男 学校法人東京電機大学 学園長

森田 嘉一 学校法人京都外国語大学 理事長・総長

森本 正夫 学校法人北海学園 理事長、

北海商科大学 学長

●監事

齋藤 力夫 永和監査法人 代表社員

塚本 邦彦 学校法人塚本学院 理事長・学院長、

大阪芸術大学 学長

中原 爽 学校法人日本歯科大学 理事、前参議院議員

第3期

平成 20(2008)年 4月 1日～平成 22(2010)年 3月 31日

●理事長

佐藤 登志郎 学校法人北里学園 顧問、北里大学 名誉教授

●副理事長

高倉 翔 明海大学 学事顧問

●専務理事

原野 幸康 日本私立大学協会 参与

(平成 20(2008)年 12月 13日逝去)

●理事

石田 恒夫 学校法人石田学園 理事長

大沼 淳 学校法人文化学園 理事長、

文化女子大学 学長、日本私立大学協会 会長

北島 義俊 大日本印刷株式会社 代表取締役社長

黒田 壽二 学校法人金沢工業大学 学園長・総長

小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長、
愛知学院大学 学長
後藤 淳 学校法人名古屋電気学園 理事長・総長
佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園 理事長、
桜美林大学 学長
高柳 元明 学校法人東北薬科大学 理事長、
東北薬科大学 学長
中村 量一 学校法人中村学園 理事長・学園長
西村 駿一 学校法人別府大学 理事長
野崎 弘 財団法人教職員生涯福祉財団 理事長、
元文部事務次官
野田 起一郎 学校法人近畿大学 理事、近畿大学 名誉教授
廣川 利男 学校法人東京電機大学 学園長
森田 嘉一 学校法人京都外国語大学 理事長・総長
森本 正夫 学校法人北海学園 理事長、
北海商科大学 学長

●監事

齋藤 力夫 永和監査法人 代表社員
塚本 邦彦 学校法人塚本学院 理事長・学院長、
大阪芸術大学 学長
中原 爽 学校法人日本歯科大学 理事、前参議院議員

野田 起一郎 学校法人近畿大学 顧問、近畿大学 名誉教授
廣川 利男 学校法人東京電機大学 学事顧問
森田 嘉一 学校法人京都外国語大学 理事長・総長
森本 正夫 学校法人北海学園 理事長、
北海商科大学 学長

●監事

齋藤 力夫 永和監査法人 代表社員
塚本 邦彦 学校法人塚本学院 理事長・学院長、
大阪芸術大学 学長
中原 爽 日本私立大学協会 副会長、
学校法人日本歯科大学 元理事長、
日本歯科大学 元学長

公益財団法人**第1期**

平成 24(2012)年 4月～平成 26(2014)年 6月定時評議員会の日
まで

●理事長(代表理事)

黒田 寿二 学校法人金沢工業大学 学園長・総長

●副理事長

高倉 翔 公益財団法人日本高等教育評価機構 副理事長

(平成 25(2013)年 6月 27 日辞任)

相良 晃昭 桐蔭横浜大学法学部 特任教授
(平成 25(2013)年 6月 27 日理事就任、
同年 7月 1日副理事長就任)

●常務理事

石井 正彦 公益財団法人日本高等教育評価機構 事務局長
(平成 24(2012)年 4月 16 日就任)

●理事

青木 二郎 内幸町総合法律事務所 弁護士
大沼 淳 学校法人文化学園 理事長、
文化学園大学 学長、日本私立大学協会 会長
木村 正裕 徳島文理大学 教授・参事
熊岡 洋一 千葉商科大学 名誉教授
小出 秀文 日本私立大学協会 事務局長
後藤 淳 学校法人名古屋電気学園 理事長・総長
佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園 理事長、
桜美林大学 総長
白澤 宏規 学校法人桑沢学園 常務理事
(平成 26(2014)年 3月 31 日辞任)
高柳 元明 学校法人東北薬科大学 理事長、
東北薬科大学 学長
戸田 安士 学校法人金城学院 名譽理事長
中村 量一 学校法人中村学園 理事長・学園長

第4期

平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31 日

●理事長

佐藤 登志郎 北里大学 名誉教授、学校法人北里研究所 顧問

●副理事長

高倉 翔 筑波大学・明海大学 名誉教授、
明海大学 前学長

●理事

石田 恒夫 学校法人石田学園 理事長
大沼 淳 学校法人文化学園 理事長、
文化学園大学 学長、日本私立大学協会 会長
北島 義俊 大日本印刷株式会社 代表取締役社長
黒田 寿二 学校法人金沢工業大学 学園長・総長
小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長
後藤 淳 学校法人名古屋電気学園 理事長・総長
佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園 理事長、
桜美林大学 学長
高柳 元明 学校法人東北薬科大学 理事長、
東北薬科大学 学長
中村 量一 学校法人中村学園 理事長・学園長
西村 駿一 学校法人別府大学 顧問
野崎 弘 財団法人教職員生涯福祉財団 理事長、
元文部事務次官

役職員等名簿

西川 博史	北海商科大学 大学院研究科長
野崎 弘	一般財団法人教職員生涯福祉財団 理事長、元文部事務次官(平成24(2012)年4月10日辞任)
野田 起一郎	学校法人近畿大学 顧問、近畿大学 名誉教授
堀川 徹	学校法人京都外国语大学 副理事長
渡邊 和親	崇城大学 副学長補佐
●監事	
齋藤 力夫	永和監査法人 代表社員
遠山 耕平	東京国立博物館運営協力会 常務理事、平成国際大学 元学長

評議員

財団法人

第1期

平成16(2004)年11月25日～平成18(2006)年3月31日	
井尻 昭夫	学校法人吉備学園 理事長、岡山商科大学 学長
岩崎 正視	学校法人名城大学 理事長
大西 良三	学校法人中部大学 理事長・学園長
大橋 秀雄	学校法人工学院大学 理事長
加賀谷 淳子	日本女子体育大学 学長
香川 達雄	学校法人香川栄養学園 理事長
北古賀 勝幸	学校法人熊本学園 理事長
小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
佐川 寛典	学校法人大阪歯科大学 理事長
佐野 博敏	学校法人大妻学院 理事長、大妻女子大学 学長
島田 煉子	学校法人文京学院 理事長、文京学院大学 学長
末岡 熙章	学校法人市邨学園 理事長、名古屋経済大学 学長
杉本 拓	学校法人北星学園 理事長
高井 伸夫	高井・岡芹法律事務所 会長弁護士
高柳 元明	学校法人東北薬科大学 理事長 東北薬科大学 学長
瀧澤 博三	帝京科学大学 顧問
田中 郁三	学校法人根津育英会 理事長
谷岡 一郎	大阪商業大学 学長、学校法人谷岡学園 専務理事
戸田 安士	学校法人金城学院 理事長・学院長
中井 真孝	佛教大学 学長
中川 浩扶	学校法人女子美術大学 理事長 (平成18(2006)年3月13日逝去)
西岡 信雄	学校法人大阪音楽大学 理事長、大阪音楽大学 学長

野原 明	文化女子大学附属杉並中学高等学校 校長
原田 嘉中	学校法人千葉学園 理事長・学園長
菱山 泉	学校法人津曲学園 理事長
平尾 和義	学校法人酪農学園 理事長
福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園 理事長、武蔵野音楽大学 学長
細山田 明義	昭和大学 学長
村崎 正人	学校法人村崎学園 理事長・学園長
柳谷 透	学校法人八戸工業大学 理事長
山本 襄治	聖イグナチオ教会 助任
吉田 泰輔	学校法人国立音楽大学 理事長
六鹿 正治	株式会社日本設計 取締役副社長

第2期

平成18(2006)年4月1日～平成20(2008)年3月31日	
井尻 昭夫	学校法人吉備学園 理事長、岡山商科大学 学長
大西 良三	学校法人中部大学 理事長・学園長
大橋 秀雄	学校法人工学院大学 理事長
冲永 荘一	学校法人帝京平成大学 理事長、帝京大学グループ 学主
加賀谷 淳子	日本女子体育大学 客員教授・名誉教授
香川 達雄	学校法人香川栄養学園 理事長
北古賀 勝幸	学校法人熊本学園 理事長
小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
小林 素文	学校法人愛知淑徳学園 理事長、愛知淑徳大学 学長
佐野 博敏	学校法人大妻学院 理事長、大妻女子大学 学長
島田 煉子	学校法人文京学院 理事長、文京学院大学 学長
末岡 熙章	学校法人市邨学園 理事長・学園長、名古屋経済大学 学長
杉本 拓	学校法人北星学園 理事長
高井 伸夫	高井・岡芹法律事務所 会長弁護士
瀧澤 博三	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
田中 郁三	東京工業大学 名誉教授
谷岡 一郎	学校法人谷岡学園 理事長、大阪商業大学 学長
東松 孝臣	学校法人大阪工大摂南大学 理事長
戸田 安士	学校法人金城学院 顧問
永田 治雄	学校法人津曲学園 理事長 (平成19(2007)年2月17日就任)
西岡 信雄	学校法人大阪音楽大学 理事長
野原 明	文化女子大学 教授、同附属杉並中学高等学校 校長

原田 嘉中 学校法人千葉学園 理事長・学園長
 菱山 泉 学校法人津曲学園 理事長
 (平成 19(2007)年 2月 17日逝去)
 平尾 和義 学校法人酪農学園 前理事長、
 酪農学園大学 理事長
 福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
 武蔵野音楽大学 学長
 福原 隆善 佛教大学 学長
 朴澤 泰治 学校法人朴沢学園 理事長、仙台大学 学長
 細山田 明義 昭和大学 学長
 村崎 正人 学校法人村崎学園 理事長・学園長
 柳谷 透 学校法人八戸工業大学 理事長
 山本 襄治 聖イグナチオ教会 助任
 吉田 泰輔 学校法人国立音楽大学 前理事長
 六鹿 正治 株式会社日本設計 代表取締役社長

塚本 桓世 学校法人東京理科大学 理事長
 (平成 21(2009)年 3月 24日就任)
 東松 孝臣 学校法人常翔学園 名誉理事
 戸田 安士 学校法人金城学院 顧問
 永田 治雄 学校法人津曲学園 理事
 西岡 信雄 大阪音楽大学 名誉教授
 野原 明 文化女子大学 教授、
 同附属杉並中学高等学校 校長
 原田 嘉中 学校法人千葉学園 理事長・学園長
 平尾 和義 学校法人酪農学園 前理事長
 福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
 武蔵野音楽大学 学長
 福原 隆善 佛教大学 前学長
 朴澤 泰治 学校法人朴沢学園 理事長、仙台大学 学長
 細山田 明義 昭和大学 学長
 村崎 正人 学校法人村崎学園 理事長・学園長
 柳谷 透 学校法人八戸工業大学 理事長
 山本 襄治 聖イグナチオ教会 助任、
 学校法人上智学院 前理事長
 (平成 20(2008)年 12月 15日辞任)
 吉田 泰輔 国立音楽大学 名誉教授
 六鹿 正治 株式会社日本設計 代表取締役社長

第3期

平成 20(2008)年 4月 1日～平成 22(2010)年 3月 31日

井尻 昭夫 学校法人吉備学園 理事長、
 岡山商科大学 学長
 大西 良三 学校法人中部大学 理事長・学園長
 大橋 秀雄 学校法人工学院大学 理事長
 冲永 莊一 帝京大学グループ 学主
 (平成 20(2008)年 9月 25日逝去)
 加賀谷 淳子 日本女子体育大学 名誉教授
 香川 達雄 学校法人香川栄養学園 理事長
 北古賀 勝幸 学校法人熊本学園 理事長
 蔵多 得三郎 学校法人明星学苑 理事長
 (平成 21(2009)年 3月 24日就任)
 小出 秀文 日本私立大学協会 事務局長
 小林 素文 学校法人愛知淑徳学園 理事長、
 愛知淑徳大学 学長
 佐野 博敏 学校法人大妻学院 理事長、大妻女子大学 学長
 (平成 21(2009)年 1月 22日辞任)
 島田 煉子 学校法人文京学園 理事長、文京学院大学 学長
 末岡 熙章 学校法人市邨学園 理事長、
 名古屋経済大学 学長
 杉本 拓 学校法人北星学園 理事長
 高井 伸夫 高井・岡斧法律事務所 会長弁護士
 瀧澤 博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所
 主幹
 田中 郁三 東京工業大学 名誉教授
 谷岡 一郎 学校法人谷岡学園 理事長、
 大阪商業大学 学長

第4期

平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日

井尻 昭夫 学校法人吉備学園 理事長、
 岡山商科大学 学長
 大西 良三 学校法人中部大学 学園長
 大橋 秀雄 学校法人工学院大学 顧問
 加賀谷 淳子 日本女子体育大学 名誉教授
 (平成 23(2011)年 7月 24日逝去)
 香川 達雄 学校法人香川栄養学園 理事長
 北古賀 勝幸 学校法人熊本学園 前理事長
 蔵多 得三郎 学校法人明星学苑 理事長
 小出 秀文 日本私立大学協会 事務局長
 小林 素文 学校法人愛知淑徳学園 理事長、
 愛知淑徳大学 学長
 島田 煉子 学校法人文京学園 理事長、文京学院大学 学長
 末岡 熙章 学校法人市邨学園 理事長・学園長、
 名古屋経済大学 学長
 杉本 拓 学校法人北星学園 前理事長
 瀧澤 博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所
 主幹
 田中 郁三 東京工業大学 名誉教授

役職員等名簿

谷岡 一郎 学校法人谷岡学園 理事長、
大阪商業大学 学長
塚本 恒世 学校法人東京理科大学 理事長
東松 孝臣 学校法人常翔学園 名誉理事
戸田 安士 学校法人金城学院 名誉理事長
永田 治雄 学校法人津曲学園 理事
西岡 信雄 大阪音楽大学 名誉教授
野原 明 文化学園大学 名誉教授、
同附属杉並中学高等学校 名誉校長
原田 嘉中 学校法人千葉学園 理事長・学園長
平尾 和義 酷農学園大学 名誉教授
福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長
福原 隆善 佛教大学 教授
朴澤 泰治 学校法人朴沢学園 理事長、仙台大学 学長
細山田 明義 学校法人昭和大学 顧問、昭和大学 名誉教授
村崎 正人 学校法人村崎学園 理事長・学園長
柳谷 透 学校法人八戸工業大学 会長
吉田 泰輔 国立音楽大学 名誉教授
六鹿 正治 株式会社日本設計 代表取締役社長

公益財団法人

第1期

平成 24(2012)年 4月～平成 28(2016)年 6月定時評議員会の日
まで

石田 恒夫 学校法人石田学園 理事長
岡本 輝代志 岡山商科大学 学長補佐・経営学部教授
香川 達雄 学校法人香川栄養学園 前理事長
北村 憲司 福岡歯科大学 学長
小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長
諫訪 文彦 学校法人大阪歯科大学 常務理事、
大阪歯科大学 副学長
豊田 寛三 別府大学 学長
野原 明 教育ジャーナリスト
濱 健男 学校法人桜美林学園 学園事務局長
濱田 勝宏 学校法人文化学園 理事、
文化学園大学 副学長
福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長
藤田 成隆 八戸工業大学 学長
森田 嘉一 学校法人京都外国语大学 理事長・総長
森本 正夫 学校法人北海学園 理事長、
北海商科大学 学長
山下 興亞 中部大学 学長

吉井 定信 学校法人谷岡学園 監査室長
吉本 成香 学校法人東京理科大学 常務理事、
東京理科大学 工学部教授
六鹿 正治 株式会社日本設計 取締役会長

職員

事務局職員

石井 正彦 常務理事・事務局長

●総務部

橋本 美克 部長
山口 香奈子 課長
小林 伸幸 課長補佐
大東 芙美

井原 裕子

●評価事業部

伊藤 敏弘 部長
陸 鐘旻 次長
永井 良政 課長
天津 憲治 係長
江成 一敏 係長
板垣 智香 主任
小貝 萌美
片桐 裕基

●評価研究部

伊藤 敏弘 部長(兼)
陸 鐘旻 次長(兼)
小林 澄子 課長
吉野 由紀 主任
齋藤 光紗

出向者・研修員 (カッコ内は在籍期間)

高山 裕司 学校法人大手前学園
(平成 18(2006)年～平成 23(2011)年)
加藤 幸生 学校法人文化学園
(平成 19(2007)年～平成 20(2008)年)
錦織 徹 学校法人桜美林学園
(平成 19(2007)年～平成 23(2011)年)
守屋 秀之 学校法人帝京大学
(平成 19(2007)年～平成 23(2011)年)
石田 真英 学校法人石田学園

(平成 20(2008)年～平成 22(2010)年)
朴澤 憲治 学校法人朴沢学園
 (平成 20(2008)年～平成 22(2010)年)
中村 昭則 学校法人横浜商科大学
 (平成 20(2008)年～平成 21(2009)年)
伊藤 哲慈 学校法人北里研究所
 (平成 21(2009)年～平成 23(2011)年)
藤巻 健一 学校法人横浜商科大学
 (平成 21(2009)年～平成 22(2010)年)
市川 八千代 学校法人廣池学園
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
永藤 裕子 学校法人谷岡学園
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
齋藤 謙 学校法人国士館
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
田中 康平 学校法人文化学園
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
番匠 一隆 学校法人朴沢学園
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
松田 裕一郎 学校法人大阪経済大学
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
武藤 広樹 学校法人千葉工業大学
 (平成 22(2010)年～平成 23(2011)年)
金澤 武尊 学校法人武藏野音楽学園
 (平成 24(2012)年～現在)
福井 就 学校法人大手前学園
 (平成 24(2012)年～平成 25(2013)年)
池田 裕子 学校法人桑沢学園
 (平成 25(2013)年～現在)
日下 早基子 学校法人樟蔭学園
 (平成 25(2013)年～平成 26(2014)年)
木下 誠亮 学校法人常翔学園
 (平成 26(2014)年～現在)
船原 久仁子 学校法人谷岡学園
 (平成 26(2014)年～現在)
松井 麻紀 学校法人桜美林学園
 (平成 26(2014)年～現在)

研究員 (カッコ内は在籍期間)

我妻 鉄也 学校法人桜美林学園
 (平成 26(2014)年～現在)

歴代職員 (課長以上／カッコ内は在籍期間)

久保 肇 (平成 16(2004)年～平成 24(2012)年)
五島 正己 (平成 18(2006)年～平成 20(2008)年)

評議員会・理事会 開催実績

実績は通算回数、開催年月日、会場、議題の順に記載しています。平成 24(2012)年度以降の評議員会に回数の表示はありません。

評議員会

平成 16(2004) 年度

第1回

- 平成 16(2004) 年 11 月 26 日(金)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 寄附行為等に関する件
 第2号議案 諸規則の制定に関する件
 第3号議案 平成 16 年度事業に関する件
 第4号議案 事務組織等に関する件
 第5号議案 会員募集に関する件
 第6号議案 その他

第2回

- 平成 17(2005) 年 3 月 8 日(火)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 平成 17 年度事業計画承認の件
 第2号議案 平成 17 年度収支予算承認の件
 第3号議案 認証評価機関の申請に関する件
 第4号議案 会員募集に関する件

平成 17(2005) 年度

第3回

- 平成 17(2005) 年 5 月 27 日(金)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 平成 16 年度事業報告の件
 第2号議案 平成 16 年度収支決算の件
 第3号議案 認証評価機関の申請に関する件
 第4号議案 会員募集に関する件

第4回

- 平成 17(2005) 年 10 月 28 日(金)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 諸規則制定の件
 第2号議案 大学評価判定委員会委員及び評価員の委嘱等の件

第5回

- 平成 18(2006) 年 3 月 24 日(金)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 理事・監事の選任に関する件
 第2号議案 平成 18 年度事業計画の件
 第3号議案 平成 18 年度収支予算の件

第4号議案 平成 17 年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第5号議案 評価料の改定に関する件

平成 18(2006) 年度

第6回

- 平成 18(2006) 年 5 月 26 日(金)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 平成 17 年度事業報告の件
 第2号議案 平成 17 年度収支決算の件

第7回

- 平成 18(2006) 年 12 月 8 日(金)
 アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(西)」
 第1号議案 会費及び評価料の改定の件
 第2号議案 大学評価基準等の改訂の件

第8回

- 平成 19(2007) 年 3 月 29 日(木)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 平成 19 年度事業計画の件
 第2号議案 平成 19 年度収支予算の件
 第3号議案 平成 18 年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

平成 19(2007) 年度

第9回

- 平成 19(2007) 年 5 月 25 日(金)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 平成 18 年度事業報告の件
 第2号議案 平成 18 年度収支決算の件

第10回

- 平成 20(2008) 年 3 月 19 日(水)
 日本高等教育評価機構内 会議室
 第1号議案 任期満了による理事及び監事の選任に関する件
 第2号議案 平成 19 年度収支予算補正案承認の件
 第3号議案 平成 20 年度事業計画案承認の件
 第4号議案 平成 20 年度収支予算案承認の件
 第5号議案 平成 19 年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件
 第6号議案 公益法人制度改革への対応に関する件

平成20(2008)年度

第11回

平成20(2008)年5月22日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成19年度事業報告承認の件

第2号議案 平成19年度収支決算承認の件

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 任期満了に伴う第4期理事及び監事(特例民法法人)の選任に関する件

第2号議案 平成21年度補正予算案承認の件

第3号議案 平成22年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成22年度予算案承認の件

第5号議案 平成21年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第12回

平成20(2008)年11月13日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 大学機関別認証評価システム(改訂案)承認の件

第2号議案 短期大学機関別認証評価システム(案)承認の件

第3号議案 短期大学認証評価に関する規程等(案)承認の件

平成22(2010)年度

第17回

平成22(2010)年6月28日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「霧島(東)」

第1号議案 平成21年度事業報告案承認の件

第2号議案 平成21年度収支決算案承認の件

第3号議案 公益法人移行後の評議員及び理事・監事の定数案決定に関する件

第13回

平成21(2009)年3月24日(火)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成20年度収支補正予算案承認の件

第2号議案 平成21年度事業計画案承認の件

第3号議案 平成21年度収支予算案承認の件

第4号議案 平成20年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

平成22(2010)年11月12日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 公益法人移行後の最初の評議員候補者の推薦に関する件

第2号議案 公益法人移行後の新役員の選任に関する件

平成21(2009)年度

第14回

平成21(2009)年6月12日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成20年度事業報告承認の件

第2号議案 平成20年度決算報告承認の件

第3号議案 ファッション・ビジネス系専門職大学院評価システム(案)承認の件

第19回

平成23(2011)年1月19日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

第1号議案 平成22年度収支補正予算案承認の件

第2号議案 平成22年度事業計画書の変更の件

第3号議案 公益法人移行に伴う定款の変更の案承認の件

第4号議案 平成24年度以降の評価システムの改訂案承認の件

(第3号議案は、時間等の都合により継続審議)

報告事項

最初の評議員選任結果について

代表理事の選定結果について

第15回

平成21(2009)年12月11日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 大学機関別認証評価システム(改訂案)承認の件

第2号議案 公益財団法人移行及び移行スケジュール承認の件

第3号議案 最初の評議員の選任方法に関する理事の定め(案)承認の件

第4号議案 最初の評議員選定委員会設置規則(案)承認の件

平成23(2011)年2月15日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

第1号議案 公益法人移行に伴う定款の変更の案承認の件

(第19回評議員会 第3号議案の継続審議)

第2号議案 公益法人移行に伴う規程等制定承認の件

(第2号議案は、時間等の都合により延会)

第16回

平成22(2010)年3月24日(水)

評議員会・理事会 開催実績

第21回

平成 23(2011)年 3月 25日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「阿蘇(東)」

第1号議案 平成 22年度認証評価の判定結果に関する件

第2号議案 平成 23年度事業計画案承認の件

第3号議案 平成 23年度予算案承認の件

第4号議案 公益法人移行に伴う規程等制定承認の件

(第4号議案は、時間等の都合により延会)

平成 23(2011)年度

第22回

平成 23(2011)年 6月 29日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「伊吹」

第1号議案 平成 22年度事業報告案承認の件

第2号議案 平成 22年度決算報告案承認の件

第3号議案 公益法人移行認定申請に伴う平成 23年度収支補正
予算案承認の件

第4号議案 公益法人移行に伴う規程等制定承認の件

第5号議案 公益法人移行認定申請の件

報告事項

定款変更の案について

第4期大学評価判定委員会委員について

第2期短期大学評価判定委員会委員について

第23回

平成 24(2012)年 1月 17日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「霧島(東)」

第1号議案 平成 24年度以降の評価システムの改訂案承認の件

(1)大学機関別認証評価システム改訂案

(2)短期大学機関別認証評価システム改訂案

第2号議案 平成 24年度事業計画案承認の件

第3号議案 平成 24年度予算案承認の件

第4号議案 定款変更の案の一部修正に係る承認の件

第24回

平成 24(2012)年 3月 26日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「阿蘇(西)」

第1号議案 平成 23年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第2号議案 規程等制定及び改正案承認の件

平成 24(2012)年度

(平成 24(2012)年 4月 1日公益財團法人へ移行)

臨時評議員会

平成 24(2012)年 4月 16日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高(西)」

第1号議案 評議員会議長の選任について

第2号議案 評議員会議長選任に関する規程の制定について

第3号議案 理事1名の辞任に伴う理事の選任について

平成 24(2012)年 6月 27日(水)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成 23年度計算書類(貸借対照表、損益計算書

(正味財産増減計算書))及び財産目録の承認

並びにこれらの附属明細書の承認の件

報告事項

職務の執行の状況の報告

平成 24 年度大学機関別認証評価第 1 回評価結果について

会員の入退会について

平成 23 年度事業報告

臨時評議員会

平成 25(2013)年 3月 12日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(西)」

第1号議案 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程改正の件

報告事項

法人創立 10周年記念事業の準備について

職務の執行状況の報告

平成 25 年度事業計画書及び収支予算書等について

平成 24 年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件について

平成 25(2013)年度

平成 25(2013)年 6月 27日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「霧島(東)」

第1号議案 平成 24年度計算書類(貸借対照表、損益計算書
(正味財産増減計算書))及び財産目録の承認並びに
これらの附属明細書の承認について

第2号議案 理事1名(相良憲昭氏)の選任について(桐蔭横浜大學特任教授、元京都ノートルダム女子大学学長)

報告事項

平成 24 年度事業報告について

平成 25 年度再評価結果の報告について

職務の執行の状況の報告

臨時評議員会

平成 26(2014)年 3月 11日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(西)」

報告事項

- 平成25年度認証評価の判定結果について
- 特定費用準備資金等について
- 平成26年度事業計画書及び収支予算書等について
- 規程制定等について
- 各種委員会委員について
- 創立10周年記念事業について
- 職務の執行の状況の報告
- 理事・監事の任期について
- 会員の入退会について

理事会

平成16(2004)年度

第1回

平成16(2004)年11月26日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 寄附行為等に関する件
- 第2号議案 諸規則の制定に関する件
- 第3号議案 平成16年度事業に関する件
- 第4号議案 事務組織等に関する件
- 第5号議案 会員募集に関する件

第2回

平成17(2005)年3月8日(火)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 平成17年度事業計画承認の件
- 第2号議案 平成17年度収支予算承認の件
- 第3号議案 認証評価機関の申請に関する件
- 第4号議案 会員募集に関する件

平成17(2005)年度

第3回

平成17(2005)年5月27日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 平成16年度事業報告の件
- 第2号議案 平成16年度収支決算の件
- 第3号議案 認証評価機関の申請に関する件
- 第4号議案 会員募集に関する件

第4回

平成17(2005)年10月28日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 諸規則制定の件
- 第2号議案 大学評価判定委員会委員及び評価員の委嘱等の件
- 第3号議案 平成17年度認証評価実施の件
- 第4号議案 平成18年度認証評価実施の件
- 第5号議案 会員募集の件
- 第6号議案 平成17年度文部科学省研究委託事業の受託の件

第5回

平成18(2006)年3月24日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 評議員の選任に関する件
- 第2号議案 平成18年度事業計画の件
- 第3号議案 平成18年度収支予算の件
- 第4号議案 平成17年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件
- 第5号議案 評価料の改定に関する件

平成18(2006)年度

第6回

平成18(2006)年5月26日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 平成17年度事業報告の件
- 第2号議案 平成17年度収支決算の件
- 第3号議案 職員給与規程等改正の件

第7回

平成18(2006)年12月8日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(西)」

- 第1号議案 会費及び評価料の改定の件
- 第2号議案 大学評価基準等の改訂の件

第8回

平成19(2007)年3月29日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室

- 第1号議案 平成19年度事業計画の件
- 第2号議案 平成19年度収支予算の件
- 第3号議案 平成18年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

評議員会・理事会 開催実績

平成 19(2007) 年度

第9回

平成 19(2007) 年 5 月 25 日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 評議員の選任(補充)に関する件

第2号議案 平成 18 年度事業報告の件

第3号議案 平成 18 年度収支決算の件

第10回(書面表決)

平成 19(2007) 年 11 月 30 日(金)

議案 第2期大学評価判定委員会の任命承認の件

第11回

平成 20(2008) 年 3 月 19 日(水)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 任期満了による評議員の選任に関する件

第2号議案 役付理事の選任に関する件

第3号議案 平成 19 年度収支予算補正案承認の件

第4号議案 平成 20 年度事業計画案承認の件

第5号議案 平成 20 年度収支予算案承認の件

第6号議案 平成 19 年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第7号議案 規程制定等承認の件

第8号議案 各種委員会委員の就任承認の件

第9号議案 会員の入退会の件

第10号議案 公益法人制度改革への対応に関する件

平成 20(2008) 年度

第12回

平成 20(2008) 年 5 月 22 日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成 19 年度事業報告承認の件

第2号議案 平成 19 年度収支決算承認の件

第3号議案 専門職大学院認証評価検討委員会規程制定承認の件

第4号議案 専門職大学院認証評価検討委員会委員の承認の件

第5号議案 会員の入退会の件

第13回

平成 20(2008) 年 11 月 13 日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 大学機関別認証評価システム(改訂案)承認の件

第2号議案 短期大学機関別認証評価システム(案)承認の件

第3号議案 短期大学認証評価に関する規程等(案)承認の件

第4号議案 再評価システム(案)承認の件

第5号議案 評価料に関する規程の一部改正(案)承認の件

第6号議案 会員の入退会の件

第14回

平成 21(2009) 年 3 月 24 日(火)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 評議員の選任(補充)に関する件

第2号議案 故原野専務理事に対する退職功労金の加給の承認の件

第3号議案 平成 20 年度収支補正予算案承認の件

第4号議案 平成 21 年度事業計画案承認の件

第5号議案 平成 21 年度収支予算案承認の件

第6号議案 平成 20 年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第7号議案 短期大学評価判定委員会委員任命承認の件

第8号議案 評価料に関する規程の一部改正案の承認の件

第9号議案 会員の入退会の件

報告事項

公益法人移行の件

平成 21(2009) 年度

第15回

平成 21(2009) 年 6 月 12 日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成 20 年度事業報告承認の件

第2号議案 平成 20 年度決算報告承認の件

第3号議案 ファッション・ビジネス系専門職大学院評価システム(案)承認の件

第4号議案 会員の入会の件

第16回

平成 21(2009) 年 12 月 11 日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 大学機関別認証評価システム(改訂案)承認の件

第2号議案 規則等改正承認の件

第3号議案 第3期大学評価判定委員会委員の任命承認の件
第2期評価員養成検討委員会委員の任命承認の件

第4号議案 公益財団法人移行及び移行スケジュール承認の件

第5号議案 最初の評議員の選任方法に関する理事の定め(案)
承認の件

第6号議案 最初の評議員選定委員会設置規則(案)承認の件

第7号議案 会員の入退会の件

第17回(書面表決)

平成22(2010)年2月12日(金)

第1号議案 第2期意見申立て審査会委員の任命承認の件

第18回

平成22(2010)年3月24日(水)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 任期満了に伴う第4期評議員(特例民法法人)の選任に関する件

第2号議案 平成21年度補正予算案承認の件

第3号議案 平成22年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成22年度予算案承認の件

第5号議案 平成21年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第6号議案 最初の評議員選定委員会委員の選任に関する件

第7号議案 規程改正及び制定承認の件

第8号議案 各種委員会委員の就任承認の件

第9号議案 会員の入退会の件

平成22(2010)年度

第19回

平成22(2010)年6月28日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「霧島(東)」

第1号議案 平成21年度事業報告案承認の件

第2号議案 平成21年度収支決算案承認の件

第3号議案 公益法人移行後の評議員及び理事・監事の定数案決定に関する件

第4号議案 最初の評議員選定委員会委員の就任承認の件

第5号議案 規程改正承認の件

第6号議案 各種委員会委員の就任承認の件

第7号議案 会員の入退会の件

第20回

平成22(2010)年11月12日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 公益法人移行後の最初の評議員候補者の推薦に関する件

第2号議案 会員の入会の件

第3号議案 代表理事の選定について

第21回

平成23(2011)年1月19日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

第1号議案 平成22年度収支補正予算案承認の件

第2号議案 平成22年度事業計画書の変更の件

第3号議案 公益法人移行に伴う定款の変更の案承認の件

第4号議案 平成24年度以降の評価システムの改訂案承認の件

第5号議案 規程等改正案承認の件

第6号議案 会員の入会について

(第3号議案は、時間等の都合により継続審議)

報告事項

最初の評議員選任結果について

第22回

平成23(2011)年2月15日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

第1号議案 公益法人移行に伴う定款の変更の案承認の件

(第21回理事会 第3号議案の継続審議)

第2号議案 公益法人移行に伴う規程等制定承認の件

(第2号議案は、時間等の都合により延会)

第23回

平成23(2011)年3月25日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「阿蘇(東)」

第1号議案 平成22年度認証評価の判定結果に関する件

第2号議案 平成23年度事業計画案承認の件

第3号議案 平成23年度予算案承認の件

第4号議案 公益法人移行に伴う規程等制定承認の件

(第4号議案は、時間等の都合により延会)

平成23(2011)年度

第24回(書面表決)

平成23(2011)年5月18日(水)

第1号議案 第4期大学評価判定委員会委員の任命承認の件

第2号議案 第2期短期大学評価判定委員会委員の任命承認の件

第25回

平成23(2011)年6月29日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「伊吹」

第1号議案 平成22年度事業報告案承認の件

第2号議案 平成22年度決算報告案承認の件

第3号議案 公益法人移行認定申請に伴う平成23年度収支補正予算案承認の件

第4号議案 公益法人移行認定申請の件

第5号議案 規程等改正案承認の件

評議員会・理事会 開催実績

第6号議案 各種委員会委員の就任承認の件

- (1) 第3期意見申立て審査会委員
- (2) 第3期評価員養成検討委員会委員

報告事項

定款変更の案

財団法人日本高等教育評価機構会員入退会状況

第26回

平成24(2012)年1月17日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「霧島(東)」

第1号議案 平成24年度以降の評価システムの改訂案承認の件

- (1) 大学機関別認証評価システム改訂案
- (2) 短期大学機関別認証評価システム改訂案

第2号議案 平成24年度事業計画案承認の件

第3号議案 平成24年度予算案承認の件

第4号議案 定款変更の案の一部修正に係る承認の件

報告事項

財団法人日本高等教育評価機構会員入退会状況

第27回

平成24(2012)年3月26日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「阿蘇(西)」

第1号議案 平成23年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第2号議案 規程等制定及び改正案承認の件

報告事項

平成24年度以降の評価システム変更の届出について

財団法人日本高等教育評価機構 会員入退会状況について

平成24(2012)年度

(平成24(2012)年4月1日公益財団法人へ移行)

みなし決議(定款第33条第2項)

平成24(2012)年4月5日(木)

平成24年度第1回臨時評議員会の招集の決定

みなし決議(定款第33条第2項)

平成24(2012)年4月6日(金)

平成24年度第1回臨時評議員会の議事の追加の決定

臨時理事会

平成24(2012)年4月16日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高(西)」

第1号議案 規程制定承認について

- ・理事長、副理事長及び常務理事選定に関する規程の承認

・理事の職務権限規程の承認

・退職役員等に対する感謝状等の贈呈に関する規程の承認

・監事監査規程の報告

第2号議案 業務執行理事(副理事長及び常務理事)の選定

第3号議案 代表理事及び業務執行理事に対する役員報酬額の決定

第4号議案 顧問選任について

第5号議案 平成24年度事業計画書及び収支予算書の承認

第1回

平成24(2012)年6月12日(火)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成23年度事業報告、計算書類及び附属明細書並びに財産目録の承認の件

第2号議案 平成24年度認証評価結果の承認の件

第3号議案 規程改正案の承認の件
・評価システム改善検討委員会規程

第4号議案 各種委員会委員委嘱の承認の件

- (1) 評価システム改善検討委員会委員

- (2) 改善報告等審査会委員

- (3) ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会委員

第5号議案 定時評議員会の招集の決定の件

報告事項

職務の執行の状況の報告

会員の入退会について

第2回

平成24(2012)年12月4日(火)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 実施大綱改訂案の承認の件

- (1) 大学機関別認証評価実施大綱

- (2) 短期大学機関別認証評価実施大綱

第2号議案 規程等改正案の承認の件

- (1) 理事会運営規則

第3号議案 臨時評議員会の招集の決定の件

報告事項

職務の執行の状況の報告

会員の入退会について

第3回

平成25(2013)年3月12日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(西)」

第1号議案 平成25年度事業計画書及び収支予算書等の承認の件

第2号議案 平成24年度大学機関別認証評価の判定結果に関する件

第3号議案 規程等改正の承認の件

(1) 服務・報酬等関係規程

・育児・介護休業等に関する規程

・委員手当及び評価員手当等取扱要領

・謝金取扱要領

(2) 評価事業関係規程

大学

・評価員規程

・大学機関別認証評価に関する規程

・大学評価判定委員会に関する規程

・再評価の実施に関する細則

短大

・短期大学評価員規程

・短期大学機関別認証評価に関する規程

・短期大学評価判定委員会に関する規程

・短期大学再評価の実施に関する細則

第4号議案 各種委員会委員の承認の件

(1) 大学評価判定委員会委員

(2) 評価員養成検討委員会委員

(3) 意見申立て審査会委員

(4) 短期大学評価判定委員会委員

(5) 短期大学意見申立て審査会委員

第5号議案 顧問の任期延長の承認の件

報告事項

法人創立10周年記念事業の準備について

職務の執行の状況の報告

平成25(2013)年度

みなし決議(定款第33条第2項)

平成25(2013)年7月1日(月)

業務執行理事(副理事長)の選定及び報酬の決定について

第2回

平成25(2013)年12月12日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価実施
大綱、評価基準改訂案の承認について

第2号議案 規程改正の承認について

・顧問規程

第3号議案 臨時評議員会の招集及び議案の決定について
報告事項

平成25年度改善報告書等の審査結果について

企画運営会議(仮称)の設置について

職務の執行の状況の報告

会員の入退会について

第3回

平成26(2014)年3月11日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(西)」

第1号議案 平成25年度認証評価の判定結果について
(1) 大学機関別認証評価
(2) 短期大学機関別認証評価

第2号議案 特定費用準備資金等の承認について

第3号議案 平成26年度事業計画書及び收支予算書等の承認
について

第4号議案 規程制定等の承認について
(1) 企画運営会議規程
(2) ファッション・ビジネス系専門職大学院関係規程

(3) 大学機関別認証評価評価料に関する規程
(4) 研修員受入規程
(5) 創立10周年記念表彰規程

第5号議案 各種委員会委員の承認について

(1) 企画運営会議委員
(2) 評価システム改善検討委員会委員
(3) 改善報告等審査会委員

(4) ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定
委員会委員

報告事項

創立10周年記念事業について

職務の執行の状況の報告

理事・監事の任期について

会員の入退会について

第1回

平成25(2013)年6月11日(火)

日本高等教育評価機構内 会議室

第1号議案 平成24年度事業報告、計算書類及び附属明細書
並びに財産目録の承認について

第2号議案 平成25年度再評価結果の承認について

第3号議案 規程改正の承認について

(1) 大学機関別認証評価評価料に関する規程

(2) 短期大学機関別認証評価評価料に関する規程

第4号議案 理事候補の推薦について

第5号議案 評議員会の招集及び議案の決定について

報告事項

職務の執行の状況の報告

会員の入退会について

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

開催実績は年度別の回数、開催年月日・時間、会場、議題の順に記載しています。名簿は五十音順に記載、所属・役職は就任時のものです。○は委員長、○は副委員長を表します。

企画運営会議

開催実績

平成 26(2014) 年度

第1回

平成 26(2014) 年 5 月 23 日(金) 10 時～12 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 認証評価事業について
 - (1) 第 3 サイクルへ向けた評価システムの改善
 - (2) 認証評価に係る今後の課題
2. 評価機構の組織運営について
3. 本機構の自己点検評価について

名簿

第1期

平成 26(2014) 年 4 月 1 日～平成 28(2016) 年 3 月 31 日

石井 正彦	公益財団法人日本高等教育評価機構 常務理事・事務局長
小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
相良 憲昭 ○	公益財団法人日本高等教育評価機構 副理事長
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 総長
清水 一彦	国立大学法人筑波大学 理事、 筑波大学 副学長
鈴木 典比古	公立大学法人国際教養大学 理事長、 国際教養大学 学長
瀧澤 博三	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
谷岡 一郎 ○	学校法人谷岡学園 理事長、大阪商業大学 学長

大学評価判定委員会

開催実績

平成 17(2005) 年度

第1回

平成 18(2006) 年 2 月 1 日(水) 15 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 委員長、副委員長の選出
2. 大学機関別認証評価について

3. 今後のスケジュールについて

第2回

平成 18(2006) 年 3 月 1 日(水) 15 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 前回議事録の承認
2. 判定基準について
3. 評価報告書の内容について
4. 平成 17 年度 大学機関別認証評価 4 大学の判定について
5. 判定結果の公表方法について
6. 今後のスケジュールについて

平成 18(2006) 年度

第1回

平成 18(2006) 年 11 月 17 日(金) 10 時 30 分～12 時 30 分(昼食含)

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 土居征夫委員の辞任について(報告)
2. 平成 18 年度 認証評価実施状況及び 19 年度申請状況(報告)
3. 本評価機構の会費及び評価料の改定について(報告)
4. 本評価機構が行う大学機関別認証評価のシステムの改訂について
5. 今後のスケジュールについて

第2回

平成 19(2007) 年 2 月 5 日(月) 13 時～16 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 認証評価システムの改訂について(報告)
2. 平成 19 年度 大学機関別認証評価について(報告)
3. 平成 18 年度 大学機関別認証評価 16 大学の判定について
4. 判定結果の公表方法及び今後のスケジュールについて

平成 19(2007) 年度

第1回

平成 19(2007) 年 11 月 14 日(水) 13 時 30 分～15 時 30 分

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 評価員養成検討委員会(報告)
2. 平成 20 年度 大学機関別認証評価 申請大学(報告)
3. 評価システムの改訂について
4. 委員の再任について
5. 今後のスケジュールについて

第2回

平成 20(2008) 年 2 月 4 日(月) 13 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員長、副委員長の選出
- 2.平成19年度 大学機関別認証評価 38大学の判定について
- 3.意見申立て審査会委員の推薦について
- 4.今後のスケジュールについて

第3回

平成20(2008)年3月3日(月) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.意見申立ての公表について
- 2.平成19年度 大学機関別認証評価 5大学の判定について
- 3.大学機関別認証評価の中止について
- 4.今後のスケジュールについて

平成20(2008)年度

第1回

平成20(2008)年9月26日(金) 10時30分～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.大学機関別認証評価システム(改訂案)について
- 2.再評価について
- 3.平成20年度 認証評価の実施状況(報告)
- 4.平成21年度 認証評価の申込み状況(報告)
- 5.短期大学認証評価システム等について(報告)
- 6.専門職大学院認証評価システム等について(報告)
- 7.今後のスケジュールについて

第2回

平成21(2009)年2月10日(火) 10時～18時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成20年度 大学機関別認証評価 58大学の判定について
- 2.今後のスケジュールについて

第3回

平成21(2009)年3月2日(月) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成20年度 大学機関別認証評価の判定について(意見申立てがあった10大学)
- 2.意見申立ての取扱いについて
- 3.今後のスケジュールについて

平成21(2009)年度

第1回

平成21(2009)年11月16日(月) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.当機構が行う大学機関別認証評価のシステムの改訂について
- 2.平成22年度 再評価の実施体制及び方法について
- 3.評価員養成検討委員会委員の再任について
- 4.平成21年度 認証評価の実施状況及び平成22年度の申請状況について(報告)
- 5.過年度認定大学の状況について(報告)
- 6.今後のスケジュールについて

第2回

平成22(2010)年2月5日(金) 13時～17時

2月6日(土) 10時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員長、副委員長の選出について
- 2.意見申立て審査会委員の再選について
- 3.平成21年度 大学機関別認証評価 71大学及び再評価1大学の判定について
- 4.今後のスケジュールについて

第3回

平成22(2010)年3月2日(火) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.評価システム改善検討委員会委員の改選(第3期)について
- 2.平成21年度 大学機関別認証評価の判定について(意見申立てがあった12大学)
- 3.認証評価に関する規程等の改定について
- 4.今後のスケジュールについて

平成22(2010)年度

第1回

平成22(2010)年6月24日(木) 15時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.改善報告等審査会委員の推薦について
- 2.「大学機関別認証評価に関する規程」の改正について
- 3.平成24年度以降 大学機関別認証評価の評価基準の改訂について
- 4.平成22年度 認証評価の実施状況について(報告)
- 5.今後のスケジュールについて

第2回

平成22(2010)年12月13日(月) 14時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「雲取」

- 1.平成22年度 認証評価の実施状況及び平成23年度の申請状況について(報告)

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

- 2.平成23年度 再評価の実施体制及び方法について
- 3.平成22年度 改善報告等審査会の審査結果について
- 4.「大学機関別認証評価に関する規程」の改正について
- 5.平成24年度以降 大学機関別認証評価の実施大綱の改訂について
- 6.今後のスケジュールについて

第3回

平成23(2011)年2月4日(金) 13時～18時

2月5日(土) 10時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成22年度 大学機関別認証評価 85大学及び再評価4大学の判定について
- 2.今後のスケジュールについて

第4回

平成23(2011)年3月4日(金) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成22年度 大学機関別認証評価の判定について(意見申立てがあった16大学)
- 2.今後のスケジュールについて

平成23(2011)年度

第1回

平成23(2011)年6月14日(火) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員長、副委員長の選出
- 2.大学評価判定委員会に関する諸規程等について
- 3.各種委員会の委員の選任について
- 4.平成23年度の評価実施状況について
- 5.平成24年度以降の評価実施大綱(案)について(平成23年度試行評価の実施状況を含む。)
- 6.今後のスケジュールについて

第2回

平成23(2011)年12月26日(月) 13時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

- 1.平成24年度以降 大学機関別認証評価の実施大綱の決定について
- 2.平成24年度以降の大学評価における判定基準の決定について
- 3.平成23年度 改善報告等審査会の審査結果について
- 4.平成24年度 認証評価の申請状況について
- 5.今後のスケジュールについて

第3回

平成24(2012)年2月7日(火) 13時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

- 1.平成23年度 大学機関別認証評価 13大学及び再評価3大学の判定について
- 2.再評価の実施体制及び方法について
- 3.今後のスケジュールについて

第4回

平成24(2012)年3月6日(火) 13時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

- 1.平成23年度 大学機関別認証評価の判定について(意見申立てがあった2大学)
- 2.平成24年度以降の実施大綱の施行に伴う諸規程等の変更について
- 3.今後のスケジュールについて

平成24(2012)年度

第1回

平成24(2012)年5月15日(火) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成24年度 大学機関別認証評価 4大学の判定について
- 2.各種委員会の委員の選任について
- 3.評価システム改善検討委員会規程の改訂について
- 4.今後のスケジュールについて

第2回

平成24(2012)年11月28日(水) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成24年度 改善報告書等の審査結果の承認について
- 2.大学機関別認証評価実施大綱の改訂について
- 3.判定に関する細則の改正について
- 4.平成24年度 認証評価の実施状況及び平成25年度 認証評価の申請状況について
- 5.今後のスケジュールについて

第3回

平成25(2013)年1月22日(火) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成24年度 大学機関別認証評価 9大学及び再評価5大学の判定について
- 2.今後のスケジュールについて

第4回

平成 25(2013)年 2月 20日(水) 13時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 24 年度 大学機関別認証評価の判定について(意見申立てがあった4大学)
2. 評価員に関する諸規程等の変更について
3. 各種委員会の委員の選任について
4. 今後のスケジュールについて

平成 26(2014)年度

第1回

平成 26(2014)年 5月 28日(水) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 副委員長の選任について
2. 平成 26 年度 大学機関別認証評価の評価員の選定について
3. 平成 26 年度以降の大学機関別認証評価の実施予定について

平成 25(2013)年度

名簿

第1回

平成 25(2013)年 5月 17日(金) 14時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「霧島(西)」

1. 委員長、副委員長の選出
2. 日本薬科大学の平成 25 年度 再評価の判定について
3. 平成 25 年度 認証評価・再評価を担当する評価員の承認について
4. 平成 24 年度 判断例の公表について
5. 平成 25 年度以降の認証評価の実施予定について

第2回

平成 25(2013)年 12月 2日(月) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 25 年度 改善報告書等の審査結果の承認について
2. 改善報告書等の審査結果について
3. 新システムにおける再評価の実施について
4. 認証評価制度の見直しの検討の方向性について
5. 平成 25 年度の評価の実施状況及び平成 26 年度の評価の申請状況について
6. 今後のスケジュールについて

第3回

平成 26(2014)年 1月 28日(火) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 25 年度 大学機関別認証評価 30 大学及び再評価 6 大学の判定について
2. 今後のスケジュールについて

第4回

平成 26(2014)年 2月 24日(月) 13時～17時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

1. 平成 25 年度 大学機関別認証評価判断例の公表について
2. 平成 25 年度 大学機関別認証評価の判定について
3. 各種委員会の委員の選任について
4. 今後のスケジュールについて

第1期

平成 17(2005)年 12月 1日～平成 19(2007)年 11月 30日

- | | |
|--------|--|
| 内田 伸子 | 国立大学法人お茶の水女子大学 理事、
お茶の水女子大学 副学長 |
| 開原 成允 | 国際医療福祉大学 副学長・大学院長 |
| 香川 芳子 | 女子栄養大学 学長 |
| 小出 忠孝 | 学校法人愛知学院 学院長、愛知学院大学 学長 |
| 齋藤 力夫 | 永和監査法人 会長・代表社員 |
| 佐藤 東洋士 | ○ 学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長 |
| 佐野 博敏 | 学校法人大妻学院 理事長、大妻女子大学 学長 |
| 高倉 翔 | 明海大学 学長 |
| 瀧澤 博三 | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 谷口 弘行 | 神戸学院大学 教授 |
| 土居 征夫 | 財団法人企業活力研究所 理事長
(平成 18(2006)年 11月 17 日辞任) |
| 富岡 賢治 | 群馬県立女子大学 学長 |
| 福井 直敬 | 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長 |

第2期

平成 19(2007)年 12月 1日～平成 21(2009)年 11月 30日

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 内田 伸子 | 国立大学法人お茶の水女子大学 理事、
お茶の水女子大学 副学長 |
| 開原 成允 | 国際医療福祉大学 副学長・大学院長 |
| 香川 芳子 | 女子栄養大学 学長 |
| 小出 忠孝 | 学校法人愛知学院 学院長、愛知学院大学 学長 |
| 齋藤 力夫 | 永和監査法人 代表社員 |
| 佐藤 東洋士 | ○ 学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長 |
| 佐野 博敏 | 学校法人大妻学院 理事長、大妻女子大学 学長 |
| 妹尾 喜三郎 | 財団法人地域総合整備財團 常務理事 |
| 高倉 翔 | 明海大学 学長 |
| 瀧澤 博三 | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 谷口 弘行 | 神戸学院大学 教授 |
| 富岡 賢治 | 群馬県立女子大学 学長 |

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長

児玉 隆夫 学校法人帝塚山学院 学院長
齋藤 力夫 永和監査法人 会長
佐藤 東洋士 ○ 学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 総長
清水 一彦 国立大学法人筑波大学 理事、筑波大学 副学長
白澤 宏規 ○ 学校法人桑沢学園 常務理事
(平成 26(2014)年 3月 31日辞任)
妹尾 喜三郎 前株式会社ビックカメラ 取締役副会長
瀧澤 博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長
藤井 耐 学校法人高千穂学園 理事長
朴澤 泰治 学校法人朴沢学園 理事長、仙台大学 学長
安井 利一 ○ 学校法人明海大学 理事、明海大学 学長
(平成 26(2014)年 5月 28日 副委員長に就任)

第3期

平成 21(2009)年 12月 1日～平成 23(2011)年 3月 31日

内田 伸子 お茶の水女子大学大学院 教授
開原 成允 国際医療福祉大学 副学長・大学院長
香川 芳子 女子栄養大学 学長
小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長、愛知学院大学 学長
齋藤 力夫 永和監査法人 代表社員
佐藤 東洋士 ○ 学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長
妹尾 喜三郎 株式会社ビックカメラ 取締役副会長
高倉 翔 ○ 財団法人日本高等教育評価機構 副理事長
瀧澤 博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
谷口 弘行 神戸学院大学 名誉教授
富岡 賢治 群馬県立女子大学 学長
福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長

第4期

平成 23(2011)年 4月 1日～平成 25(2013)年 3月 31日

内田 伸子 お茶の水女子大学 客員教授
荻上 紘一 大学評価・学位授与機構 特任教授
小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長
児玉 隆夫 学校法人帝塚山学院 学院長
齋藤 力夫 永和監査法人 会長
佐藤 東洋士 ○ 学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長
清水 一彦 国立大学法人筑波大学 理事、筑波大学 副学長
白澤 宏規 ○ 学校法人桑沢学園 常務理事
妹尾 喜三郎 株式会社ビックカメラ 取締役副会長
瀧澤 博三 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
谷口 弘行 神戸学院大学 名誉教授
福井 直敬 学校法人武蔵野音楽学園 理事長、
武蔵野音楽大学 学長
藤井 耐 学校法人高千穂学園 理事長
朴澤 泰治 学校法人朴沢学園 理事長、仙台大学 学長
安井 利一 明海大学 学長

第5期

平成 25(2013)年 4月 1日～平成 27(2015)年 3月 31日

内田 伸子 国立大学法人筑波大学 監事
荻上 紘一 大妻女子大学 学長、
大学評価・学位授与機構 特任教授
冲永 佳史 学校法人帝京大学 理事長、帝京大学 学長
小出 忠孝 学校法人愛知学院 学院長

評価員養成検討委員会

開催実績

平成 19(2007)年度

第1回

平成 19(2007)年 9月 20日(木) 15時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.評価員養成検討委員会の目的について
- 2.来年度に向けた評価員養成のあり方について
- 3.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第2回

平成 20(2008)年 1月 18日(金) 15時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.評価員セミナーと担当評価員セミナーの内容について
- 2.平成 17年度 委嘱者への対応について
- 3.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 4月 18日(金) 17時～19時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.第 2 回議事録の確認
- 2.評価員候補者セミナー開催報告
- 3.平成 19 年度 担当評価員からのアンケート集約結果報告
- 4.平成 20 年度 担当評価員セミナーの内容及び配付資料について

5.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

3.担当評価員セミナーのあり方について

4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第2回

平成 20(2008)年 5月 23 日(金) 17 時～19 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1.第2回議事録の確認

2.担当評価員セミナー配布資料の入校についての報告

3.平成 20 年度 担当評価員セミナー第 3 部「評価員の平準化について」の発表内容等について

4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第3回

平成 22(2010)年 1月 22 日(金) 12 時～15 時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「貴船」

1.第2回議事録の確認

2.平成 22 年度 担当評価員セミナーについて

3.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第4回

平成 22(2010)年 3月 12 日(金) 14 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1.第3回議事録の承認

2.「平成 22 年度 団長セミナー」の内容の検討について

3.「平成 22 年度 認証評価担当評価員セミナー」における事前質問項目の検討について

4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

平成 22(2010)年度

第1回

平成 22(2010)年 4月 9 日(金) 14 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1.平成 21 年度 第 4 回議事録の承認

2.「平成 22 年度 大学機関別認証評価 評価のてびき」の改善点について

3.担当評価員セミナー及び団長セミナーの開催日程及び内容等について

4.担当評価員セミナー及び団長セミナーにおける事前アンケートの検討について

5.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第2回

平成 22(2010)年 5月 20 日(木) 17 時～19 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1.平成 22 年度 第 1 回議事録の承認

2.事前質問の状況について

3.「平成 22 年度 認証評価担当評価員セミナー」におけるパネルディスカッションの内容について

4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第3回

平成 22(2010)年 7月 23 日(金) 10 時 30 分～13 時

日本高等教育評価機構内 会議室

平成 21(2009)年度

第1回

平成 21(2009)年 4月 17 日(金) 15 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1.第4回議事録の確認

2.平成 20 年度 担当評価員及び平成 21 年度評価員候補者セミナーにて実施のアンケートの結果について

3.平成 21 年度「評価のてびき」の改善点について

4.担当評価員セミナーの開催日程及び内容等について

5.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第2回

平成 21(2009)年 7月 23 日(木) 16 時～18 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1.第1回議事録の確認

2.平成 21 年度 担当評価員セミナーにて実施のアンケートの結果について

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

- 1.平成22年度 第2回議事録の承認
- 2.平成22年度 担当評価員セミナー及び団長セミナーの総括について
- 3.平成23年度以降の評価員養成の在り方について
- 4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む)について

第4回

平成23(2011)年1月21日(金) 15時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成22年度 第3回議事録の承認
- 2.平成23年度 担当評価員セミナーの内容について(報告)
- 3.平成23年度以降の評価員養成のあり方について
- 4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

平成23(2011)年度

第1回

平成23(2011)年4月15日(金) 10時30分～12時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成22年度 第4回議事録について
- 2.「平成23年度 大学機関別認証評価 評価のてびき」の改善点について
- 3.「平成23年度担当評価員セミナー」「団長セミナー」の開催について
- 4.平成23年度のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第2回

平成23(2011)年5月20日(金) 10時30分～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度 第1回議事録について
- 2.「平成23年度 大学機関別認証評価 担当評価員セミナー」の内容について
- 3.「平成23年度 大学機関別認証評価 団長セミナー」の内容について
- 4.試行評価版 担当評価員セミナーの内容について
- 5.試行評価版 「評価のてびき」の内容について
- 6.次回委員会の日時について

第3回

平成23(2011)年6月20日(月) 16時30分～18時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度 第2回議事録について
- 2.「平成23年度 大学機関別認証評価 団長セミナー」の内容について
- 3.試行評価版「評価のてびき」の内容について
- 4.次回委員会の日時について

第4回

平成23(2011)年7月28日(木) 16時30分～18時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度 第3回議事録について
- 2.「平成23年度 認証評価担当評価員セミナー」及び「平成23年度 認証評価担当団長セミナー」の総括について
- 3.試行評価版「評価のてびき」の内容について
- 4.試行評価版「担当評価員セミナー」の内容について
- 5.次回委員会の日時について

第5回

平成23(2011)年8月25日(木) 15時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度 第4回議事録について
- 2.試行評価版「評価のてびき」の内容について
- 3.試行評価版「担当評価員セミナー」の内容について
- 4.次回委員会の日時について

第6回

平成23(2011)年9月9日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員長、副委員長の選出
- 2.平成23年度 第5回議事録について
- 3.試行評価版「評価のてびき」の内容について
- 4.試行評価版「担当評価員セミナー」の内容について
- 5.次回委員会の日時について

第7回

平成24(2012)年2月24日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度 第6回議事録について
- 2.平成24年度版「評価のてびき」の内容について
- 3.平成24年度版「担当評価員セミナー」の内容について
- 4.次回委員会の日時について

第8回

平成24(2012)年3月21日(水) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度 第7回議事録について
- 2.平成23年度 大学機関別認証評価に関するアンケート 集計結果報告
- 3.平成24年度版「評価のてびき」の内容について
- 4.平成24年度版「担当評価員セミナー」の内容について
- 5.次回委員会の日時について

平成24(2012)年度

第1回

平成24(2012)年4月20日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成23年度第8回議事録について
2. 平成24年度版「評価のてびき」の内容について
3. 平成24年度版「担当評価員セミナー」の内容について
4. 次回委員会の日時について

第2回

平成24(2012)年7月20日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成24年度 第1回議事録について
2. 平成24年度 担当評価員セミナーの総括について
3. 平成25年度「評価のてびき」及び「担当評価員セミナー」の内容について
4. 次回委員会の日時について

第3回

平成25(2013)年2月22日(金) 15時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成24年度 第2回議事録について
2. 平成25年度「評価のてびき」及び「評価員セミナー」の内容について

平成25(2013)年度

第1回

平成25(2013)年5月24日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構 会議室

1. 委員長、副委員長の選出
2. 平成24年度第3回議事録について
3. 平成25年度「評価員セミナー」の内容について

第2回

平成25(2013)年7月19日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成25年度「評価員セミナー」の総括について
2. 平成26年度の「評価員セミナー」と「評価のてびき」について
3. 次回の予定について

第3回

平成26(2014)年2月28日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成26年度「評価のてびき」について
2. 平成26年度「評価員セミナー」について
3. 次回の予定について

平成26(2014)年度

第1回

平成26(2014)年4月18日(金) 14時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「雲取」

1. 平成26年度「評価のてびき」について
2. 平成26年度「評価員セミナー」について
3. 次回の予定について

名簿**第1期**

平成19(2007)年9月1日～平成21(2009)年8月31日

篠田 道夫	○	学校法人日本福祉大学 常任理事
鈴木 公		東京理科大学 教授
高橋 宏		東京国際大学 副学長
徳田 守		学校法人金沢工業大学 常任理事・ 法人本部財務部長
羽田 積男	○	日本大学文理学部 教授
吉田 修		愛知産業大学経営学部 教授、通信教育部長

第2期

平成21(2009)年9月1日～平成23(2011)年8月31日

篠田 道夫	○	学校法人日本福祉大学 常任理事
鈴木 公		東京理科大学 教授
高橋 宏		東京国際大学 副学長
徳田 守		学校法人金沢工業大学 常任理事・ 法人本部財務部長
羽田 積男	○	日本大学文理学部 教授
吉田 修		愛知産業大学経営学部 教授、 教養教育センター長

第3期

平成23(2011)年9月1日～平成25(2013)年3月31日

篠田 道夫	○	学校法人日本福祉大学 常任理事
鈴木 公		元東京理科大学 教授
高橋 宏		東京国際大学 学長補佐・ 言語コミュニケーション学部教授
徳田 守		学校法人金沢工業大学 常任理事・ 法人本部財務部長
羽田 積男	○	日本大学文理学部 教授
吉田 修		愛知産業大学 経営学部総合経営学科長・教授

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

第4期

平成 25(2013)年 4月 1日～平成 27(2015)年 3月 31日

篠田 道夫	○ 桜美林大学 教授、 学校法人日本福祉大学 学園参与
高橋 宏	東京国際大学 副学長、教授 (平成 26(2014)年 3月 31日辞任)
土田 和弘	学校法人中越学園 理事長
徳田 守	学校法人金沢工業大学 常任理事・ 法人本部財務部長
羽田 積男	○ 日本大学文理学部 教授
山田 千秋	九州栄養福祉大学 副学長
吉田 修	愛知産業大学 経営学部教授

平成 19(2007)年度

第1回

平成 19(2007)年 6月 25日(月) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.アンケート結果に関する報告について
- 2.来年度に向けた認証評価のあり方について
- 3.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第2回

平成 19(2007)年 7月 23日(月) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.来年度以降に向けた認証評価のあり方について
- 2.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第3回

平成 19(2007)年 9月 21日(金) 10時30分～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.来年度以降に向けた認証評価のあり方について
- 2.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 6月 30日(月) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.アンケート結果に関する報告について
- 2.平成 23 年度からの第 2 期以降における認証評価のあり方について
- 3.次回委員会の開催日程について

第2回

平成 20(2008)年 7月 14日(月) 10時～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員の選任について
- 2.前回議事録の承認
- 3.平成 21 年度以降の大学機関別認証評価のシステムの見直し及び改善について
- 4.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

第3回

平成 20(2008)年 8月 7日(木) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成 21 年度以降の大学機関別認証評価のシステムの見直し及び改善について

3.今後のスケジュール(次回委員会等を含む。)について

2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
3.次回委員会の開催日程について

第4回

平成20(2008)年9月8日(月)15時～17時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「鳳凰(西)」

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成21年度以降の大学機関別認証評価システム改訂案の承認
- 3.平成23年度以降のシステム改善等について

平成21(2009)年度

第1回

平成21(2009)年6月1日(月)15時30分～17時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成23年度からの第2期以降における認証評価のあり方について
- 2.次回委員会の開催日程について

第2回

平成21(2009)年9月17日(木)15時30分～17時30分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「白山」

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成23年度からの第2期以降における認証評価のあり方について
- 3.次回委員会の開催日程について

第3回

平成21(2009)年10月16日(金)10時30分～12時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成23年度からの第2期以降における認証評価のあり方について
- 3.次回委員会の開催日程について

第4回

平成22(2010)年3月17日(水)13時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成23年度の大学機関別認証評価システムについて
- 3.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 4.次回委員会の開催日程について

平成22(2010)年度

第1回

平成22(2010)年4月14日(水)14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認

第2回

平成22(2010)年4月23日(金)10時～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 3.次回委員会の開催日程について

第3回

平成22(2010)年5月21日(金)10時～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 3.次回委員会の開催日程について

第4回

平成22(2010)年6月4日(金)10時～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回議事録の承認
- 2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 3.次回委員会の開催日程について

第5回

平成22(2010)年7月16日(金)10時～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.第4回及び合同会議の議事録の承認
- 2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 3.次回委員会の開催日程について

第6回

平成22(2010)年9月6日(月)10時30分～13時30分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「雲取」

- 1.第5回委員会の議事録の承認
- 2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 3.次回委員会の開催日程について

第7回

平成22(2010)年9月24日(金)10時30分～13時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.第6回委員会の議事録の承認
- 2.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
- 3.次回委員会の開催日程について

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

第8回

平成 22(2010)年 10月 30日(土) 10時30分～13時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 第7回委員会の議事録の承認
2. 平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直しについて
3. 次回委員会の開催日程について

平成 23(2011)年度

3.今後の委員会の開催日程について

第6回

平成 23(2011)年 9月 30日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 第5回委員会の議事録の承認
2. 試行評価の評価方法等の修正・検討事項について
3. 今後の委員会の開催日程について

第1回

平成 23(2011)年 5月 16日(月) 10時30分～12時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 第8回委員会の議事録の承認
2. 試行評価のスケジュールなど
3. 自己点検・評価報告書の作成方法など～受審のてびきを中心
4. 米国南部基準協会の視察及び大学の訪問について
5. 次回委員会の開催日程について

第2回

平成 23(2011)年 6月 10日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 第1回委員会の議事録の承認
2. 評価の方法等について
3. 次回以降の委員会の開催日程について

第3回

平成 23(2011)年 7月 1日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度第2回委員会の議事録の承認
2. 評価の方法等の論点整理について
3. 次回以降の委員会の開催日程について

第4回

平成 23(2011)年 7月 21日(木) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 第3回委員会の議事録の承認
2. 米国南部基準協会及び所属大学の調査の報告
3. 評価の方法等の論点整理について
4. 今後の委員会の開催日程について

第5回

平成 23(2011)年 9月 8日(木) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 第4回委員会の議事録の承認
2. 評価の方法等の論点整理について

第7回

平成 23(2011)年 12月 16日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 第6回委員会の議事録の承認
2. 大学機関別認証評価実施大綱(案)の決定について
3. 今後のスケジュールについて

第8回

平成 24(2012)年 3月 22日(木) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 第7回委員会の議事録の承認
2. 大学機関別認証評価実施大綱について
3. 平成 24 年度以降の認証評価の実施について

平成 24(2012)年度

第1回

平成 24(2012)年 12月 10日(月) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 委員長・副委員長の選出
2. 大学機関別認証評価実施大綱の改訂について
3. 学修成果の評価に関する国内外の大学の調査・研究について
4. 今後の当機構の大学機関別認証評価について
5. 次回委員会の開催日程について

第2回

平成 25(2013)年 1月 24日(木) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 24 年度 第1回委員会の議事録の承認
2. 学修成果の評価に関する国内外の大学の調査・研究について
3. 次回委員会の開催日程について

第3回

平成 25(2013)年 2月 22日(金) 10時30分～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 24 年度 第2回委員会の議事録の承認

- 2.学修成果の評価に関する国内の大学の調査・研究について
3.次回委員会の開催日程について

平成 25(2013)年度

第1回

- 平成 25(2013)年 5月 31 日(金) 14 時～16 時
日本高等教育評価機構内 会議室
- 1.平成 24 年度 第3回委員会の議事録の承認
 - 2.学修成果の評価に関する国内外の調査研究について
 - 3.次回委員会の開催日程について

第2回

- 平成 25(2013)年 9月 9 日(月) 14 時～16 時
日本高等教育評価機構内 会議室
- 1.平成 25 年度 第1回委員会の議事録の承認
 - 2.学修成果の評価に関する国内外の調査研究について
 - 3.当機構のシステムの今後について
 - 4.次回委員会の開催日程について

第3回

- 平成 25(2013)年 11月 5 日(火) 14 時～16 時
日本高等教育評価機構内 会議室
- 1.平成 25 年度 第2回委員会の議事録の確認
 - 2.学修成果の評価に関する国内外の調査研究について
 - 3.次回委員会の開催日程について

第4回

- 平成 25(2013)年 12月 5 日(木) 14 時～16 時
日本高等教育評価機構内 会議室
- 1.平成 25 年度 第3回委員会の議事録の確認
 - 2.学修成果の評価に関する国内外の調査研究について
 - 3.次回委員会の開催日程について

名簿

第1期

- 平成 18(2006)年 7月 1 日～平成 20(2008)年 6月 30 日
- | | |
|---------|-------------------------------|
| 坂本 孝徳 | 学校法人鶴学園 副総長、広島工業大学 教授 |
| 篠田 道夫 | 学校法人日本福祉大学 常任理事 |
| 瀧澤 博三 ○ | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 千葉 吉明 | 学校法人高千穂学園 理事、
高千穂大学 大学事務局長 |
| 羽田 積男 ○ | 日本大学文理学部 教授 |

第2期

- 平成 20(2008)年 7月 1 日～平成 22(2010)年 6月 30 日
- | | |
|---------|-------------------------------|
| 坂本 孝徳 | 学校法人鶴学園 副総長、広島工業大学 教授 |
| 篠田 道夫 | 学校法人日本福祉大学 常任理事 |
| 瀧澤 博三 ○ | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 千葉 吉明 | 学校法人高千穂学園 理事、
高千穂大学 大学事務局長 |
| 羽田 積男 ○ | 日本大学文理学部 教授 |

第3期

- 平成 22(2010)年 7月 1 日～平成 24(2012)年 3月 31 日
- | | |
|---------|-------------------------------|
| 坂本 孝徳 | 学校法人鶴学園 常務理事・副総長 |
| 篠田 道夫 | 学校法人日本福祉大学 常任理事 |
| 瀧澤 博三 ○ | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 千葉 吉明 | 学校法人高千穂学園 理事、
高千穂大学 大学事務局長 |
| 羽田 積男 ○ | 日本大学文理学部 教授 |

第4期

- 平成 24(2012)年 4月 1 日～平成 26(2014)年 3月 31 日
- | | |
|---------|---------------------------------|
| 金子 和弘 | 千葉工業大学 大学事務局長 |
| 坂本 孝徳 | 学校法人鶴学園 常務理事・副総長 |
| 篠田 道夫 | 桜美林大学大学院 教授、
学校法人日本福祉大学 常任理事 |
| 白川 優治 | 千葉大学普遍教育センター 助教 |
| 瀧澤 博三 ○ | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 羽田 積男 ○ | 日本大学文理学部 教授 |
| 早田 幸政 | 大阪大学評価・情報分析室 教授 |

第5期

- 平成 26(2014)年 4月 1 日～平成 28(2016)年 3月 31 日
- | | |
|---------|---------------------------------|
| 金子 和弘 | 千葉工業大学 大学改革推進室長 |
| 坂本 孝徳 | 学校法人鶴学園 常務理事・副総長 |
| 篠田 道夫 | 桜美林大学大学院 教授、
学校法人日本福祉大学 学園参与 |
| 白川 優治 | 千葉大学普遍教育センター 准教授 |
| 瀧澤 博三 ○ | 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹 |
| 羽田 積男 ○ | 日本大学文理学部 教授 |
| 早田 幸政 | 中央大学理工学部 教授、公共政策研究科 教授 |

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

意見申立て審査会

開催実績

平成 20(2008) 年度

第1回

平成 21(2009) 年 2 月 25 日(水) 14 時～16 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 20 年度 大学機関別認証評価 評価結果について
2. 意見申立てについて
3. 今後のスケジュール

平成 21(2009) 年度

第1回

平成 25(2013) 年 2 月 14 日(木) 13 時 30 分～16 時 30 分

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 24 年度 大学機関別認証評価 評価結果について
2. 意見申立てについて
3. 今後のスケジュール

平成 25(2013) 年度

第1回

平成 26(2014) 年 2 月 18 日(火) 13 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 主査・副主査の選出
2. 平成 25 年度 大学機関別認証評価 評価結果について
3. 意見申立てについて
4. 平成 26 年度 大学機関別認証評価について

名簿

第1期

平成 20(2008) 年 2 月 1 日～平成 22(2010) 年 1 月 31 日

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 黒田 壽二 ○ | 学校法人金沢工業大学 学園長・総長 |
| 高井 伸夫 | 高井伸夫法律事務所 所長弁護士 |
| 西井 泰彦 ○ | 日本私立学校振興・共済事業団
私学経営相談センター長 |

第2期

平成 22(2010) 年 2 月 1 日～平成 23(2011) 年 3 月 31 日

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 黒田 壽二 ○ | 学校法人金沢工業大学 学園長・総長 |
| 早田 幸政 | 大阪大学大学教育実践センター 教授 |
| 山本 雅淑 ○ | 日本私立学校振興・共済事業団
私学経営情報センター長 |

第3期

平成 23(2011) 年 4 月 1 日～平成 25(2013) 年 3 月 31 日

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 高倉 翔 ○ | 財団法人日本高等教育評価機構 副理事長 |
| 早田 幸政 | 大阪大学大学教育実践センター 教授 |
| 山本 雅淑 ○ | 日本私立学校振興・共済事業団
私学経営情報センター長 |

第4期

平成 25(2013) 年 4 月 1 日～平成 27(2015) 年 3 月 31 日

- | | |
|---------|------------------------|
| 井上 経敏 | 前田園調布学園大学 学長、顧問、弁護士 |
| 小田 一幸 ○ | 学校法人桑沢学園 理事長 |
| 早田 幸政 | 中央大学理工学部 教授、公共政策研究科 教授 |

水戸 英則 ○ 学校法人二松学舎 理事長

改善報告等審査会

開催実績

平成 22(2010)年度

第1回

平成 22(2010)年 9月 22日(水) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 委員長、副委員長の選出
2. 平成22年度 3大学(岐阜経済大学、星城大学、東北生活文化大学)
改善報告書等について
3. 次回委員会の開催日程について

第2回

平成 22(2010)年 10月 19日(火) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成22年度 3大学(岐阜経済大学、星城大学、東北生活文化大学)
改善報告書等について

平成 23(2011)年度

第1回

平成 23(2011)年 9月 28日(水) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 10 大学の改善報告の審議について
2. 次回委員会の開催日程について

第2回

平成 23(2011)年 10月 18日(火) 13時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 23 年度 10 大学改善報告書等について
2. 審査結果の様式案について
3. 今後のスケジュールについて

平成 24(2012)年度

第1回

平成 24(2012)年 9月 11日(火) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 委員長、副委員長の選出
2. 平成 24 年度 6 大学の改善報告の審議について

3. 次回委員会の開催日程について

第2回

平成 24(2012)年 10月 1日(月) 14時30分～16時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 第1回議事録の承認について
2. 6 大学の改善報告の審議について

平成 25(2013)年度

第1回

平成 25(2013)年 8月 8日(木) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 25 年度 改善報告等審査会の作業の流れについて
2. 平成 25 年度 9 大学の改善報告等の審査における作業分担について
3. 平成 25 年度 9 大学の改善報告等のレビュー
4. 平成 24 年度以降に受審した大学の「改善報告書等」の審議結果様式の審査会案について
5. 次回の委員会について

第2回

平成 25(2013)年 9月 3日(火) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 25 年度 9 大学の改善報告等の審査結果案について
2. 平成 24 年度以降に受審した大学の「改善報告書」の審議結果様式案について
3. 今後のスケジュール(作業の流れ)について

名簿

第1期

平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日

- | | |
|--------|------------------------------|
| 大島 貞男 | 社団法人私学経営研究会 東京事務所長 |
| 鈴木 公 ○ | 元東京理科大学 教授 |
| 徳田 守 ○ | 学校法人金沢工業大学 常任理事・
法人本部財務部長 |

第2期

平成 24(2012)年 4月 1日～平成 26(2014)年 3月 31日

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 大島 貞男 | 公益社団法人私学経営研究会 東京事務所長 |
| 斎藤 正寿 | 兵庫大学経済情報学部 准教授 |
| 高橋 宏 ○ | 東京国際大学 副学長、
言語コミュニケーション学部教授 |
| 徳田 守 ○ | 学校法人金沢工業大学 常任理事・
法人本部財務部長 |

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

渡辺 亮太 福岡工業大学 FD 推進機構 FD 推進室室長、
総合研究機構 機構長付部長

第3期

平成 26(2014)年 4月1日～平成 28(2016)年 3月31日
 大島 貞男 公益社団法人私学経営研究会 東京事務所長
 酒井 正文 平成国際大学 法学部教授、図書館長
 常岡 裕之 学校法人谷岡学園 理事・法人本部長
 徳田 守 学校法人金沢工業大学 常任理事・
法人本部財務部長
 堀 和明 東京成徳大学子ども学部子ども学科
学科長・教授
 平成 26(2014)年 6月現在、委員長・副委員長未定

短期大学評価判定委員会

開催実績

平成 21(2009)年度

第1回

平成 21(2009)年 10月 20日(火) 14時～16時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1.委員長・副委員長の選出
 2.短期大学機関別認証評価の概要について
 3.平成 23 年度以降の短大評価の在り方について(意見交換)
 4.今後のスケジュール

平成 22(2010)年度

第1回

平成 23(2011)年 2月 24日(木) 10時30分～12時30分
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1.平成 24 年度以降の短大評価の在り方について(意見交換)

平成 23(2011)年度

第1回

平成 23(2011)年 9月 14日(水) 14時～16時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1.委員長・副委員長の選出
 2.平成 24 年度以降の短大評価の在り方について
 3.今後のスケジュールについて

第2回

平成 23(2011)年 11月 11日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.第1回委員会議事録の承認
- 2.短期大学機関別認証評価 実施大綱(案)について
- 3.今後のスケジュールについて

第3回

平成 24(2012)年 1月 16日(月) 14時30分～16時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.第2回委員会議事録の承認
- 2.短期大学機関別認証評価 実施大綱(案)について
- 3.今後のスケジュールについて

平成 24(2012)年度

第1回

平成 24(2012)年 11月 9日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.平成 25 年度 短期大学機関別認証評価の申請校について
- 2.短期大学機関別認証評価に関する各種規程等について
- 3.平成 25 年度「受審のてびき」について
- 4.平成 25 年度「評価のてびき」について
- 5.評価員の募集及び平成 25 年度担当評価員の選定方法について
- 6.次回の委員会について

第2回

平成 25(2013)年 2月 27日(水) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.評価事業関係規程等の改正について
- 2.各種委員会の委員の選任について
- 3.平成 25 年度 短期大学機関別認証評価の評価員の選定について
- 4.平成 25 年度 短期大学機関別認証評価「評価のてびき」について

平成 25(2013)年度

第1回

平成 25(2013)年 9月 13日(金) 13時30分～15時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員長・副委員長の選任について
- 2.平成 25 年度 短期大学評価判定委員会の今後の流れについて
- 3.平成 25 年度 短期大学認証評価の実施状況について
- 4.平成 26 年度 短期大学及び大学認証評価の申請状況について

第2回

平成 26(2014)年 1月 29日(水) 14時～16時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「琴平」

1. 平成 25 年度 短期大学機関別認証評価 1 短大の判定について

2. 今後のスケジュールについて

第3回

平成 26(2014)年 2月 25日(火) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 25 年度 短期大学機関別認証評価の判定について

2. 平成 25 年度 短期大学判断例について

3. 今後のスケジュールについて

平成 26(2014)年度

第1回

平成 26(2014)年 5月 27日(火) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 25 年度 判断例の公表について

2. 平成 26 年度 短期大学機関別認証評価の評価員の選定について

3. 平成 26 年度以降の短期大学機関別認証評価の実施予定について

名簿

第1期

平成 21(2009)年 4月 1日～平成 23(2011)年 3月 31日

木内 秀俊 学校法人成徳学園 理事長、

東京成徳大学・東京成徳短期大学 学長

小出 龍郎 学校法人愛知学院 理事、愛知学院大学 副学長

齋藤 力夫 永和監査法人 代表社員

瀧澤 博三 ○ 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹

田中 義郎 ○ 桜美林大学 教授

早田 幸政 大阪大学大学教育実践センター 教授

福井 有 大手前短期大学 学長

松田 之利 岐阜市立女子短期大学 学長

吉田 文 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授

吉田 修 愛知産業大学 教授・通信教育部長

第2期

平成 23(2011)年 4月 1日～平成 25(2013)年 3月 31日

木内 秀俊 学校法人成徳学園 理事長、

東京成徳大学・東京成徳短期大学 学長

小出 龍郎 愛知学院大学短期大学部

高等教育研究所長・教授、短期大学部 顧問

齋藤 力夫 永和監査法人 会長

瀧澤 博三 ○ 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹

田中 義郎 ○ 桜美林大学 教授

早田 幸政 大阪大学大学教育実践センター 教授

福井 有 学校法人大手前学園 理事長、

大手前短期大学 学長

東福寺 一郎 三重短期大学 学長

吉田 文 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授

吉田 修 愛知産業大学経営学部 総合経営学科長・教授

第3期

平成 25(2013)年 4月 1日～平成 27(2015)年 3月 31日

小出 龍郎 愛知学院大学短期大学部

高等教育研究所長・教授、短期大学部 顧問

齋藤 力夫 永和監査法人 会長

清水 誠 中村学園大学短期大学部 部長・教授

瀧澤 博三 ○ 日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹

田中 義郎 ○ 桜美林大学 総長補佐・教授

東福寺 一郎 三重短期大学 学長

濱田 勝宏 学校法人文化学園 理事 文化学園大学 副学長

早田 幸政 中央大学理工学部 教授、公共政策研究科 教授

福井 有 学校法人大手前学園 理事長、

大手前短期大学 学長

(平成 25(2013)年 8月 27日逝去)

吉田 修 愛知産業大学経営学部 教授

短期大学意見申立て審査会

開催実績

平成 25(2013)年度

第1回

平成 26(2014)年 2月 18日(火) 11時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 主査・副主査の選出

2. 平成 25 年度 短期大学機関別認証評価 評価結果について

3. 意見申立てについて

4. 平成 26 年度 短期大学機関別認証評価について

名簿

第1期

平成 25(2013)年 4月 1日～平成 27(2015)年 3月 31日

井上 経敏 前田園調布学園大学 学長・顧問・弁護士

小田 一幸 ○ 学校法人桑沢学園 理事長

水戸 英則 ○ 学校法人二松学舎 理事長

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会

開催実績

平成 22(2010) 年度

第1回

- 平成 22(2010) 年 5 月 14 日(金) 15 時 30 分～17 時 30 分
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1. 委員長・副委員長の選出
 2. ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の概要について
 3. 今後のスケジュール

平成 24(2012) 年度

第1回

- 平成 25(2013) 年 3 月 7 日(木) 14 時～16 時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1. 委員長・副委員長の選出
 2. 平成 23 年度 第 1 回議事録について
 3. 今後のスケジュールについて
 4. 実施大綱について
 5. 評価基準について
 6. 次回委員会の開催日程について

平成 25(2013) 年度

第1回

- 平成 25(2013) 年 6 月 3 日(月) 14 時～16 時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1. 平成 24 年度 第 1 回議事録について
 2. 実施大綱について
 3. 評価基準について
 4. 今後のスケジュールについて

第2回

- 平成 22(2010) 年 12 月 20 日(月) 15 時～17 時
 アルカディア市ヶ谷(私学会館)「鳥海」
 1. 前回(第 1 回)の議事録の確認
 2. 認証評価実施の経過報告について
 3. 評価基準の見直しに向けて意見交換
 4. 今後のスケジュールについて

第2回

- 平成 25(2013) 年 7 月 29 日(月) 14 時～16 時
 アルカディア市ヶ谷(私学会館)「伊吹」
 1. 実施大綱について
 2. 評価基準について
 3. 「本基準の趣旨」について
 4. エビデンスの例示について
 5. 今後のスケジュールについて

第3回

- 平成 23(2011) 年 2 月 7 日(月) 14 時～16 時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1. 前回(第 2 回)の議事録の確認
 2. 判定の考え方について
 3. 調査報告書案の説明
 4. 意見申立てについて
 5. 判定について
 6. 平成 22 年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価基準に関する評定の判断例について
 7. 意見交換
 8. 今後のスケジュール

平成 23(2011) 年度

第3回

- 平成 26(2014) 年 2 月 4 日(火) 14 時～16 時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1. 実施大綱・評価基準の改定の届出について
 2. 規定の改定について

第1回

- 平成 23(2011) 年 7 月 25 日(月) 14 時～16 時
 日本高等教育評価機構内 会議室
 1. 前回(平成 22 年度 第 3 回)の議事録の確認
 2. 判断例について
 3. 評価基準の見直しについて
 4. 今後のスケジュール

名簿

第1期

- 平成 22(2010) 年 4 月 1 日～平成 24(2012) 年 3 月 31 日
- | | |
|---------|------------------------------|
| 市川 駿 | 日本繊維製品・クリーニング協議会 専務理事 |
| 白澤 宏規 ○ | 学校法人桑沢学園 常務理事 |
| 菅原 正博 | 宝塚大学 専門職大学院デザイン経営研究科
研究科長 |

高見 俊一	名古屋学芸大学 大学院メディア造形研究科 教授
瀧澤 博三 ○	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
中村 賢二郎	学校法人杉野学園 理事長、杉野服飾大学 学長
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター 教授
見寺 貞子	神戸芸術工科大学 教授
山越 勲司	財団法人日本ファッショング教育振興協会 常務理事・事務局長

1.平成24年度以降の大学機関別認証評価システムの見直し等について

名簿

| 評価システム改善検討委員会

坂本 孝徳	学校法人鶴学園 副総長、広島工業大学 教授
篠田 道夫	学校法人日本福祉大学 常任理事
瀧澤 博三 ○	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
千葉 吉明	学校法人高千穂学園 理事、 高千穂大学 大学事務局長
羽田 積男 ○	日本大学文理学部 教授

評価員養成検討委員会

篠田 道夫 ○	学校法人日本福祉大学 常任理事
鈴木 公	元東京理科大学理学部 教授
高橋 宏	東京国際大学言語コミュニケーション学部 教授
徳田 守	学校法人金沢工業大学 常任理事、 法人本部財務部長
羽田 積男 ○	日本大学文理学部 教授
吉田 修	愛知産業大学経営学部 総合経営学科長・教授

運営審議会

開催実績

平成17(2005)年度

第1回

平成18(2006)年1月20日(金) 14時30分～15時30分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「春日」

- 1.役員改選
- 2.財政問題
- 3.会員制度

平成18(2006)年度

第1回

平成18(2006)年9月7日(木) 15時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.本機構の財政上の諸問題について

第2回

平成18(2006)年9月22日(金) 14時～15時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(東)」

第2期

平成24(2012)年4月1日～平成26(2014)年3月31日

市川 駿	日本繊維製品・クリーニング協議会 専務理事
白澤 宏規 ○	学校法人桑沢学園 常務理事
菅原 正博	宝塚大学 兼任講師
高見 俊一	名古屋学芸大学 大学院メディア造形研究科、 メディア造形学部ファッショング造形学科客員 教授
中村 賢二郎 ○	学校法人杉野学園 理事長、杉野服飾大学 学長
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター 教授
見寺 貞子	神戸芸術工科大学 教授

第3期

平成26(2014)年4月1日～平成28(2016)年3月31日

市川 駿	日本繊維製品・クリーニング協議会 専務理事
岡本 義行	法政大学大学院政策創造研究科 教授、 ファッショングビジネス学会 理事
相良 憲昭	公益財團法人日本高等教育評価機構 副理事長 (平成26(2014)年6月10日就任)
中村 賢二郎	学校法人杉野学園 理事長、杉野服飾大学 学長
西田 光治	一般財團法人日本ファッショング教育振興協会 事務局長
萩平 勉	一般財團法人ファッショング産業人材育成機構 理事長
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター 教授
見寺 貞子	神戸芸術工科大学 デザイン学部長、教授
平成26(2014)年6月現在、委員長・副委員長未定	

評価システム改善検討委員会・ 評価員養成検討委員会合同会議

開催実績

平成22(2010)年度

第1回

平成22(2010)年6月14日(月) 10時～13時

日本高等教育評価機構内 会議室

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

1. 本機構の財政問題について
2. 評議員候補者の推薦依頼について

第3回

平成 18(2006)年 11月 10日(金) 13時 30分～14時

ホテルメトロポリタンエドモント「はなぶさ」

1. 本機構の会費及び評価料の改定について

4. 評議員の選任(補充)について
5. 平成 20 年度大学機関別認証評価結果について
6. 短期大学認証評価判定委員会委員任命承認について
7. 公益法人改革問題について
8. 評価料に関する規程の一部改正案について

平成 21(2009)年度

第4回

平成 19(2007)年 3月 9日(金) 17時 20分～18時

日本高等教育評価機構内 会議室

1. 平成 19 年度 事業計画(案)について
2. 平成 19 年度 収支予算(案)について
3. 平成 18 年度 大学機関別認証評価の判定結果について

平成 19(2007)年度

第1回

平成 20(2008)年 2月 22日(金) 14時 30分～14時 55分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪(東)」

1. 平成 20 年度 事業計画(案)について
2. 平成 20 年度 収支予算(案)について
3. 理事、監事及び評議員の第 2 期(平成 18 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)満了に伴う第 3 期改選について
4. 平成 19 年度 大学機関別認証評価の実施状況
5. 短期大学認証評価検討委員会の設置について
6. 公益財団法人移行検討委員会の設置について

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 10月 10日(金) 15時 30分～17時 05分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「貴船」

1. 短期大学機関別認証評価基準等案について
2. 大学機関別認証評価基準等案について
3. 評価料に関する規程の一部改正案について
4. 再評価に関する評価料について
5. 短期大学認証評価検討委員会設置について
6. 会員の入会について

第2回

平成 21(2009)年 3月 6日(金) 11時～12時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「伊吹(東)」

1. 平成 21 年度 事業計画(案)について
2. 平成 21 年度 収支予算(案)について
3. 平成 20 年度 補正予算について

第1回

平成 21(2009)年 11月 17日(火) 12時～14時 30分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「雲取」

1. 公益財団法人移行申請問題について
2. 第 4 期 理事、監事及び評議員の改選について

第2回

平成 22(2010)年 3月 5日(金) 11時～12時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高(西)」

1. 平成 21 年度 大学機関別認証評価の実施状況について
2. 任期満了に伴う第 4 期理事、監事及び評議員の改選について
3. 平成 22 年度 事業計画案について
4. 平成 22 年度 収支予算案について

平成 22(2010)年度

第1回

平成 22(2010)年 9月 22日(水) 15時 30分～17時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「貴船」

1. 公益財団法人移行後の役員及び評議員の選出に関するこ

名簿

第1期

平成 18(2006)年 1月 1日～平成 19(2007)年 12月 31日

大沼 淳	日本私立大学協会 会長
香川 達雄	学校法人香川栄養学園 理事長
小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
佐藤 登志郎	財団法人日本高等教育評価機構 理事長
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長
高倉 翔	財団法人日本高等教育評価機構 副理事長
原野 幸康	財団法人日本高等教育評価機構 専務理事
廣川 利男	学校法人東京電機大学 学園長
福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園 理事長、 武蔵野音楽大学 学長

第2期

平成 20(2008)年 1月 1日～平成 21(2009)年 12月 31日

大沼 淳	日本私立大学協会 会長
香川 達雄	学校法人香川栄養学園 理事長
小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
佐藤 登志郎	財団法人日本高等教育評価機構 理事長
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長
高倉 翔	財団法人日本高等教育評価機構 副理事長
原野 幸康	財団法人日本高等教育評価機構 専務理事 (平成 20(2008)年 12月 13日逝去)
廣川 利男	学校法人東京電機大学 学園長
福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園 理事長、 武蔵野音楽大学 学長

名簿

第1期

平成 21(2009)年 6月 1日～平成 23(2011)年 5月 31日

小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
佐藤 東洋士	◎ 学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長
田村 誠	財団法人日本博物館協会 専務理事
長井 孝介	学校法人廣池学園 理事、麗澤大学 事務局次長
福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園 理事長、 武蔵野音楽大学 学長

最初の評議員選定委員会

開催実績

平成 22(2010)年度

第1回

平成 22(2010)年 12月 3日(金)12時 30分～15時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「伊吹(西)」

- 1.議長選出の件
- 2.最初の評議員選任の件

名簿

第1期

平成 22(2010)年 3月 15日～平成 24(2012)年 4月 1日(移行登記日)

荒井 久夫	荒井久夫税理士事務所 所長
石井 正彦	◎ 財団法人日本高等教育評価機構 事務局長
遠藤 昭雄	財団法人放送大学教育振興会 常務理事
齋藤 力夫	永和監査法人 会長・代表社員
福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園 理事長、 武蔵野音楽大学 学長

短期大学認証評価検討委員会

開催実績

平成 19(2007)年度

第1回

平成 20(2008)年 3月 11日(火) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

第3期

平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日

大沼 淳	日本私立大学協会 会長
香川 達雄	学校法人香川栄養学園 理事長
小出 秀文	日本私立大学協会 事務局長
佐藤 登志郎	財団法人日本高等教育評価機構 理事長
佐藤 東洋士	学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 学長
高倉 翔	財団法人日本高等教育評価機構 副理事長
廣川 利男	学校法人東京電機大学 学事顧問
福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園 理事長、 武蔵野音楽大学 学長

公益財団法人移行検討委員会

開催実績

平成 21(2009)年度

第1回

平成 21(2009)年 7月 3日(金)10時 30分～13時 30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.新公益法人制度の概要、移行状況及び本機構の取組等
- 2.新定款(素案)
- 3.本機構に関する問題等
- 4.今後の検討の進め方

第2回

平成 21(2009)年 9月 16日(水)13時 30分～

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回委員会の状況
- 2.定款素案の説明等
- 3.次回委員会について

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

- 1.委員長・副委員長の選任
- 2.意見交換
- 3.今後の作業予定

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 4月 18日(金) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.スケジュールについて
- 2.実施大綱について
- 3.評価基準について
- 4.四年制大学併設短大が同時に受審した場合の運用について
- 5.今後の予定

第2回

平成 20(2008)年 5月 23日(金) 10時30分～13時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.(報告)他の認証評価機関の説明会、データベース作成について
- 2.前回の協議結果の確認
- 3.「小委員会」設置について
- 4.実施大綱についての意見交換
- 5.評価基準についての意見交換
- 6.「データ編」「資料編」「実施編」についての意見交換
- 7.「実施要項(評価員用)」についての意見交換
- 8.今後の予定

第3回

平成 20(2008)年 6月 24日(火) 15時～18時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.実施大綱小委員会 報告・意見交換
- 2.評価基準小委員会 報告・意見交換
- 3.「実施要項(評価員用)」「評価のてびき」「受審のてびき」についての意見交換
- 4.「データ編」「資料編」「実施編」についての意見交換
- 5.今後の予定

第4回

平成 20(2008)年 7月 29日(火) 14時～17時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.実施大綱の確認
- 2.評価基準の確認
- 3.「受審のてびき」についての意見交換
- 4.「データ編」「資料編」「実施編」についての意見交換
- 5.今後の予定

第5回

平成 20(2008)年 9月 16日(火) 12時～15時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「雲取」

- 1.実施大綱・評価基準の状況について
- 2.「受審のてびき」についての意見交換
- 3.「データ編」「資料編」「実施編」についての意見交換
- 4.今後の予定

第6回

平成 20(2008)年 10月 29日(水) 13時30分～16時30分

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「高尾」

- 1.文部科学省訪問の報告
- 2.実施大綱・評価基準に対する文科省の指摘についての意見交換
- 3.大学機関別認証評価システムとの整合性について
- 4.今後の予定

名簿

第1期

平成 20(2008)年 2月 1日～平成 22(2010)年 1月 31日

木内 秀俊	学校法人成徳学園 理事長、 東京成徳短期大学 学長
小出 龍郎	愛知学院大学短期大学部 副学長
瀧澤 博三 ○	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
田中 義郎 ○	桜美林大学 教授
早田 幸政	金沢大学大学教育開発・支援センター 副センター長・教授
吉田 修	愛知産業大学 教授・通信教育部長

短期大学認証評価検討委員会：実施大綱小委員会

開催実績

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 6月 20日(金) 10時～12時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.実施大綱の意見交換・作成
- 2.併設大学と同時受審の場合の運用について
- 3.今後の予定

名簿

田中 義郎	桜美林大学 教授
早田 幸政	大阪大学大学教育実践センター 教授
吉田 修	愛知産業大学 教授・通信教育部長

短期大学認証評価検討委員会：評価基準小委員会

開催実績

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 6月 17 日(火) 14 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.評価基準の意見交換・作成
- 2.今後の予定

名簿

木内 秀俊	学校法人成徳学園 理事長、 東京成徳短期大学 学長
小出 龍郎	学校法人愛知学院 理事、 愛知学院大学短期大学部 副学長
瀧澤 博三	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹

専門職大学院認証評価検討委員会

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 6月 6 日(金) 14 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.委員長・副委員長互選
- 2.専門職大学院制度について
- 3.対象大学院:文化ファッション大学院大学について
- 4.職能団体から見た当該分野の状況について
- 5.専門職大学院の基準作りについての経験談
- 6.意見交換
- 7.今後のスケジュール

第2回

平成 20(2008)年 7月 11 日(金) 14 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.評価の対象とする分野の確定
- 2.コアカリキュラムの検討
- 3.今後のスケジュール

第3回

平成 20(2008)年 8月 18 日(月) 14 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回(第2回)議事録の確認、論点整理
- 2.ファッション業界が求める人材像についてのヒアリング結果
- 3.評価の対象とする分野の確定
- 4.今後のスケジュール

第4回

平成 20(2008)年 9月 17 日(水) 14 時～17 時

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「白山」

- 1.前回(第3回)議事録の確認、論点整理
- 2.基準策定分科会開催報告
- 3.「基本的な観点 2-1」以外の評価基準についての検討
- 4.今後のスケジュール

第5回

平成 20(2008)年 12月 10 日(水) 15 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回(第4回)議事録の確認、論点整理
- 2.文部科学省訪問の報告及び意見交換
- 3.今後のスケジュール

第6回

平成 21(2009)年 2月 18 日(水) 15 時～17 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回(第5回)議事録の確認、論点整理
- 2.文部科学省訪問の報告及び意見交換
- 3.基準の検討
- 4.今後のスケジュール

第7回

平成 21(2009)年 3月 23 日(月) 14 時～16 時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回(第6回)議事録の確認、論点整理
- 2.基準の検討
- 3.今後のスケジュール

各種委員会・会議体 開催実績・名簿

各種委員会・会議体 開催実績・名簿 | 専門職大学院認証評価検討委員会
専門職大学院認証評価検討委員会：基準策定分科会

平成 21(2009)年度

4.今後のスケジュール

第1回

平成 21(2009)年 4月 24日(金) 14時～16時

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回(第7回)議事録の確認、論点整理
- 2.基準の検討
- 3.実施大綱について
- 4.今後のスケジュール

名簿

小杉 早苗	文化ファッション大学院大学 ファッションビジネス研究科長
白澤 宏規 <input checked="" type="radio"/>	学校法人桑沢学園 理事、東京造形大学 教授
菅原 正博	宝塚造形芸術大学 デザイン研究科長
高見 俊一	名古屋学芸大学大学院メディア造形研究科 教授
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター 教授

第2回

平成 21(2009)年 5月 14日(木) 15時30分～17時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.前回(第1回)議事録の確認、論点整理
- 2.基準の確認
- 3.実施大綱について
- 4.今後のスケジュール

名簿

第1期

平成 20(2008)年 6月 1日～平成 22(2010)年 5月 31日

小杉 早苗	文化ファッション大学院大学 ファッションビジネス研究科長
白澤 宏規 <input checked="" type="radio"/>	学校法人桑沢学園 理事、東京造形大学 教授
瀧澤 博三 <input checked="" type="radio"/>	日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
前田 早苗	千葉大学普遍教育センター 教授
見寺 貞子	神戸芸術工科大学デザイン学部 ファッションデザイン学科 教授
山越 勲司	財団法人日本ファッション教育振興協会 常務理事・事務局長
山崎 賢二	有限責任中間法人日本ファッション・ウイーク 推進機構 事務局長

専門職大学院認証評価検討委員会：基準策定分科会

平成 20(2008)年度

第1回

平成 20(2008)年 9月 10日(水) 10時30分～12時30分

日本高等教育評価機構内 会議室

- 1.専門職大学院認証評価検討委員会の進捗状況について
- 2.対象大学院：文化ファッション大学院大学について
- 3.意見交換

会員校一覧

大学

あ 愛国学園大学

Aikoku Gakuen University
千葉県四街道市 ☎043-424-4433 平成 10(1998) 年

愛知学院大学

Aichi Gakuin University
愛知県日進市 ☎0561-73-1111 昭和 28(1953) 年

愛知学泉大学

AICHI GAKUSEN UNIVERSITY
愛知県豊田市 ☎0565-35-1313 昭和 41(1966) 年

愛知工科大学

Aichi University of Technology
愛知県蒲郡市 ☎0533-68-1135 平成 12(2000) 年

愛知工業大学

Aichi Institute of Technology
愛知県豊田市 ☎0565-48-8121 昭和 34(1959) 年

愛知産業大学

Aichi Sangyo University
愛知県岡崎市 ☎0564-48-4511 平成 4(1992) 年

愛知淑徳大学

Aichi Shukutoku University
愛知県長久手市 ☎0561-62-4111 昭和 50(1975) 年

愛知東邦大学

AICHI TOHO UNIVERSITY
愛知県名古屋市 ☎052-782-1241 平成 13(2001) 年

愛知みずほ大学

Aichi Mizuho College
愛知県名古屋市 ☎052-882-1123 平成 5(1993) 年

青森中央学院大学

Aomori Chuo Gakuin University
青森県青森市 ☎017-728-0131 平成 10(1998) 年

秋田看護福祉大学

Akita University of Nursing and Welfare
秋田県大館市 ☎0186-45-1717 平成 17(2005) 年

朝日大学

Asahi University
岐阜県瑞穂市 ☎058-329-1022 昭和 46(1971) 年

旭川大学

Asahikawa University
北海道旭川市 ☎0166-48-3121 昭和 43(1968) 年

足利工業大学

Ashikaga Institute of Technology
栃木県足利市 ☎0284-62-0605 昭和 42(1967) 年

芦屋大学

Ashiya University
兵庫県芦屋市 ☎0797-23-0661 昭和 39(1964) 年

植草学園大学

UEKUSA GAKUEN UNIVERSITY
千葉県千葉市 ☎043-233-9031 平成 20(2008) 年

上野学園大学

Ueno Gakuen University
東京都台東区 ☎03-3842-1020 昭和 33(1958) 年

宇部フロンティア大学

UBE FRONTIER UNIVERSITY
山口県宇部市 ☎0836-38-0500 平成 14(2002) 年

平成 26(2014) 年 6 月現在。機関名、機関英文名、住所、電話番号、開設年度の順に掲載しています。

浦和大学

Urawa University
埼玉県さいたま市 ☎048-878-3741 平成 15(2003) 年

江戸川大学

Edogawa University
千葉県流山市 ☎04-7152-0661 平成 2(1990) 年

エリザベト音楽大学

Elisabeth University of Music
広島県広島市 ☎082-221-0918 昭和 38(1963) 年

桜花学園大学

Ohkagakuen University
愛知県豊明市 ☎0562-97-5503 平成 10(1998) 年

桜美林大学

J.F.Oberlin University
東京都町田市 ☎042-797-2661 昭和 41(1966) 年

大阪青山大学

Osaka Aoyama University
大阪府箕面市 ☎072-722-4165 平成 17(2005) 年

大阪大谷大学

Osaka Ohtani University
大阪府富田林市 ☎0721-24-0381 昭和 41(1966) 年

大阪音楽大学

Osaka College of Music
大阪府豊中市 ☎06-6334-2131 昭和 33(1958) 年

大阪河崎リハビリテーション大学

Osaka Kawasaki Rehabilitation University
大阪府貝塚市 ☎072-446-6700 平成 18(2006) 年

大阪観光大学

Osaka University of Tourism
大阪府泉南郡 ☎072-453-8222 平成 12(2000) 年

大阪経済大学

Osaka University of Economics
大阪府大阪市 ☎06-6328-2431 昭和 24(1949) 年

大阪経済法科大学

Osaka University of Economics and Law
大阪府八尾市 ☎072-941-8211 昭和 46(1971) 年

大阪芸術大学

OSAKA UNIVERSITY OF ARTS
大阪府南河内郡 ☎0721-93-3781 昭和 39(1964) 年

大阪工業大学

Osaka Institute of Technology
大阪府大阪市 ☎06-6954-4097 昭和 24(1949) 年

大阪国際大学

OSAKA INTERNATIONAL UNIVERSITY
大阪府枚方市 ☎072-858-1616 昭和 63(1988) 年

大阪歯科大学

Osaka Dental University
大阪府枚方市 ☎072-864-3111 昭和 27(1952) 年

大阪樟蔭女子大学

Osaka Shoin Women's University
大阪府東大阪市 ☎06-6723-8181 昭和 24(1949) 年

大阪商業大学

Osaka University of Commerce
大阪府東大阪市 ☎06-6781-0381 昭和 24(1949) 年

大阪成蹊大学

OSAKA SEIKEI UNIVERSITY
大阪府大阪市 ☎06-6829-2600 平成 15(2003) 年

大阪体育大学

OSAKA UNIVERSITY OF HEALTH AND SPORT SCIENCES
大阪府泉南郡 ☎072-453-7022 昭和 40(1965) 年

大阪電気通信大学

Osaka Electro-Communication University
大阪府寝屋川市 ☎072-824-1131 昭和 36(1961) 年

大阪人間科学大学

OSAKA UNIVERSITY OF HUMAN SCIENCES
大阪府摂津市 ☎06-6381-3000 平成 13(2001) 年

大阪保健医療大学

Osaka Health Science University
大阪府大阪市 ☎06-6352-0093 平成 21(2009) 年

大妻女子大学

OTSUMA WOMEN'S UNIVERSITY
東京都千代田区 ☎03-5275-6000 昭和 24(1949) 年

大手前大学

Otemae University
兵庫県西宮市 ☎0798-34-6331 昭和 41(1966) 年

岡山学院大学

Okayama Gakuin University
岡山県倉敷市 ☎086-428-2651 平成 14(2002) 年

岡山商科大学

OKAYAMA SHOKA UNIVERSITY
岡山県岡山市 ☎086-252-0642 昭和 40(1965) 年

岡山理科大学

Okayama University of Science
岡山県岡山市 ☎086-252-3161 昭和 39(1964) 年

沖縄キリスト教学院大学

Okinawa Christian University
沖縄県中頭郡 ☎098-946-1231 平成 16(2004) 年

沖縄国際大学

Okinawa International University
沖縄県宜野湾市 ☎098-892-1111 昭和 47(1972) 年

か 嘉悦大学

Kaetsu University
東京都小平市 ☎042-466-3711 平成 13(2001) 年

鹿児島純心女子大学

Kagoshima Immaculate Heart University
鹿児島県薩摩川内市 ☎0996-23-5311 平成 6(1994) 年

神奈川工科大学

Kanagawa Institute of Technology
神奈川県厚木市 ☎046-241-1214 昭和 50(1975) 年

金沢学院大学

Kanazawa Gakuin University
石川県金沢市 ☎076-229-1181 昭和 62(1987) 年

金沢工業大学

Kanazawa Institute of Technology
石川県野々市市 ☎076-248-1100 昭和 40(1965) 年

金沢星稜大学

Kanazawa Seiryo University
石川県金沢市 ☎076-253-3924 昭和 42(1967) 年

鎌倉女子大学

Kamakura Women's University
神奈川県鎌倉市 ☎0467-44-2111 昭和 34(1959) 年

川村学園女子大学

Kawamura Gakuen Woman's University
千葉県我孫子市 ☎04-7183-0111 昭和 63(1988) 年

会員校一覧

- 関西医療大学**
Kansai University of Health Sciences
大阪府泉南郡 072-453-8251 平成 15(2003) 年
- 関西外国语大学**
Kansai Gaidai University
大阪府枚方市 072-805-2801 昭和 41(1966) 年
- 関西国際大学**
Kansai University of International Studies
兵庫県三木市 0794-85-2288 平成 10(1998) 年
- 関西福祉大学**
KANSAI UNIVERSITY of SOCIAL WELFARE
兵庫県赤穂市 0791-46-2525 平成 9(1997) 年
- 関西福祉科学大学**
Kansai University of Welfare Sciences
大阪府柏原市 072-978-0088 平成 9(1997) 年
- 環太平洋大学**
International Pacific University
岡山県岡山市 086-958-0200 平成 19(2007) 年
- 神田外語大学**
Kanda University of International Studies
千葉県千葉市 043-273-1322 昭和 62(1987) 年
- 関東学園大学**
KANTO GAKUEN UNIVERSITY
群馬県太田市 0276-32-7800 昭和 51(1976) 年
- 岐阜経済大学**
GIFU KEIZAI UNIVERSITY
岐阜県大垣市 0584-77-3511 昭和 42(1967) 年
- 岐阜女子大学**
GIFU WOMEN'S UNIVERSITY
岐阜県岐阜市 058-229-2211 昭和 43(1968) 年
- 九州栄養福祉大学**
Kyushu Nutrition Welfare University
福岡県北九州市 093-561-2136 平成 13(2001) 年
- 九州看護福祉大学**
Kyushu University of Nursing and Social Welfare
熊本県玉名市 0968-75-1800 平成 10(1998) 年
- 九州共立大学**
Kyushu Kyoritsu University
福岡県北九州市 093-693-3005 昭和 40(1965) 年
- 九州国際大学**
Kyushu International University
福岡県北九州市 093-671-8910 昭和 25(1950) 年
- 九州情報大学**
Kyushu Institute of Information Sciences
福岡県太宰府市 092-928-4000 平成 10(1998) 年
- 共愛学園前橋国際大学**
Maebashi Kyoai Gakuen College
群馬県前橋市 027-266-7575 平成 11(1999) 年
- 共栄大学**
Kyoei University
埼玉県春日部市 048-755-2932 平成 13(2001) 年
- 京都医療科学大学**
Kyoto College of Medical Science
京都府南丹市 0771-63-0066 平成 19(2007) 年
- 京都外国语大学**
Kyoto University of Foreign Studies
京都府京都市 075-322-6012 昭和 34(1959) 年
- 京都学園大学**
KYOTO GAKUEN UNIVERSITY
京都府亀岡市 0771-22-2001 昭和 44(1969) 年
- 京都嵯峨芸術大学**
Kyoto Saga University of Arts
京都府京都市 075-864-7858 平成 13(2001) 年
- 京都情報大学院大学**
The Kyoto College of Graduate Studies for Informatics
京都府京都市 075-711-0161 平成 16(2004) 年
- 京都造形芸術大学**
Kyoto University of Art and Design
京都府京都市 075-791-9122 平成 3(1991) 年
- 桐生大学**
KIRYU UNIVERSITY
群馬県みどり市 0277-76-2400 平成 20(2008) 年
- 金城大学**
Kinjo University
石川県白山市 076-276-4400 平成 12(2000) 年
- 金城学院大学**
Kinjo Gakuin University
愛知県名古屋市 052-798-0180 昭和 24(1949) 年
- 国立音楽大学**
Kunitachi College of Music
東京都立川市 042-536-0321 昭和 25(1950) 年
- 熊本保健科学大学**
Kumamoto Health Science University
熊本県熊本市 096-275-2111 平成 15(2003) 年
- 倉敷芸術科学大学**
Kurashiki University of Science and The Arts
岡山県倉敷市 086-440-1111 平成 7(1995) 年
- くらしき作陽大学**
Kurashiki Sakuyo University
岡山県倉敷市 086-523-0888 昭和 41(1966) 年
- 久留米工業大学**
KURUME INSTITUTE OF TECHNOLOGY
福岡県久留米市 0942-22-2345 昭和 51(1976) 年
- 群馬医療福祉大学**
Gunma University of Health and Welfare
群馬県前橋市 027-253-0294 平成 14(2002) 年
- 群馬パース大学**
Gumma Paz College
群馬県高崎市 027-365-3366 平成 17(2005) 年
- 健康科学大学**
Health Science University
山梨県南都留郡 0555-83-5200 平成 15(2003) 年
- 甲子園大学**
Koshien University
兵庫県宝塚市 0797-87-5111 昭和 42(1967) 年
- 甲南女子大学**
Konan Women's University
兵庫県神戸市 078-431-0391 昭和 39(1964) 年
- 神戸芸術工科大学**
Kobe Design University
兵庫県神戸市 078-794-2112 平成元(1989) 年
- 神戸国際大学**
Kobe International University
兵庫県神戸市 078-845-3111 昭和 43(1968) 年
- 神戸常盤大学**
Kobe Tokiwa University
兵庫県神戸市 078-611-1821 平成 20(2008) 年
- 神戸山手大学**
Kobe Yamate University
兵庫県神戸市 078-371-8000 平成 11(1999) 年
- 郡山女子大学**
Koriyama Women's University
福島県郡山市 024-932-4848 昭和 41(1966) 年
- 国際医療福祉大学**
International University of Health and Welfare
栃木県大田原市 0287-24-3000 平成 7(1995) 年
- 國士館大学**
Kokushikan University
東京都世田谷区 03-5481-3111 昭和 33(1958) 年
- こども教育宝仙大学**
HOSEN COLLEGE OF CHILDHOOD EDUCATION
東京都中野区 03-3365-0267 平成 21(2009) 年
- 埼玉医科大学**
Saitama Medical University
埼玉県入間郡 049-276-1111 昭和 47(1972) 年
- 埼玉学園大学**
Saitama Gakuen University
埼玉県川口市 048-294-1110 平成 13(2001) 年
- 佐久大学**
Saku University
長野県佐久市 0267-68-6680 平成 20(2008) 年
- 作新学院大学**
SAKUSHINGAKUIN UNIVERSITY
栃木県宇都宮市 028-667-7111 平成元(1989) 年
- 札幌大谷大学**
Sapporo Otani University
北海道札幌市 011-742-1651 平成 18(2006) 年
- 札幌国際大学**
Sapporo International University
北海道札幌市 011-881-8844 平成 5(1993) 年
- 三育学院大学**
Saniku Gakuin College
千葉県夷隅郡 0470-84-0111 平成 20(2008) 年
- 産業能率大学**
SANNO University
神奈川県伊勢原市 0463-92-2211 昭和 54(1979) 年
- 山陽学園大学**
Sanyo Gakuen University
岡山県岡山市 086-272-6254 平成 6(1994) 年
- 志學館大学**
Shigakukan University
鹿児島県鹿児島市 099-812-8501 昭和 54(1979) 年
- 四国学院大学**
Shikoku Gakuin University
香川県善通寺市 0877-62-2111 昭和 37(1962) 年
- 四條畷学園大学**
Shijonawate Gakuen University
大阪府大東市 072-863-5043 平成 17(2005) 年
- 静岡英和学院大学**
Shizuoka Eiwa Gakuin University
静岡県静岡市 054-261-9201 平成 14(2002) 年

静岡産業大学
Shizuoka Sangyo University
静岡県藤枝市 054-645-0191 平成 6(1994) 年

静岡福祉大学
Shizuoka University of Welfare
静岡県焼津市 054-623-7000 平成 16(2004) 年

静岡理工科大学
Shizuoka Institute of Science and Technology
静岡県袋井市 0538-45-0111 平成 3(1991) 年

至誠館大学
Shiseikan University
山口県萩市 0838-24-4000 平成 11(1999) 年

四天王寺大学
Shitennoji University
大阪府羽曳野市 072-956-3181 昭和 42(1967) 年

修文大学
Shubun University
愛知県一宮市 0586-45-2101 平成 20(2008) 年

秀明大学
Shumei University
千葉県八千代市 047-488-2111 昭和 63(1988) 年

十文字学園女子大学
Jumonji University
埼玉県新座市 048-477-0555 平成 8(1996) 年

種智院大学
Shuchiin University
京都府京都市 075-604-5600 昭和 24(1949) 年

松蔭大学
Shoin University
神奈川県厚木市 046-247-1511 平成 12(2000) 年

尚絅大学
SHOKEI UNIVERSITY
熊本県熊本市 096-362-2011 昭和 50(1975) 年

尚絅学院大学
Shokei Gakuin University
宮城県名取市 022-381-3300 平成 15(2003) 年

尚美学園大学
SHOBI UNIVERSITY
埼玉県川越市 049-246-2700 平成 12(2000) 年

昭和大学
Showa University
東京都品川区 03-3784-8000 昭和 27(1952) 年

昭和音楽大学
Showa University of Music
神奈川県川崎市 044-953-1121 昭和 59(1984) 年

女子栄養大学
Kagawa Nutrition University
埼玉県坂戸市 049-282-3601 昭和 36(1961) 年

仁愛大学
Jin-ai University
福井県越前市 0778-27-2010 平成 13(2001) 年

杉野服飾大学
Sugino Fashion College
東京都品川区 03-3491-8151 昭和 39(1964) 年

帽山女学園大学
Sugiyama Jogakuen University
愛知県名古屋市 052-781-1186 昭和 24(1949) 年

鈴鹿医療科学大学
Suzuka University of Medical Science
三重県鈴鹿市 059-383-8991 平成 3(1991) 年

鈴鹿国際大学
Suzuka International University
三重県鈴鹿市 059-372-2121 平成 6(1994) 年

駿河台大学
Surugadai University
埼玉県飯能市 042-972-1111 昭和 62(1987) 年

諏訪東京理科大学
Tokyo University of Science, Suwa
長野県茅野市 0266-73-1201 平成 14(2002) 年

成安造形大学
Seian University of Art and Design
滋賀県大津市 077-574-2111 平成 5(1993) 年

星槎大学
Seisa University
神奈川足柄下郡 0460-83-8202 平成 16(2004) 年

星城大学
Seijoh University
愛知県東海市 052-601-6000 平成 14(2002) 年

聖泉大学
Seisen University
滋賀県彦根市 0749-43-3600 平成 15(2003) 年

聖徳大学
Seitoku University
千葉県松戸市 047-365-1111 平成 2(1990) 年

西南女学院大学
Seinan Jo Gakuin University
福岡県北九州市 093-583-5130 平成 6(1994) 年

西武文理大学
Bunri University of Hospitality
埼玉県狭山市 042-2954-7575 平成 11(1999) 年

聖マリア学院大学
St. Mary's College
福岡県久留米市 0942-35-7271 平成 18(2006) 年

清和大学
Seiwa University
千葉県木更津市 0438-30-5555 平成 6(1994) 年

摂南大学
Setsunan University
大阪府寝屋川市 072-839-9102 昭和 50(1975) 年

洗足学園音楽大学
Senzoku Gakuen College of Music
神奈川県川崎市 044-856-2727 昭和 42(1967) 年

仙台大学
SENDAI UNIVERSITY
宮城県柴田郡 0224-55-1121 昭和 42(1967) 年

千里金蘭大学
SENRI KINRAN UNIVERSITY
大阪府吹田市 06-6872-0673 平成 15(2003) 年

崇城大学
SOJO UNIVERSITY
熊本県熊本市 096-326-3111 昭和 42(1967) 年

た 第一工業大学
Daiichi Institute of Technology
鹿児島県霧島市 0995-45-0640 昭和 60(1985) 年

太成学院大学
Taisei Gakuin University
大阪府堺市 072-362-3731 平成 10(1998) 年

大同大学
Daido University
愛知県名古屋市 052-612-6111 昭和 39(1964) 年

高岡法科大学
Takaoka University of Law
富山県高岡市 0766-63-3388 平成元(1989) 年

高崎商科大学
Takasaki University of Commerce
群馬県高崎市 027-347-3399 平成 13(2001) 年

高千穂大学
TAKACHIHO UNIVERSITY
東京都杉並区 03-3313-0141 昭和 25(1950) 年

高松大学
TAKAMATSU UNIVERSITY
香川県高松市 087-841-3255 平成 8(1996) 年

宝塚大学
Takarazuka University
兵庫県宝塚市 072-756-1231 昭和 62(1987) 年

多摩大学
TAMA UNIVERSITY
東京都多摩市 042-337-1111 平成元(1989) 年

筑紫女学園大学
Chikushi Jogakuen University
福岡県太宰府市 092-925-3511 昭和 63(1988) 年

千歳科学技術大学
Chitose Institute of Science and Technology
北海道千歳市 0123-27-6001 平成 10(1998) 年

千葉科学大学
CHIBA INSTITUTE OF SCIENCE
千葉県銚子市 0479-30-4500 平成 16(2004) 年

千葉経済大学
CHIBA KEIZAI UNIVERSITY
千葉県千葉市 043-253-9111 昭和 63(1988) 年

千葉工業大学
Chiba Institute of Technology
千葉県習志野市 047-478-0208 昭和 25(1950) 年

千葉商科大学
Chiba University of Commerce
千葉県市川市 047-372-4111 昭和 25(1950) 年

中京学院大学
Chukyo Gakuin University
岐阜県中津川市 0573-66-3121 平成 5(1993) 年

中国学園大学
Chugokugakuen University
岡山県岡山市 086-293-1100 平成 14(2002) 年

中部大学
Chubu University
愛知県春日井市 0568-51-1111 昭和 39(1964) 年

筑波学院大学
TSUKUBA GAKUIN UNIVERSITY
茨城県つくば市 029-858-4811 平成 8(1996) 年

帝京大学
Teikyo University
東京都板橋区 03-3964-1211 昭和 41(1966) 年

会員校一覧

帝京科学大学

Teikyo University of Science
東京都足立区 03-6910-1010 平成 2(1990) 年

帝京平成大学

Teikyo Heisei University
東京都豊島区 03-5843-3111 昭和 62(1987) 年

帝塚山学院大学

Tezukayamagakuin University
大阪府大阪狭山市 072-365-0865 昭和 41(1966) 年

田園調布学園大学

Den-en Chofu University
神奈川県川崎市 044-966-9211 平成 14(2002) 年

東亜大学

The University of East Asia
山口県下関市 083-256-1111 昭和 49(1974) 年

東海学院大学

Tokai Gakuin University
岐阜県各務原市 058-389-2200 昭和 56(1981) 年

東海学園大学

TOKAI GAKUEN UNIVERSITY
愛知県みよし市 0561-36-5555 平成 7(1995) 年

東京有明医療大学

Tokyo Ariake University of Medical and Health Sciences
東京都江東区 03-6703-7000 平成 21(2009) 年

東京音楽大学

Tokyo College of Music
東京都豊島区 03-3982-3186 昭和 38(1963) 年

東京家政学院大学

Tokyo Kasei Gakuin University
東京都町田市 042-782-9811 昭和 38(1963) 年

東京工科大学

Tokyo University of Technology
東京都八王子市 042-637-2111 昭和 61(1986) 年

東京純心女子大学

Tokyo Junshin Women's College
東京都八王子市 042-692-0326 平成 8(1996) 年

東京女子体育大学

Tokyo Women's College of Physical Education
東京都国立市 042-572-4131 昭和 37(1962) 年

東京聖栄大学

Tokyo Seiei College
東京都葛飾区 03-3692-0211 平成 17(2005) 年

東京成徳大学

Tokyo Seitoku University
東京都北区 03-3908-4530 平成 5(1993) 年

東京造形大学

Tokyo Zokei University
東京都八王子市 042-637-8111 昭和 41(1966) 年

東京福祉大学

Tokyo University of Social Welfare
群馬県伊勢崎市 0270-20-3671 平成 12(2000) 年

東京富士大学

Tokyo Fuji University
東京都新宿区 03-3362-7297 平成 14(2002) 年

東京未来大学

Tokyo Future University
東京都足立区 03-5813-2525 平成 19(2007) 年

東京理科大学

Tokyo University of Science
東京都葛飾区 03-3260-4271 昭和 24(1949) 年

道都大学

Dohto University
北海道北広島市 011-372-3111 昭和 53(1978) 年

同朋大学

DOHO UNIVERSITY
愛知県名古屋市 052-411-1113 昭和 25(1950) 年

東邦音楽大学

TOHO College of Music
埼玉県川越市 049-235-2157 昭和 40(1965) 年

桐朋学園大学

Toho Gakuen School of Music
東京都調布市 03-3307-4101 昭和 36(1961) 年

桐朋学園大学院大学

Toho Gakuen Graduate School
富山県富山市 076-434-6800 平成 11(1999) 年

東北芸術工科大学

Tohoku University of Art & Design
山形県山形市 023-627-2000 平成 4(1992) 年

東北公益文科大学

Tohoku University of Community Service and Science
山形県酒田市 023-41-1111 平成 13(2001) 年

東北工業大学

Tohoku Institute of Technology
宮城県仙台市 022-305-3311 昭和 39(1964) 年

東北女子大学

TOHOKU WOMEN'S COLLEGE
青森県弘前市 0172-33-2289 昭和 44(1969) 年

東北生活文化大学

Tohoku Seikatsu Bunka University
宮城県仙台市 022-272-7511 昭和 33(1958) 年

東北文化学園大学

TOHOKU BUNKA GAKUEN UNIVERSITY
宮城県仙台市 022-233-3310 平成 11(1999) 年

東北薬科大学

Tohoku Pharmaceutical University
宮城県仙台市 022-234-4181 昭和 24(1949) 年

常磐会学園大学

Tokiwakai Gakuen University
大阪府大阪市 06-4302-8880 平成 11(1999) 年

徳島文理大学

Tokushima Bunri University
徳島県徳島市 088-622-9611 昭和 41(1966) 年

徳山大学

Tokuyama University
山口県周南市 0834-28-0411 昭和 46(1971) 年

富山国際大学

Toyama University of International Studies
富山県富山市 076-483-8000 平成 2(1990) 年

豊橋創造大学

TOYOHASHI SOZO UNIVERSITY
愛知県豊橋市 0532-54-2111 平成 8(1996) 年

な 長岡大学

Nagaoka University
新潟県長岡市 0258-39-1600 平成 13(2001) 年

長崎ウエスレヤン大学

NAGASAKI WESLEYAN UNIVERSITY
長崎県諫早市 0957-26-1234 平成 14(2002) 年

長崎外国語大学

Nagasaki University of Foreign Studies
長崎県長崎市 095-840-2000 平成 13(2001) 年

長崎国際大学

Nagasaki International University
長崎県佐世保市 0956-39-2020 平成 12(2000) 年

長崎総合科学大学

NAGASAKI INSTITUTE OF APPLIED SCIENCE
長崎県長崎市 095-839-3111 昭和 40(1965) 年

長野大学

Nagano University
長野県上田市 0268-39-0001 昭和 41(1966) 年

名古屋音楽大学

NAGOYA COLLEGE OF MUSIC
愛知県名古屋市 052-411-1115 昭和 51(1976) 年

名古屋外国語大学

Nagoya University of Foreign Studies
愛知県日進市 0561-74-1111 昭和 63(1988) 年

名古屋芸術大学

Nagoya University of Arts and Sciences
愛知県日進市 0561-75-7111 平成 14(2002) 年

名古屋経済大学

Nagoya University of Economics
愛知県犬山市 0568-67-0511 昭和 54(1979) 年

名古屋芸術大学

NAGOYA UNIVERSITY OF ARTS
愛知県北名古屋市 0568-24-0315 昭和 45(1970) 年

名古屋産業大学

Nagoya Sangyo University
愛知県尾張旭市 0561-55-5101 平成 12(2000) 年

名古屋商科大学

Nagoya University of Commerce & Business
愛知県日進市 0561-73-2111 昭和 28(1953) 年

名古屋女子大学

Nagoya Women's University
愛知県名古屋市 052-852-1111 昭和 39(1964) 年

名古屋造形大学

NAGOYA ZOKEI UNIVERSITY OF ART & DESIGN
愛知県小牧市 0568-79-1111 平成 2(1990) 年

名古屋文理大学

NAGOYA BUNRI UNIVERSITY
愛知県稲沢市 0587-23-2400 平成 11(1999) 年

奈良大学

Nara University
奈良県奈良市 0742-44-1251 昭和 44(1969) 年

奈良学園大学

Naragakuen University
奈良県生駒郡 0745-73-7800 昭和 59(1984) 年

新潟医療福祉大学

NIIGATA UNIVERSITY OF HEALTH AND WELFARE
新潟県新潟市 025-257-4455 平成 13(2001) 年

新潟経営大学

Niigata University of Management
新潟県加茂市 0256-53-3000 平成 6(1994) 年

新潟国際情報大学
Niigata University of International and Information Studies
新潟県新潟市 ☎025-239-3111 平成6(1994)年

新潟青陵大学
Niigata Seiryo University
新潟県新潟市 ☎025-266-0127 平成12(2000)年

西九州大学
Nishikyusyu University
佐賀県神埼市 ☎0952-52-4191 昭和43(1968)年

西日本工業大学
NISHINIPPON INSTITUTE OF TECHNOLOGY
福岡県京都郡 ☎0930-23-1491 昭和42(1967)年

日本医科大学
Nippon Medical School
東京都文京区 ☎03-3822-2131 昭和27(1952)年

日本医療科学大学
Nihon Institute of Medical Science
埼玉県入間郡 ☎049-294-9000 平成19(2007)年

日本映画大学
Japan Institute of the Moving Image
神奈川県川崎市 ☎044-951-2511 平成23(2011)年

日本工業大学
NIPPON INSTITUTE OF TECHNOLOGY
埼玉県南埼玉郡 ☎0480-34-4111 昭和42(1967)年

日本歯科大学
THE NIPPON DENTAL UNIVERSITY
東京都千代田区 ☎03-3261-8311 昭和27(1952)年

日本獣医生命科学大学
Nippon Veterinary and Life Science University
東京都武蔵野市 ☎0422-31-4151 昭和24(1949)年

日本女子体育大学
Japan Women's College of Physical Education
東京都世田谷区 ☎03-3300-2258 昭和40(1965)年

日本体育大学
Nippon Sport Science University
東京都世田谷区 ☎03-5706-0900 昭和24(1949)年

日本橋学館大学
Nihonbashi Gakkan University
千葉県柏市 ☎047-7167-8655 平成12(2000)年

日本福祉大学
Nihon Fukushi University
愛知県知多郡 ☎0569-87-2211 昭和32(1957)年

日本文化大学
Nihon Bunka University
東京都八王子市 ☎042-636-5211 昭和53(1978)年

日本文理大学
NIPPON BUNRI UNIVERSITY
大分県大分市 ☎097-592-1600 昭和42(1967)年

日本薬科大学
Nihon Pharmaceutical University
埼玉県北足立郡 ☎048-721-1155 平成16(2004)年

人間環境大学
UNIVERSITY OF HUMAN ENVIRONMENTS
愛知県岡崎市 ☎0564-48-7811 平成12(2000)年

人間総合科学大学
University of Human Arts and Sciences
埼玉県さいたま市 ☎048-749-6111 平成12(2000)年

ノースアジア大学
NORTH ASIA UNIVERSITY
秋田県秋田市 ☎018-836-1312 昭和39(1964)年

は 梅花女子大学
BAIKA Women's University
大阪府茨木市 ☎072-643-6221 昭和39(1964)年

梅光学院大学
Baiko Gakuin University
山口県下関市 ☎083-227-1000 昭和42(1967)年

函館大学
Hakodate University
北海道函館市 ☎0138-57-1181 昭和40(1965)年

羽衣国際大学
Hagoromo University of International Studies
大阪府堺市 ☎072-265-7000 平成14(2002)年

八戸学院大学
Hachinohe Gakuin University
青森県八戸市 ☎0178-25-2711 昭和56(1981)年

八戸工业大学
Hachinohe Institute of Technology
青森県八戸市 ☎0178-25-3111 昭和47(1972)年

花園大学
HANAZONO UNIVERSITY
京都府京都市 ☎075-811-5181 昭和24(1949)年

ハリウッド学院大学
Hollywood Graduate School of Beauty Business
東京都港区 ☎03-3403-3403 平成20(2008)年

東大阪大学
Higashiosaka College
大阪府東大阪市 ☎06-6782-2824 平成15(2003)年

東日本国際大学
HigashiNippon International University
福島県いわき市 ☎0246-35-0001 平成7(1995)年

比治山大学
Hijiyama University
広島県広島市 ☎082-229-0121 平成6(1994)年

兵庫大学
Hyogo University
兵庫県加古川市 ☎079-427-5111 平成7(1995)年

弘前医療福祉大学
Hirosaki University of Health and Welfare
青森県弘前市 ☎0172-27-1001 平成21(2009)年

広島経済大学
Hiroshima University of Economics
広島県広島市 ☎082-871-1000 昭和42(1967)年

広島工業大学
Hiroshima Institute of Technology
広島県広島市 ☎082-921-3121 昭和38(1963)年

広島国際大学
Hiroshima International University
広島県東広島市 ☎0823-70-4503 平成10(1998)年

広島国際学院大学
Hiroshima Kokusai Gakuin University
広島県広島市 ☎082-820-2345 昭和42(1967)年

広島文化学園大学
Hiroshima Bunka Gakuen University
広島県吳市 ☎0823-70-3300 平成7(1995)年

広島文教女子大学
Hiroshima Bunkyo Women's University
広島県広島市 ☎082-814-3191 昭和41(1966)年

びわこ学院大学
Biwako-Gakuin University
滋賀県東近江市 ☎0748-22-3388 平成21(2009)年

びわこ成蹊スポーツ大学
BIWAKO SEIKEI SPORT COLLEGE
滋賀県大津市 ☎077-596-8410 平成15(2003)年

プール学院大学
Poole Gakuin University
大阪府堺市 ☎072-292-7201 平成8(1996)年

福井工业大学
Fukui University of Technology
福井県福井市 ☎0776-29-2620 昭和40(1965)年

福岡工业大学
Fukuoka Institute of Technology
福岡県福岡市 ☎092-606-3131 昭和38(1963)年

福岡国際大学
Fukuoka International University
福岡県太宰府市 ☎092-922-4034 平成10(1998)年

福岡歯科大学
Fukuoka Dental College
福岡県福岡市 ☎092-801-0411 昭和48(1973)年

福島学院大学
Fukushima College
福島県福島市 ☎024-553-3221 平成15(2003)年

福山平成大学
Fukuyama Heisei University
広島県福山市 ☎084-972-5001 平成6(1994)年

富士大学
Fuji University
岩手県花巻市 ☎0198-23-6221 昭和40(1965)年

佛教大学
Bukkyo University
京都府京都市 ☎075-491-2141 昭和24(1949)年

文化学園大学
Bunka Gakuen University
東京都渋谷区 ☎03-3299-2310 昭和39(1964)年

文化ファッション大学院大学
Bunka Fashion Graduate University
東京都渋谷区 ☎03-3299-2701 平成18(2006)年

平安女学院大学
Heian Jogakuin(St.Agnes') University
京都府京都市 ☎075-414-8153 平成12(2000)年

平成音楽大学
HEISEI COLLEGE OF MUSIC
熊本県上益城郡 ☎096-282-0506 平成13(2001)年

平成国際大学
Heisei International University
埼玉県加須市 ☎0480-66-2100 平成8(1996)年

別府大学
BEPPU UNIVERSITY
大分県別府市 ☎0977-67-0101 昭和25(1950)年

北翔大学
Hokusho University
北海道江別市 ☎011-386-8011 平成9(1997)年

会員校一覧

北星学園大学

Hokusei Gakuen University

北海道札幌市 ☎011-891-2731 昭和37(1962)年

北陸大学

Hokuriku University

石川県金沢市 ☎076-229-1161 昭和50(1975)年

北陸学院大学

Hokuriku Gakuin University

石川県金沢市 ☎076-280-3850 平成20(2008)年

保健医療経営大学

College of Healthcare Management

福岡県みやま市 ☎0944-67-7007 平成20(2008)年

北海学園大学

Hokkai-Gakuen University

北海道札幌市 ☎011-841-1161 昭和27(1952)年

北海商科大学

Hokkai School of Commerce

北海道札幌市 ☎011-841-1161 昭和52(1977)年

北海道医療大学

Health Sciences University of Hokkaido

北海道石狩郡 ☎0133-23-1211 昭和49(1974)年

北海道科学大学

Hokkaido University of Science

北海道札幌市 ☎011-681-2161 昭和42(1967)年

北海道情報大学

Hokkaido Information University

北海道江別市 ☎011-385-4411 平成元(1989)年

北海道薬科大学

Hokkaido Pharmaceutical University School of Pharmacy

北海道小樽市 ☎0134-62-5111 昭和49(1974)年

ま 松本大学

MATSUMOTO UNIVERSITY

長野県松本市 ☎0263-48-7200 平成14(2002)年

松本歯科大学

Matsumoto Dental University

長野県塩尻市 ☎0263-52-3100 昭和47(1972)年

松山東雲女子大学

Matsuyama Shinonome College

愛媛県松山市 ☎089-931-6211 平成4(1992)年

南九州大学

Minami Kyushu University

宮崎県宮崎市 ☎0985-83-2111 昭和42(1967)年

身延山大学

Minobusan University

山梨県南巨摩郡 ☎0556-62-0107 平成7(1995)年

美作大学

MIMASAKA UNIVERSITY

岡山県津山市 ☎0868-22-7718 昭和42(1967)年

宮崎国際大学

Miyazaki International College

宮崎県宮崎市 ☎0985-85-5931 平成6(1994)年

宮崎産業経営大学

Miyazaki Sangyo-Keiei University

宮崎県宮崎市 ☎0985-52-3111 昭和62(1987)年

武蔵野音楽大学

Musashino Academia Musicae

東京都練馬区 ☎03-3992-1121 昭和24(1949)年

武蔵野学院大学

Musashino Gakuin University

埼玉県狭山市 ☎04-2954-6131 平成16(2004)年

名桜大学

MEIO UNIVERSITY

沖縄県名護市 ☎0980-51-1100 平成6(1994)年

明海大学

Meikai University

埼玉県坂戸市 ☎049-285-5511 昭和45(1970)年

明治国際医療大学

Meiji University of Integrative Medicine

京都府南丹市 ☎0771-72-1181 昭和58(1983)年

名城大学

Meijo University

愛知県名古屋市 ☎052-832-1151 昭和24(1949)年

目白大学

Mejiro University

東京都新宿区 ☎03-5996-3121 平成6(1994)年

ものづくり大学

Institute of Technologists

埼玉県行田市 ☎048-564-3200 平成13(2001)年

盛岡大学

The University of Morioka

岩手県岩手郡 ☎019-688-5555 昭和56(1981)年

森ノ宮医療大学

Morinomiya University of Medical Sciences

大阪府大阪市 ☎06-6616-6911 平成19(2007)年

や 八洲学園大学

YASHIMA GAKUEN UNIVERSITY

神奈川県横浜市 ☎045-313-5454 平成16(2004)年

安田女子大学

YASDA WOMEN'S UNIVERSITY

広島県安佐南区 ☎082-878-8111 昭和41(1996)年

山口東京理科大学

Tokyo University of Science, Yamaguchi

山口県山陽小野田市 ☎0836-88-3500 平成7(1995)年

山梨学院大学

Yamanashi Gakuin University

山梨県甲府市 ☎055-233-1111 昭和37(1962)年

横浜商科大学

YOKOHAMA COLLEGE OF COMMERCE

神奈川県横浜市 ☎045-571-3901 昭和43(1968)年

横浜創英大学

YOKOHAMA SOEI UNIVERSITY

神奈川県横浜市 ☎045-922-5641 平成24(2012)年

横浜薬科大学

YOKOHAMA COLLEGE OF PHARMACY

神奈川県横浜市 ☎045-859-1300 平成18(2006)年

四日市大学

Yokkaichi University

三重県四日市市 ☎059-365-6588 昭和63(1988)年

四日市看護医療大学

Yokkaichi Nursing and Medical Care University

三重県四日市市 ☎059-340-0700 平成19(2007)年

る 酪農学園大学

Rakuno Gakuen University

北海道江別市 ☎011-386-1111 昭和35(1960)年

麗澤大学

Reitaku University

千葉県柏市 ☎04-7173-3601 昭和34(1959)年

S SBI 大学院大学

SBI Graduate School

神奈川県横浜市 ☎045-342-4605 平成20(2008)年

短期大学

あ 大阪音楽大学短期大学部

Osaka Junior College of Music

大阪府豊中市 ☎06-6334-2131 昭和26(1951)年

か 鎌倉女子大学短期大学部

Kamakura Women's Junior College

神奈川県鎌倉市 ☎0467-44-2111 昭和25(1950)年

さ 作陽音楽短期大学

Sakuyo Junior College of Music

岡山県倉敷市 ☎086-523-0888 昭和26(1951)年

な 中村学園大学短期大学部

Nakamura Gakuen University Junior College

福岡県福岡市 ☎092-851-2531 昭和32(1957)年

は びわこ学院大学短期大学部

Biwako-Gakuin College

滋賀県東近江市 ☎0748-22-3388 平成2(1990)年

文化学園大学短期大学部

Bunka Gakuen University Junior College

東京都渋谷区 ☎03-3299-2310 昭和25(1950)年

北陸学院大学短期大学部

Hokuriku Gakuin Junior College

石川県金沢市 ☎076-280-3850 昭和25(1950)年

実施大綱

大学機関別認証評価実施大綱

本大綱について

平成16（2004）年4月1日からすべての大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）の実施する評価を受けることが学校教育法第109条第2項において義務付けられました。

本大綱は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価について、その基本的な内容等を示したもののです。

評価機構では、大学の教育研究活動等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的として評価を行います。

本大綱は、機関別認証評価の基本的な方針及び評価の実施に関する内容について記載しています。評価機構の評価は、本大綱及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づいて実施します。このほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各大学が評価機構に提出する「自己点検評価書」を作成するに当たっての『大学機関別認証評価受審のてびき』や、評価機構の評価員が評価に当たって用いる『大学機関別認証評価評価のてびき』等があります。

評価機構は、評価を受けた大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見等を踏まえ、評価の方法や「評価基準」などの見直し等を行い、より適切な評価システムを構築できるように不断の努力を重ねます。

本大綱の改訂について

平成16（2004）年度から始まった認証評価の最初の7年サイクルが終わりました。これを機会に、評価機構では、これまでの経験を踏まえて、大学の自己点検・評価及び認証評価のあり方や役割を再検討し、認証評価システムの全面的な見直しを行ってきました。

ここでは、この見直しに基づく「大学機関別認証評価実施大綱」（以下「実施大綱」という。）及び評価基準の改訂の趣旨について説明します。

認証評価は、大学から提出される「自己点検評価書」に基づいて実施されますから、認証評価が適切かつ効率的に行われるためには、自己点検・評価が本来の趣旨に沿って適切に行われていることが前提となります。しかし、第1期の認証評価において指摘された問題の多くはこの点に関連しています。例えば、「大学が作成する報告書は、とかく認証評価機関に対し大学の現状を如何

にうまく説明するかに力が注がれ、大学教育の改善向上のため活用されていない」「客觀性・透明性への配慮に欠けるところがあり、社会への説明責任を果たすという目的にも十分に沿っているとは言えない」といった指摘などです。

このような問題を生んだ原因は、大学の側にだけあるのではなく、認証評価のシステム自体にもあったと考えます。認証評価のシステムが、大学の自己点検・評価を認証評価の手段化してしまっていないかという点です。

このような問題意識に立って、評価機構では、次の二つの方針の下に、「実施大綱」及び「評価基準」の改訂を行いました。

一つ目は、認証評価受審時の自己点検・評価であっても、単に認証評価のためのものではなく、自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置付けたことです。二つ目は、評価機構が設定する「評価基準」は基本的・共通的な事項に限定し、大学はこれに自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加えるようにしたことです。

このような改訂によって、認証評価の効率性を高めることとともに、大学の個性・特色をより重視した評価にすることができると考えています。

評価機構が行う認証評価は、評価機構が自ら定める「評価基準」に基づいて行われます。しかし、このことは、評価機構が直接大学に立ち入って点検調査し、評価を行うことを意味するものではなく、評価の方法としては、大学が行う自己点検・評価の結果を分析して行います。言い換えれば、大学が自ら行う自己点検・評価の結果を踏まえ、それを土台にして評価するのであり、これには大学の自主性・主体性を尊重した評価方法としての意味があるといえます。

質保証の主体は大学であり、その基本は大学の自己点検・評価にあります。自己点検・評価の実質化なくして質保証の進展は期し得ません。認証評価が自己点検・評価を通して大学を評価することは、取りも直さず自己点検・評価を評価することになります。

認証評価の目的は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価することですが、その重要なねらいは、大学の自己点検・評価の実施状況を検証することによって、大学の自主的な質保証機能を高めることにあると考えます。

認証評価を受けるに当たっては、この点を十分ご理解のうえ、適切な自己点検・評価の実施に努められるよう期待します。

1. 評価の目的

評価機構が、大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な質保証の充実を支援すること。

実施大綱

(2) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

(3) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

2. 評価の対象

完成年度を経た大学を評価の対象とします。

3. 評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

(1) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価

この評価では、各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、「評価基準」に基づき、教育活動等の総合的な状況を評価とともに、自己点検・評価の検証を行い、「評価基準」を満たしているかどうかの判定を行います。

(2) 教育活動の状況を中心とした評価

この評価では、大学の教育活動に対する社会的期待の大きさと大学の説明責任を勘案して、教育活動を中心に大学の総合的な状況を評価します。

(3) 大学の個性・特色に配慮した評価

評価機構が定める「評価基準」は、大学として基本的・共通的な最小限のものに限定し、それ以外で大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に定める基準及び基準項目により自己点検・評価を行います。

(4) 各大学の改革・改善に資する評価

評価機構では、大学評価を大学の教育研究活動等の充実や経営改革のための不可欠な手段であると位置付け、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視します。

(5) 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価

評価機構が行う評価は、各大学が評価機構の示す『大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って作成する「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンス（「自己点検評価書」の根拠として提出された資料・データ等を含む。）を重視して行います。

(6) ピア・レビューを中心とした評価

大学の複雑な教育研究活動等を適切に評価するために、大学の教職員を主体としたピア・レビューを中心とした評価を行います。一方、大学の教育研究活動等に関して識見を有する大学外の有識者も「大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という。）の委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保します。

(7) 定性的評価を重視した評価

各大学の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を行います。

(8) コミュニケーションを重視した評価

評価に当たっては、各大学と評価機構とのコミュニケーションを重視し、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表することがないよう配慮しています。具体的には、評価を希望する各大学の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設けます。

(9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

大学からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行います。また、評価機構の行う評価に対する各大学からのアンケートや外部評価、評価の経験者からの意見等、評価システムに対する大学と社会からの意見を取り入れるシステムを整備することにより、常に評価システムの改善を行います。

4. 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する判定委員会の下に、具体的な評価を行うために、評価員で構成された評価チームを編制します。評価員は登録制として、広く大学の関係者で構成します。各大学の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案し、評価チームには、対象大学を適切に評価しうる評価員を配置します。また、評価員の人数は対象大学の規模や学部構成によって異なりますが、原則として5名程度とします。

判定委員会の委員は、15名以内で構成します。国公私立大学の関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、最終的に評価機構の理事会で決定します。

判定委員は、国公私立大学の関係者を10名程度、学協会及び経済団体等の関係者5名程度で構成します。

ただし、次のような対象大学に直接関係する評価員及び判定委員は、対象大学の評価の業務に従事できません。

[評価員及び判定委員の関係する大学の範囲]

① 評価対象大学の卒業者

② 評価対象大学に専任、または兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合

③ 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合

④ 評価対象大学の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており、（参画予定を含む。）、あるいは5年間以内に参画していた場合

⑤ 評価対象大学の競合する近隣の大学の関係者

⑥ その他、評価機構で不適正と認める者

(2) 評価員に対する研修

評価機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価員が共通理解のもとで、公正、

適切かつ円滑にその評価活動を遂行できるように、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

評価機構においては、このように十分な研修を受けた評価員が評価を行います。

〔評価員の研修方法〕

評価員の研修については、まず、評価員へ第三者評価の趣旨、「実施大綱」「評価基準」、書面調査、実地調査の留意点、調査報告書のまとめ方等、評価機構の評価システムについての説明を行います。次に、評価員経験者から体験談を聞き、評価員から疑問点等についての質疑応答を行います。評価員をグループに分け、書面調査、実地調査、調査報告書の書き方等についてのワークショップを実施し、評価員の意思統一を図ります。

5. 評価の実施方法等

(1) 「評価基準」の内容

- ①「評価基準」は、大学の教育活動等を総合的に評価するために、4つの「基準」で構成されています。この「評価基準」は、教育を中心とした大学の基本的・共通的な最小限の内容で構成されており、「基準項目」ごとに、各大学が満たすことが必要な内容が規定されています。
- ②各「基準項目」には、学校教育法及び大学設置基準等の法令の遵守の状況も踏まえた「評価の視点」を設定しています。
- ③4つの「基準」のほかに、大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、独自の「基準」「基準項目」「評価の視点」を設定することが求められます。

(2) 評価プロセス

評価のプロセスはおおむね以下の通りになります。

- ①認証評価受審時の自己点検・評価等に関する説明会の実施
評価機構では、評価機構の評価に申請した対象大学の自己評価担当者等に対して、評価機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や「自己点検評価書」の記載方法などについて説明会等を実施します。

②認証評価受審時の自己点検・評価

対象大学は、評価機構が別に定める『大学機関別認証評価受審のてびき』に従って自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成します。

作成に当たっては、学校教育法及び大学設置基準等の内容を踏まえ、まず、「基準項目」ごとに「評価の視点」に沿って教育活動等の状況を、必要に応じて学部・研究科ごとに区分して分析し、その結果に基づいて「満たしている」「満たしていない」の「自己判定」を行います。自己判定については、根拠となるエビデンスを示しながら、「自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）」「改善・向上方策（将来計画）」を簡潔に記述します。評価機構が示した「評価の視点」のほかに、大学の状況や目的に応じて独自の視点が必要な場合には、各「基準項目」に対応した独自の視点を設定し、記述すること

ができます。次に、「基準項目」の判定結果を総合的に勘案して、「基準」ごとに「自己評価」を簡潔に記述します。なお、「基準」ごとの「自己判定」は求めていません。

この「自己点検評価書」は、『大学機関別認証評価 受審のてびき』に従い作成します。

(3) 評価機構による評価

- (i) 評価機構は、対象大学から提出された「自己点検評価書」に基づき、別に定める判定基準より、以下の評価・判定を行います。

- ・「評価の視点」の内容を踏まえ、「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。
- ・「基準項目」の評価を踏まえ、「基準」ごとに「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」の評価を行います。
- ・「評価基準」全体として満たしているかどうかを総合的に判断し、「適合」「保留」「不適合」の判定を行います。
- 4つの「基準」をすべて満たしている場合は「適合」とします。4つの「基準」のうち、満たしていない「基準」が1つ以上ある場合は、別に定める判定の基準により、「不適合」または「保留」とします。
- ・「自己点検評価書」の作成、実地調査など、評価機構が行う評価の過程において、虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した場合は「不適合」とします。

- (ii) 「保留」とされた大学は、別に定める再評価の結果、「満たしていない」とされた「基準」が「満たしている」とされたときは、あらためて「適合」の判定を行います。また、判定委員会が指定した保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」とします。

- (iii) 社会に対する説明責任の観点から、対象大学の全体の状況についての総評を記述します。

- (iv) 上記「5-(1)-(3)」の独自の「基準」については、内容に関するコメントを記述します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び実地調査により実施します。書面調査では、別に定める『大学機関別認証評価 受審のてびき』に基づき、対象大学が作成する「自己点検評価書」（「自己点検評価書」の根拠として提出された資料、データ等を含みます。）の分析を行います。実地調査では、別に定める『大学機関別認証評価 評価のてびき』に基づき、「自己点検評価書」の誠実性や学校教育法及び大学設置基準等の法令に適合しているかを中心に確認するとともに、書面調査で指摘された問題点及び優れている点等を中心とした調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価の結果は、今後の大学の教育活動等の改善につなげるものであると同時に、また、広く社会に公表されるものであることから、

実施大綱

評価プロセスにおける透明性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保し、最終的に確定する必要があります。

加えて、評価機構では、対象大学とのコミュニケーションを重視しているため、対象大学から二度にわたる意見の申立ての機会を設けます。まず、一度目は評価チームが作成する調査報告書案に対し、意見申立ての機会を設けます。二度目は最終的に評価結果を確定する前の段階で、判定委員会の評価結果案を再度対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。それぞれの申立てがあった場合には、再度審議を行います。

ただし、評価結果案のうち、「保留」と「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設け、審議を行った上で、判定委員会において最終的に判定結果を確定します。

(5) 「評価基準」等の変更の手続き

評価機構は、評価を受けた大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う大学評価に関する調査研究活動の結果などを踏まえ、適宜、「評価基準」等の改善を図り、多様な社会的活動を展開する大学を評価するためにより適切な評価システムの構築に努めます。

「評価基準」や評価方法等を変更する場合には、会員校等の関係者に対する意見照会やパブリックコメント等を事前に行うことにより、その過程の公正性及び透明性を確保します。

6. 評価の基本スケジュール ➔139 ページ参照

7. 評価結果の公表と情報公開

(1) 上記「5-(2)-(3)」の内容を記した「評価報告書」を作成し、これを公表します。

(2) 「評価報告書」は、対象大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告します。また、印刷物の刊行及び評価機構のホームページへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、評価機構は、対象大学に対して大学のホームページ上に「自己点検評価書」を掲載することを依頼します。対象大学のホームページと評価機構のホームページをリンクさせることで、各大学の「自己点検評価書」を閲覧できる仕組みとします。

(3) 評価機構は、公的責任のある組織として、組織体制の透明性・客観性を重視し、学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供します。

(4) 評価機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合には、評価機構の定める規定に基づき対応します。ただし、大学から提供され、評価機構が保有することになった文書については、原則として公開しません。

8. 評価システムの改善

評価機構では、常時、評価システムの改善を行います。

評価システムの改善のために、評価を受けた大学の関係者や評

価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う大学評価、高等教育に関する調査研究活動の成果等を取り入れるシステムを整備します。また、日本私立大学協会や私学高等教育研究所などの関係機関の協力を得て、必要に応じて評価機構に対する外部評価を依頼します。また、同時に広く社会一般から評価システムに関する意見等を求め、それらを参考として改善に役立てることにより、より良いシステムを目指します。

9. 評価料

会員大学が評価を受ける場合は、大学の規模等に応じて、以下の評価料を負担するものとします。また、それぞれの評価料に消費税を加算します。

〔評価料〕

(1) 基本費用 1 大学 200万円

(2) 1 学部あたり 50万円

(3) 1 研究科あたり 25万円

(4) 実地調査にかかる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）

非会員大学が評価を受ける場合は、上記の評価料と1周期（原則7年間）分の会費相当額の合計額を負担するものとします。

10. 評価の時期

(1) 評価は、毎年度1回実施します。

(2) 評価機構に評価を希望する大学は、申請受付期限までに、別に定める様式に従って、評価機構に申請します。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。

(3) 評価機構において、対象大学が評価を受ける周期は7年以内ごとになります。

11. 「改善報告書」等の公表及び提出

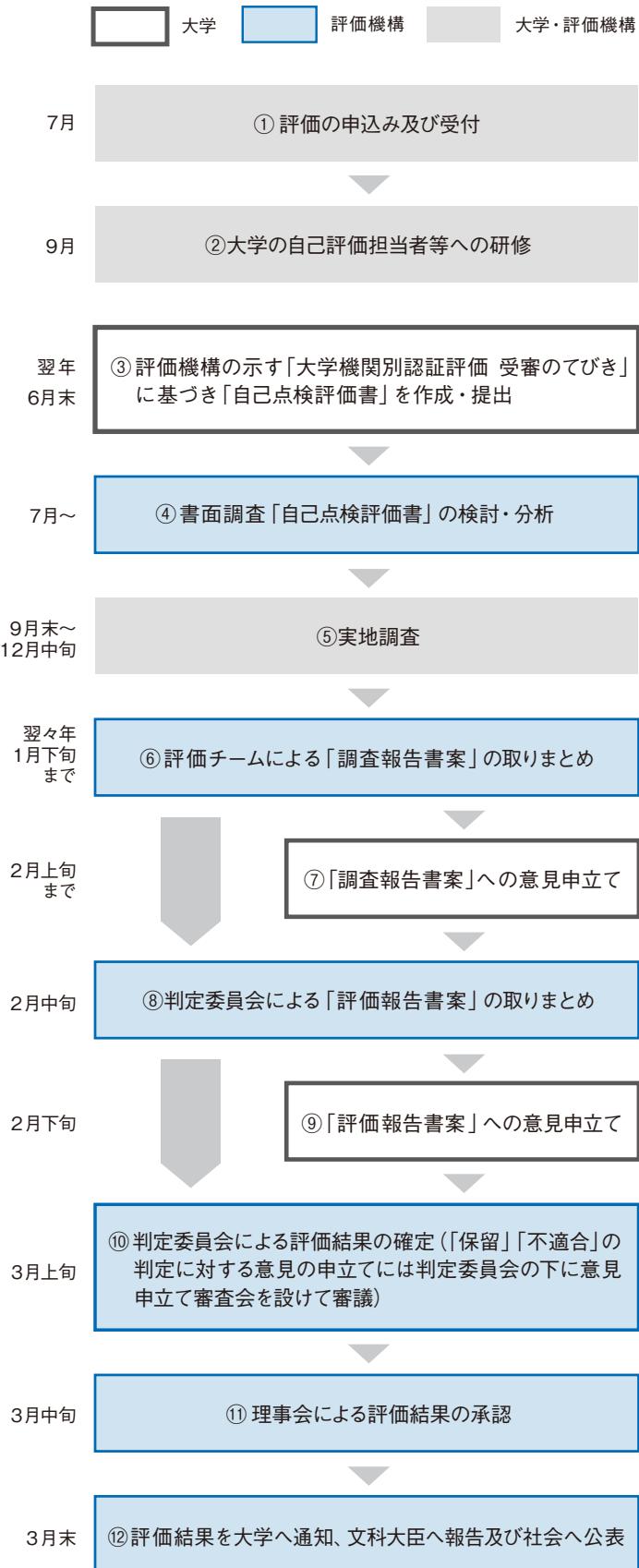
「適合」の判定を受けた大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった場合は、「改善報告書」等の公表及び提出を当該大学に求めます。

「改善報告書」等の公表及び提出が求められた大学は、評価機構が指定する期間内に「改善報告書」等を当該大学のホームページに公表するとともに、同「改善報告書」等を評価機構に提出するものとします。

12. 「適合」の判定の取消し

「適合」の判定を受けた大学が、認証評価終了後に虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていたことが判明した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことがあります。

6. 評価の基本スケジュール



- ① 大学からの評価の申込みを受け付けます。
- ② 評価機構は、対象大学の自己評価担当者等に対して、「自己点検評価書」の記載方法や今後のスケジュール等について説明会等を実施します。
- ③ 対象大学は、評価機構の示す『大学機関別認証評価 受審のてびき』に基づき、「自己点検評価書」を作成し、評価機構に提出します。
- ④ 評価機構では、十分な研修を受けた評価員で構成する評価チームにおいて、対象大学から提出された「自己点検評価書」の検討・分析などの書面調査を行います。
- ⑤ 評価チームは、書面調査の分析結果をもとに実地調査を行います。
- ⑥ 評価チームは、書面調査と実地調査の結果を踏まえ、「調査報告書案」を作成し、評価機構に提出します。
- ⑦ 評価機構は、「調査報告書案」を対象大学に通知します。対象大学は、「調査報告書案」に対する意見があれば申立てを行います。
- ⑧ 判定委員会では、「調査報告書案」及び大学からの意見申立てを考慮し、また、必要に応じて評価チームの団長と対象大学の責任者に対するヒアリング等を行い、事実確認等をした上で、「評価報告書案」を取りまとめます。
- ⑨ 評価機構は、評価結果を最終的に確定する前に、「評価報告書案」を対象大学に通知します。対象大学は、評価機構から通知された「評価報告書案」に意見があれば申立てを行います。
- ⑩ 判定委員会は、最終的な評価結果を確定し、「評価報告書」を作成します。「評価報告書案」に対する意見の申立てがあった場合には、再審議を行った上で、評価結果を確定します。また、「保留」と「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設けて審議を行った上で確定します。
- ⑪ 「評価報告書案」を理事会に提出し、承認を得ます。
- ⑫ 最終的に「評価報告書」としてまとめた評価結果は、大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告します。また、ホームページ等を通じて広く一般社会に公表します。

実施大綱

短期大学機関別認証評価実施大綱

本大綱について

平成 16（2004）年 4 月 1 日からすべての大学、短期大学及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7 年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）の実施する評価を受けることが学校教育法第 109 条第 2 項において義務付けられました。

本大綱は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が実施する、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価について、その基本的な内容等を示したもののです。

評価機構では、短期大学の教育研究活動等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の短期大学の発展に寄与することを目的として評価を行います。

本大綱は、機関別認証評価の基本的な方針及び評価の実施に関する内容について記載しています。評価機構の評価は、本大綱及び本大綱に基づいて定められた「短期大学評価基準」（以下「短大評価基準」という。）に基づいて実施します。このほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各短期大学が評価機構に提出する「自己点検評価書」を作成するに当たっての『短期大学機関別認証評価 受審のてびき』や、評価機構の評価員が評価に当たって用いる『短期大学機関別認証評価 評価のてびき』等があります。

評価機構は、評価を受けた短期大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見等を踏まえ、評価の方法や「短大評価基準」などの見直し等を行い、より適切な評価システムを構築できるように不斷の努力を重ねます。

本大綱の改訂について

平成 16（2004）年度から始まった認証評価の最初の 7 年サイクルが終わりました。これを機会に、評価機構では、これまでの経験を踏まえて、短期大学の自己点検・評価及び認証評価のあり方や役割を再検討し、認証評価システムの全面的な見直しを行ってきました。

ここでは、この見直しに基づく「短期大学機関別認証評価実施大綱」（以下「短大実施大綱」という。）及び「短大評価基準」の改訂の趣旨について説明します。

認証評価は、短期大学から提出される「自己点検評価書」に基づいて実施されますから、認証評価が適切かつ効率的に行われるためには、自己点検・評価が本来の趣旨に沿って適切に行われていることが前提となります。しかし、第 1 期の認証評価において指摘された問題の多くはこの点に関連しています。例えば、「短

期大学が作成する報告書は、とかく認証評価機関に対し短期大学の現状を如何にうまく説明するかに力が注がれ、短期大学教育の改善向上のため活用されていない」「客観性・透明性への配慮に欠けるところがあり、社会への説明責任を果たすという目的にも十分に沿っているとは言えない」といった指摘などです。

このような問題を生んだ原因は、短期大学の側にだけあるのではなく、認証評価のシステム自体にもあったと考えます。認証評価のシステムが、短期大学の自己点検・評価を認証評価の手段化してしまっていないかという点です。

このような問題意識に立って、評価機構では、次の二つの方針の下に、「短大実施大綱」及び「短大評価基準」の改訂を行いました。

一つ目は、認証評価受審時の自己点検・評価であっても、単に認証評価のためのものではなく、自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置付けたことです。二つ目は、評価機構が設定する「短大評価基準」は基本的・共通的な事項に限定し、短期大学はこれに自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加えるようにしたことです。

このような改訂によって、認証評価の効率性を高めることとともに、短期大学の個性・特色をより重視した評価にすると考えています。

評価機構が行う認証評価は、評価機構が自ら定める「短大評価基準」に基づいて行われます。しかし、このことは、評価機構が直接短期大学に立ち入りて点検調査し、評価を行うことを意味するものではなく、評価の方法としては、短期大学が行う自己点検・評価の結果を分析して行います。言い換れば、短期大学が自ら行う自己点検・評価の結果を踏まえ、それを土台にして評価するのであり、これには短期大学の自主性・主体性を尊重した評価方法としての意味があるといえます。

質保証の主体は短期大学であり、その基本は短期大学の自己点検・評価にあります。自己点検・評価の実質化なくして質保証の進展は期し得ません。認証評価が自己点検・評価を通して短期大学を評価することは、取りも直さず自己点検・評価を評価することになります。

認証評価の目的は、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価することですが、その重要なねらいは、短期大学の自己点検・評価の実施状況を検証することによって、短期大学の自主的な質保証機能を高めることにあると考えます。

認証評価を受けるに当たっては、この点を十分ご理解のうえ、適切な自己点検・評価の実施に努められるよう期待します。

1. 評価の目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

(1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総

合的な状況を評価とともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。

(2) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。

(3) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

2. 評価の対象

完成年度を経た短期大学を評価の対象とします。

3. 評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

(1) 評価機構の定める「短大評価基準」に基づく評価

この評価では、各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、「短大評価基準」に基づき、教育活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、「短大評価基準」を満たしているかどうかの判定を行います。

(2) 教育活動の状況を中心とした評価

この評価では、短期大学の教育活動に対する社会的期待の大きさと短期大学の説明責任を勘案して、教育活動を中心に短期大学の総合的な状況を評価します。

(3) 短期大学の個性・特色に配慮した評価

評価機構が定める「短大評価基準」は、短期大学として基本的・共通的な最小限のものに限定し、それ以外で短期大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、短期大学が独自に定める基準及び基準項目により自己点検・評価を行います。

(4) 各短期大学の改革・改善に資する評価

評価機構では、短期大学評価を短期大学の教育研究活動等の充実や経営改革のための不可欠な手段であると位置付け、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視します。

(5) 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価

評価機構が行う評価は、各短期大学が評価機構の示す『短期大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って作成する「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンス（「自己点検評価書」の根拠として提出された資料・データ等を含む。）を重視して行います。

(6) ピア・レビューを中心とした評価

短期大学の複雑な教育研究活動等を適切に評価するために、短期大学の教職員を主体としたピア・レビューを中心とした評価を行います。一方、短期大学の教育研究活動等に関して識見を有する短期大学外の有識者も「短期大学評価判定委員会」（以下「短大判定委員会」という。）の委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保します。

(7) 定性的評価を重視した評価

各短期大学の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を行います。

(8) コミュニケーションを重視した評価

評価に当たっては、各短期大学と評価機構とのコミュニケーションを重視し、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表することがないよう配慮しています。具体的には、評価を希望する各短期大学の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設けます。

(9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

短期大学からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行います。また、評価機構の行う評価に対する各短期大学からのアンケートや外部評価、評価の経験者からの意見等、評価システムに対する大学と社会からの意見を取り入れるシステムを整備することにより、常に評価システムの改善を行います。

4. 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、公私立短期大学及び国公私立大学の関係者並びに社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する短大判定委員会の下に、具体的な評価を行うために、評価員で構成された評価チームを編制します。評価員は登録制として、広く短期大学の関係者で構成します。各短期大学の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案し、評価チームには、対象短期大学を適切に評価しうる評価員を配置します。また、評価員の人数は対象短期大学の規模や学科構成によって異なりますが、原則として4名程度とします。

短大判定委員会の委員は、10名以内で構成します。公私立短期大学及び国公私立大学の関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、最終的に評価機構の理事会で決定します。

短大判定委員は、公私立短期大学及び国公私立大学の関係者を7名程度、学協会及び経済団体等の関係者3名程度で構成します。

ただし、次のような対象短期大学に直接関係する評価員及び判定委員は、対象短期大学の評価の業務に従事できません。

[評価員及び判定委員の関係する短期大学の範囲]

- ① 評価対象短期大学の卒業者
- ② 評価対象短期大学に専任、または兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- ③ 評価対象短期大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた場合
- ④ 評価対象短期大学の教育研究または経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており、（参画予定を含む。）、あるいは5年間以内に参画していた場合
- ⑤ 評価対象短期大学の競合する近隣の短期大学の関係者
- ⑥ その他、評価機構で不適正と認める者

実施大綱

(2) 評価員に対する研修

評価機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価員が共通理解のもとで、公正、適切かつ円滑にその評価活動を遂行できるように、短期大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

評価機構においては、このように十分な研修を受けた評価員が評価を行います。

[評価員の研修方法]

評価員の研修については、まず、評価員へ第三者評価の趣旨、「短大実施大綱」「短大評価基準」、書面調査、実地調査の留意点、調査報告書のまとめ方等、評価機構の評価システムについての説明を行います。次に、評価員経験者から体験談を聞き、評価員から疑問点等についての質疑応答を行います。評価員をグループに分け、書面調査、実地調査、調査報告書の書き方等についてのワークショップを実施し、評価員の意思統一を図ります。

5. 評価の実施方法等

(1) 「短大評価基準」の内容

①「短大評価基準」は、短期大学の教育活動等を総合的に評価するために、4つの「基準」で構成されています。この「短大評価基準」は、教育を中心とした短期大学の基本的・共通的な最小限の内容で構成されており、「基準項目」ごとに、各短期大学が満たすことが必要な内容が規定されています。

②各「基準項目」には、学校教育法及び短期大学設置基準等の法令の遵守の状況も踏まえた「評価の視点」を設定しています。

③4つの「基準」のほかに、短期大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、独自の「基準」「基準項目」「評価の視点」を設定することが求められます。

(2) 評価プロセス

評価のプロセスはおおむね以下の通りになります。

①認証評価受審時の自己点検・評価等に関する説明会の実施

評価機構では、評価機構の評価に申請した対象短期大学の自己評価担当者等に対して、評価機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や「自己点検評価書」の記載方法などについて説明会等を実施します。

②認証評価受審時の自己点検・評価

対象短期大学は、評価機構が別に定める『短期大学機関別認証評価受審のてびき』に従って自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成します。

作成に当たっては、学校教育法及び短期大学設置基準等の内容を踏まえ、まず、「基準項目」ごとに「評価の視点」に沿って教育活動等の状況を、必要に応じて学科・専攻課程ごとに区分して分析し、その結果に基づいて「満たしている」「満たしていない」の「自己判定」を行います。自己判定については、

根拠となるエビデンスを示しながら、「自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）」「改善・向上方策（将来計画）」を簡潔に記述します。評価機構が示した「評価の視点」のほかに、短期大学の状況や目的に応じて独自の視点が必要な場合には、各「基準項目」に対応した独自の視点を設定し、記述することができます。次に、「基準項目」の判定結果を総合的に勘案して、「基準」ごとに「自己評価」を簡潔に記述します。なお、「基準」ごとの「自己判定」は求めていません。

この「自己点検評価書」は、『短期大学機関別認証評価受審のてびき』に従い作成します。

③評価機構による評価

(i) 評価機構は、対象短期大学から提出された「自己点検評価書」に基づき、別に定める判定基準より、以下の評価・判定を行います。

- ・「評価の視点」の内容を踏まえ、「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。
- ・「基準項目」の評価を踏まえ、「基準」ごとに「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」の評価を行います。
- ・「短大評価基準」全体として満たしているかどうかを総合的に判断し、「適合」「保留」「不適合」の判定を行います。
- 4つの「基準」をすべて満たしている場合は「適合」とします。4つの「基準」のうち、満たしていない「基準」が1つ以上ある場合は、別に定める判定の基準により、「不適合」または「保留」とします。

・「自己点検評価書」の作成、実地調査など、評価機構が行う評価の過程において、虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会倫理に反する行為が意図的に行われていると短大判定委員会が判断した場合は「不適合」とします。

(ii) 「保留」とされた短期大学は、別に定める再評価の結果、「満たしていない」とされた「基準」が「満たしている」とされたときは、あらためて「適合」の判定を行います。また、短大判定委員会が指定した保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」とします。

(iii) 社会に対する説明責任の観点から、対象短期大学の全体の状況についての総評を記述します。

(iv) 上記「5-(1)-(3)」の独自の「基準」については、内容に関するコメントを記述します。

④評価方法

評価は、書面調査及び実地調査により実施します。書面調査では、別に定める『短期大学機関別認証評価受審のてびき』に基づき、対象短期大学が作成する「自己点検評価書」(「自己点検評価書」の根拠として提出された資料、データ等を含みます。)の分析を行います。実地調査では、別に定める『短期大学機関別認証評価受審のてびき』に基づき、「自己点検評価書」の誠実性や学校教育法及び短期大学設置基準等の法令に適合しているかを中心に

確認するとともに、書面調査で指摘された問題点及び優れている点等を中心とした調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価の結果は、今後の短期大学の教育活動等の改善につなげるものであると同時に、また、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおける透明性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保し、最終的に確定する必要があります。

加えて、評価機構では、対象短期大学とのコミュニケーションを重視しているため、対象短期大学から二度にわたる意見の申立ての機会を設けます。まず、一度目は評価チームが作成する調査報告書案に対し、意見申立ての機会を設けます。二度目は最終的に評価結果を確定する前の段階で、短大判定委員会の評価結果案を再度対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。それぞれの申立てがあった場合には、再度審議を行います。

ただし、評価結果案のうち、「保留」と「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために短大判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設け、審議を行った上で、短大判定委員会において最終的に判定結果を確定します。

(5) 「短大評価基準」等の変更の手続き

評価機構は、評価を受けた短期大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う短期大学評価に関する調査研究活動の結果などを踏まえ、適宜、「短大評価基準」等の改善を図り、多様な社会的活動を展開する短期大学を評価するためにより適切な評価システムの構築に努めます。

「短大評価基準」や評価方法等を変更する場合には、会員校等の関係者に対する意見照会やパブリックコメント等を事前に行うことにより、その過程の公正性及び透明性を確保します。

6. 評価の基本スケジュール [⇒144 ページ参照](#)

7. 評価結果の公表と情報公開

- (1) 上記「5-(2)-(3)」の内容を記した「評価報告書」を作成し、これを公表します。
- (2) 「評価報告書」は、対象短期大学に通知するとともに、文部科学大臣に報告します。また、印刷物の刊行及び評価機構のホームページへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、評価機構は、対象短期大学に対して短期大学のホームページ上に「自己点検評価書」を掲載することを依頼します。対象短期大学のホームページと評価機構のホームページをリンクさせることで、各短期大学の「自己点検評価書」を閲覧できる仕組みとします。
- (3) 評価機構は、公的責任のある組織として、組織体制の透明性・客観性を重視し、学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供します。
- (4) 評価機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があつた

場合には、評価機構の定める規定に基づき対応します。ただし、短期大学から提供され、評価機構が保有することになった文書については、原則として公開しません。

8. 評価システムの改善

評価機構では、常時、評価システムの改善を行います。

評価システムの改善のために、評価を受けた短期大学の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う短期大学評価、高等教育に関する調査研究活動の成果等を取り入れるシステムを整備します。また、日本私立大学協会や私学高等教育研究所などの関係機関の協力を得て、必要に応じて評価機構に対する外部評価を依頼します。また、同時に広く社会一般から評価システムに関する意見等を求め、それらを参考として改善に役立てることにより、より良いシステムを目指します。

9. 評価料

会員短期大学が評価を受ける場合は、短期大学の規模等に応じて、以下の評価料を負担するものとします。また、それぞれの評価料に消費税を加算します。

[評価料]

(1) 基本費用 1短期大学 200万円

(2) 1学科あたり 20万円

(3) 実地調査にかかる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）

非会員短期大学が評価を受ける場合は、上記の評価料と1周期（原則7年間）分の会費相当額の合計額を負担するものとします。

10. 評価の時期

(1) 評価は、毎年度1回実施します。

(2) 評価機構に評価を希望する短期大学は、申請受付期限までに、別に定める様式に従って、評価機構に申請します。また、機構は、短期大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該短期大学の評価を実施します。

(3) 評価機構において、対象短期大学が評価を受ける周期は7年以内ごとになります。

11. 「改善報告書」等の公表及び提出

「適合」の判定を受けた短期大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった場合は、「改善報告書」等の公表及び提出を当該短期大学に求めます。

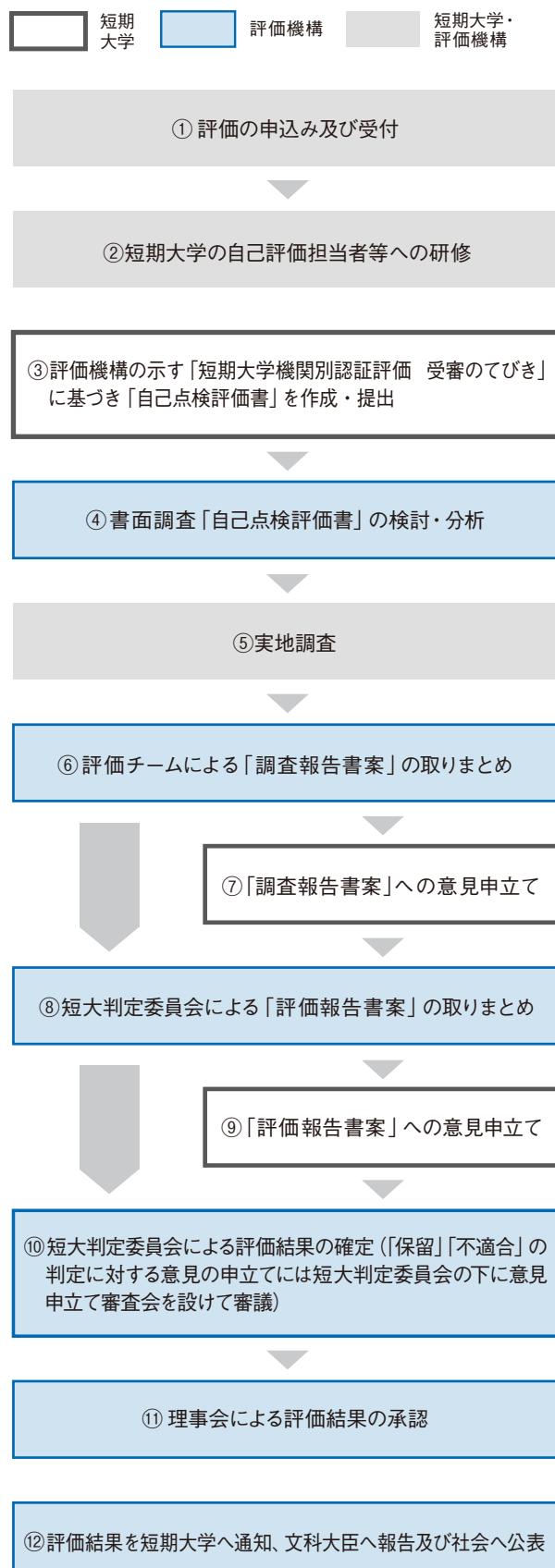
「改善報告書」等の公表及び提出が求められた短期大学は、評価機構が指定する期間内に「改善報告書」等を当該短期大学のホームページに公表するとともに、同「改善報告書」等を評価機構に提出するものとします。

12. 「適合」の判定の取消し

「適合」の判定を受けた短期大学が、認証評価終了後に虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていたことが判明した場合、短大判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことがあります。

実施大綱

6. 評価の基本スケジュール



- ① 短期大学からの評価の申込みを受け付けます。
- ② 評価機構は、対象短期大学の自己評価担当者等に対して、「自己点検評価書」の記載方法や今後のスケジュール等について説明会等を実施します。
- ③ 対象短期大学は、評価機構の示す『短期大学機関別認証評価 受審のてびき』に基づき、「自己点検評価書」を作成し、評価機構に提出します。
- ④ 評価機構では、十分な研修を受けた評価員で構成する評価チームにおいて、対象短期大学から提出された「自己点検評価書」の検討・分析などの書面調査を行います。
- ⑤ 評価チームは、書面調査の分析結果をもとに実地調査を行います。
- ⑥ 評価チームは、書面調査と実地調査の結果を踏まえ、「調査報告書案」を作成し、評価機構に提出します。
- ⑦ 評価機構は、「調査報告書案」を対象短期大学に通知します。対象短期大学は、「調査報告書案」に対する意見があれば申立てを行います。
- ⑧ 短大判定委員会では、「調査報告書案」及び短期大学からの意見申立てを考慮し、また、必要に応じて評価チームの団長と対象短期大学の責任者に対するヒアリング等を行い、事実確認等をした上で、「評価報告書案」を取りまとめます。
- ⑨ 評価機構は、評価結果を最終的に確定する前に、「評価報告書案」を対象短期大学に通知します。対象短期大学は、評価機構から通知された「評価報告書案」に意見があれば申立てを行います。
- ⑩ 短大判定委員会は、最終的な評価結果を確定し、「評価報告書」を作成します。「評価報告書案」に対する意見の申立てがあった場合には、再審議を行った上で、評価結果を確定します。また、「保留」と「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために短大判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設けて審議を行った上で確定します。
- ⑪ 「評価報告書案」を理事会に提出し、承認を得ます。
- ⑫ 最終的に「評価報告書」としてまとめた評価結果は、短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告します。また、ホームページ等を通じて広く一般社会に公表します。

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価実施大綱

本大綱について

学校教育法の改正により高度専門職業人養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育研究を行う専門職大学院の制度が平成15年度に創設されました。また、その教育研究水準の向上に資するため、各専門職大学院は政令で定める期間（5年以内）ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）の実施する評価を受けることが学校教育法第109条第3項、同法施行令第40条において義務付けられました。

本大綱は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）が実施する、ファッション・ビジネス系専門職大学院の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価について、その基本的な内容等を示したもので

評価機構では、ファッション・ビジネス系専門職大学院の教育研究活動等の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の専門職大学院の発展に寄与することを目的として評価を行います。

本大綱は、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価の基本的な方針及び評価の実施に関する内容について記載しています。評価機構の評価は、本大綱及び本大綱に基づいて定められた「ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づいて実施します。このほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、ファッション・ビジネス系専門職大学院が評価機構に提出する「自己点検評価書」を作成するに当たっての『専門職大学院認証評価 受審のてびき』や、評価機構の評価員が評価に当たって用いる『専門職大学院認証評価 評価のてびき』等があります。

評価機構は、評価を受けた専門職大学院の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見等を踏まえ、評価の方法や「評価基準」などの見直し等を行い、より適切な評価システムを構築できるように不斷の努力を重ねます。

1. 評価の目的

評価機構が、専門職大学院からの要請に応じて行う評価は、我が国の専門職大学院の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各専門職大学院が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各専門職大学院の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2) 各専門職大学院が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- (3) 各専門職大学院の個性・特色に配慮した評価を行うことによ

り、各専門職大学院の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

2. 評価の対象

完成年度を経たファッション・ビジネス系専門職大学院を評価の対象とします。

ファッション・ビジネスの対象とする分野は、服飾を中心とする企画、制作、生産、流通を含む総合的分野とします。

3. 評価の基本的な方針

評価機構は、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。

- (1) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価

この評価では、各専門職大学院が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、「評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、「評価基準」を満たしているかどうかの判定を行います。

- (2) 専門職大学院の個性・特色に配慮した評価

評価機構が定める「評価基準」は、専門職大学院として求められる基本的な事項に加えて、専門職大学院の個性・特色に配慮した評価を行うものであり、各専門職大学院の使命・目的及び教育目的を重視した評価を行います。

- (3) 各専門職大学院の改革・改善に資する評価

評価機構では、専門職大学院評価を専門職大学院の教育研究活動等の充実や経営改革のための不可欠な手段であると位置づけ、評価作業の過程や評価結果と自己改革・改善との連動・連結を重視します。

- (4) 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価

評価機構が行う評価は、各専門職大学院が評価機構の示す『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に従って作成する「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンス（「自己点検評価書」の根拠として提出された資料・データ等を含む。）を重視して行います。

- (5) ピア・レビューを中心とした評価

専門職大学院の高度な教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教職員を主体としたピア・レビューを中心とした評価を行います。一方、専門職大学院の教育研究活動等に関して識見を有する大学外の有識者、関連業界及び学協会の関係者等もファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）委員に加えることにより、評価の客観性、社会的妥当性を確保します。

- (6) 定性的評価を重視した評価

各専門職大学院の教育研究活動等の質の改善を志向する観点から、定量的指標のみならず、その活動内容に対する定性的な評価を重視した評価を行います。

- (7) コミュニケーションを重視した評価

評価に当たっては、各専門職大学院と評価機構とのコミュニケーションを重視し、評価機構が一方的に判断をしてその結果を公表

実施大綱

することができないよう配慮しています。具体的には、評価を希望する各専門職大学院の自己評価担当者等に対する説明会等の実施や意見申立ての機会を二度設けます。

(8) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

専門職大学院からの意見申立て制度を整備するとともに、評価のプロセスや方法及び結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行います。また、評価機構の行う評価に対する各専門職大学院からのアンケートや外部評価、評価の経験者からの意見等、評価システムに対する専門職大学院と社会からの意見を取り入れるシステムを整備することにより、常に評価システムの改善を行います。

4. 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国公私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する判定委員会の下に、具体的な評価を行うために、評価員で構成された評価チームを編制します。評価員は登録制として、広く大学の関係者で構成します。各専門職大学院の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案し、評価チームには、国公私立大学の関係者、関連する業界の関係者及び学協会等の有識者、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者などの中から対象専門職大学院を適切に評価しうる評価員を配置します。また、評価員の人数は対象専門職大学院の規模や研究科の構成によって異なりますが、原則として5名程度とします。

判定委員会の委員は、10名以内で構成します。国公私立大学の関係団体、関連する学会・業界、経済団体等から広く推薦を求め、最終的に評価機構の理事会で決定します。

判定委員は、国公私立大学の関係者を7名程度、関連する学会・業界、経済団体等の関係者3名程度で構成します。

ただし、次のような対象専門職大学院に直接関係する評価員及び判定委員は、対象専門職大学院の評価の業務に従事できません。

①評価対象専門職大学院の卒業者

②評価対象専門職大学院に専任、または兼任として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた者

③評価対象専門職大学院に役員として在職（就任予定を含む。）し、あるいは5年間以内に在職していた者

④評価対象専門職大学院の教育研究または経営に関する重要な事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、あるいは5年間以内に参画していた者

⑤その他、評価機構で不適正と認める者

(2) 評価員に対する研修

評価機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場から専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行いう必要があります。このため、評価員が共通理解のもとで、公正、適切かつ円滑にその評価活動を遂行できるように、専門職大学院

評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

評価機構においては、このように十分な研修を受けた評価員が評価を行います。

[評価員の研修方法]

評価員の研修については、まず、評価員へ第三者評価の趣旨、「実施大綱」「評価基準」、書面調査、実地調査の留意点、調査報告書のまとめ方等、評価機構の評価システムについての説明を行います。次に、評価員経験者から体験談を聞き、評価員から疑問点等についての質疑応答を行います。評価員をグループに分け、書面調査、実地調査、調査報告書の書き方等についてのワークショップを実施し、評価員の意思統一を図ります。

5. 評価の実施方法等

(1) 「評価基準」の内容

①「評価基準」は、専門職大学院の教育研究活動等を総合的に評価するために、6つの「基準」で構成されています。この「評価基準」は、専門職大学院の基本的な事項で構成されており、「基準項目」ごとに、各専門職大学院が満たすことが必要な内容が規定されています。

②各「基準項目」には、学校教育法及び専門職大学院設置基準等の法令の遵守の状況も踏まえた「評価の視点」を設定しています。

(2) 評価プロセス

評価のプロセスはおおむね以下の通りになります。

①認証評価受審時の自己点検・評価等に関する説明会の実施

評価機構では、評価機構の評価に申請した対象専門職大学院の自己評価担当者等に対して、評価機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や「自己点検評価書」の記載方法などについて説明会等を実施します。

②認証評価受審時の自己点検・評価

対象専門職大学院は、評価機構が別に定める『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に従って自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成します。

作成に当たっては、学校教育法及び専門職大学院設置基準等の内容を踏まえ、まず、「基準項目」ごとに「評価の視点」に沿って教育研究活動等の状況を、必要に応じて専攻ごとに区分して分析し、その結果に基づいて「満たしている」「満たしていない」の「自己判定」を行います。自己判定については、根拠となるエビデンスを示しながら、「自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）」「改善・向上方策（将来計画）」を簡潔に記述します。評価機構が示した「評価の視点」のほかに、専門職大学院の状況や目的に応じて独自の視点が必要な場合には、各「基準項目」に対応した独自の視点を設定し、記述することができます。次に、「基準項目」の判定結果を総合的に勘案して、「基準」ごとに「自己評価」を簡潔に記述します。なお、「基準」ごとの「自己判定」は求めていません。

この「自己点検評価書」は、『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に従い作成します。

(3) 評価機構による評価

(i) 評価機構は、対象専門職大学院から提出された「自己点検評価書」に基づき、別に定める判定基準より、以下の評価・判定を行います。

- ・「評価の視点」の内容を踏まえ、「基準項目」ごとに「満たしている」「満たしていない」の評価を行います。
- ・「基準項目」の評価を踏まえ、「基準」ごとに「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」の評価を行います。
- ・「評価基準」全体として満たしているかどうかを総合的に判断し、「適合」「保留」「不適合」の判定を行います。
6つの「基準」をすべて満たしている場合は「適合」とします。6つの「基準」のうち、満たしていない「基準」が1つ以上ある場合は、別に定める判定の基準により、「不適合」または「保留」とします。
- ・「自己点検評価書」の作成、実地調査など、評価機構が行う評価の過程において、虚偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した場合は「不適合」とします。

(ii) 「保留」とされた専門職大学院は、別に定める再評価の結果、「満たしていない」とされた「基準」が「満たしている」とされたときは、あらためて「適合」の判定を行います。また、判定委員会が指定した保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」とします。

(iii) 社会に対する説明責任の観点から、対象専門職大学院の全体の状況についての総評を記述します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び実地調査により実施します。書面調査では、別に定める『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に基づき、対象専門職大学院が作成する「自己点検評価書」(「自己点検評価書」の根拠として提出された資料、データ等を含みます。)の分析を行います。実地調査では、別に定める『専門職大学院認証評価 評価のてびき』『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に基づき、「自己点検評価書」の誠実性や学校教育法及び専門職大学院設置基準等の法令に適合しているかを中心に確認とともに、書面調査で指摘された問題点及び優れている点等を中心とした調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価の結果は、今後の専門職大学院の教育研究活動等の改善につなげるものであると同時に、また、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおける透明性を確保するだけでなく、評価結果の正確性を確保し、最終的に確定する必要があります。

加えて、評価機構では、対象専門職大学院とのコミュニケーション

を重視しているため、対象専門職大学院から二度にわたる意見の申立ての機会を設けます。まず、一度目は評価チームが作成する調査報告書案に対し、意見申立ての機会を付与します。二度目は最終的に評価結果を確定する前の段階で、判定委員会の評価結果案を再度対象専門職大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。それぞれの申立てがあった場合には、再度審議を行います。

ただし、評価結果案のうち、「保留」と「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために判定委員会の下にファッション・ビジネス系専門職大学院意見申立て審査会（以下、「意見申立て審査会」という。）を設け、審議を行った上で、判定委員会において最終的に判定結果を確定します。

(5) 「評価基準」等の変更の手続き

評価機構は、評価を受けた専門職大学院の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う専門職大学院評価に関する調査研究活動の結果などを踏まえ、適宜、「評価基準」等の改善を図り、多様な社会的活動を開拓する専門職大学院を評価するためにより適切な評価システムの構築に努めます。

「評価基準」や評価方法等を変更する場合には、関係者に対する意見照会やパブリックコメント等を事前に行うことにより、その過程の公正性及び透明性を確保します。

6. 評価の基本スケジュール → 149ページ参照

7. 評価結果の公表と情報公開

(1) 上記 5-(2)-(3)の内容を記した「評価報告書」を作成し、これを公表します。

(2) 「評価報告書」は、対象専門職大学院に通知するとともに、文部科学大臣に報告します。また、印刷物の刊行及び評価機構のホームページへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、評価機構は、対象専門職大学院に対して専門職大学院のホームページ上に「自己点検評価書」を掲載することを依頼します。対象専門職大学院のホームページと評価機構のホームページをリンクさせることで、各専門職大学院の「自己点検評価書」を閲覧できる仕組みとします。

(3) 評価機構は、公的責任のある組織として、組織体制の透明性・客観性を重視し、学校教育法施行規則第169条第1項に規定されている事項を公表するとともに、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供します。

(4) 評価機構に対し、評価に関する保有文書の開示請求があった場合には、評価機構の定める規定に基づき対応します。ただし、専門職大学院から提供され、評価機構が保有することになった文書については、原則として公開しません。

8. 評価システムの改善

評価機構では、常時、評価システムの改善を行います。評価

実施大綱

システムの改善のために、評価を受けた専門職大学院の関係者や評価活動に携わった評価員、その他の関係者の意見及び評価機構が自ら行う専門職大学院評価、高等教育に関する調査研究活動の成果等を取り入れるシステムを整備します。また、日本私立大学協会や私学高等教育研究所などの関係機関の協力を得て、必要に応じて評価機構に対する外部評価を依頼します。また、同時に広く社会一般から評価システムに関する意見等を求め、それらを参考として改善に役立てることにより、より良いシステムを目指します。

9. 評価料

専門職大学院が評価を受ける場合は、専門職大学院の規模等に応じて、以下の評価料を負担するものとします。また、評価料には消費税を加算します。

〔評価料〕

- ・1研究科あたり 300万円

※その他、実地調査にかかる経費の一部（宿泊費、会議の会場費、昼食代等）については、専門職大学院の負担とします。

10. 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価機構に評価を希望する専門職大学院は、申請受付期限までに、別に定める様式に従って、評価機構に申請します。また、評価機構は、専門職大学院から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該専門職大学院の評価を実施します。
- (3) 評価機構において、対象専門職大学院が評価を受ける周期は5年以内ごとになります。

11. 変更の届出等

評価機構が「適合」の判定を受けた専門職大学院の継続的な質の保証を行うために、認証評価を受けた専門職大学院は、次の認証評価を受ける前に、評価機構が定める重要な事項（教育課程または教員組織等）について変更を行った場合には、その旨を評価機構に届け出るものとします。なお、「適合」の判定を受けた専門職大学院が法的、社会的問題を惹起した場合、評価機構は当該専門職大学院に対して、当該問題に対する説明等を求めることができます。

12. 「改善報告書」等の公表及び提出

「適合」の判定を受けた専門職大学院のうち、「改善を要する点」として指摘があった場合は、「改善報告書」等の公表及び提出を当該専門職大学院に求めます。

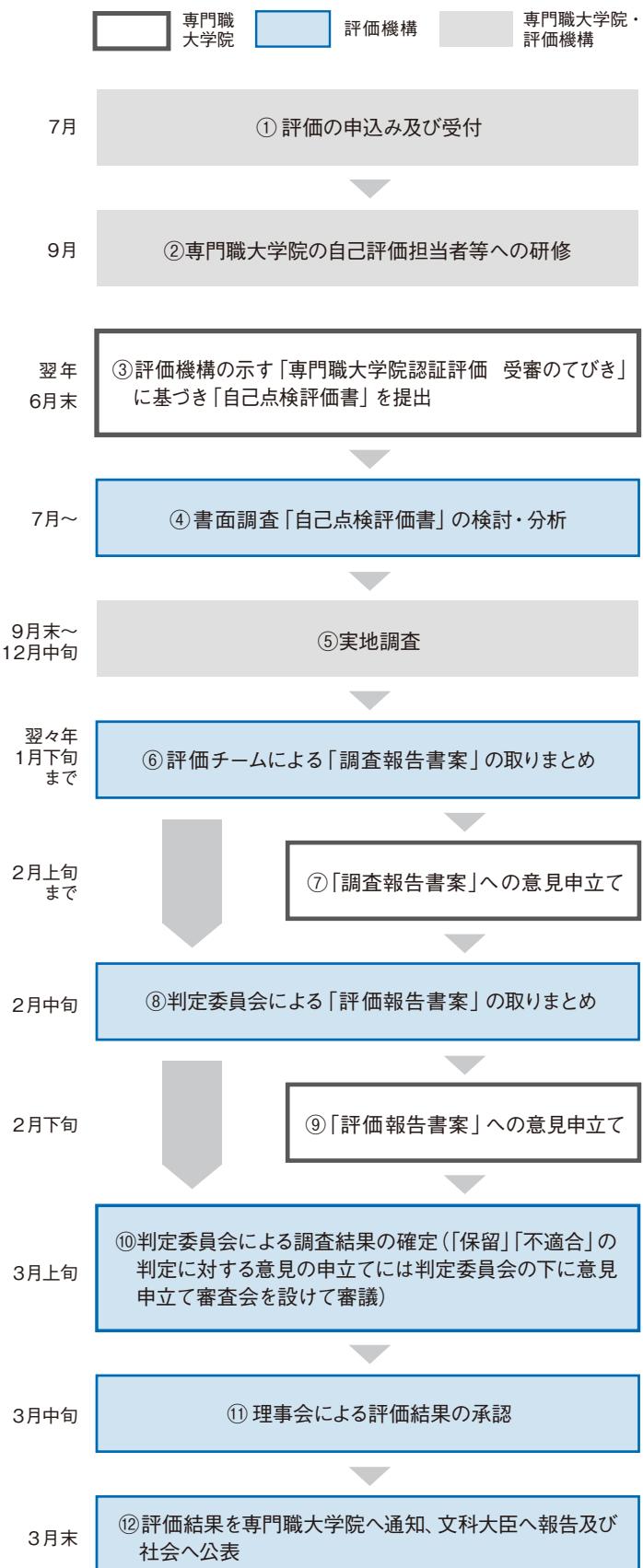
「改善報告書」等の公表及び提出が求められた専門職大学院は、評価機構が指定する期間内に「改善報告書」等を当該専門職大学院のホームページに公表するとともに、同「改善報告書」等を評価機構に提出するものとします。

13. 「適合」の判定の取消し

「適合」の判定を受けた専門職大学院が、認証評価終了後に虚

偽の報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていたことが判明した場合、判定委員会の審議を経て、理事会の議決により「適合」の判定の取消し等を行うことがあります。

6. 評価の基本スケジュール



- ① 専門職大学院からの評価の申込みを受付けます。
- ② 評価機構は、対象専門職大学院の自己評価担当者等に対して、「自己点検評価書」の記載方法や今後のスケジュール等について説明会等を実施します。
- ③ 対象専門職大学院は、評価機構の示す『専門職大学院認証評価 受審のてびき』に基づき、「自己点検評価書」を作成し、評価機構に提出します。
- ④ 評価機構では、十分な研修を受けた評価員で構成する評価チームにおいて、対象専門職大学院から提出された「自己点検評価書」の検討・分析などの書面調査を行います。
- ⑤ 評価チームは、書面調査の分析結果をもとに実地調査を行います。
- ⑥ 評価チームは、書面調査と実地調査の結果を踏まえ、「調査報告書案」を作成し、評価機構に提出します。
- ⑦ 評価機構は、「調査報告書案」を対象専門職大学院に通知します。対象専門職大学院は、「調査報告書案」に対する意見があれば申立てを行います。
- ⑧ 判定委員会では、「調査報告書案」及び専門職大学院からの意見申立てを考慮し、また、必要に応じて評価チームの団長と対象専門職大学院の責任者に対するヒアリング等を行い、事実確認等をした上で、「評価報告書案」を取りまとめます。
- ⑨ 評価機構は、評価結果を最終的に確定する前に、「評価報告書案」を対象専門職大学院に通知します。対象専門職大学院は、評価機構から通知された「評価報告書案」に意見があれば申立てを行います。
- ⑩ 判定委員会は、最終的な評価結果を確定し、「評価報告書案」を作成します。「評価報告書案」に対する意見の申立てがあった場合には、再審議を行った上で、評価結果を確定します。また、「保留」と「不適合」の判定及びその他に対する意見申立ての審議に当たっては、更なる客観的な検討を行うために判定委員会の下に「意見申立て審査会」を設けて審議を行った上で確定します。
- ⑪ 「評価報告書案」を理事会に提出し、承認を得ます。
- ⑫ 最終的に「評価報告書」としてまとめた評価結果は、専門職大学院へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告します。また、ホームページ等を通じて広く一般社会に公表します。

評価基準

大学評価基準

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が行う認証評価は、評価機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）及び方法、手順に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況を自己点検・評価した結果を分析し、機関全体として「評価基準」を満たしているかどうかを判断します。

評価機構では、各大学の個性、特色、特性を十分に發揮できるよう配慮し、自律性を尊重した評価を行います。

また、大学評価は強制や義務による受身的なものではなく、各大学の教育研究活動等の向上や経営改革のための不可欠な手段であると位置付けています。

これらのことから、各大学が掲げている使命・目的及び教育目

的に基づいて、自発的かつ積極的に自己点検・評価に取組めるよう、「評価基準」は基本的・共通的な最小限の事項にとどめ、各大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に基準及び基準項目を設定することが求められます。

評価機構が設定する各「基準」は、「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」からなります。各「基準」には、それぞれが意図している目的を「本基準の趣旨」として解説しています。

以上のことから、評価機構が行う認証評価では、評価機構の『大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って、各大学が公的に表明した使命・目的、教育目的及び大学設置基準等の法令に依拠して作成した「自己点検評価書」、その根拠となるエビデンス及び実地調査での調査結果等に基づき、評価機構が客観的、総合的に評価することを通じて、各大学の改革・改善を支援するとともに、各大学の機関全体の活動状況を社会に明らかにします。

基準1. 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有する機関です。このため、大学は使命・目的（建学の精神等を踏まえた大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。また、教育目的（教育プログラムごとの人材養成に関する

目的）を学則等において明確に定め、①学位授与の方針（ディプロマポリシー）、②教育課程の内容・方法の方針（カリキュラムポリシー）、③入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）（以下「3つの方針」という。）等への反映が求められています。

大学の使命・目的及び学部等の教育目的は、大学経営全体の基本軸となるものであり、その内容の明確性、適切性とともに、これが大学経営全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性	1-1-① 意味・内容の具体性と明確性 1-1-② 簡潔な文章化	● 使命・目的、教育目的等を示す資料
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性	1-2-① 個性・特色の明示 1-2-② 法令への適合 1-2-③ 変化への対応	● 個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分） ● 使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性	1-3-① 役員、教職員の理解と支持 1-3-② 学内外への周知 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性	● 使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料 ● 使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料 ● 中長期的な計画及び3つの方針等と使命・目的並びに教育目的との関係を示す資料 ● 教育研究組織に関する規定及びその構成を示す資料

基準2. 学修と教授

領域：学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、
学修評価、教員配置等

本基準の趣旨

学修と教授は、言うまでもなく大学の機能の中核です。大学は、その使命・目的を踏まえて、学部・学科・研究科等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策として、

3つの方針を定め、学内共通理解のもとに、組織的、総合的に教学経営を進める必要があります。

使命・目的と教育目的及び3つの方針を明確にし、内外に示すことは、教職員の意識の統一のためにも、また、大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けて教育の質を高めるためにも不可欠なことです。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
2-1. 学生の受入れ	2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	● 入学者受入れの方針を示す資料 ● 入学者受入れの方針と入学者受入れ方法との関連を示す資料 ● 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料
2-2. 教育課程及び教授方法	2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発	● 教育課程編成方針を示す資料 ● 登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限等を示す資料 ● 教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料 ● 単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示等）を示す資料
2-3. 学修及び授業の支援	2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実	● 学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料 ● 職員・TA 等による学修及び授業等の支援体制を示す資料 ● 退学、停学、留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討状況等を示す資料
2-4. 単位認定、 卒業・修了認定等	2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用	● 単位認定等成績評価の公平性のための工夫、GPA 等の活用状況を示す資料 ● 学位授与方針や学位授与基準及び学位審査手続きの実際を示す資料
2-5. キャリアガイダンス	2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備	● キャリアガイダンスに関する教育課程上及び他の教育としての取組み状況を示す資料 ● 就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料
2-6. 教育目的の 達成状況の評価と フィードバック	2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック	● 教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料 ● 教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料
2-7. 学生サービス	2-7-① 学生生活の安定のための支援 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用	● 学生相談室、医務室等の利用状況を示す資料 ● 奨学金給付・貸与状況を示す資料 ● 学生の課外活動等への支援状況を示す資料 ● 社会人、編入、転入学生等への支援状況を示す資料 ● 学生生活全般についての満足度調査及びその分析結果、あるいは学生から要望を汲上げるシステムに関する資料
2-8. 教員の配置・職能開発等	2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備	● 大学設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料 ● 教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針等に関する資料 ● FD(Faculty Development) 実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料 ● 教員研修計画及びその実施状況を示す資料 ● 教員評価制度の実施状況及び結果の活用状況を示す資料 ● 教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料
2-9. 教育環境の整備	2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理	● 施設設備に関する大学設置基準と現状との対比を示す資料 ● 教育環境に関する学生満足度調査の結果を示す資料 ● 施設設備の安全管理、メンテナンスに関する規定、運用方針、運用計画等及び管理体制を示す資料 ● 授業（講義、演習、実験等）のクラスサイズを示す資料

評価基準

基準3. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤
と収支、会計

本基準の趣旨

大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、そのための中長期的な全体計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の執行を管理していくなければなりません。また、事業執行の状況を適時に点検・評価し、その結果を改善につなげていくことが重要です。

本基準でいう経営・管理とは、学校法人及び大学における事業のすべてを含みます。今日の大学経営では、教員の仕事と、職

員の仕事を原理的に分けて考えることは適當ではなく、計画の策定においても、事業の執行においても、教員と職員との連携と協働こそがますます大事になっており、その意味で職員の力量に期待するところが非常に大きくなっています。

学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性を守る上で、財務の役割は重要です。大学独自の使命・目的の実現を目指す中長期計画も、適切な財務計画と一体になってはじめて実効性を持ち得ます。また、会計の適正な処理や財務情報の適切な開示は、大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために不可欠なことです。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
3-1. 経営の規律と誠実性	3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表	● 経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規定等 ● 大学の設置、運営に関する法令・通知等の内容と大学の現況との対比を示す資料 ● 環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料 ● 法人及び大学の運営状況に関する情報の公表の状況（項目、内容、手段等）を示す資料
3-2. 理事会の機能	3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性	● 機動的・戦略的意思決定のための仕組み（常務理事会、政策調整機関等）を示す資料 ● 理事会機能の補佐体制を示す資料 ● 理事会権限委任、理事の職務分担等を示す資料
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮	● 大学の意思決定組織及び構成員、各意思決定組織の権限に関する規定 ● 学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査、企画部門の整備等）を示す資料
3-4. コミュニケーションとガバナンス	3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営	● 管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料 ● 法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況等に対する監事の意見等を示す資料 ● 監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料 ● 評議員会への諮問状況を示す資料 ● 教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料
3-5. 業務執行体制の機能性	3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意	● 法人の業務執行体制及び大学の教育研究支援体制の編制方針と現状を示す資料 ● 職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料 ● 業務執行の管理体制（担当役員制、目標管理制度、事業評価等）を示す資料 ● 職員の職能開発のための SD(Staff Development) の計画、実施状況、人事評価・育成制度等を示す資料
3-6. 財務基盤と収支	3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	● 事業計画、予算編成方針及び財務指標等を示す資料 ● 中長期的な計画及びその裏づけとなる財務計画を示す資料 ● 消費収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、決算等の計算書類（過去5年間） ● 予算書、財産目録など（最新のもの） ● 金融資産の運用状況（過去5年間）
3-7. 会計	3-7-① 会計処理の適正な実施 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施	● 監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）、資産運用に関する規定

基準4. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義的に大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を

評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。

また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
4-1. 自己点検・評価の 適切性	4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性	●自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料 ●自己点検・評価のための組織及びその学内の位置付け等に関する資料
4-2. 自己点検・評価の 誠実性	4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表	●IR(Institutional Research)機能の構築及び活動状況を示す資料 ●自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
4-3. 自己点検・評価の 有効性	4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性	●自己点検・評価及び認証評価を改善・向上につなげる仕組みとその運営 ●自己点検・評価及び認証評価の結果の活用状況を示す資料

使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価

評価機構が定める4つの「基準」は、大学として基本的・共通的な最小限のものです。この4つの「基準」以外に、大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。

評価基準

短期大学評価基準

公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）が行う認証評価は、評価機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）及び方法、手順に基づき、各短期大学の教育研究活動等の総合的な状況を自己点検・評価した結果を分析し、機関全体として「短大評価基準」を満たしているかどうかを判断します。

評価機構では、各短期大学の個性、特色、特性を十分に發揮できるよう配慮し、自律性を尊重した評価を行います。

また、短期大学評価は強制や義務による受身的なものではなく、各短期大学の教育研究活動等の向上や経営改革のための不可欠な手段であると位置付けています。

これらのことから、各短期大学が掲げている使命・目的及び教育目的に基づいて、自発的かつ積極的に自己点検・評価に取組め

るよう、「短大評価基準」は基本的・共通的な最小限の事項にとどめ、各短期大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、短期大学が独自に基準及び基準項目を設定することが求められます。

評価機構が設定する各「基準」は、「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」からなります。各「基準」には、それぞれが意図している目的を「本基準の趣旨」として解説しています。

以上のことから、評価機構が行う認証評価では、評価機構の『短期大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って、各短期大学が公的に表明した使命・目的、教育目的及び短期大学設置基準等の法令に依拠して作成した「自己点検評価書」、その根拠となるエビデンス及び実地調査での調査結果等に基づき、評価機構が客観的、総合的に評価することを通じて、各短期大学の改革・改善を支援するとともに、各短期大学の機関全体の活動状況を社会に明らかにします。

基準1. 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

短期大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有するとともに、職業または実際生活に必要な能力を育成するという目的を持つ機関です。このため、短期大学は使命・目的（建学の精神等を踏まえた短期大学の将来像又は達成しようとする社会的使命・目的）を定め、これを社会に表明する必要があります。また、教育目的（教育プログラム

ごとの人材養成に関する目的）を学則等において明確に定め、①学位授与の方針（ディプロマポリシー）、②教育課程の内容・方法の方針（カリキュラムポリシー）、③入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）（以下「3つの方針」という。）等への反映が求められています。

短期大学の使命・目的及び学科・専攻課程等の教育目的は、短期大学経営全体の基本軸となるものであり、その内容の明確性、適切性とともに、これが短期大学経営全体に確実に反映されるための学内体制の確立が不可欠です。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
1-1. 使命・目的及び 教育目的の明確性	1-1-① 意味・内容の具体性と明確性 1-1-② 簡潔な文章化	● 使命・目的、教育目的等を示す資料
1-2. 使命・目的及び 教育目的の適切性	1-2-① 個性・特色の明示 1-2-② 法令への適合 1-2-③ 変化への対応	● 個性・特色に関する短期大学の自己認識を示す資料（関係部分） ● 使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料
1-3. 使命・目的及び 教育目的の有効性	1-3-① 役員、教職員の理解と支持 1-3-② 学内外への周知 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性	● 使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料 ● 使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料 ● 中長期的な計画及び3つの方針等と使命・目的並びに教育目的との関係を示す資料 ● 教育研究組織に関する規定及びその構成を示す資料

基準2. 学修と教授

領域：学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、
学修評価、教員配置等

本基準の趣旨

学修と教授は、言うまでもなく短期大学の機能の中核です。短期大学は、その使命・目的を踏まえて、学科・専攻課程等ごとの教育目的を明確に定めるとともに、これを実現するための方策とし

て、3つの方針を定め、学内共通理解のもとに、組織的、総合的に教学経営を進める必要があります。

使命・目的と教育目的及び3つの方針を明確にし、内外に示すことは、教職員の意識の統一のためにも、また、短期大学の教育を可視化し、外部からの評価を受けて教育の質を高めるためにも不可欠なことです。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
2-1. 学生の受入れ	2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持	● 入学者受入れの方針を示す資料 ● 入学者受入れの方針と入学者受入れ方法との関連を示す資料 ● 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料
2-2. 教育課程及び教授方法	2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発	● 教育課程編成方針を示す資料 ● 登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限等を示す資料 ● 教授方法の工夫・開発の具体を示す資料 ● 単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示等）を示す資料
2-3. 学修及び授業の支援	2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実	● 学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料 ● 職員・TA 等による学修及び授業等の支援体制を示す資料 ● 退学、停学、留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討状況等を示す資料
2-4. 単位認定、 卒業・修了認定等	2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用	● 単位認定等成績評価の公平性のための工夫、GPA 等の活用状況を示す資料 ● 学位授与方針や学位授与基準及び学位審査手続きの実際を示す資料
2-5. キャリアガイダンス	2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備	● キャリアガイダンスに関する教育課程上及び他の教育としての取組み状況を示す資料 ● 就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料
2-6. 教育目的の達成状況の評価と フィードバック	2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての評価結果のフィードバック	● 教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料 ● 教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料
2-7. 学生サービス	2-7-① 学生生活の安定のための支援 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用	● 学生相談室、医務室等の利用状況を示す資料 ● 奨学金給付・貸与状況を示す資料 ● 学生の課外活動等への支援状況を示す資料 ● 社会人、編入、転入学生等への支援状況を示す資料 ● 学生生活全般についての満足度調査及びその分析結果、あるいは学生から要望を汲上げる仕組みに関する資料
2-8. 教員の配置・職能開発等	2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FDI(Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備	● 短期大学設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料 ● 教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針等に関する資料 ● FDI(Faculty Development) 実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料 ● 教員研修計画及びその実施状況を示す資料 ● 教員評価制度の実施状況及び結果の活用状況を示す資料 ● 教養教育実施体制の現況と活動状況を示す資料
2-9. 教育環境の整備	2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理	● 施設設備に関する短期大学設置基準と現状との対比を示す資料 ● 教育環境に関する学生満足度調査の結果を示す資料 ● 施設設備の安全管理、メンテナンスに関する規定、運用方針、運用計画等及び管理体制を示す資料 ● 授業（講義、演習、実験等）のクラスサイズを示す資料

評価基準

基準3. 経営・管理と財務

領域：経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤
と収支、会計

本基準の趣旨

短期大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、そのための中長期的な全体計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の執行を管理していくなければなりません。また、事業執行の状況を適時に点検・評価し、その結果を改善につなげていくことが重要です。

本基準でいう経営・管理とは、学校法人及び短期大学における事業のすべてを含みます。今日の短期大学経営では、教員の

仕事と、職員の仕事を原理的に分けて考えることは適當ではなく、計画の策定においても、事業の執行においても、教員と職員との連携と協働こそがますます大事になっており、その意味で職員の力量に期待するところが非常に大きくなっています。

学校法人制度の基本理念である自主性と公共性、安定性を守る上で、財務の役割は重要です。短期大学独自の使命・目的の実現を目指す中長期計画も、適切な財務計画と一緒にになってはじめて実効性を持ち得ます。また、会計の適正な処理や財務情報の適切な開示は、短期大学が社会的な信頼を得て着実な発展を遂げるために不可欠なことです。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
3-1. 経営の規律と 誠実性	3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関する法令の遵守 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規定等 ● 短期大学の設置、運営に関する法令・通知等の内容と短期大学の現況との対比を示す資料 ● 環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料 ● 法人及び短期大学の運営状況に関する情報の公表の状況（項目、内容、手段等）を示す資料
3-2. 理事会の機能	3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 機動的・戦略的意思決定のための仕組み（常務理事会、政策調整機関等）を示す資料 ● 理事会機能の補佐体制を示す資料 ● 理事会権限委任、理事の職務分担等を示す資料
3-3. 短期大学の意思決定の 仕組み及び学長の リーダーシップ	3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの發揮	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期大学の意思決定組織及び構成員、各意思決定組織の権限に関する規定 ● 学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査、企画部門の整備等）を示す資料
3-4. コミュニケーションと ガバナンス	3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化 3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料 ● 法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況等に対する監事の意見等を示す資料 ● 監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料 ● 評議員会への諮問状況を示す資料 ● 教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料
3-5. 業務執行体制の機能性	3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の業務執行体制及び短期大学の教育研究支援体制の編制方針と現状を示す資料 ● 職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料 ● 業務執行の管理体制（担当役員制、目標管理制度、事業評価等）を示す資料 ● 職員の職能開発のための SD(Staff Development) の計画、実施状況、人事評価・育成制度等を示す資料
3-6. 財務基盤と収支	3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画、予算編成方針及び財務指標等を示す資料 ● 中長期的な計画及びその裏づけとなる財務計画を示す資料 ● 消費収支計算書関係比率（法人全体及び短期大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、決算等の計算書類（過去5年間） ● 予算書、財産目録など（最新のもの） ● 金融資産の運用状況（過去5年間）
3-7. 会計	3-7-① 会計処理の適正な実施 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）、資産運用に関する規定

基準4. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する短期大学の本質からして、短期大学の質保証は、第一義的に短期大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結

果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。

また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、短期大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。

基準項目	評価の視点	エビデンスの例示（評価の根拠となる事実）
4-1. 自己点検・評価の 適切性	4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・ 自律的な自己点検・評価 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性	●自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料 ●自己点検・評価のための組織及びその学内の位置付け等に関する資料
4-2. 自己点検・評価の 誠実性	4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己 点検・評価 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの 収集と分析 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会 への公表	●IR(Institutional Research)機能の構築及び活動状況を示す資料 ●自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
4-3. 自己点検・評価の 有効性	4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCAサイクルの仕組みの確立と機能性	●自己点検・評価及び認証評価を改善・向上につなげる仕組みと その運営 ●自己点検・評価及び認証評価の結果の活用状況を示す資料

使命・目的に基づく短期大学独自の基準設定と自己点検・評価

評価機構が定める4つの「基準」は、短期大学として基本的・共通的な最小限のものですので、この4つの「基準」以外に、短期大学が使命・目的に掲げ、個性・特色として重視している領域に関しては、短期大学が独自に「基準」「基準項目」及び「評価の視点」を設定し、自己点検・評価を行うことが求められます。

評価基準

ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準

基準1. 使命・目的等

領域：使命・目的、教育目的

本基準の趣旨

専門職大学院は、理論と実務を架橋した実践的な教育研究を行う、高い公共性を有する課程です。このため、専門職大学院として社会の要請に応え、どのような使命・目的を果たそうとしているのか、更にその使命・目的を達成するために、研究科または専攻ごとに、どのような教育研究の方針と達成目標を持つかを明確にし、学内とともに、社会に示す必要があります。

また、その使命・目的、教育目的が適切に実現されるためには、それらが教職員に十分に理解され、支持されていなくてはなりません。

基準項目

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

評価の視点

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

に留意した体系的な教育課程の編成

2-3 教育目的に相応しい授業形態、学修指導等の実効性

2-4 単位認定、修了認定等の要件設定と運用及び教育目的の達成状況の点検・評価の適切性

評価の視点

《2-1の視点》

2-1-① 専門職大学院の使命・目的及び教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-1-② 教育課程編成方針と学位の名称及び学位授与方針との整合性

《2-2の視点》

2-2-① 教育課程編成方針に沿った授業科目の適切な配置と、理論的教育と実務的教育の架橋に配慮した体系的な教育課程の編成

2-2-② ファッション・ビジネス系の職業分野における人材養成及び学位名称に照らして適切な人材養成の期待に応え得る教育課程の内容・水準

2-2-③ 次の各事項を踏まえた教育課程の内容

1. 教育課程が、クリエイションとマネジメントを総合的に扱うファッション・ビジネスの実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、創造力、企画力等を修得させるとともに、高い倫理観及び国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。

2. 以下の科目が養成目的に応じて重点的に、かつ、バランス良く履修できるよう、教育課程が編成されていること。
 - ・ファッション・クリエイションに関する科目
 - ・ファッション・テクノロジーに関する科目
 - ・ファッション・マネジメントに関する科目
 - ・総合的な専門性に関する科目

3. 基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。

4. 人材養成目的を達成するための理論科目と実技科目のバランス

2-2-④ 人材養成目的に合った履修モデルの設定

《2-3の視点》

2-3-① 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫

2-3-② 教育目的を踏まえ実践的な教育を行うよう、インターンシップ、ケース・スタディ、フィールド・スタディ、双方または多方向に行われる討論など授業内容・方法について専門職大学院としての特色ある工夫

2-3-③ 1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記されたシラバスの作成と活用

2-3-④ 通信教育を行っている場合には、添削等による指導を含む印刷教材等による授業、放送授業、面接授業もしくは

基準2. 教育課程

領域：教育内容・方法、学修指導、学修評価

本基準の趣旨

教育課程は、研究科または専攻等ごとに定められた教育目標に沿い、かつ、学生のニーズや関係業界の人材養成への期待を踏まえつつ、教育課程編成方針のもとに体系的に編成される必要があります。また、その内容、水準は、授与される学位との関連で適切であることが求められます。

基準項目

2-1 教育目的の達成に向けた教育課程編成方針の明確化等

2-2 教育課程編成方針に沿って理論的教育と実務的教育の架橋

メディアを利用して行う授業の実施方法の適切な整備

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定の基準、課程修了要件の明確な設定と学生への明示及び厳正な運用

2-4-② 学生の学修状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケート等による、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力

基準3. 学生

領域：学生の受入れ、学修支援、学生サービス

本基準の趣旨

教育の成果を高めるためには、受験生が、専門職大学院の教育方針や人材養成の目的等を良く理解したうえで受験校を選択するようにすることが大切です。このため専門職大学院は、どのような個性や志望を持った学生が本学に相応しいかを明記した学生受入れ方針を示すとともに、この方針が具体的な入学者選抜方法に生かされていることが求められます。

また、学生の自主的かつ効果的な学修を支援するための助言・指導や安定した学生生活を支えるための学生サービスに対する専門職大学院としての組織的対応が必要です。

基準項目

3-1 学生受入れ方針と入学者選抜等の整合性

3-2 学修支援体制の整備と運営の適切性

3-3 学生サービス体制の整備と運営の適切性

評価の視点

《3-1 の視点》

3-1-① 教育の目的や専門職学位課程制度の目的に即した学生受入れ方針（アドミッション・ポリシー）の明確な設定と公表・周知

3-1-② 学生受入れ方針に即した入学者選抜の適切な実施

3-1-③ 教育に相応しい環境の確保のための収容定員と入学定員、在籍学生数の適切な管理

3-1-④ 教育方法や施設設備等の条件を考慮した、教育効果を十分に挙げるための同時に授業を行う学生数の適切な設定

《3-2 の視点》

3-2-① 履修指導や学修相談などの学修支援体制の整備と、学生の意見を把握した上ででの適切な運営

3-2-② 通信教育を実施している場合には、多様なメディアを利用する教育を効果的に行えるよう、学修支援のための適切な組織の設置

《3-3 の視点》

3-3-① 学生サービスのための組織の設置と学生の意見を把握した上ででの適切な運営

3-3-② 学生に対する適切な経済的支援

3-3-③ 学生に対する適切な健康相談、生活相談等

3-3-④ 就職・進学に関する相談・支援の体制の整備と適切な運営

基準4. 教員

領域：教員組織、人事の方針、FD(Faculty Development)、教員配置等

本基準の趣旨

専門職大学院は、その使命・目的を達成するよう教員の組織編制に関する基本方針を明確にした上で、この方針に沿うとともに専門職大学院設置基準等の法令上の基準を充足するよう、必要な教員を確保し適切に配置することが求められます。また、教員の教育研究活動を支援する体制を整えるとともに、教育研究活動の向上のための教員による組織的な取組みが行なわれるようになります。

基準項目

4-1 教育課程を遂行するための教員配置の適切性

4-2 教員の採用・昇任方針の明確性、運用の適切性

4-3 教員の教育担当時間、教員の教育研究活動支援体制の適切性

4-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みの有効性

4-5 教員人事における意思決定の適切性

評価の視点

《4-1 の視点》

4-1-① 教員の組織編制に関する基本方針の明確化と、この方針に基づいた教育課程を運営するために必要な教員の確保、適切な配置

4-1-② 教員の組織編制に関する基本方針について、専任教員（実務家教員を含む）の数及び資格に関する専門職大学院設置基準の関係規定の遵守

4-1-③ 教員構成（年令、専門分野、実務家教員と研究者教員等）のバランスの適切性

《4-2 の視点》

4-2-① 教員の採用・昇任の方針の明確化と、採用・昇任の方針に基づく規定の設定、適切な運用

《4-3 の視点》

4-3-① 教育研究目的を達成するための専任教員の授業担当時間の配分に対する配慮

4-3-② 教員の教育研究活動を支援する TA(Teaching Assistant) 等の適切な活用と研究費等の資源の適切な配分

《4-4 の視点》

4-4-① 授業の内容・方法の改善・向上のための組織的な活動（FD 等）の実施とその成果

4-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制の整備と適切な運用

《4-5 の視点》

4-5-① 教員人事における専門職大学院の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

評価基準

基準5. 教育研究環境

領域：施設・設備、図書、IT 環境等

本基準の趣旨

教育研究上の目的を達成するために必要な施設設備等の教育研究環境が整備され、有効に活用されていることが必要です。

基準項目

5-1 教育研究目的を達成するための施設・設備の有効性

5-2 施設・設備の安全性の確保と維持・管理の適切性

評価の視点

《5-1の視点》

5-1-① 校地、校舎、図書・資料、情報関連設備、附属施設等、

教育研究目的を達成するための必要な施設・設備の整備
と有効的な活用

5-1-② 教育研究環境についての学生・教職員の意向を把握した

改善の努力

《5-2の視点》

5-2-① 施設・設備の安全性の確保と適切な維持・管理

基準6. 自己点検・評価

領域：自己点検・評価の適切性・誠実性・有効性

本基準の趣旨

自主性・自律性を重視する専門職大学院の本質からして、専門職大学院の質保証は、第一義的に専門職大学院自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活用状況を評価することによって、自己点検・評価の質を高めようとするところにあると考えます。

また、認証評価のために行う自己点検・評価であっても、本来の自己点検・評価として、教育研究の改善向上に資するとともに、社会への説明責任を果たし得るよう、大学の自発性と責任感を持って実施することが期待されています。

基準項目

6-1 自己点検・評価の適切性

6-2 自己点検・評価の誠実性

6-3 自己点検・評価の有効性

評価の視点

《6-1の視点》

6-1-① 専門職大学院の使命・目的に即した自主的・自律的な自

己点検・評価

6-1-② 自己点検・評価体制の適切性

6-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

《6-2の視点》

6-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

6-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

6-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

《6-3の視点》

6-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの
仕組みの確立と機能性

年度別認証評価結果

大学機関別認証評価

平成 17(2005)年度

認定

金沢工業大学
神田外語大学
熊本学園大学
文化女子大学

平成 18(2006)年度

認定

桜美林大学
大阪電気通信大学
鹿児島国際大学
岐阜経済大学
京都嵯峨芸術大学
埼玉医科大学
産業能率大学
帝京科学大学
新潟医療福祉大学
日本女子体育大学
八戸工業大学
広島文教女子大学
福岡歯科大学
別府大学
武藏野大学
明海大学

平成 19(2007)年度

認定

愛知工業大学
愛知みずほ大学
足利工业大学
岡山商科大学
嘉悦大学
金沢学院大学
金沢星稜大学
岐阜女子大学
くらしき作陽大学
国際医療福祉大学
静岡理工科大学

種智院大学

仙台大学

大同工業大学

中部大学

田園調布学園大学

東京工科大学

東京女子体育大学

東京造形大学

同朋大学

東北生活文化大学

東北薬科大学

鳥取環境大学

長崎国際大学

名古屋商科大学

奈良大学

新潟国際情報大学

梅光学院大学

函館大学

花園大学

福井工業大学

富士大学

プール学院大学

北陸大学

北海学園大学

南九州大学

酪農学園大学

麗澤大学

十文字学園女子大学

昭和大学

女子栄養大学

鈴鹿医療科学大学

星城大学

西武文理大学

崇城大学

第一工業大学

高松大学

宝塚造形芸術大学

多摩大学

千葉工業大学

千葉商科大学

帝京大学

東京音楽大学

東京成徳大学

東京富士大学

東邦音楽大学

東北芸術工科大学

長崎ウエスレヤン大学

長崎総合科学大学

名古屋経済大学

名古屋産業大学

名古屋女子大学

新潟経営大学

日本工業大学

日本文理大学

日本医科大学

日本歯科大学

日本体育大学

人間環境大学

人間総合科学大学

比治山大学

広島経済大学

広島国際大学

福山平成大学

北海道工業大学

北海道薬科大学

松本歯科大学

美作大学

宮崎国際大学

武蔵野音楽大学

武蔵野学院大学

明治国際医療大学

各年度 五十音順で記載しています。

平成 21(2009)年度

認定

愛知工科大学
愛知産業大学
青森中央学院大学
朝日大学
旭川大学
芦屋大学
宇部フロンティア大学
桜花学園大学
大阪大谷大学
大阪工業大学
大阪樟蔭女子大学
大手前大学
川村学園女子大学
関西医療大学
関西福祉大学
畿央大学
九州栄養福祉大学
熊本保健科学大学
甲子園大学
神戸国際大学
神戸山手大学
郡山女子大学
埼玉学園大学
作新学院大学
静岡福祉大学
秀明大学
松蔭大学
尚美学園大学
昭和音楽大学
仁愛大学
杉野服飾大学
摂南大学
筑紫女学園大学
千歳科学技術大学
千葉経済大学
中京学院大学
東亜大学
東海学院大学
東海学園大学
東京純心女子大学
道都大学
桐朋学園大学

平成 20(2008)年度

認定

江戸川大学
大阪音楽大学
大阪商業大学
関西国際大学
関西福祉科学大学
九州看護福祉大学
金城大学
久留米工業大学
吳大学
甲南女子大学
志學館大学
四国学院大学
静岡産業大学
四天王寺大学

年度別認証評価結果

桐朋学園大学院大学

東北公益文科大学

常磐会学園大学

豊橋創造大学

長岡大学

長野大学

名古屋音楽大学

名古屋学芸大学

名古屋造形大学

名古屋文理大学

日本薬科大学

ノースアジア大学

梅花女子大学

浜松大学

東大阪大学

兵庫大学

広島工業大学

広島国際学院大学

びわこ成蹊スポーツ大学

平成音楽大学

平成国際大学

北海道情報大学

松本大学

松山東雲女子大学

名桜大学

目白大学

盛岡大学

山梨学院大学

不認定

愛國学園大学

平成 22(2010)年度

認定

愛知学泉大学

愛知東邦大学

青森大学

上野学園大学

浦和大学

エリザベト音楽大学

大阪観光大学

大阪経済大学

大阪経済法科大学

大阪芸術大学

大阪国際大学

大阪成蹊大学

大阪人間科学大学

岡山学院大学

沖縄キリスト教学院大学

鹿児島純心女子大学

鎌倉女子大学

関東学園大学

九州共立大学

九州情報大学

共栄大学

京都情報大学院大学

京都造形芸術大学

群馬医療福祉大学

健康科学大学

神戸芸術工科大学

国際大学

国士館大学

札幌国際大学

山陽学園大学

四條畷学園大学

静岡英和学院大学

尚絅大学

尚絅学院大学

白梅学園大学

鈴鹿国際大学

諏訪東京理科大学

成安造形大学

星槎大学

聖泉大学

西南女学院大学

聖母大学

清和大学

千里金蘭大学

太成学院大学

高岡法科大学

高崎商科大学

中国学園大学

筑波学院大学

帝京平成大学

デジタルハリウッド大学

帝塚山学院大学

東京家政学院大学

東京女子学館大学

東京福祉大学

東北女子大学

東北文化学園大学

徳島文理大学

徳山大学

苦小牧駒澤大学

富山国際大学

日本獣医生命科学大学

日本橋学館大学

日本文化大學

羽衣国際大学

八戸大学

浜松学院大学

東日本国際大学

福岡国際大学

福島学院大学

富士常葉大学

文化ファッション大学院大学

平安女学院大学

北翔大学

北海商科大学

宮崎産業経営大学

ものづくり大学

八洲学園大学

山口東京理科大学

山口福祉文化大学

横浜商科大学

四日市大学

稚内北星学園大学

不認定

創造学園大学

群馬パース大学

神戸情報大学院大学

聖マリア学院大学

東京聖栄大学

西九州大学

日本女子体育大学

山口学芸大学

平成 24(2012)年度 第1回

適合

桜美林大学

金沢工業大学

神田外語大学

文化学園大学

平成 24(2012)年度 第2回

適合

サイバー大学

札幌大谷大学

事業創造大学院大学

日本教育大学院大学

広島文教女子大学

別府大学

明海大学

四日市看護医療大学

了德寺大学

平成 25(2013)年度

適合

愛知工業大学

植草学園大学

大阪電気通信大学

金沢星稜大学

環太平洋大学

岐阜経済大学

京都医療科学大学

京都嵯峨芸術大学

くらしき作陽大学

埼玉医科大学

佐久大学

産業能率大学

仙台大学

平成 23(2011)年度

認定

秋田看護福祉大学

大阪青山大学

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪総合保育大学

沖縄国際大学

岐阜医療科学大学

大同大学
帝京科学大学
田園調布学園大学
東京造形大学
東京未来大学
東北工業大学
東北生活文化大学
東北薬科大学
新潟医療福祉大学
日本医療科学大学
八戸工業大学
花園大学
福岡歯科大学
身延山大学
森ノ宮医療大学

不適合
神戸夙川学院大学

保留
種智院大学

短期大学機関別認証評価

平成 25(2013)年度

適合

作陽音楽短期大学

ファッション・ビジネス系 専門職大学院認証評価

平成 22(2010)年度

認定

文化ファッション大学院大学

セミナー等開催実績

大学関係者・一般対象

会員協議会(評価充実セミナー)

平成 18(2006)年 6月 30日(金)

東京コンファレンスセンター飯田橋「大ホール」

170大学 250人 3団体 3人

1. 基調報告「本機構の活動現況と今後」

報告者：副理事長 高倉翔

評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 質疑応答

3. 大学評価の心－実際に評価を受けた、評価した両面から－

講師：金沢工業大学 教授・教育点検評価部長、(財)日本高等教育評価機構 評価員 久保猛志 氏

4. 大学評価への期待－企業から大学評価を見る－

講師：東京海上日動火災保険(株) 特別任命参与、日本経団連教育問題委員会企画部会 委員 岡田修三 氏

平成 19(2007)年 7月 30日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

136大学 200人 3団体 4人

1. 基調報告及び質疑応答

基調報告「本機構の活動状況及び今後の課題等について」

報告者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 大学の質の保証－認証評価制度の導入にかかわって－

講師：副理事長 高倉翔

3. 大学を巡る競争的資金－日本学術振興会事業を中心に－

講師：独立行政法人日本学術振興会 審議役 宮嶽和男 氏

4. 世界の教育改革の展望－OECDの動きを中心に－

講師：東京国立博物館 館長、前ユネスコ日本政府代表部特命全権大使 佐藤禎一 氏

5. 意見交換会

評価充実協議会(「会員協議会(評価充実セミナー)」から改称)

平成 20(2008)年 7月 28日(月)

東京ガーデンパレス「高千穂」 142大学 202人 3団体 6人

1. 報告及び質疑応答

「本機構の活動状況及び今後の課題等について」

報告者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 高等教育の課題－質の保証と評価－

講師：法政大学 学事顧問・名誉教授 清成忠男 氏

3. 私学の建学の精神と母校愛

講師：日本私立学校振興・共済事業団 理事長 鳥居泰彦 氏

4. 意見交換会

名称以降は、開催年月日、会場、参加機関数、人数、プログラムの順に記載しています。

平成 21(2009)年 7月 27日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

126大学 178人 3団体 7人

1. 報告及び質疑応答

「本機構の活動状況及び今後の課題等について」

報告者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 講演「大学評価のこれまでとこれから」

講師：文部科学省 顧問、東京工業大学 名誉教授、前(独)大学評価・学位授与機構 機構長、東京都教育委員会委員長 木村孟 氏

3. 講演「挑戦するアジアの大学－世界水準と質保証を求めて－」

講師：桜美林大学大学院 教授 馬越徹 氏

4. 意見交換会

平成 22(2010)年 7月 27日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

115大学 182人 2団体 3人

1. 報告及び質疑応答

「本機構の活動状況及び今後の課題等について」

報告者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 講演「大学を取り巻く今日的課題」

講師：放送大学 学長 石弘光 氏

3. 講演「大学教授職の課題－CAP18 カ国調査による国際比較－」

講師：比治山大学高等教育研究所 所長・教授 有本章 氏

4. 意見交換会

平成 23(2011)年 7月 4日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

159大学 239人 5団体 9人

1. 講演「認証評価の在り方と大学教育の質の保証」

講師：学校法人金沢工業大学 学園長・総長、日本私立大学協会 副会長、中央教育審議会大学分科会 専門委員 黒田壽二 氏

2. 講演「大学の外から見た大学評価～ステークホルダーの視点から～」

講師：株式会社リクルート 「カレッジマネジメント」編集長 小林 浩 氏

3. 報告及び質疑応答

「本機構の活動状況及び今後の課題等について」

報告者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4. 意見交換会

平成 24(2012)年 7月 10日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

168大学 256人 5団体 14人

1. 講演「高等教育の動向～その現状と将来像～」

講師：日本私立学校振興・共済事業団 理事長、中央教育審議会大学分科会 委員 河田悌一 氏

2. 講演「新評価システムの評価を経験して～評価をする側、受ける側の立場から～」

講師：学校法人桜美林学園 理事長、桜美林大学 総長、中央教育審議会大学分科会 委員、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会 分科会長、日本私立大学協会 副会長 佐藤東洋士 氏

3. 報告「本機構の活動状況について～調査・研究を中心に～」

報告者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
評価事業部 評価研究課 課長 永井良政

4. 意見交換会

平成 25(2013)年 7月 9日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

150 大学 222 人 4 団体 11 人

1. 講演「大学の新たな挑戦」

講師：科学技術振興機構 顧問、総合科学技術会議 前議員、東京工業大学 元学長 相澤益男 氏

2. 講演「内部質保証と教育の体系化・国際化～すべては教育の現場から～」

講師：国際教養大学 理事長・学長、大学基準協会 前専務理事、国際基督教大学 前学長 鈴木典比古 氏

3. 報告「本機構の活動状況について」

報告者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘

4. 意見交換会

大学評価セミナー

平成 17(2005)年 1月 19日(水)

札幌ガーデンパレス「孔雀」 21 大学 41 人

1.(財)日本高等教育評価機構の概要と大学機関別評価の実施大綱について

解説者：副理事長 高倉翔

2. 評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 今後のスケジュール等について

解説者：総務部 総務課 課長 石井正彦

4. 質疑応答

平成 17(2005)年 1月 21日(金)

仙台ガーデンパレス「羽衣」 21 大学 39 人

1.(財)日本高等教育評価機構の概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2. 大学機関別評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4. 質疑応答

平成 17(2005)年 1月 25日(火)

名古屋ガーデンパレス「栄・泉の間」 56 大学 105 人 1 団体 1 人

1. (財)日本高等教育評価機構の概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2. 大学機関別評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4. 今後のスケジュールについて

解説者：総務部 総務課 課長 石井正彦

5. 質疑応答

平成 17(2005)年 1月 31日(月)

新・都ホテル(京都)「陽明殿」 84 大学 166 人

1. (財)日本高等教育評価機構の概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2. 大学機関別評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4. 今後のスケジュールについて

解説者：総務部 総務課 課長 石井正彦

5. 質疑応答

平成 17(2005)年 2月 1日(火)

広島ガーデンパレス「鳳凰」 25 大学 47 人

1. (財)日本高等教育評価機構の概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2. 大学機関別評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4. 今後のスケジュールについて

解説者：総務部 総務課 課長 石井正彦

5. 質疑応答

平成 17(2005)年 2月 2日(水)

福岡ガーデンパレス「ガーデンホール」 41 大学 83 人

1. (財)日本高等教育評価機構の概要について

解説者：専務理事 原野幸康

セミナー等開催実績

2.大学機関別評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4.今後のスケジュールについて

解説者：総務部 総務課 課長 石井正彦

5.質疑応答

平成 17(2005)年 2月 4日(金)

二松学舎大学「中洲記念講堂」 136 大学 255 人 4 団体 8 人

1.(財)日本高等教育評価機構の概要と実施大綱について

解説者：副理事長 高倉翔

2.評価基準及び自己評価報告書作成ガイドについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.今後のスケジュールについて

解説者：専務理事 原野幸康

4.質疑応答

平成 17(2005)年 6月 15日(水)

日本高等教育評価機構内 会議室

4 大学 13 人(平成 17(2005)年度評価予定大学対象)

1.大学機関別評価システムの概要について

解説者：副理事長 高倉翔

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4.申請手続きについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

5.質疑応答

平成 17(2005)年 6月 21 日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」 115 大学 241 人 2 团体 3 人

1.大学機関別評価システムの概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4.申請手続きについて

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

5.質疑応答

平成 17(2005)年 6月 27 日(月)

大阪ガーデンパレス「桜」 114 大学 223 人

1.大学機関別評価システムの概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4.申請の手続について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

5.質疑応答

平成 17(2005)年 7月 1日(金)

札幌ガーデンパレス「孔雀」 18 大学 38 人

1.大学機関別評価システムの概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4.申請の手続について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

5.質疑応答

平成 17(2005)年 7月 7日(木)

福岡ガーデンパレス「ガーデンホール」 43 大学 101 人

1.大学機関別評価システムの概要について

解説者：副理事長 高倉翔

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4.申請の手続について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

5.質疑応答

平成 18(2006)年 6月 16 日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」 140 大学 289 人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：専務理事 原野幸康

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

4.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻

5.質疑応答

平成18(2006)年6月19日(月)

大阪ガーデンパレス「桜桐」 103大学 207人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻

3.実地調査について

解説者：評価事業部 評価事業課 第二係長 山口香奈子

4.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

5.質疑応答

平成19(2007)年6月14日(木)

全国都市会館「大ホール」 124大学 197人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 評価事業課 係長 永井良政

4.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 保坂美美

5.質疑応答

平成19(2007)年6月18日(月)

大阪ガーデンパレス「桜桐」 87大学 152人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

2.「大学評価基準」及び「自己評価報告書作成ガイド」について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.実地調査について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長補佐 陸鐘旻

4.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 係長 小林澄子

5.質疑応答

平成20(2008)年5月12日(月)

東京ガーデンパレス「高千穂」 115大学 186人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

2.自己評価報告書の作成と大学評価基準について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 陸鐘旻

4.実地調査について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長補佐 小林澄子

5.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 主任 錦織徹

6.質疑応答

平成20(2008)年5月27日(火)

大阪ガーデンパレス「楓松」 81大学 136人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

2.自己評価報告書の作成と大学評価基準について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 陸鐘旻

4.実地調査について

解説者：研究開発部 研究開発課 課長補佐 永井良政

5.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 江成一敏

6.質疑応答

平成21(2009)年5月11日(月)

東京ガーデンパレス「高千穂」 117大学 192人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

2.自己評価報告書の作成と大学評価基準について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻

3.自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長補佐 小林澄子

4.実地調査について

解説者：評価事業部 事業第二課 係長 錦織徹

5.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 事業第二課 主任 天津憲治

6.質疑応答

平成21(2009)年5月12日(火)

名古屋ガーデンパレス「明倫」 53大学 93人

1.大学機関別認証評価システムの概要について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2.自己評価報告書の作成と大学評価基準について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻

3.自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

4.実地調査について

解説者：評価事業部 事業第一課 係長 石田真英

5.申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 事業第一課 主任 江成一敏

6.質疑応答

セミナー等開催実績

短期大学評価セミナー

平成 21(2009)年 6月 16日(火)

大阪ガーデンパレス「葵」 7 短期大学 7人

1. 短期大学評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻

2. 短期大学評価基準について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長補佐 小林澄子

3. 提出資料・実地調査について

解説者：評価事業部 事業第一課 主任 江成一敏

4. 申請手続きと今後の予定について

解説者：評価事業部 事業第一課 主任 江成一敏

5. 質疑応答

平成 21(2009)年 6月 22日(月)

東京ガーデンパレス「平安」 10 短期大学 13人 1団体 2人

1. 短期大学評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻

2. 短期大学評価基準について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長補佐 小林澄子

3. 提出資料・実地調査について

解説者：評価事業部 事業第一課 保坂美美

4. 申請手続きと今後の予定について

解説者：評価事業部 事業第一課 保坂美美

5. 質疑応答

大学・短期大学評価セミナー

平成 22(2010)年 5月 12日(水)

東京ガーデンパレス「高千穂」

72 大学 105人 5 短期大学 8人 1団体 1人

1. 大学・短期大学評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 大学・短期大学評価基準について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 提出書類・実地調査について

解説者：評価事業部 事業第一課 主任 江成一敏

4. 申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 事業第二課 吉野由紀

5. 質疑応答

平成 22(2010)年 5月 18日(火)

名古屋ガーデンパレス「明倫」 48 大学 62人 5 短期大学 6人

1. 大学・短期大学評価の実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 大学・短期大学評価基準について

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

3. 提出書類・実地調査について

解説者：評価事業部 事業第二課 主任 天津憲治

4. 申請手続きと評価の流れについて

解説者：評価事業部 事業第一課 板垣智香

5. 質疑応答

平成 23(2011)年 6月 7日(火)

東京ガーデンパレス「高千穂」

151 大学 212人 8 短期大学 11人 3 団体 5人

1. 認証評価実施大綱(案)について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 大学評価基準について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 提出書類・実地調査について

解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政

4. 申請手続きと受審の流れについて

解説者：評価事業部 評価研究課 板垣智香

5. 質疑応答

平成 24(2012)年 6月 19日(火)

名古屋ガーデンパレス「明倫」

68 大学 113人 5 短期大学 7人 評価員候補者 5人

1. 認証評価実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 評価基準及び留意点について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 提出物とスケジュール

解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政

4. 質疑応答

平成 24(2012)年 6月 27日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

116 大学 231人 7 短期大学 10人 3 团体 5人 評価員候補者 9人

1. 認証評価実施大綱について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

2. 評価基準及び留意点について

解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政

3. 提出物とスケジュール

解説者：評価事業部 評価研究課 係長 天津憲治

4. 質疑応答

平成 25(2013)年 4月 23日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

124 大学 238人 10 短期大学 17人 3 团体 6人

1. 本機構の活動状況について

- 解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘
 2.自己点検・評価と評価基準について
 　解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
 3.認証評価の実施について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政
 4.質疑応答

平成 25(2013)年 4月 26日(金)

大阪ガーデンパレス「桜桐」110大学 205人 8短期大学 14人

- 1.本機構の活動状況について
 　解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘
 2.自己点検・評価と評価基準について
 　解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
 3.認証評価の実施について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政
 4.質疑応答

平成 26(2014)年 4月 21日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

113大学 220人 7短期大学 15人 2団体 5人

- 1.日本高等教育評価機構について
 　解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘
 2.評価機構が行う評価システムについて
 　解説者：評価事業部 次長 兼 評価研究部 次長 陸鐘旻
 3.評価基準について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政
 4.評価の実施方法について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 係長 天津憲治

平成 26(2014)年 4月 24日(水)

広島ガーデンパレス「孔雀・朱鷺」31大学 68人 2短期大学 3人

- 1.日本高等教育評価機構について
 　解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘
 2.評価機構が行う評価システムについて
 　解説者：評価事業部 次長 兼 評価研究部 次長 陸鐘旻
 3.評価基準について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政
 4.評価の実施方法について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 係長 江成一敏

平成 26(2014)年 4月 25日(木)

大阪ガーデンパレス「楓松」81大学 158人 6短期大学 10人

- 1.日本高等教育評価機構について
 　解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘
 2.評価機構が行う評価システムについて
 　解説者：評価事業部 次長 兼 評価研究部 次長 陸鐘旻

- 3.評価基準について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政
 4.評価の実施方法について
 　解説者：評価事業部 評価事業課 係長 江成一敏

新評価システム説明会(兼評価員候補者セミナー)

平成 24(2012)年 1月 19日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」

123大学 240人評価員候補者 38人

- 1.認証評価実施大綱(案)について
 　解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
 2.大学評価基準(案)について
 　解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
 3.自己点検評価書の作成方法及び提出資料等
 　解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政
 4.質疑応答

平成 24(2012)年 1月 23日(月)

名古屋ガーデンパレス「明倫」86大学 164人評価員候補者 23人

- 1.認証評価実施大綱(案)について
 　解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
 2.大学評価基準(案)について
 　解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
 3.自己点検評価書の作成方法及び提出資料等
 　解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政
 4.質疑応答

平成 24(2012)年 1月 24日(火)

KKR ホテル博多「シリウス」45大学 86人評価員候補者 11人

- 1.認証評価実施大綱(案)について
 　解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
 2.大学評価基準(案)について
 　解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
 3.自己点検評価書の作成方法及び提出資料等
 　解説者：評価事業部 評価事業課 係長 江成一敏
 4.質疑応答

平成 24(2012)年 1月 30日(月)

札幌ガーデンパレス「丹頂・白鳥」17大学 40人評価員候補者 5人

- 1.認証評価実施大綱(案)について
 　解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
 2.大学評価基準(案)について
 　解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
 3.自己点検評価書の作成方法及び提出資料等
 　解説者：評価事業部 評価研究課 係長 天津憲治
 4.質疑応答

セミナー等開催実績

大学評価国際セミナー(文部科学省委託事業)

平成 17(2005)年 8月 10日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」 71 大学 10 団体 127 人
米国のアクレディテーションに学ぶ～被評価大学の体制と留意点～
コーディネーター：日本私立大学協会附置私学高等教育研究所
主幹 瀧澤博三 氏

1. アクレディテーションにおける事務職員の効果的関与～大学基本調査、リエゾンオフィサーおよび事務職員の役割～
講師：Dr. Dawn Geronimo Terkla Executive Director of Institutional Research at Tufts University
2. アクレディテーションにおける教員の効果的関与～米国の都市型公立大学の事例～
講師：Dr. David Terkla Professor, University of Massachusetts Boston
3. 米国のアクレディテーションから学ぶもの～日本の認証評価との違いなどを中心に～
講師：大学評価・学位授与機構 助教授 森利枝 氏
4. 質疑応答

平成 17(2005)年 8月 12日(金)

新・都ホテル(京都)「陽明殿東」 51 大学 2 団体 79 人
米国のアクレディテーションに学ぶ～被評価大学の体制と留意点～
コーディネーター：学校法人大手前学園 理事長 福井有 氏

1. アクレディテーションにおける事務職員の効果的関与～大学基本調査、リエゾンオフィサーおよび事務職員の役割～
講師：Dr. Dawn Geronimo Terkla Executive Director of Institutional Research at Tufts University
2. アクレディテーションにおける教員の効果的関与～米国の都市型公立大学の事例～
講師：Dr. David Terkla Professor, University of Massachusetts Boston
3. 外と内から見た大学相互評価～米国と日本での評価活動参加経験から学ばされた課題～
講師：大阪商業大学経済学部 教授 鋤柄光明 氏
4. 質疑応答

3 認証評価機関・日本学術会議共催シンポジウム

第1回シンポジウム「わが国の質保証システムの実質化に向けて」
平成 22(2010)年 4月 24日(土)

上智大学「10号館講堂」 654 人
第1部 パネリストからの基調報告
「大学教育の質保証の在り方－大学と評価機関の役割－」
報告者：国際基督教大学 学長 鈴木典比古 氏
「認証評価の位置づけ・あるべき方向」
報告者：大学評価・学位授与機構 特任教授 川口昭彦 氏

「わが国の質保証システムの実質化に向けて」

報告者：日本私立大学協会附置私学高等教育研究所 主幹
瀧澤博三 氏

「大学教育の分野別質保証について」

報告者：日本学術会議 大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 委員、日本大学 教授 広田照幸 氏

第2部 パネルディスカッション

コーディネーター：筑波大学 理事 清水一彦 氏

第2回シンポジウム「大学側からみた質保証の課題」

平成 22(2010)年 5月 15日(土)

学術総合センター「一橋記念講堂」 315 人

第1部 パネリストからの基調報告

「大学側から見た質保証の課題」

報告者：学校法人立命館総合企画部事業計画課 課長
山田勉 氏

「質保証のこれからを考える－大学の視点から－」

報告者：千葉大学普遍教育センター 教授 前田早苗 氏

「大学側からみた質保証の課題」

報告者：関西国際大学 学長 濱名篤 氏

「大学の多様性と評価」

報告者：京都大学大学院工学研究科 教授 北村隆行 氏

第2部 パネルディスカッション

コーディネーター：大学評価・学位授与機構 特任教授
川口昭彦 氏

第3回シンポジウム「大学側からみた質保証の課題」

平成 22(2010)年 5月 29日(土)

関西大学「BIGホール 100」 292 人

第1部 パネリストからの基調報告

「個性的な地域貢献型大学を目指す山口県立大学の歩みと質向上への取組み」

報告者：山口県立大学 名誉教授・学長特別補佐 市村孝雄 氏
「「大学側から見た質保証の課題」－九州大学における認証評価の経験から－」

報告者：九州大学大学評価情報室 准教授 高田英一 氏

「金沢工業大学における取組み－話題提起として－」

報告者：金沢工業大学 副学長・教育点検評価部長
久保猛志 氏

「大学の多様性と評価」

報告者：京都大学大学院工学研究科 教授 北村隆行 氏

第2部 パネルディスカッション

コーディネーター：財団法人大学基準協会 特任研究員
生和秀敏 氏

評価申請校対象

大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会

平成 17(2005)年 7月 15日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室 4大学 13人

1. 各基準の分析と留意点等について

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻

2. 実地調査時における対象大学側の留意点

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

3. 今後のスケジュール

解説者：評価事業部 評価事業課 第二係長 山口香奈子

4. 質疑応答

平成 17(2005)年 12月 12日(月)

日本高等教育評価機構内 会議室 16大学 35人

1. 自己評価報告書作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

2. 評価機構が指定する資料・データ等について

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻

3. 実地調査時における対象大学側の留意点及び今後のスケジュール

解説者：評価事業部 評価事業課 第二係長 山口香奈子

4. 質疑応答

平成 19(2007)年 1月 18日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士(西)」 38大学 111人

1. 自己評価報告書の作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 評価機構が指定する資料・データ等について

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻

3. 評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

4. 質疑応答

平成 20(2008)年 1月 22日(火)

大阪ガーデンパレス「桜桐」 32大学 87人

1. 自己評価報告書・本編の作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長補佐 陸鐘旻

3. 評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点

解説者：評価事業部 評価事業課 係長 小林澄子

4. 受審大学の経験談

パネリスト：武藏野大学学事部 参事 奥森利一 氏

パネリスト：別府大学大学事務局 局長 長木正治 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

5. 質疑応答

6. 個別相談

平成 20(2008)年 1月 24日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「阿蘇」 29大学 88人

1. 自己評価報告書・本編の作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長補佐 陸鐘旻

3. 評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点

解説者：評価事業部 評価事業課 係長 小林澄子

4. 受審大学の経験談

パネリスト：武藏野大学学事部 参事 奥森利一 氏

パネリスト：別府大学大学事務局 局長 長木正治 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

5. 質疑応答

6. 個別相談

平成 21(2009)年 1月 14日(水)

名古屋ガーデンパレス「栄」 38大学 107人

1. 自己評価報告書・本編の作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻

3. 評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点

解説者：評価事業部 事業第一課 課長補佐 小林澄子

4. 受審大学の経験談

パネリスト：静岡理工科大学総務課 課長 河村都美明 氏

パネリスト：東京造形大学 大学事務局長 山崎仁 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

5. 質疑応答

平成 21(2009)年 1月 19日(月)

東京ガーデンパレス「高千穂」 39大学 106人

1. 自己評価報告書・本編の作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 自己評価報告書・データ編及び資料編について

解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻

3. 評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点

解説者：評価事業部 事業第一課 江成一敏

4. 受審大学の経験談

パネリスト：静岡理工科大学総務課 課長 河村都美明 氏

パネリスト：東京造形大学 大学事務局長 山崎仁 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

5. 質疑応答

セミナー等開催実績

平成 22(2010)年 1月 25 日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」 94 大学 264 人

- 1.自己評価報告書・本編の作成及び各基準の留意点等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
- 2.自己評価報告書・データ編及び資料編について
解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘旻
- 3.評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政
- 4.受審大学の経験談
パネリスト：学校法人千葉工業大学 理事・法人事務局長 宮川博光 氏
- パネリスト：甲南女子大学企画広報課 課長 深澤貞信 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司
- 5.質疑応答

平成 23(2011)年 1月 26 日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「鳳凰」 15 大学 39 人

- 1.自己評価報告書・本編の作成及び各基準の留意点等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
- 2.自己評価報告書・データ編及び資料編について
解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
- 3.評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政
- 4.受審大学の経験談
パネリスト：兵庫大学学長室 室長 副島義憲 氏
- パネリスト：尚美学園大学 事務局長 柳沼雅彦 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司
- 5.質疑応答

平成 24(2012)年 1月 27 日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「鳳凰」 9 大学 29 人

- 1.自己点検評価書の作成及び各基準の留意点等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
- 2.エビデンス集・データ編及び資料編について
解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻
- 3.評価のプロセス及び実地調査時における大学側の留意点
解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政
- 4.質疑応答
- 5.大学の個別相談

大学・短期大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会

平成 24(2012)年 12月 13 日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」

30 大学 84 人 1 短期大学 1 人

- 1.自己点検評価書の作成及び各基準の留意点等について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

- 2.エビデンス集(データ編)及びエビデンス集(資料編)について
解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政
- 3.評価のプロセス及び実地調査時における留意点
解説者：評価事業部 評価事業課 係長 江成一敏
- 4.質疑応答
- 5.個別相談

平成 25(2013)年 9月 17 日(火)

- 東京ガーデンパレス「高千穂」 64 大学 163 人 3 短期大学 7 人
- 第1部 解説 評価の流れ及び自己点検・評価の留意点について
解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政
 - 第2部 パネルディスカッション 認証評価受審における留意点について
パネリスト：別府大学・別府大学短期大学部大学事務局 次長 兼 教務事務部長 盛本功爾郎 氏
 - パネリスト：明海大学浦安キャンパス事務部 事務部長 中山浩之 氏
 - ファシリテーター：評価事業部 次長 陸鐘旻
 - 第3部 個別相談

大学・短期大学機関別認証評価 責任者説明会

平成 25(2013)年 9月 10 日(火)

- 東京ガーデンパレス「高千穂」 64 大学 135 人 3 短期大学 6 人
- 第1部 講演 高等教育進化論～大学至上主義から学生中心主義へ～
講演者：大正大学 教授、日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター 前センター長 山本雅淑 氏
 - 第2部 講演 「育心育人」教育の質的向上に向けて－認証評価の活用事例－
講演者：広島文教女子大学 学長 角重始 氏
 - 第3部 解説 機関別認証評価の評価基準と判断例について
解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘
 - 第4部 質疑応答

ファッショング・ビジネス系専門職大学院認証評価

自己評価担当者説明会

平成 22(2010)年 6月 18 日(金)

日本高等教育評価機構内 会議室 1 大学院大学 4 人

- 1.ファッショング・ビジネス系専門職大学院評価基準について
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政
- 2.ファッショング・ビジネス系専門職大学院認証評価における提出物について
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政
- 3.ファッショング・ビジネス系専門職大学院認証評価のスケジュール

について

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

4. 質疑応答

評価員対象

認証評価担当評価員セミナー

平成18(2006)年7月6日(木)

大阪ガーデンパレス「松」 33人

1. 平成17年度大学機関別認証評価の経過報告について

解説者：専務理事 原野幸康

2. 自己評価報告書の構成と大学評価基準の留意点

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 大学機関別認証評価実施要綱及び平成18年度の評価スケジュールについて

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘昊

4. 大学機関別認証評価実施における留意点－書面調査、実地調査、調査報告書作成等における留意点を中心に－

講師：桜美林大学大学院 教授 船戸高樹 氏

5. 質疑応答

平成18(2006)年7月11日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「鳳凰」 47人

1. 平成17年度大学機関別認証評価の経過報告について

解説者：専務理事 原野幸康

2. 自己評価報告書の構成と大学評価基準の留意点

解説者：研究開発部 部長 高山裕司

3. 大学機関別認証評価実施要綱及び平成18年度の評価スケジュールについて

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

4. 大学機関別認証評価実施における留意点－書面調査、実地調査、調査報告書作成等における留意点を中心に－

講師：桜美林大学大学院 教授 船戸高樹 氏

5. 質疑応答

平成19(2007)年7月3日(火)

大阪ガーデンパレス「桐・牡丹」 52人

1. 解説 大学機関別認証評価 大学評価基準等について(当機構での評価未経験者対象)

解説者：評価事業部 評価事業課 課長補佐 陸鐘昊

1. 解説 大学機関別認証評価 大学評価基準等について(当機構での評価経験者対象)

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 係長 永井良政

3. 質疑応答

4. 講演 大学機関別認証評価実施における留意点～評価員の意識の平準化のために～(団長以外対象)

講師：金沢工業大学 教育点検評価部長・教授 久保猛志 氏

4. 座談会 団長にお願いしたいこと(団長対象)

進行：研究開発部 部長 高山裕司

5. 質疑応答

平成19(2007)年7月4日(水)

福岡ガーデンパレス「阿蘇」 29人

1. 解説 大学機関別認証評価 大学評価基準等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 課長補佐 陸鐘昊

3. 講演 大学機関別認証評価実施における留意点～評価員の意

識の平準化のために～

講師：金沢工業大学 教育点検評価部長・教授 久保猛志 氏

4. 質疑応答

平成19(2007)年7月9日(月)

東京ガーデンパレス「高千穂」「扇」 88人

1. 解説 大学機関別認証評価 大学評価基準等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 係長 小林澄子

3. 質疑応答

4. 講演 大学機関別認証評価実施における留意点～評価員の意

識の平準化のために～(団長以外対象)

講師：金沢工業大学 教育点検評価部長・教授 久保猛志 氏

4. 座談会 団長にお願いしたいこと(団長対象)

進行：研究開発部 部長 高山裕司

5. 質疑応答

平成20(2008)年6月4日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士(西)」 126人

1. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 陸鐘昊

2. 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例及び記述等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価員の経験談 評価員の意識の平準化のために

パネリスト：東京理科大学理学部 教授 鈴木公 氏

パネリスト：東京国際大学 副学長 高橋宏 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

4. 質疑応答

セミナー等開催実績

平成 20(2008)年 6月 12 日(木)

大阪ガーデンパレス「桐」 56人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：研究開発部 研究開発課 課長補佐 永井良政

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例及び記述等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 3.評価員の経験談 評価員の意識の平準化のために
パネリスト：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏
パネリスト：愛知産業大学 教授・通信教育部長 吉田修 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

- 4.質疑応答

平成 20(2008)年 6月 13 日(金)

大阪ガーデンパレス「桐」 64人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：研究開発部 研究開発課 課長補佐 永井良政

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例及び記述等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 3.評価員の経験談 評価員の意識の平準化のために
パネリスト：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏
パネリスト：愛知産業大学 教授・通信教育部長 吉田修 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

- 4.質疑応答

平成 20(2008)年 6月 17 日(火)

福岡ガーデンパレス「阿蘇」 34人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 評価事業課 課長 陸鐘昊

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例及び記述等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 3.評価員の経験談 評価員の意識の平準化のために
パネリスト：東京国際大学 副学長 高橋宏 氏
パネリスト：学校法人金沢工業大学法人本部 財務部長
徳田守 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

- 4.質疑応答

平成 21(2009)年 5月 28 日(木)

福岡ガーデンパレス「阿蘇」 34人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3.評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏

パネリスト：東京国際大学 副学長 高橋宏 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

- 4.質疑応答

平成 21(2009)年 6月 2 日(火)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」 97人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘昊

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 3.評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：学校法人金沢工業大学法人本部 財務部長
徳田守 氏

パネリスト：愛知産業大学 教授・教養教育センター長 吉田修 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

- 4.質疑応答

平成 21(2009)年 6月 3 日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」 84人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第一課 課長 陸鐘昊

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 3.評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：学校法人金沢工業大学法人本部 財務部長
徳田守 氏

パネリスト：東京理科大学理学部 教授 鈴木公 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

- 4.質疑応答

平成 21(2009)年 6月 4 日(木)

大阪ガーデンパレス「桜」 63人

- 1.解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 2.解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 3.評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：東京国際大学 副学長 高橋宏 氏
パネリスト：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

4.質疑応答

平成 21(2009)年 6月 5日(金)

大阪ガーデンパレス「桜」 74人

- 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：東京国際大学 副学長 高橋宏 氏

パネリスト：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

4.質疑応答

平成 22(2010)年 5月 27日(木)

福岡ガーデンパレス「宝満」 18人

- 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準1～5)
解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準6～11)
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏
パネリスト：元東京国際大学理学部 教授 鈴木公 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

4.質疑応答

平成 22(2010)年 6月 1日(火)

名古屋ガーデンパレス「栄」 41人

- 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準1～5)
解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準6～11)
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：東京国際大学 学長補佐・言語コミュニケーション学部 教授 高橋宏 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

パネリスト：愛知産業大学経営学部総合経営学科 学科長

吉田修 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

4.質疑応答

平成 22(2010)年 6月 2日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」 70人

- 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準1～5)
解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準6～11)
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：元東京国際大学理学部 教授 鈴木公 氏
パネリスト：日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏
進行：研究開発部 部長 高山裕司

4.質疑応答

平成 22(2010)年 6月 7日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」 41人

- 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準1～5)
解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準6～11)
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：東京国際大学 学長補佐・言語コミュニケーション学部 教授 高橋宏 氏

パネリスト：愛知産業大学経営学部総合経営学科 学科長
吉田修 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

4.質疑応答

平成 22(2010)年 6月 9日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」 44人

- 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて
解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について(基準1～5)

セミナー等開催実績

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について（基準6～11）

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：元東京理科大学理学部 教授 鈴木公 氏

パネリスト：学校法人金沢工業大学法人本部 財務部長
徳田守 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

4. 質疑応答

平成22(2010)年6月11日(金)

大阪ガーデンパレス「桐」 74人

1. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

2. 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について（基準1～5）

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について（基準6～11）

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：学校法人金沢工業大学法人本部 財務部長
徳田守 氏

パネリスト：日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏

進行：研究開発部 部長 高山裕司

4. 質疑応答

平成23(2011)年6月1日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「大雪」 64人

1. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政

2. 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 評価員の経験談～より精度の高い評価を目指して～

パネリスト：東京国際大学 学長補佐・言語コミュニケーション
学部 教授 高橋宏 氏

パネリスト：日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏

進行：評価事業部 部長 伊藤敏弘

4. 質疑応答

平成24(2012)年6月7日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士(東)」 42人

1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

2. 解説 大学評価基準等について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 解説 大学機関別認証評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価研究課 課長 永井良政

4. 大学ごとの情報共有

5. 質疑応答

大学機関別認証評価 評価員セミナー

平成25(2013)年6月14日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士」 130人

1. 解説 日本高等教育評価機構が行う認証評価について

解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘

2. 解説 認証評価における判断例等について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 解説 認証評価における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政

4. 質疑応答

5. 大学ごとの情報共有

平成25(2013)年6月17日(月)

日本高等教育評価機構内 会議室 13人

1. 解説 日本高等教育評価機構が行う認証評価について

解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘

2. 解説 認証評価における判断例等について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

3. 解説 認証評価における実務の流れについて

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 永井良政

4. 質疑応答(6/14開催分の質疑応答の紹介を含む)

5. 報告 大学ごとの情報共有(6月14日開催分)での決定事項について

認証評価担当評価員 団長セミナー

平成22(2010)年6月21日(月)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」「高尾」「天城」「赤城(東)」「赤城(西)」「大雪(東)」「大雪(西)」「吉野」 63人

1. 団長にお願いしたいこと～認証評価活動の流れを踏まえて～

解説者：副理事長 高倉翔

2. 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

3. 質疑応答

4. 座談会～円滑な評価活動を目指して～

5. 意見交換会

平成23(2011)年6月22日(水)

日本高等教育評価機構内 会議室 12人

- 解説 大学機関別認証評価活動における評価の判断例等について

解説者：評価事業部 次長 陸鐘旻

- 質疑応答

- 座談会～円滑な評価活動を目指して～

短期大学機関別認証評価 評価員セミナー

平成25(2013)年6月19日(水)

日本高等教育評価機構内 会議室 4人

- 解説 短大評価員への概要説明(実施大綱、評価基準、実務の流れについて、質疑応答含む)

解説者：評価事業部 部長 兼 評価研究部 部長 伊藤敏弘

- 評価員の紹介

- 情報共有

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

担当評価員セミナー

平成22(2010)年7月22日(木)

日本高等教育評価機構内 会議室 5人

- 評価活動における実務の流れについて

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- ファッション・ビジネス系専門職大学院評価基準について

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 今後のスケジュール

解説者：評価事業部 事業第二課 課長補佐 永井良政

- 質疑応答

評価員セミナー(評価員候補者対象)

平成17(2005)年8月24日(水)

仙台ガーデンパレス「蓬莱」 22人

- 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて

解説者：専務理事 原野幸康

- 「大学評価基準」等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価の実施要綱について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

- 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について

～試行評価とアメリカでの経験から～

講師：日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏

- 質疑応答

平成17(2005)年8月26日(金)

二松学舎大学「中洲記念講堂」 163人

- 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて

解説者：専務理事 原野幸康

- 「大学評価基準」等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価の実施要綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について
～試行評価とアメリカでの経験から～

講師：日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏

- 質疑応答

平成17(2005)年8月30日(火)

大阪ガーデンパレス「桜」 86人

- 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて

解説者：専務理事 原野幸康

- 「大学評価基準」等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価の実施要綱について

解説者：評価事業部 評価事業課 課長 西山里枝

- 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について
～試行評価と海外での経験から～

講師：大阪商業大学総合経営学部 教授 鋤柄光明 氏

- 質疑応答

平成17(2005)年8月31日(水)

名古屋ガーデンパレス「栄」 76人

- 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて

解説者：専務理事 原野幸康

- 「大学評価基準」等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価の実施要綱について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について
～試行評価の経験から～

講師：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏

- 質疑応答

平成17(2005)年9月6日(火)

札幌ガーデンパレス「平安」 24人

- 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて

解説者：専務理事 原野幸康

- 「大学評価基準」等について

解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 大学機関別認証評価の実施要綱について

解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻

セミナー等開催実績

4. 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について
～試行評価と海外での経験から～
講師：大阪商業大学総合経営学部 教授 鋤柄光明 氏
5. 質疑応答

平成 17(2005)年 9月 13 日(火)

福岡ガーデンパレス「ガーデンホール」 56人

1. 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて
解説者：専務理事 原野幸康
2. 「大学評価基準」等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
3. 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻
4. 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について
～試行評価の経験から～
講師：桜美林大学大学院 教授 船戸高樹 氏
5. 質疑応答

平成 17(2005)年 9月 14 日(水)

広島ガーデンパレス「孔雀」 42人

1. 本機構の概要と大学機関別認証評価システムについて
解説者：専務理事 原野幸康
2. 「大学評価基準」等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
3. 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻
4. 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点等について
～試行評価の経験から～
講師：桜美林大学大学院 教授 船戸高樹 氏
5. 質疑応答

平成 19(2007)年 2月 26 日(月)

KKR ホテル札幌「北斗」 13人

1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
2. 解説 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻
3. 講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と評価員の心構え～実際の評価とアメリカでの経験から～
講師：学校法人日本大学評議員、日本大学文理学部 教授 羽田積男 氏
4. 質疑応答

平成 19(2007)年 2月 28 日(水)

KKR ホテル博多「スピカ」 45人

1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について
解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻
2. 解説 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 第二係長 山口香奈子
3. 講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と評価員の心構え
講師：桜美林大学大学院 教授 船戸高樹 氏
4. 質疑応答

平成 19(2007)年 3月 5 日(月)

名古屋ガーデンパレス「翼」 57人

1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
2. 解説 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 永井良政
3. 講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と評価員の心構え
講師：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏
4. 質疑応答

平成 19(2007)年 3月 6 日(火)

大阪ガーデンパレス「桐」 51人

1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について
解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻
2. 解説 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 小林澄子
3. 講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と評価員の心構え
講師：学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏
4. 質疑応答

平成 19(2007)年 3月 9 日(金)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士(西)」 128人

1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について
解説者：評価事業部 部長 伊藤敏弘
2. 解説 大学機関別認証評価の実施要綱について
解説者：評価事業部 評価事業課 第一係長 陸鐘旻
3. 講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と評価員の心構え

講師: 桜美林大学大学院 教授 船戸高樹 氏

4.質疑応答

評価員候補者セミナー

平成 20(2008)年 2月 25日(月)

大阪ガーデンパレス「桐」 89人

- 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について

解説者: 評価事業部 部長 伊藤敏弘

2.質疑応答

- 講演 大学機関別認証評価実施における留意点と評価員の心構え

講師: 学校法人日本大学評議員、日本大学文理学部 教授
羽田積男 氏

4.質疑応答

平成 20(2008)年 2月 28日(木)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「富士(東)」 87人

- 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について

解説者: 評価事業部 部長 伊藤敏弘

2.質疑応答

- 講演 大学機関別認証評価実施における留意点と評価員の心構え

講師: 学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏

4.質疑応答

平成 20(2008)年 4月 12日(土)

日本高等教育評価機構内 会議室 16人

※欠席者用の追加セミナー

- 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について

解説者: 評価事業部 部長 伊藤敏弘

2.質疑応答

- ビデオ視聴 大学機関別認証評価実施における留意点と評価員の心構え

講師: 学校法人日本大学評議員 日本大学文理学部 教授
羽田積男 氏

4.質疑応答

平成 21(2009)年 2月 26日(木)

大阪ガーデンパレス「桐」 49人

- 報告 評価機構の活動状況報告

解説者: 評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について

解説者: 研究開発部 研究開発課 課長 守屋秀之

3.質疑応答

- 講演 機構評価の理念に基づく評価への関わり方

講師: 学校法人日本福祉大学 常任理事 篠田道夫 氏

5.質疑応答

平成 21(2009)年 3月 4日(水)

アルカディア市ヶ谷(私学会館)「穂高」 83人

- 報告 評価機構の活動状況報告

解説者: 評価事業部 部長 伊藤敏弘

- 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について

解説者: 評価事業部 評価事業課 課長 陸鐘昊

3.質疑応答

- 講演 機構評価の理念に基づく評価への関わり方

講師: 東京国際大学 副学長 高橋宏 氏

5.質疑応答



事務局内の様子

公益財団法人 日本高等教育評価機構10周年誌

発行日 平成26(2014)年6月25日

発 行 公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2階

TEL.03-5211-5131 FAX.03-5211-5132

<http://www.jihee.or.jp/>

編集人 黒田 壽二

制 作 株式会社ミーム

印 刷 株式会社三六工芸印刷社